

琉球大学学術リポジトリ

戦後台湾における「沖縄籍民」の引揚げの諸相

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学 公開日: 2018-05-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 春菜 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/40990

平成 29 年度 博士論文

戦後台湾における「沖縄籍民」の引揚げの諸相

琉球大学人文社会科学研究科 博士後期課程

学籍番号：138094A

氏名：中村春菜

目次

序章	テーマ設定の動機と研究目的及び研究方法	3
第1節	本稿の射程.....	3
第1項	日本人の外地引揚げ.....	5
第2項	移民県沖縄と敗戦直後の台湾の様子.....	6
第3項	旧日本軍人・軍属および一般日僑の台湾引揚げ.....	8
第4項	沖縄に関する不確実な流言と人心の不安.....	8
第2節	台湾と沖縄に関する先行研究.....	9
第3節	本稿の構成.....	12
第4節	「沖縄籍民」の台湾引揚げ.....	12
第1項	「沖縄籍民証明書」の存在と中華民国政府の琉球帰属問題に対する認識.....	13
第2項	「沖縄籍民調査書」の作成と台北米国領事館の関連.....	16
第3項	「沖縄籍民」の定義.....	17
第1章	旧日本軍人・軍属及びその遺家族と一般日僑の還送—送還の構造	19
第1節	旧日本軍人・軍属とその家族・遺族の引揚げ—送還の構造①.....	19
第1項	在台旧日本軍の処遇問題.....	19
第2項	送還実施機関.....	20
第2節	第一次還送（1946年2月～4月）.....	24
第1項	日僑管理委員会の設立及び役割—送還の構造②.....	24
第2項	日僑管理輸送施設（基隆・高雄港口事務処の役割—送還の構造③）.....	25
第3項	日僑の具体的な送還—送還の構造④.....	28
第3節	第二次還送（1946年10月～12月）.....	31
第1項	留台日僑世話役及び日僑互助会の設立—沖縄同郷会連合会の位置づけ.....	31
第2項	第一次還送との差異.....	35
第2章	在台沖縄籍民を導く3つのグループ—沖縄同郷会連合会・沖縄僑民総隊・琉球籍官兵集訓大隊 39	
第1節	疎開者への補助打ち切りと集結命令の取り消しから始まる沖縄籍民の結束.....	39
第2節	「沖縄籍民調査書」とジョージ・H・カー.....	40
第3節	沖縄同郷会連合会.....	42
第1項	沖縄同郷会連合会の結成.....	42
第2項	沖縄同郷会連合会の活動.....	46
第4節	沖縄僑民総隊.....	56
第1項	沖縄僑民総隊の結成過程.....	56
第2項	沖縄僑民総隊の編成及び掌握.....	58

第5節	琉球官兵（沖縄籍兵）	72
第1項	在台沖縄籍「日本兵」について	73
第2項	降伏～各隊での自活生活から基隆集結命令まで	75
第3項	第一次還送業務の従事—「基隆乗船地司令部兵站班露营地勤務隊」の事例をもとに	77
第4項	自給自足生活と二次還送業務の従事—「琉球官兵」として	81
第5項	琉球官兵に発給された二通の復員証明書	84
第6節	組織を超えた沖縄籍民の交流と相互扶助的關係	87
第3章	沖縄籍民の引揚げパターン	92
第1節	沖縄籍民の引揚げ概要	92
第2節	「民間船」引揚げ	94
第1項	「ヤミ船」と呼ばれた民間船引揚げ	94
第2項	宮古・八重山「自治体派遣船」引揚げ	102
第3節	琉球難民辦法に基づく疎開者帰還船（中華民国派遣船）引揚げ	104
第4節	本土（経由）引揚げ	108
第5節	沖縄本島への引揚げ	112
第6節	病院船引揚げ	116
終章	まとめと今後の課題	131
参考文献一覧		142

凡例

資料の翻刻掲載にあたっては、旧漢字は新漢字に、カタカナは平仮名に改め、適宜句読点をふった。

序章 テーマ設定の動機と研究目的及び研究方法

第1節 本稿の射程

本稿は、「沖縄の人々」の戦後台湾における引揚げの様相を、文字資料と体験者の証言を用いて明らかにすることを目的としている。具体的には、(1) 研究対象となる約3万人の在台「沖縄の人々」の範囲について言及し、まず(2)「沖縄の人々」の引揚げ方法との差異を明確にする為、日僑と呼ばれた日本本土籍の人々の送還方法を把握する。次に(3)「沖縄の人々」が引揚げるまでどのように台湾で過ごし(どのようなアクションを起こし)、(4) いつ・どの方法で沖縄へ(或いは本土経由して)引揚げてきたのかを考察する。その上で、(5)「沖縄の人々」にのみ生じた多様な台湾引揚げの様相について考察しようとするものである。

(1)については、「沖縄の人々」を認定していた組織人員の回顧録と現存している「沖縄籍民証明書」を用いて、本稿の研究対象を把握する。(2)については、主に日本の敗戦後に台湾を接收した行政長官公署の公文書を纏めた『台湾省行政長官公署政府接收資料』と日僑と琉僑の引揚げ実務に携わった機関「日僑世話役」が纏めた『台湾引揚・留用記録』を用いて送還方法をおさえる。(3)と(4)については、引揚げの背景により現存している資料に制約があることから、市町村誌史や筆者の採録した証言を用いて、台湾における「沖縄の人々」の様相を解明する。この(3)と(4)については、特に「口述資料」が重要となる。「自らの言語で何かを報告し、何かに関する情報を伝える役割を主とする「発言資料」¹として、本稿では重視したい。「口述史料」の中に戦後の混沌とした時代において文字資料として残っていない証言が多々含まれているからである。

高雄からヤミ船に乗った。何日に船が入るから、って聞いてコウケイから高雄の港に行ったんだけど、引揚げる人が多くて乗り切らなかったんだよね。それで2晩くらい高雄駅で寝泊まりしたな。ヤミ船っていつてもね、日中堂々と港に入ってきたよ。昼間でも関係ない。鷺鑿鼻岬というながい岬があるんだけど、そこをぐるっと回って、太平洋側に抜けた。それから蘇澳南方に途中で寄ったんだ。人は乗らなかったね。結局、宮古に着くまで、15日間もかかった。何でかって言うと、与那国附近で台風に遭って、3日くらいは与那国に滞在していたからさ。その時に、その船にメチルアルコールが積まれていたみたいで、船員たちが酒の代わりに飲もうとしていたみたいね。夜で手元があまり見えない中、ドラム缶の蓋がなかなか開

¹ 笠原十九司「歴史学研究と口述史料」『オーラル・ヒストリーと体験史 本多勝一の仕事をめぐって』(歴史学研究会、1989年6月、113頁)

かなくてさ、船員の一人がロウソクか何かで照らそうとした時に、ドラム缶の蓋が開いて、それからブワァーっと火が燃えてしまって。私はそこからはちょっと遠い大きな箱の近くで横になったんだけどね。火がそこまできよった。もう髪も眉もないよ、皮膚がただれるくらい。もうちょっとで死ぬところだった²。

上記の長濱勇の証言からは、①日本の敗戦直後から横行していた非合法のヤミ船引揚げで宮古・八重山へ引揚げようとしていた人々が非常に多かったこと、②ヤミ船といえども白昼堂々と入港してくる船もあったこと、③与那国付近で台風に遭っていることからわかるように、かなり危険な状況下で私的な引揚げが行われていたこと、④この時期に物資を運搬することは禁じられていた。メチルアルコールを積載していた事実からは、おそらく引揚げ船であると同時に密貿易船も兼ねていたこと、⑤非合法のヤミ船であるが故、規律がゆるく火災が起き、命を落としかねない事態に陥っていたことがわかる。

「沖縄の人々」の台湾引揚げは、このように非合法の引揚げ船の場合は特に文字資料としてその歴史が残っていないのが現状である。その為、「沖縄の人々」の台湾引揚げを理解しようとする時、「口述資料」と「文字資料」を突き合わせて構築し考察する必要があることはいうまでもない。

本稿では、以上のことを鑑み、上述したように「口述資料」としての証言と複数の資料館所蔵の一次資料や既刊された資料等の「文字資料」を組み合わせるマルチ・アーカイバル・アプローチの手法で検討をすすめていく³。なお、証言の使用にあたっては、

² 長濱勇「マラリアで死んだ父親のために、自分でお経をあげて見送った」赤嶺守（編）『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』（琉球大学法文学部、2018年、42～43頁）

³ 台湾引揚げを研究するにあたって、以下、関連する一次史料及びその所在について、以下説明する。（1）～（3）は台湾、（4）～（6）は沖縄県内で確認できる在沖沖縄県出身者に関する資料が所蔵されている。

（1）国史館：台湾の国史館は、主に政府の公文書を保管、整理している機関である。沖縄籍民の引揚げに関する資料も数件確認できる。

（2）国史館台湾文献館：「行政長官公署档案」や「台湾省政府档案」などが所蔵されており、引揚げ・留用の記録もある。1945年9月末に作成された「沖縄県疎開者調」の文書もここで保管されている。

（3）档案管理局：当館は、1999年に公布された「档案法」により、国のすべての公文書管理及び透明性のある公開を目的として建設された。国史館などの史資料も当館でデジタル公開をしていくとのことである。当館では目録の公開、資料の保管・閲覧とデジタル公開を進めている。「琉僑」「遣送」などの文書が、一部デジタルで公開されている。

（4）沖縄県公文書館：米国立公文書館から複写史料を購入し一般公開しており、在沖沖縄籍民の実情をワシントンへ知らせる文書などが確認できる、また、戦後の引揚げ者協会の設立などの文書も所蔵している。

（5）那覇市歴史博物館：当館では、「川平家文書」という川平朝申氏の収集した書簡や書籍、日記などを保管、公開している。その中には、沖縄同郷会連合会に関する資料などが確認できる。また、台湾引揚げ者の写真も所蔵されている。

（6）石垣市立図書館：当館では、「牧野清コレクション」を所蔵している。牧野清氏は、戦後在台八重山出身者の引揚げに従事しており、回顧録で詳述している。未刊行の史料も多数

主に次のような目的をもって積極的に挿入したり、検討に入れたりした。①文字資料の裏付けを得る、②資料からは明らかにできなかったであろう重要な事柄を得る。一つの事柄に対し、多くの証言が集まれば、それが裏付けられることに成る。しかし、台湾引揚げの場合、共通の体験をしていきた人々も多いが、中には、特に病院船引揚げなどのように、証言事例が極めて限られたものもある。またそうした事例については、「語るに語れない」状況があったことも考慮せねばならない。そういった事例については、たとえ一つの事例であったとしても、本稿では重要な証言として扱い論述材料としていく。

第1項 日本人の外地引揚げ

まず、日本帝国崩壊後の日本人の外地引揚げから概観しよう。昭和20(1945)年8月15日に天皇による「終戦に関する勅書」が放送された。日本はポツダム宣言を受諾して無条件降伏し、日本軍の完全武装解除や植民地・占領地の放棄等に応じることとなった。それにより、広大な大日本帝国の支配地の多くを手放すと同時に「国境線」が引き直され、植民地・占領地⁴に居住・滞留していた日本人は身を以て「敗戦国民」の体験をすることとなった⁵。GHQ/SCAPは「日本陸海軍の移動に第一優先を、民間人の移動に第二優先を附与すべし」と指示し、日本全国に18箇所の引揚げ港を設置し、朝鮮半島や旧満州、シベリア、台湾、南洋諸島などの外地からの復員者や引揚げ者を続々と日本へと帰還させている。8月15日の時点で、日本の新たな国境線の外には、陸軍が約308万人、海軍が約45万人、一般邦人は300余万人と総数660万人以上もの日本人がいたとされ⁶、敗戦当時の日本の総人口が約7,200万人とされることから、実に日本本土の人口の10%に近い人々が海外にいたことになる⁷。広範囲かつ大規模な邦人輸送は、日本史上で最大の短期的集団人口移動で、その完了には多くの年月を擁すると予測

所蔵されている。

本稿では、上述した未刊行史料の他、編集・整理を経た『政府接收台湾史料彙編』や『処理日本投稿文献彙編』、『中華民国重要史料初編』、『台湾引揚・留用記録』、『台湾引揚者関係資料集【編集復刻版】全7巻・付録2』も参照した。

⁴ 「植民地・占領地」とは、日本の敗戦に伴って日本の主権が及ばなくなった地域・国のことを指す。具体的には、植民地(台湾・朝鮮)、租借地(関東州)、委任統治区域(南洋群島)を指す。

⁵ 加藤聖文(2004)によれば、敗戦時に植民地や占領地にいた日本人にとっては、「国内の日本人と異なり、彼らが国内に引き揚げるまではアジアとの関係は濃密なものとして存在しており、さらには、日本国内へ引揚げる過程のなかでもいち早く国共内戦や米ソ対立に巻き込まれたことで、国内の日本人よりも戦後国際政治の過酷さを身を持って体験することになった。」とある。外地にいた日本人にとっての「8月15日」は新時代の到来ではなく、戦前の「精算」というかたちで「戦前」が継続していた。阿部安成/加藤聖文『『引揚げ』という歴史の問い方(上)』『彦根論叢』第348号、滋賀大学経済学会、139頁

⁶ 河原功『『台湾引揚者関係資料集』解題』『編集復刻版 台湾引揚者関係資料集』(不二出版、3頁)

⁷ 伊敷勝美「引揚げと収容所からの出発」『浦添市立図書館紀要』No.12(2001年3月、83頁)

されていたが、1949年の年末までに624万人（軍人軍属を含む）が日本に引揚げている。引揚げ輸送開始から30年経過した1976年末での引揚げ者総数629万人（軍人軍属311万人、一般法人318万人）であることからして、結果的には引揚げ開始からの4年間で99%を超える邦人が日本に引揚げてきたことになる⁸。

引揚げ港に到着した引揚げ船はまず、港内の検疫錨地点で、伝染病患者・疑似者・容疑者の有無の検診、船内衛生状態等の検疫を受ける。そうした検診・検疫終了後、連合国軍監督将校から接岸の許可が与えられ、引揚げ者ははじめて日本本土に上陸することができた。1947年3月に広東を出航した引揚げ船は、コレラ汚染騒動で20隻が浦賀沖で海上停泊となり、7万人近くが船内にて隔離され、終息するまで2ヶ月にわたって上陸を足止めされている。患者478人（うち死亡70人）、保菌者189人、保菌被疑者328人という多さだった。無事上陸が許されたとしても、引揚げ者は携帯品の消毒、頭や袖口からの大量のDDT消毒薬散布、検診所での精密な検診、健康者は入浴のうえ各種の予防注射の摂取を受けなければならなかった。引揚げ者は極悪な生活条件のもとで生活してきたものが多く、そのため栄養失調、マラリア、結核、脚気、胃腸疾患などの疾患者が一割以上を占めていたといわれる。『引揚検疫史』によれば、1946年2月から50年末までの引揚げ者数約471万人の内、上陸後に応急診療を受けたものは約55万人、このうち18万人が国立病院や国立療養所に収容されて治療を受けている⁹。これら引揚げに関しては、引揚援護庁長官官房総務課編『引揚援護の記録』3冊（引揚援護庁、のち厚生省援護局、1950年～1963年）、厚生省援護局編『引揚げと援護30年の歩み』（厚生省、1977年）、厚生省社会・援護局編『援護50年史』（ぎょうせい、1999年）をはじめ、引揚援護院検疫局編『引揚検疫史』（引揚援護院検疫局、1947～1952年）、各地の地方引揚援護局がまとめた『局史』などに詳述されている¹⁰。

第2項 移民県沖縄と敗戦直後の台湾の様子

「移民県沖縄」に目を向けてみると、深い繋がりのある外地の一つが台湾である。日本の台湾領有直後から、多くの「沖縄の人々」が移住、出稼ぎ、進学、そして疎開等の理由で渡台しており、特に距離的に近い宮古・八重山地域において、台湾との人々の移動が盛んであった。渡台した「沖縄の人々」は、1915年時点で1,594名、日本人移住者全体に占める割合は1.18%程度であったが、1930年時点では7,442名まで増加し全体の約3.26%まで増えている。沖縄戦開始直前の1940年にいたっては、移住者指数第一位の14,695名に急増している¹¹。

⁸ 前掲、河原功『『台湾引揚者関係資料集』解題』『編集復刻版 台湾引揚者関係資料集』4頁

⁹ 前掲、河原功『『台湾引揚者関係資料集』解題』『編集復刻版 台湾引揚者関係資料集』4頁

¹⁰ 前掲、河原功『『台湾引揚者関係資料集』解題』4～5頁

¹¹ 移住者の伸び率においても、1915年から1940年の間に約9倍もの伸び率を見せたのは沖縄のみであったと指摘している。（水田憲志「沖縄県から台湾への移住—第二次世界大戦前における八重山郡出身者を中心として」関西大学地理教室『地理学の諸相—「実証」の地平』大明堂、1998

さらに、戦況が悪化をたどる中で、1944年7月7日に東条英機内閣は緊急閣議を開き、奄美大島、徳之島、沖縄本島、宮古島、石垣島に居住する老人婦女子を本土へ8万人、台湾へ2万人、7月中に集団（強制）疎開させることを決定し、少なくとも1万4,044名¹²（台湾への強制疎開者及び南洋群島からの一時引揚げ者を含む）が台湾に移動している。1940年時点の人数と戦争開始後の疎開者を単純に足すと2万8,000人強の「沖縄の人々」が台湾にいたことになる¹³。厚生省援護局編『引揚げと援護 30年の歩み』には、台湾引揚げの当時の状況について、次のとおり記されている。

台湾は一般状況が他地域に比較してはるかに良かったことから、その引揚げ順位は最終と予定されていたが、米国から引揚船舶を貸与されたことなどもあり、同胞の引揚げは急速に進捗し、台湾在住一般邦人は、昭和二一年三月から五月の間に約三〇万人、一〇月から一二月の間に約三万人が引揚げた。なお、台湾は戦争地域中最も平穏に引揚げを完了した地区である¹⁴。

台湾においては、満州や韓国、シベリアなどの他地域と比べ、比較的穏やかな戦後を迎えたとよく言われる。しかし、終戦直後の台湾の情報を旧台湾総督府警務局がまとめた『大詔渙発後ニ於ケル島内治安状況並警察措置』（全三報）の第二報には、台湾島内は「漸次沈静」「治安状況も良好」となってきたが、経済面では土地価格の暴騰、流言蜚語による民心の動揺ぶりの様子、「爾後ノ治安維持ハ相当困難ノ度ヲ加フルモノト思料セラル」と記している¹⁵。空襲の恐怖や臨戦態勢の抑圧から解放はされたものの、支配と被支配の関係が逆転し、総督府行政が空洞化した中で、台湾在住の日本人の間でも混乱がなかったわけではない。在台日本人と台湾人との人的軋轢、警察力の弱体化、治安状況の悪化、集団的掠奪・窃盗・襲撃・脅迫・暴行等の被害、物流の停滞による品不足、諸物価の高騰、貨幣価値の低下、流言蜚語による民心の動揺、職業不安、居住問題、子弟の教育、私有財産の処置など、様々な問題が一気に湧き起っていた¹⁶。

年3月、382頁)

¹² 「無縁故疎開セル沖縄島民ノ送還ニ関シ嘆願ノ件」（1945年12月作成）（国史館所蔵文書）。なお、1945年11月4日付に台湾軍管区参謀長（台北）が陸軍次官宛てに発した至急電報「台湾疎開沖縄県人帰還ノ件」には「沖縄県人にして台湾に強制疎開せしめられたる者約1万名（本島3,000、宮古5,000、石垣2,500）に上」と記している。

¹³ ちなみに、引揚者在外事実調査票データを分析した野入直美によると、南洋群島からの引揚げ者は13,173名、フィリピンが3,120名、台湾が6,504名、朝鮮が183名であったとされるが、野入によると、この引揚者在外調査票データは世帯主以外の引揚者の数は含まれていないとのことで引揚げ者の実数とはやはり異なる。（「沖縄引揚げ者の「外地」経験：市町村史の体験記録を中心に」『移民研究』9号（沖縄移民研究センター、2013年9月、124～125頁））

¹⁴ 厚生省援護局編『引揚げと援護 30年の歩み』厚生省、1977年10月、89頁

¹⁵ 前掲、河原功「『台湾引揚者関係資料集』解題」6～7頁

¹⁶ 前掲、河原功「『台湾引揚者関係資料集』解題」1頁

第3項 旧日本軍人・軍属および一般日僑の台湾引揚げ

そのような状況下で、日本人の台湾引揚げは1945（昭和20）年12月26日に軍人・軍属2,854人を「夏月号」に乗船させ送還することから始まった。台湾には空襲はあったものの、軍人・軍属は陸地での戦闘を交えておらず、敗戦直後には約22万人もの軍人・軍属がいた。先にこうした軍人・軍属の引揚げが実施された。続いて民間人の引揚げが実施され、「第一次還送」（1946年2月1日～同年4月29日）で28万4,105人¹⁷、「第二次還送」（1946年10月～同年12月）で1万8,585人¹⁸が引揚げている。引揚げ船舶は延べ212隻、大部分がアメリカ側から貸与されたリバティー型輸送船（7,000トン）やLST艦（3,000トン）で、基隆や高雄港から鹿児島・佐世保・大竹・宇品などに送還された。半世紀にも及ぶ日本の植民地経営の中、台湾には多くの日本人がおり、その還送も大掛かりなものであった。

第4項 沖縄に関する不確実な流言と人心の不安

一方、「琉僑¹⁹」と国府から呼ばれた「沖縄の人々」の引揚げは容易ではなかった。先述した「大詔渙発後ニ於ケル島内治安状況並警察措置」の第二報には、「人心不安を流言に就て観るに」「沖縄デハ16歳以上ノ男子ニ対シテハ脳ヲ鈍ラセ女ニハ性欲増進ホルモンノ注射ヲ施シテ居リ将来沖縄人ノ滅亡並ニ混血児ノ繁殖ヲ実施中ダソウダ²⁰」といった記述が確認できる。この流言に「男子に対して脳を鈍らせ、女には性欲増進ホルモンの注射を施し」、「混血児の繁殖を実施中」との文言から、沖縄本島に上陸していた米軍による被害が横行していることを想起した在台沖縄県出身者も多かったであろう。当時、沖縄本島には琉球列島米軍政府が樹立され、特に沖縄本島への船舶の入港取締まりが厳しかった²¹。敗戦直後は船の航行も容易ではなく、すぐにこの流言の真実を確認する術は在台沖縄県出身者にはなかったと思われる。流言の真相はさておき、「沖縄の人々」に対して、すぐには帰還命令が下されなかった。日僑の引揚げが実施される中、

¹⁷ 軍人・軍属の家族：8,208人、遺族・留守家族：59,941人、一般日僑：21万5,956人（河原功監修『台湾引揚・留用記録』一卷、1997年、ゆまに書房、4～5頁）

¹⁸ 留用を解除されて帰国した者及びその家族：1万6,997人、「残余日僑」1,588人。（前掲『台湾引揚・留用記録』一卷、8頁）

¹⁹ 「琉僑」とは、中国の華僑になぞらえた言葉で、在台沖縄県人のことを指す。沖縄以外の日本人のことを「日僑」と呼称し、沖縄人と日本人を区別していた。

²⁰ 前掲、河原功『台湾引揚者関係資料集』49頁

²¹ 琉球列島米軍政府は、海上からの敵の侵入を恐れて船の使用を禁じた。1945年7月、軍政府は動物タンパク質の不足を補うため、櫂のみで操作する舟による漁労申請を、翌月に許可しているが、その範囲は島の北東沿岸5マイル（約8km）に限定されている。同年11月までエンジン付あるいは帆付の船の使用は許可されず、1946年4月まで沖縄の主要漁場での操業も許可されなかった。（沖縄県教育委員会『沖縄県史 資料編14 琉球列島の軍政 1945—1950 現代2（和訳本）』、2002年2月、114頁）

このような流言を耳にした在台沖縄県出身者が居ても立ってもいられなかったであろう状況は想像に難くない。着の身着のまま宮古・八重山地域から強制疎開で来ていた人々の中には、そうした流言がある中、引揚げの手続きを経ることなく、冒頭で紹介した長濱のような「ヤミ船引揚げ＝非合法の引揚げ」でいち早く帰島した者も多い。

このように、敗戦後の台湾は混乱期にあり、特に引揚げに待たがかけられた在台沖縄県出身者は引揚げるに引揚げられない状態であり、長年住み慣れたことを理由に台湾に留まっても良いと考える者まで出てくる状態であった。彼らの置かれた状況は個々人の体験でそれぞれ異にするが、在台沖縄県出身者全体の様相を文字資料と口述資料で明らかにし、当時の引揚げをとりまく公的機関との関連で捉えようとするのが、本稿の一貫した主題である。

第2節 台湾と沖縄に関する先行研究

沖縄と台湾間は距離的な近さもあってか、台湾植民地当初から人の往来が盛んに展開されていた。そうした沖縄と台湾間の人の移動に関する研究には一定の蓄積がある。沖縄県出身者の植民地台湾での定住・仮定住に関する研究は、又吉盛清『日本植民地下の台湾と沖縄²²』を嚆矢として、朱徳蘭の論考²³や西村一之の論考²⁴、金戸幸子の研究²⁵などがある。

具体的に台湾引揚げに関する論考は、現在のところ多いとは言えない状況であるが、引揚げに関連する部分的な分析による先行研究がいくつか挙げられる。以下にまとめてみよう。まず、琉球大学法文学部社会学研究室が実施した台湾引揚げ者への聞き取り調

²² 又吉盛清『日本植民地下の台湾と沖縄』（沖縄あき書房、1990年10月）

²³ 朱徳蘭「基隆社寮島の沖縄人集落（1895－1945）」上里賢一ほか編『東アジアの文化と琉球・沖縄』（彩流社、2010年4月）や「基隆社寮島の沖縄人ネットワーク（1895－1945）」我部政明・石原昌英・山里勝己（編）『人に移動、融合、変容の人類史—沖縄の経験と21世紀への提言』（彩流社、2013年3月）などで、基隆市東北部に位置した社寮町（現：和平島）の沖縄人集落に焦点をあて、一次資料を多用して石花菜を採集した沖縄出身漁業者の実態と重層的な人間関係、沖縄住民のグループ形成などに言及している。

²⁴ 植民地統治期を契機として調査地にもたらされた、漁業をめぐるイメージとしての「日本」がどのように扱われてきたかを試験的に考察し、その中で戸籍名簿中に沖縄出身の漁業従事者がいることと、インタビューから「琉僑」とよばれた人々が留用され、戦後も長く台湾人に漁業を伝える役割を担ったことを実証している。（西村一之「台湾東部における漁撈技術と「日本」—近海カジキ突棒漁の盛衰のなかで（特集=台湾における日本認識）」『アジア・アフリカ言語文化研究』71号、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、2006年3月）

²⁵ 金戸幸子「1930年前後の八重山女性の植民地台湾への移動を促したプル要因—台湾における植民地的近代と女性の職業の拡大をめぐる」（琉球大学移民センター『移民研究』第3号、2007年3月）

査を学生主体で行い報告書²⁶としてまとめあげている。戦後の台湾における沖縄県出身者に関する研究の中でも、上地晶子が「戦後台湾における日本人の引揚げと「琉僑」の存在—『政府接收臺灣史料彙編』収録史料を中心に」と題した修士論文²⁷で、主に台湾接收にあたった台湾省行政長官公署側の公文書を用いて分析を行い、初めて沖縄出身者の台湾引揚げを語る上で重要な3つの組織、すなわち「沖縄同郷会連合会」「沖縄僑民総隊」「琉球官兵」の関係性や周辺機関との関係性を整理し、具体的な日僑と琉僑の送還方法について明らかにした。しかしながら、組織関係者の証言はあまり用いられておらず、また他の公文書と実態の突き合わせ作業もなされておらずフレームワーク作成にとどまるのみとなっている。特に2,000人以上を有していた沖縄僑民総隊については、行政側の公文書に現れることが少ないため、詳述されておらず、再検討の余地がある。

松田ヒロ子は、ライフヒストリー研究の手法を用いて在台沖縄系移民の植民地経験やアイデンティティの重層性に焦点をあて、検討する論考をいくつか発表している²⁸。中でも、台湾における「沖縄の人々」をエスニックグループ「沖縄系移民」として捉えることで「日本人コミュニティに同化して暮らしていた台湾の沖縄系移民らが、はじめて職業や地域を超えて全島的な台湾人コミュニティを形成したのは、帝国崩壊後のことであった。琉球列島が米軍に占領され、日本政府の保護もままならない中で、沖縄系移民たちはみずから互助団体を結成することによって、中華民国が支配する台湾で生き延びた²⁹」と見解を述べており、生存をかけた一種のストラテジーとして相互扶助関係があったことを見出している。さらに、「国際関係の劇的な変動にともなう半ば強制的な「帰還移民」を検討する際には、帰還前と帰還後だけでなく、帰還の途上（プロセス）で形成される故郷的な「場」—あるいはエスニックな共同体—に注目することの重要性³⁰」についても説いており、筆者もその「帰還の途上」における相互扶助組織について検討を加える事に全面的に肯定の立場である。しかしながら、松田もやはり沖縄僑民総隊についての言及は少なく、後述するが「沖縄同郷会連合会」と「琉球官兵」は寧ろ、困窮していた「沖縄僑民総隊」への助力と共通目的である引揚げ実現を原動力として結束を強めていったという視点が欠落しているように思われる。

台湾における「沖縄の人々」をまとめ中心的な役割を果たしていた「沖縄同郷会連合

²⁶ 琉球大学法文学部社会学研究室『沖縄における台湾引揚げ者の生活史』1999年社会学実習Ⅰ・Ⅱ報告書（琉球大学法文学部社会学専攻、2000年2月、琉球大学附属図書館所蔵）

²⁷ 上地晶子「戦後台湾における日本人の引揚げと「琉僑」の存在—『政府接收臺灣史料彙編』収録史料を中心に」琉球大学修士論文、2008年3月、法文学部614資料室蔵）

²⁸ 「近代沖縄の医療と台湾：沖縄県出身者の植民地医学校への進学（特集 沖縄における引揚げ体験の記憶と意味の構築：台湾、満洲、フィリピンを中心に）」『移民研究』（琉球大学移民研究センター、2013年9月）や「植民地台湾から米軍統治下沖縄への「帰還」」『文化人類学』第80号4巻（特集 帰還現象から移民研究の諸概念を問い直す）（日本文化人類学会、2016年3月）など。

²⁹ 松田ヒロ子「植民地台湾から米軍統治下沖縄への『帰還』」『文化人類学』2016年3月、563頁

³⁰ 前掲、「植民地台湾から米軍統治下沖縄への『帰還』」563頁

会」の結成の背景については、松田良孝が『台湾疎開—「琉球難民」の1年11ヶ月』（2010年）で疎開者救済を目的としていたことを関係者の手記と資料を用いて論証している。同連合会が発給していた「沖縄籍民たることの証明書」の現物も発見している。しかしながら同連合会の具体的な活動内容や他の二組織との関連については触れておらず、「台湾沖縄同郷会連合会の実態と今後の研究課題³¹」で同連合会の活動内容を1 渉外、2 管理、3 資金調達、4 教育の4点に整理して論を展開しているものの、1~3については細かく分析されており活動内容が把握できるが4については頁の制約もあろうが、分析がなく、全体的な実態の解明には至っていない感が否めない。浅野豊美は、「沖縄の人々」とも接触をもっていたジョージ・H・カーの文書やGHQ史料を読み込み、米国施政下の琉球地域へ引揚げる人々が戦後沖縄の形成に指導的役割を果たすことを米国側は的確に予測していたことを論じ³²、泉水英計は『沖縄籍民調査書』と”10,132 okinawans soon to enter the jurisdiction of United States forces,”Freimuth2466b,1946³³の結東点として台北駐米副領事のジョージ・H・カーに見出し、『沖縄籍民調査書』が纏められた背景として「残留沖縄人調査と、それをベースに作成される台北米国領事館報告を生み出すことになった」と的確に結論づけている³⁴。その過程で『沖縄籍民調査書』を元に「沖縄僑民総隊」の実態に迫ってはいるものの、公文書を元に論の展開を行っているため、実際にそこで共同生活を送っていた人々の様子は尙えず、沖縄僑民総隊の実像の解明については検討の余地がある。「琉球官兵」については、2015年に上梓した拙論「戦後台湾における沖縄籍民の引揚げの様相—「琉球官兵」の形成過程とその役割」以外、他に研究の蓄積が見られない。

以上見てきたように、これまでに沖縄と台湾間の人の移動に焦点を当てた研究については一定の蓄積があるが、沖縄県出身者の台湾引揚げに特化した研究は少なく、その引揚げの実態が明らかになっているとは言い難い。混沌とした戦後の台湾で、引揚げを希望する沖縄県出身者が、どのように個人で生活をし続け、どのような集団をつくり、どのような共同・集団生活を送り、いつ・どのように・どのような方法で引揚げたのかについては、「台湾統治終末報告書」にも触れられておらず、そうした「沖縄の人々」の台湾引揚げの実態については、具体的な検討がなされていない。

³¹ 「台湾沖縄同郷会連合会の実態と今後の課題：「台湾疎開」に焦点を当てて（〈特集〉台湾をめぐる境域）」『白山人類学』14号、2011年

³² 浅野豊美「米国施政権下の琉球地域への引揚—折りたたまれた帝国と重層的分離」『社会科学研究』第26巻 第1巻（中京大学社会科学研究所、2005年）

³³ ジョージ・H・カー文書、沖縄県公文書館所蔵

³⁴ 泉水英計「在台湾沖縄人引揚に関する覚書—日米同時代報告の結節点」『Project paper』第25巻、神奈川大学 国際経営研究所、2012年3月、19頁

第3節 本稿の構成

以下、各章の構成について簡潔に述べていきたい。

第1章「旧日本軍人・軍属及びその遺家族と一般日僑の還送—送還の構造」では、台湾引揚げを体系的に捉えるため、敗戦後台湾を接収した中華民国行政長官公署がまとめた行政文書集である『政府接収台湾史料彙編』のうち、「第3章 日僑的遣送與徴用」を中心に日本人全体の引揚げの全体像を把握する。そうすることで、「沖縄の人々」の引揚げとの異同を明確にすることができる³⁵。

第2章「在台中沖繩籍民を導く3つのグループ—沖繩同郷会連合会・沖繩僑民総隊・琉球籍官兵集訓大隊」では、引揚げを待つ「沖縄の人々」の社会でどのような組織が形成され、それがどのように関わりあったのか、これらの組織がどう作用していたのか具体的に考察する。これまでの先行研究では、部分的に各組織の業務内容や関連があったことについて言及はされているものの、各組織の詳細な業務内容や組織を超えた連携についてはほとんど検討されてこなかった。本章で、各組織の設立背景や引揚げに向けた連携、引揚げを待つ組織の人々の日頃の様子などを口述資料と文字資料を用いて明らかにする。これらの3つの組織が、日本の範疇ではなくなった台湾で引揚げるまで相互扶助組織として機能していたことを述べる。

第3章「沖縄籍民の引揚げパターン」では、約3万人いたとされる「沖縄の人々」が、いつどのような方法で引揚げたのか、その実相に迫る。上述したように、「沖縄の人々」の引揚げ許可は、当時沖縄本島を占拠していた琉球列島米国海軍軍政府とGHQの確執があつてなかなか降りなかった。その一方で、距離的にも近く、多くの困窮した疎開者を出した宮古・八重山へはいち早くヤミ船引揚げという方法が取られていた。具体的には、時系列で引揚げ方法を整理し述べていく。研究の手法は第2章と同様、口述資料と文字資料で論じていく。

以上、日僑と呼ばれた日本人の引揚げとは異なった沖縄籍民独特の引揚げの内実を明らかにしたい。

第4節 「沖縄籍民」の台湾引揚げ

上述した台湾における「沖縄の人々」に関する研究では、これまで移民という側面からの研究が多かったためか「沖縄系移民」や「沖縄県出身者」「沖縄出身」「沖縄県人」等と呼称されており、その表記は不統一である。これらの表記からは「沖縄県に出生した者」、「沖縄で育った者」等が研究対象とされていることが想定されるが、台湾にお

³⁵ 上地晶子「戦後台湾における日本人の引揚げと「琉僑」の存在—『政府接収臺灣史料彙編』収録史料を中心に」（琉球大学人文社会科学研究所、修士論文、2009年3月）を主に参照し展開していく。なお、上地以外に、中華民国政府の引揚げに携わった機関をフレーム化した研究は管見の限り見当たらない。

る引揚げを語るうえでは、それらの表記では不十分と考える。なぜならば、「沖縄の人々」には、「沖縄籍から他府県籍へ転籍した者」や「本人は湾生（台湾生まれの者を指す言葉）であるが、親の本籍によっている者」等おり、必ずしも「沖縄（県）」という土地の出身または育ちであるかどうかは問題ではなく、むしろ彼らが沖縄籍を保有するか否かで引揚げの方法が異なっていたからだ。河原功も、『台湾引揚・留用記録』の解題中で「沖縄籍民」という呼称を使用しているが、沖縄籍民の用語の定義には言及していない³⁶。

第1項 「沖縄籍民証明書」の存在と中華民国政府の琉球帰属問題に対する認識

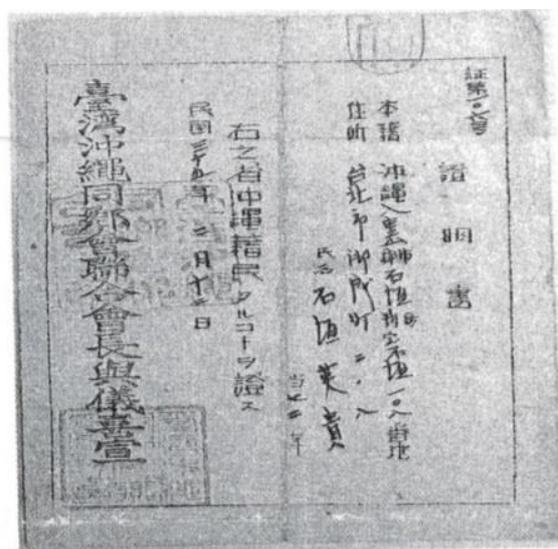


図1 沖縄籍民証明書

「右の者沖縄籍民タルコトヲ證ス」の文字が確認できる（八重山平和記念館所蔵）

される³⁸。『蒋介石日記』や『国際問題討論会会議記録及各種検討案件分送各会員研究』等を分析した楊子震は、最終的には、カイロ会談に臨んだ蒋介石は、ルーズベルトとの会談で、琉球問題に関しては信託統治に言及するに止まり、その帰属に対して曖昧な態度しか示さず明言をさけ、1944年9月から計3回にわたった国際問題討論会でも台湾人と朝鮮人は日本人としてみなさないと言及したものの、沖縄人については一切言及しなかったことを指摘している³⁹。また、川平朝申は回顧録の中で、日僑管理委員会の委

第2章第3節で詳述するが、中華民国政府（以降、国府と略記する）の指導を受けた沖縄同郷会連合会は引揚げ援護業務の一つとして、沖縄籍民の特別保護・残留許可の条件として沖縄籍を有する者を「琉僑」と認定し「日僑」と区別するための「沖縄籍民証明書」（図1参照）を発行していた³⁷。国府は元来、沖縄県を日本の一部とは見做していなかった。むしろ一部の外交官は「戦後、朝鮮の独立以外に、東北四省、台湾、澎湖及び琉球諸島は当然我が国に返還されるべきである」と琉球領有の意欲を示唆さえしている者もあり、これは国府が対日戦後処理の方針を言及した最初の公式見解であったと

³⁶ 河原功『台湾引揚・留用記録』第1巻、7頁

³⁷ 前掲、川平朝申「わが半生の記 7」『沖縄春秋』12号（沖縄春秋社、1974年8月、86頁）

³⁸ 前掲、楊子震「帝国日本の崩壊と国民政府の台湾接收：戦後初期日台関係における脱植民地化の「代行」76頁

³⁹ 前掲、楊子震「帝国日本の崩壊と国民政府の台湾接收：戦後初期日台関係における脱植民地化の「代行」77頁。楊はさらに続けて、1944年下旬までに国府の上層部は琉球の中国領有につ

員長であった周夢麟が、「沖縄県人も日本人だから一緒に日本本土に同じ船で引揚げるべきである…（中略）沖縄は米軍に占領され、日本政府の施政権はおよんでいない。日本人だと自覚するなら当然日本本土に引揚げるべきである⁴⁰」と主張し、さらに「中華民國は、琉球は日本であると考えており、貴方がたも当然日本に帰るべきである。それ故に日僑管理委員会で台湾を引き上げるまではお世話する⁴¹」といった周の言葉を紹介している。しかし、こうした沖縄籍民は日本人であるとの見解は、あくまでも周個人の見解で、後にみられる中華民國の政策的見解ではなかったことを指摘しておかなければならない。

戦後の中華民國政府における琉球帰属問題処理については、赤嶺守が 1947 年 10 月

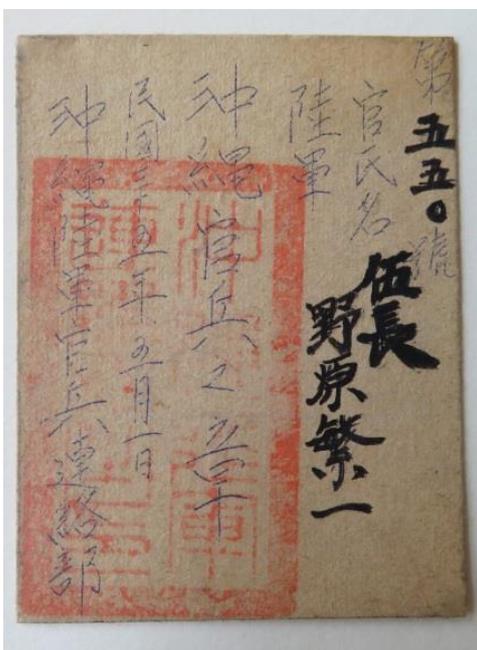


図2 沖繩官兵之章

— 民国 35 年 5 月 1 日、沖繩陸軍官兵連

絡部より発給されている。(野原繁一氏蔵) 37年7月に上海市教育局が沖縄へ送った書籍の送り状に「祖国復帰への期待」が書かれていたことや、47年に「わが半生の記」の巻頭に「地理的に勘案すれば、仮に台湾と海南島を中国海上領域の双瞳に例えるなら、琉球群島と南沙・西沙諸島は中国領海上にある2本の触角であり、ともに必要不可欠である」と結論づけていることから、琉球を失われた領土の一部と考える国府関係者が少なくなかったことは、容易に推察できると分析している。そして、「いずれにせよ、終戦前後において国府が琉球への認識を政策に反映させ、琉球の領有権を積極的に取り戻そうとする外交施策は見られなかった」と考察する。(前掲、楊子震「帝国日本の崩壊と国民政府の台湾接収：戦後初期日台関係における脱植民地化の「代行」」78頁)

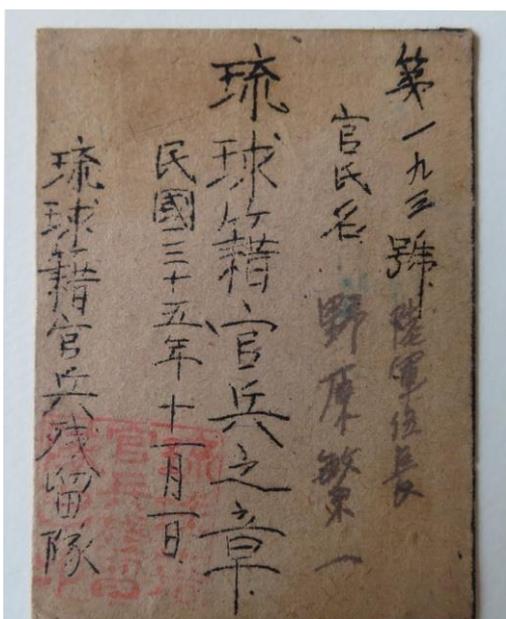
⁴⁰ 川平朝申『わが半生の記』(7)、85頁

⁴¹ 川平朝申『わが半生の記』(7)、85～86頁

⁴² 赤嶺守「戦後中華民國における対琉球政策—1945年～1972年の琉球帰属問題を中心に」『日本東洋文化論集』(琉球大学法文学部紀要 第19号、2013年、30～31頁)

明証でなされることになる。

なお、琉球官兵とよばれた沖縄籍兵にも沖縄籍民証明証が発行されていたかどうかは現段階では定かではない。しかしながら、現存している「沖縄官兵之章」（1946年5月1日に発給）（図2参照）と「琉球籍官兵之証」（1946年11月1日に発給）（図3参照）、この2通の証明が、彼らが沖縄籍民であることの証明に準じるものであったことも考えられる。



この沖縄籍民証明書の発行⁴³後、沖縄籍民が一定の保護を受けることになることを予測した沖縄籍民と偽る他府県人や、他府県へ転籍した本来沖縄籍である少数の者が、この沖縄籍民の証明書を受理しようと申請し始めたが、連合会は他府県人はもちろんのこと、転籍した沖縄籍民⁴⁴に対しても頑として証明書の申請を受け付けなかったようである⁴⁵。こうした「沖縄籍民」であることの認定は、中華民国政府の施策であったが、沖縄籍民を認定する権限は同連合会が握っており、送還を実施する中華民国政府が認定したものではなかった。また、後述するが、沖縄籍民の認定

⁴³ この証明書がいつから発行されるようになったのか正確な期日を知る史料は管見の限り見当たらない。松田孝氏の著書『台湾疎開—「琉球難民」の1年11ヶ月』270頁に現れる「証明書（証番号106号、発行日民国35（1946）年2月12日）から、遅くとも2月12日より以前に発行されていたことが分かる。また、沖縄籍民が日僑として本土へ引揚げなくても良い旨の通給と新聞広告が（野原敏一氏所蔵）掲載されている。

⁴⁴ 在台沖縄籍民が転籍した背景については、松田ヒロ子が「植民地台湾における沖縄系移民のエスニシティ：「沖縄人」をめぐる葛藤と実践（〈特集〉台湾をめぐる境域）」『白山人類学』第14号（白山人類学研究会、2011年3月、15～20頁）で詳細に考察している。その中で、「沖縄系移民が転籍や改姓名をしなくてはならないような状況自体は、決して肯定されるべきではない。（中略）転籍や改姓名が一般的であったことそのものが、日本統治下台湾において「沖縄」や「琉球」が否定的なラベルとして作用していた現実を裏付けるものだと言えよう。だが一方で、転籍や改姓名という行為は、在台沖縄系移民が決して日本本土系移民からのステレオタイプを一方的に押し付けられる受動的な存在ではなかったことをまた示している。（中略）日本統治下台湾における「日本人」や「沖縄人」カテゴリーが、内地／外地というカテゴリーと比較すると弾性的で、制度と日本本土系移民のステレオタイプ、そして沖縄系移民の戦略的実践との間の相互交渉によって規定されていたことを示唆しているのである。」といった結論を導いている（前掲、松田ヒロ子「植民地台湾における沖縄系移民のエスニシティ：「沖縄人」をめぐる葛藤と実践（〈特集〉台湾をめぐる境域）」20頁）。

⁴⁵ 前掲、川平朝申「わが半生の記 7」86頁。その理由として、川平は転籍した沖縄籍民に対し、「戦前沖縄籍であることを卑下し転籍したことで利益を受け、戦後は一転して沖縄籍に戻る」という利己的な行為が気に入らなかったようだ。また、「会長の与儀も転籍した沖縄人に証明書を出すことを渋った」と続けている。

に関しては、沖縄で沖縄籍民を受け入れる琉球列島米軍政府もまた、沖縄籍民の認定には関わっていなかった。

なお、中華民国政府は現在も沖縄を正式に「日本の一部」とは認めていない。戦後、沖縄籍民に対して、「琉僑」「琉球官兵」「琉球人」といった名称を使用し、「沖縄」といった呼称を用いていないことから明らかであろう。

第2項 「沖縄籍民調査書」の作成と台北米国領事館の関連

また、第2章第2節で詳述するが、台湾全島各地区から集結隊が台北集中営⁴⁶に集められ、統制ある集団生活をするために編成された沖縄籍民による相互扶助組織である沖縄僑民総隊が結成されている。泉水英計は「沖縄籍民調査書」を分析し、この僑民総隊を「軍隊風に階層化された組織であり、自治体のような存在⁴⁷」であったと指摘している。

「沖縄同郷会連合会」の副会長を務めていた南風原朝保が、懇意にしている「アメリカ領事館の高官⁴⁸」の一時帰国に伴い、沖縄籍民の早期引揚げについての協力を依頼した所、この「アメリカ領事館の高官」が、在台沖縄籍民の実情を詳しく調べた調査書があれば、これを携行し本国に戻った際に沖縄籍民の引揚げを検討することも可能となると述べている。そこで、1946（昭和21）年8月上旬、即刻、調査書の作成が平川沖縄僑民総隊隊長より田里維成氏に依頼されている⁴⁹。調査書の作成については、沖縄僑民総隊の各部長に協力を依頼し、琉球官兵善後連絡部隊長陸軍大尉永山政三郎からも資料を借り受け完成させている⁵⁰。これは、在台沖縄籍民による引揚げを待つ彼らの実情を記した現存している唯一の公文書といえる。調査書は「アメリカ領事館の高官」に渡

⁴⁶ 集中営は台北市をはじめ、基隆や高雄、花蓮港にも設けられた。集中営とは、引揚げを待つ人々の一時的な集合同所兼生活の場のことである。なお、泉水は「在台湾沖縄人引揚に関する覚書一日米同時代報告の結節点一」『Project paper』第25巻（神奈川大学 国際経営研究所、2012年3月）の論考中で、台北集中営のことを「難民キャンプ」と表現しているが、「難民」という言葉には今日、「政治的な迫害のほか、武力紛争や人権侵害などを逃れるために国境を越えて他国に庇護を求めた人々」（国連難民高等弁務官事務所）のことを指していることから、敗戦後の台湾における「沖縄の人々」の状況を鑑みると「難民」という表現はそぐわないと思われる。そこで、本稿では中国語の集中営が何を意味するかを説明することで、実態に即した「集中営」という言葉をそのまま使用することとする。

⁴⁷ 泉水英計「在台湾沖縄人引揚に関する覚書一日米同時代報告の結節点」『Project paper』第25巻（神奈川大学 国際経営研究所、2012年3月、11～12頁）

⁴⁸ 前掲、泉水英計「在台湾沖縄人引揚に関する覚書一日米同時代報告の結節点」19頁。なお、泉水氏は「アメリカ領事館の高官」とは、当時台北副領事であったジョージ・H・カーであった可能性が高いと指摘している。公文書館所蔵の“10,132 Okinawans soon to enter the jurisdiction of United States forces” Freimuth2466b”、ジョージ・H・カー文書において、彼のサインが確認でき、筆者もまた泉水氏の考えと同様である。

⁴⁹ 前掲、『琉球官兵顛末記』266頁

⁵⁰ 前掲、『琉球官兵顛末記』266～267頁

され、当時の台北米国領事館が 1946 年 10 月 2 日に南京のアメリカ大使館宛に「沖縄籍民 10,132 人がまもなく米軍管轄下に入る」との報告⁵¹を送っている。また、この調査書が琉球列島米軍政府に送らていたことは、ワトキンス文書に収められている”Report on Okinawans in Taiwan(September 15, 1946)⁵²”の中で、”Total number of individuals 10,132”と同じ数値を示していることから分かる。そして、作成から 2 ヶ月後の同年 10 月より沖縄籍民の沖縄本島引揚げが開始されている。この調査書作成が沖縄籍民の引揚げに大きく影響していたことがうかがえる。

第 3 項 「沖縄籍民」の定義

上述してきたように、「沖縄籍」を有するか否かは、国府に留用された日僑・琉僑以外の人間が、正式な引揚げまで合法的に在台できるか否かに直結していた。そして、この「沖縄籍」を保有している者には「沖縄籍民証明書」が公布され、「内地人」として家族・知人のいない日本本土への強制退去を回避する手段＝身分保障にもなっていた。また、この「沖縄籍民」調査書の作成は、在台沖縄籍民の実態を調査し、早めの帰還を促す作用も持っていたが、上述したように琉球列島米軍政府にとっては、戦後の荒廃した沖縄で活躍するであろう人材の選定材料にもなっていた。在台沖縄籍民については、「沖縄」という土地で生まれ育ったかどうかは問題ではなく、あくまで本籍地を沖縄としていた者自身または父や婚姻によって、本籍地も沖縄から変更することもなかった者が、第一義的に沖縄籍民と認定されていた。以下、在台沖縄籍民の事情を鑑みて沖縄籍民の 4 つの特質及び関連する事象・特徴を指摘しておきたい。

- ① 沖縄籍民の中には、約半世紀という長い台湾植民地経営のもとで生まれた「湾生」と呼ばれる沖縄という土地の出身ではないが、父母により沖縄籍を保有する者がいる。
- ② 中華民国政府は日本人を「日僑」、沖縄人を「琉僑」と区別していたが、その沖縄人であるかどうかの認定は「沖縄同郷会連合会」に一任されており、その際、「沖縄籍か否か」はもちろんのこと、「他府県へ転籍していないかどうか」ということも問われていた。沖縄籍民には、戦後も合法的に留台するための「沖縄籍民証明書」が発行されていた。

⁵¹ “10,132 Okinawans soon to enter the jurisdiction of United States forces” Freimuth2466b”、ジョージ・H・カー文書、沖縄県公文書館 なお、浅野豊美は、この報告書において在台沖縄人指導者たちが引揚げ後、戦後沖縄で影響力のある指導者となる可能性を秘めていると認識されていた、と分析している。(浅野豊美「米国施政権下の琉球地域への引揚—折りたたまれた帝国と重層的分離」『社会科学研究』第 26 巻 第 1 巻 (2005 年、97～98 頁)

⁵² ワトキンス文書刊行委員会編『沖縄戦後初期占領資料』巻 38 (緑林堂書店、1994 年 5 月、148 頁)

③ 「沖縄籍民」については、「琉球人」「琉球官兵」「琉僑」といった名称が中華民国政府によって使われていた。

④ 民間の相互扶助組織であった沖縄僑民総隊が作成した「沖縄籍民調査書」の中で、沖縄への送還を待つ沖縄県人を「沖縄籍民」と称していた。

②の沖縄人であるかどうかの認定を依頼された「沖縄同郷会連合会」が、認定の際に「沖縄籍か否か」を問題にした点、そして④の沖縄僑民総隊が作成した「沖縄籍民調査書」の中で、沖縄への送還を待つ「沖縄の人々」を「沖縄籍民」と称したことに留意し、本稿では以下、「沖縄籍民」という呼称を使用することとする。なお、種々の事情により、沖縄籍から他府県へ転籍し、「沖縄籍民証明書」が発行してもらえず、本来の本籍地である沖縄に引揚げられなかった「沖縄の人々」がいたことを指摘しておく。

第1章 旧日本軍人・軍属及びその遺家族と一般日僑の送還—送還 の構造

1945（昭和20）年12月26日、軍人・軍属2,854人の送還を皮切りに台湾からの日本人（軍人・軍属、民間人）の引揚げが始まる。上述したように、台湾には軍人・軍属が約22万人おり、食糧問題や治安維持の観点等から、軍人・軍属らの送還が優先された。民間人の引揚げは、その後に回された。「第一次送還」（1946年2月～同年4月）では28万4,105人⁵³、「第二次送還」（1946年10月～同年12月）で1万8,585人⁵⁴が送還されている。

本章では、まず沖縄籍民（琉僑）の引揚げより、先に実施された日本人（日僑）の引揚げについて検討する。第1節では旧日本軍人・軍属とその遺家族の送還について、第2節では第一次送還について、第3節では、第二次送還について概観する。なお、第2節では日僑の送還過程を把握するため、日僑管理委員会の設立、日僑管理輸送施設について検討し、さらに日僑の具体的な送還方法についても言及する。

第1節 旧日本軍人・軍属とその家族・遺族の引揚げ—送還の構造①

第1項 在台旧日本軍の処遇問題

台北や高雄、台中などで大規模空襲はあったものの、在台日本兵らは、戦うことなくして日本の敗戦を迎えた。通常であれば、交戦していないとはいえ、敗戦国である日本の兵士らは捕虜として収容所等へ収容されるべきであるが、台湾においては、それは実施されなかった。本稿では沖縄籍民の台湾引揚げに関連する事柄を扱うため、今回は捕虜問題については深く言及しない。

1945年10月27日に行政長官公署が発表した「答台問答」で、日本統治時代の各種施設接收等の接收順序について触れ、「日本軍は未だ武装解除しておらず、無論、行政機関の接收も同時に進めて行くものの、軍事的な接收を最優先で進めていく⁵⁵」と記していることからわかるように、国府側にとって旧日本軍の接收は最優先任務であった

⁵³ 軍人・軍属の家族：8,208人、遺族・留守家族：59,941人、一般日僑：21万5,956人。（河原功監修『台湾引揚・留用記録』1巻、ゆまに書房、1997年、4～5頁）

⁵⁴ 留用を解除されて帰国した者及びその家族：1万6,997人、「残余日僑」1,588人。（前掲『台湾引揚・留用記録』1巻、8頁）

⁵⁵ 陳幼銜「戦後日軍日僑在台湾行踪的考察 附録：戦後日軍日僑在台記事年表」95頁。実際、敗戦を認めようとしぬ幹部が存在しており、11月23日に国府軍と衝突し、全島を脅威の中においた。中には、脱走する旧日本軍人が少なくなく、また全島各地に武器・弾薬・軍事必需品を隠匿し、窃盗・殺人・傷害事件などを起こすなど、違法行動が多くみられた。（同論文「戦後日軍日僑在台湾行踪的考察 附録：戦後日軍日僑在台記事年表」12～14頁）

56。在台日本軍は投降した10月25日時点で陸軍が16万2,519人、海軍が5万7,181人、合計22万2,400人で、そのうち2,260人が台湾人であったことから、実際に台湾からの引揚げの対象となった日本兵は約22万人⁵⁷であった。GHQ/SCAPから「日本陸海軍の移動に第一優先を、民間人の移動に第二優先を附与すべし」といった指示があったにせよ、そうした旧軍人が残留していることは、国府にとって脅威であったろう。実際、GHQ/SCAPからの指示どおり、旧日本軍人・軍属及びその遺家族の引揚げが、一般の日本人に先立って最優先に実施されている。送還するまでの間、一般的には、敗戦国の軍人軍属・民間人は収容所に入れられる。中国側としても旧日本軍と民間人を集中営入りさせようとする考えはあったようである。しかし、当時台湾軍参謀の安藤正によれば「集中営に入ることはその影響は甚大なものがあつたし、軍も困るが民間は生活の基盤喪失の影響を考慮し、百般の手段を尽くし遂にこれが阻止に成功した⁵⁸」とし、集中営入りが回避されている。

GHQ/SCAPからもまた台湾の軍備等に関する現状報告の提出命令が発せられ、9月10日の部局長打合会で報告書作成要領が検討され、「連合軍陸海軍最高司令官ニ提供スベキ資料調製ニ関スル件」(極秘)が作成されているが⁵⁹、その中の一つの報告書が「職業輔導並ニ現地自活計画」というタイトルのもので、冒頭に方針として「内地ヨリ派遣ノ将兵ハ台湾土着ノ主義ニ基キ長期ニワタリ生活保證ノ為□カニ人的配置ヲ完了ス。」とあり、当初の計画では、GHQ/SCAPは日本軍人を台湾で自活生活を長期にわたってさせようと考えていたことが示唆される⁶⁰。

最終的には、昭和20年12月16日には旧日本軍人を対象とした「日俘管理处」が組織され、集中、検査、送還といった業務を、警備総司令部第3処の管理・管轄の下、基隆・高雄両港湾に設立された「港口運輸司令部」が担当することとなり、旧日本軍人の送還に向けて大きく動き出した。

第2項 送還実施機関

旧日本軍の管理統制をおこなっていた台湾省警備総司令部(以下、警備総司令部と略す)は、1945年9月10日に重慶にて成立し、その代表を柯遠芬^{かえんぶん}とし、機密管轄室、および第一処から第四処を設置し、さらに副官、経理、軍事裁判所、調査室、直轄特務団、連絡隊、軍楽隊で構成された台湾における軍事方面の最高機関であった。警備総司令部は日本軍へ向けて、①台湾第10方面軍司令官安藤利吉が備忘録を受け取った日より、

⁵⁶ 前掲、上地晶子「戦後台湾における日本人の引揚げと「琉僑」の存在—『政府接收臺灣史料彙編』収録史料を中心に—」修士論文、2008年3月、6頁

⁵⁷ 陳幼銜「戦後日軍日僑在台行踪的考察(上)」3頁

⁵⁸ 安藤正『あゝ台湾軍』(台湾会、1983年5月、29頁)

⁵⁹ 河原功『資料集 終戦直後の台湾』解題」10頁

⁶⁰ 前掲、『資料集 終戦直後の台湾』331頁

警備総司令部が一切を統括し、安藤利吉が日本軍投降に関する事柄について指揮責任を負うこと、②安藤利吉から台湾省地区の軍隊に各種命令を伝達すること、などを規定する文書を交付している⁶¹。10月17日に中国国民党第62軍、70軍がアメリカ第7艦隊によって基隆・高雄に到着したのを皮切りに、国民党軍が陸続と台湾へ上陸している。同年10月25日には台北市中山堂において受降式典が挙行され、台湾における日本の植民地統治が正式に終了し、旧日本軍は各部隊において武装解除を行うと共に、武器弾薬及び食糧を全て国民党軍に引渡す作業に取り掛かる。旧日本軍は、この時、名称を日本官兵善後処理連絡部と改称された。

同時に、日本側においても同年10月26日に「陸海軍省ハ、昭和20年11月30日限り之ヲ廃止シ、同年12月1日ヲ以テ第一復員省(仮称)及第二復員省(仮称)ヲ設置スルコト⁶²」が閣議決定され、11月22日には厚生省内に引揚援護課が置かれ、24日には地方引揚援護局が設置されて、各地からの引揚げに向けた準備が進められた。

台湾側では、12月16日には旧日本軍人を対象とした「日俘管理处」が組織され、集中、検査、送還といった業務は、警備総司令部第3処の管理・管轄の下、基隆・高雄両港湾に設立された「港口運輸司令部」が担当した。さらに「鉄路運輸司令部」が設置され、各地から両港までの人員輸送を統括した。こうして、12月25日には日本本土へ向けて第1回輸送船が旧日本軍人を乗せ、基隆港を出港した。以下、具体的にどのような送還が行われたのか見てみよう。

12月に基隆・高雄両港に設立された「港口運輸司令部」は司令各一名を、警備総司令部参謀が兼任し、副司令官をアメリカ側の「連絡組」より派遣された人員が兼任し、さらに主任参謀1名(司令部の業務処理担当)と、その下に運輸組、検査組、管理組の3つが設けられた。業務を担当した各組の職掌は以下のとおりである。

- ① 運輸組：主に旧日本軍人の送還順序・各回の人数分配とその報告、出港入港船舶の調査、船舶の制御と指揮、船舶情報の漏洩防止、沈没船のサルベージ作業への協力、運輸に関係のある調査・その統計の作成。日本官兵の輸送を中心としながら、その他の送還に関連のある事柄を担当していた。
- ② 検査組：各種検査(調査)を担当。送還する旧日本軍軍人の主な各種調査、戦犯名簿との照らし合わせと逮捕、疫病検査とその患者に対するの処置、関係文書の作成。乗船前の荷物検査や検疫はこの組の担当。
- ③ 管理組：旧日本軍人の集結に関する調査、集結地の配分、集結後の管理と看護、取穴人数の調査統計の作成。輸送中を除く期間の管理を担当。

⁶¹ 劉鳳翰『日軍在臺灣——一八九五年至一九四五年的軍事措置與主要活動』(下)(国史館、1997年、623～625頁)

⁶² 「陸海軍省ノ廃止ニ関スル件」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A03010225700、公文類聚・第六九編・昭和二〇年・第一四巻・官職八・官制八(陸軍省・第一復員省)(国立公文書館)」

その他に港口司令部の庶務、警備、中国兵の管理や燃料の補充保管、衛生管理、財産調査結果の登記などを行う「副官」や、経費の審査、支給及び購入品の審査などを行う「軍需」、さらに港口司令部に関連のある文書の受取・発送、文書の清書、印鑑の管理、電報の翻訳、各組の関連文書の作成を行う「書記」が置かれていた⁶³（図4参照）。また、引揚げの一部は旧日本軍の人員が担当していたが⁶⁴、引揚げも終盤を迎えた2月11日より、その業務の一部が沖縄出身日本軍人の「琉球官兵」に引き継がれ、続いて実施された日僑の引揚げも担当しており、日本・沖縄の軍人が、台湾引揚げ業務に関わるようになった。

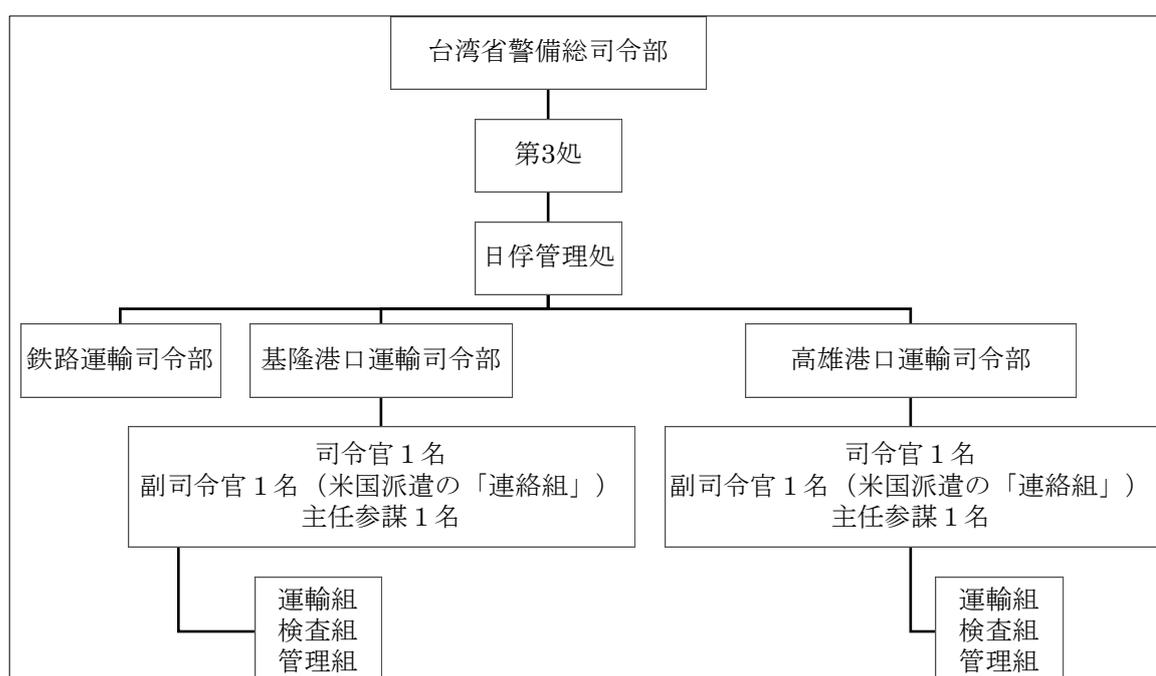


図 4 旧日本軍人・軍属およびその家族・遺族の引揚げに関わった機関

(劉鳳翰『日軍在臺灣——一八九五年至一九四五年的軍事措置與主要活動一』(下)をもとに筆者作成)

旧日本軍人とその家族の送還業務で使用された船舶数は、基隆港では1945年12月22日から1946年3月2日の業務終了を迎えるまでに計20回、46隻、高雄港においては1945年12月31日から1956年2月28日までに計16回、26隻が使用されており、いずれも大規模な引揚げであった⁶⁵。なお、3月31日に花蓮港付近に在住する日僑の利

⁶³ 前掲、劉鳳翰『日軍在臺灣——一八九五年至一九四五年的軍事措置與主要活動一』(下) 687～690頁

⁶⁴ 安藤正『あゝ台湾軍』(台湾会、1983年5月、74～75頁)

⁶⁵ 劉鳳翰『日軍在臺灣——一八九五年至一九四五年的軍事措置與主要活動一』(下) 691～693頁。

便性が考慮されて「運輸分処」が設立され、基隆港口運輸司令部へ隷属させている。花蓮港の運輸分処では、3月31日から4月12日までに合計38隻の船舶を利用し、19,986名が送還された。

送還までの手順は、①各集中地から港口運輸司令部へ移動する、②検疫場にて身体検査および防疫の予防接種を済ませる、③異常のある者は陸軍病院にて治療を受け、回復後②と同様の検査を経て集中営での管理を受ける、④輸送船舶に乗船し帰国する、というものであった⁶⁶。

『政府接收臺灣資料彙編』では、旧日本軍人・軍属及びその遺家族の引揚げに関する資料を6件確認できる。

1 件目の文書：1945年12月29日に警備総司令部から行政長官公署民政処へ出された「台湾省警備総司令部第三処函請轉知各市縣鄉鎮協助調查日俘眷属遺族⁶⁷」

2 件目の文書：1946年1月8日に開催された「中美参謀聯合會議録⁶⁸」

3 件目の文書：1946年1月23日付の「臺灣省警備総司令部輸送日軍眷属辦法⁶⁹」

4 件目の文書：1946年2月12日付けの「台湾省行政長官公署民政處函請盟方將召自由輪陸續駛臺輸送日負離境⁷⁰」

5 件目の文書：4件目と同日付の「台湾省行政長官公署民政處函請速派員輸送日僑辦事處事務⁷¹」

6 件目の文書：1946年3月7日付の「日僑遣送會議第一次紀錄」

⁶⁶ 劉鳳翰『日軍在臺灣——一八九五年至一九四五年的軍事措置與主要活動一』（下）695頁

⁶⁷ 何鳳嬌編輯『政府接收臺灣史料彙編』上冊（國史館、1993年9月、451頁）なお、この文書によって①警備総司令部から各縣市などの行政機関への連絡事項は民政処を経て伝えられていること、②12月29日の時点で、民政処が日本人の引揚げに一定の役割を果たしていること、③軍人家族の引揚げは警備総司令部が担当したことなどが確認できる。

⁶⁸ 前掲、何鳳嬌編輯『政府接收臺灣史料彙編』上冊、452～456頁。本文書は台湾省警備総司令部とアメリカ側の定例会議の議事録で、日本官兵の送還について話しあわれた内容が記載されている。この議事録から、中米両機関の緊密な打ち合わせのもとに引揚げが計画・実行されていたことがうかがえる。

⁶⁹ 前掲、何鳳嬌編輯『政府接收臺灣史料彙編』上冊、456～457頁。なお、琉僑の検疫の責任をアメリカ側が負っているが、一般日僑に関しては史料で見ると中国側が検疫の責任を負うこととなっている。このことは特筆すべき事柄であろう。（上地晶子「戦後台湾における日本人の引揚げと「琉僑」の存在—『政府接收臺灣史料彙編』収録史料を中心に」9頁参照）

⁷⁰ 何鳳嬌編輯『政府接收臺灣史料彙編』上冊、460～461頁。なお、上地は本文書の注目すべき点として、文書の差し出し機関が行政長官公署民政処、受け取り機関が日僑管理委員会となっているところで、民政処がそれを取り次いで日僑管理委員会へ知らせていることと指摘している。日本軍人の引揚げは警備総司令部第3処、日僑の引揚げは日僑管理委員会が担当したが、民政処が警備総司令部と各行政機関をつなぐ役割を果たしていたことが、この文書からも確認できると指摘している。（上地晶子「戦後台湾における日本人の引揚げと「琉僑」の存在—『政府接收臺灣史料彙編』収録史料を中心に」11頁）

⁷¹ 何鳳嬌編輯『政府接收臺灣史料彙編』上冊、461～462頁

以上、6件のみと情報は限られているものの、米・中、行政長官公署・警備総司令部・日僑管理委員会、そして沖縄籍兵らが協力、連絡体制を形成しながら、旧日本軍人・軍属とその遺家族の送還を行っていたことを確認することができる。

第2節 第一次還送（1946年2月～4月）

第1項 日僑管理委員会の設立及び役割—送還の構造②

台湾からの最初の民間人（日僑）の大規模な引揚げは、前節で述べたように旧軍人・軍属及びその家族・遺家族の引揚げ後に始まり、1946年2月21日から4月29日までの約2ヶ月の間に行われた。投入された船舶は延212隻、1隻に4,000人以上乗る船もあった。そのほとんどがアメリカからの貸与艦、リバティー型輸送艦（7,000トン）やLST艦（3,000トン）であったが、米軍管理下にあった旧日本軍輸送船や商船等も引揚げ輸送に投入された。そうした輸送船投入により、わずか2ヶ月で台湾に住む日本人約28万人が台湾を引揚げている。この時期の日本人引揚げを「第一次還送」という⁷²。

日僑の引揚げに際し、その引揚げを統括した政府機関である「日僑管理委員会」（以下、括弧を外す）について触れておく。1945年12月20日に開催された米中連合会議で⁷³、日僑への命令伝達、法律の遵守、要望の取りまとめなどの役目を担う「日僑委員会」の設立が建議され、それが「日僑管理委員会」として実現したとみていいだろう。その一週間後の12月27日、台湾省行政長官公署によって「臺灣省行政長官公署交付臺灣省日僑管理委員会組織規定⁷⁴」が公布されている。第一条において「本省の日僑の調査、管理および輸送の処理の観点から鑑みて、台湾省日僑管理委員会を特設し本公署に隷属させる」とし、日僑の管理と輸送を担う機関として日僑管理委員会設立が規定されている⁷⁵。日僑管理委員会の職務内容は大きく分けて次の7つである。

- ① 中央と本省の日僑に関わりのある一切の命令訓示の伝達執行に関する事項
- ② 日僑の調査統計および管理に関する事項
- ③ 送還する日僑輸送の調整、輸送および給食に関する事項
- ④ 送還する日僑の衛生検査に関する事項
- ⑤ 日僑の秩序維持に関する事務事項
- ⑥ 行政長官が委託する事務事項
- ⑦ その他日僑の管理に関する事項

⁷² 前掲、河原功『台湾引揚・留用記録』第1巻、前書4頁

⁷³ 「中美聯合會議程序（譯文）」前掲、何鳳嬌編輯『政府接收臺灣史料彙編』上冊、437～451頁

⁷⁴ 何鳳嬌編輯『政府接收臺灣史料彙編』上冊、328～331頁

⁷⁵ 上地晶子「戦後台湾における日本人の引揚げと「琉僑」の存在—『政府接收臺灣史料彙編』収録史料を中心に—」12頁を参照

上記の内容から、日僑管理委員会の職務内容は実に幅広いことがわかる。さらに、日僑の管理に関する事項については、日僑に対する給与、日僑の住居、日僑子弟の教育、日本本土との通信連絡・送金、日僑の冠婚葬祭、困窮者の救済、日僑の請願に関すること、なども含まれていた⁷⁶。日僑管理委員会は、中央（行政長官公署や中国陸軍総司令部）の命令を伝達・執行しながら、調査、引揚げを担当するのみならず日僑の日常生活にまで深く関わっており、日僑に関するほぼすべての業務を一手に担う組織であったと性格づけることができる。日僑管理委員会は「日僑」の名を冠するとおり、戦後台湾に残された日本人を管理するために作られた組織であったが、その業務対象は日本人と区別して取り扱われた沖縄籍民や韓国人にまで及んでいる。日僑管理委員会は台湾における敗戦以前「日本人」の枠内にいた台湾人を除く人々の引揚げに関わる管理組織であったと位置づけることも可能であろう⁷⁷。

第2項 日僑管理輸送施設（基隆・高雄港口事務処の役割—送還の構造③）

実際の引揚げ業務に携わることとなった機関は、日僑管理委員会付属の港口事務処であった。2月15日付「臺灣省日僑管理委員會廣告臺灣省日僑遣送應行注意事項⁷⁸」文書の第15条から日僑輸送とその管理の見地から設立に至った経緯をみとめる。2月8日に「臺灣省行政長官公署令公布臺灣省日僑管理委員會基隆高雄辦事處組織規則⁷⁹」が公布され、組織の規定がなされている。その内容は、日僑管理委員会の組織規定とほぼ同様で構成員、職務内容組織内の部門、予算などについて具体的に規定されている。主任と副主任を各一名置き、更に主任は港湾の運輸司令を兼任するとしている。運輸司令は、旧日本軍人・軍属の送還の際、12月に基隆・高雄両港に設立された「港口運輸司令部」の司令部を指す。その際の運輸司令は警備総司令部参謀であったが、旧日本軍人の引揚げ後半に警備総司令部から引き継ぎを求められ、日僑管理委員会側の人員へ引き継がれている。副主任は主任が選出の上、日僑管理委員会に報告し、日僑管理委員会が行政長官公署に審査・承認を求めるといった形が取られた。以下、その職務範囲を列挙する。

- ① 各縣市の日僑輸送の指揮と監督に関する事項
- ② 港における日僑の集中、輸送および管理事項
- ③ 日僑の輸送人員の分配に関する事項
- ④ 同盟国の船舶との連絡に関する事項

⁷⁶ 河原功『台湾引揚・留用記録』第1巻、前書5頁

⁷⁷ 上地晶子「戦後台湾における日本人の引揚げと「琉僑」の存在—『政府接收臺灣史料彙編』収録史料を中心に—」14頁を参照

⁷⁸ 何鳳嬌編輯『政府接收臺灣史料彙編』上冊、343～361頁

⁷⁹ 何鳳嬌編輯『政府接收臺灣史料彙編』上冊、338～340頁

- ⑤ 日僑の衛生検査および施設に関する事項
- ⑥ 日僑の携帯品とその検査と処理に関する事項
- ⑦ 帰国する日僑への告知と指導に関する事項
- ⑧ 日僑の組編成の指導に関する事項
- ⑨ 日僑の互助組織の指導に関する事項
- ⑩ 日僑の休養に関する事項
- ⑪ 日僑の行動思想の調査考察に関する事項
- ⑫ 日僑の警衛に関する事項
- ⑬ その他日僑の輸送と管理に関する事項

内容は、設立の目的を同じくする基隆・高雄港口事務所の職務範囲、または日僑管理委員会の管理組、輸送組とほぼ同様であるといえる。輸送施設の施設長は、県長もしくは市長が担当し、副施設長については施設長が選出、日僑管理委員会を通して行政長官公署に報告され、其後任命するという手順がふまれた。また実際の業務責任者は副施設長であった。その下には係長と若干名の係員、さらに事務員や雇用員がおかれ、施設長、副施設長の命令を受けて各業務を担当することが規定されている⁸⁰。(図5参照)

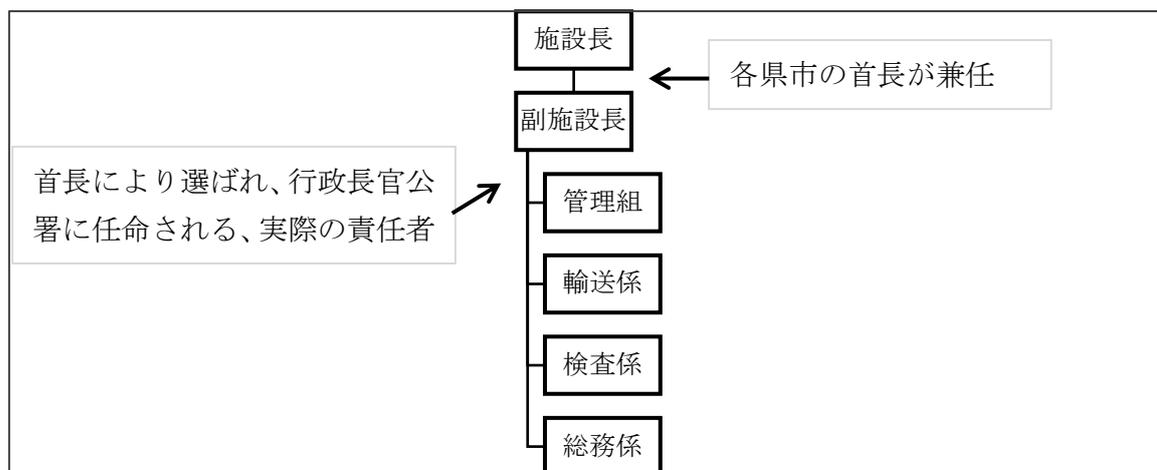


図 5 日僑輸送管理施設（附属機関）の構成図

- ※各係に係長1名、係員若干名、事務員、雇用員が置かれた。
- ※「県」は重要地点に施設支部を設置することになっている。
- ※県に設置された施設支部は支部長（口調が兼任）、副支部長、管理係、輸送係、総務係をおいた。
- ※日僑の徴用も許される。

（「臺灣省行政長官公署令公布臺灣省各縣市日僑輸送管理站組織規則」前掲、何鳳嬌編輯『政府

⁸⁰ 「臺灣省行政長官公署令公布臺灣省各縣市日僑輸送管理站組織規則」前掲、何鳳嬌編輯『政府接收臺灣史料彙編』（上冊）341～343頁

以上、日僑管理委員会、基隆・高雄港口事務所、日僑輸送管理施設、管理施設支部、そして日僑管理委員会を管轄下に置く行政長官公署について設立の経緯を検討してみると、その関係性や権限がみえてくる。

日僑管理委員会以下、各機関の下部職員の人選に判断を下したのは行政長官公署で、日僑管理委員会の主任委員以外の9名の委員を招聘または任命する権利も行政長官にあった。さらに基隆・高雄港口事務所、日僑管理輸送処施設の副主任、副施設長に関しても、各機関代表者が選択した人物を、日僑管理委員会を通じて行政長官公署に報告し、行政長官公署が任命し充当させていた⁸¹。

各機関の予算についても、日僑管理委員会の予算は行政長官公署の許可を経て支出され、基隆・高雄事務所と各県市の日僑輸送管理施設の予算は日僑管理委員会を通じて報告され、行政長官公署の許可を得て支出されていた。直接隷属する日僑管理委員会だけではなく、その附属機関にまでも行政長官公署の決定権が及んでいた。なお、各県日僑輸送管理施設支部の予算については、各県の日僑輸送管理施設より日僑管理委員会に報告した後に支給されることが規定されており、附属機関の下部機関には直接の関与は見られない。上記の4つの機関の組織規則・細則を交付しているのは、すべて行政長官公署であり、日僑管理委員会に下部機関の規定を定める権限は備わっておらず、行政長官公署が引揚げにおいて最高行政機関として存在し、日僑管理委員会は、一定の組織編成と権限、機能を保持しつつも、あくまでも行政長官公署に「隷属する」実務機関のひとつであった。

日僑管理委員会事務細則、各県市輸送管理施設事務細則の文書処理規定からも、各組織の関係性を知ることができる。各組織で文書を送付する際に使われる文書形式は基本的に「呈」「函」「公函」「代電」「令」であった。「呈」は上申書、つまり民間から官庁へ、もしくは下級官庁から上級官庁へ提出する文書に用いられる形式である、「函」「公函」は同級機関の間、もしくは従属関係のない機関の間で往復される公文書の一種である。「代電」は本来急を要し電信にて通知する必要があるようなことを、何らかの事情で、速達で済ませる際に使用された。「令」は命令形の文書であり上級機関から下部機関へ送付する文書に用いた。つまり「呈」を使用する場合は、上部機関への文書であり、「令」を使用する場合は下部機関への文書、「公函」は同等機関への文書であることがわかる。

日僑管理委員会においては、文書作成の際、行政長官公署へ対しては「呈」を用い、行政長官公署管轄の各処や會、警備総司令部などには「函」を使用し、各県市には「代

⁸¹ 「臺灣省行政長官公署令公布臺灣省日僑管理委員会基隆高雄辦事處組織規則」及び「臺灣省行政長官公署令公布臺灣省各縣市日僑輸送管理站組織規則」前掲、何鳳嬌編輯『政府接收臺灣史料彙編』上冊、338～343 頁

電」もしくは「令の」形式で対応し、基隆・高雄事務所、日僑輸送管理施設には「令」を用いると規定されている。各県市の輸送管理施設では、日僑管理委員会に対しては「呈」を用い、日僑管理委員会の各室・組、基隆・高雄港口事務所、日僑輸送管理施設には「函」を使用し、各県市政府には「代電」もしくは「公函」を用いるとしている。このように各機関の間で使用される文書形式に着目することで、機関と機関の関係性を知ることができる⁸²。

第3項 日僑の具体的な送還—送還の構造④

2月に入り、旧日本軍人送還が着々と進められる中で、いよいよ一般日僑の引揚げが現実のものとなり始める。2月15日付けで公布された「臺灣省日僑管理委員会廣告臺灣省日僑遣送應行注意事項⁸³」には日僑送還の際の注意事項が具体的に規定されている。この文書以降、引揚げ規定を定めた文書が次々と公布されていく。以下、そうした資料を通して、より具体的に引揚げの進行経緯を見ていくこととする。

なお、次章以降でみる沖縄籍民の引揚げに関しても、1945年5月3日に提出された「臺灣省日僑管理委員会電示輸送琉僑注意事項⁸⁴」で「琉僑の送還手続きはすべて日僑と同様とする」と述べられており、さらに1946年10月20日付の「臺灣省日僑管理委員会傳送琉僑遣送與定表⁸⁵」においても、琉僑の送還について「本省の日僑送還の注意事項と帰国日僑組編成実施方法の規定にもとづいて、妥当な処理をする」と述べられていることから、以下におこなう日僑引揚げの分析を以て、沖縄籍民の送還手続きを把握することが可能と考えられる。

「臺灣省日僑管理委員会公告臺灣省日僑遣送應行注意事項⁸⁶」は、行政長官の許可を経て、各県市政府、基隆・高雄事務所、各県市日僑輸送管理施設へ向けて公布された日僑引揚げの際の注意事項である。以下、主に送還に関する事項を見てみよう。

帰国の際に携帯が許可される物品について、①洗面用具、②寝具、③衣服・履物類、④炊飯具、⑤日用品（鉛筆や時計等）、⑥荷物用カバン、⑦薬品類（1週間分に制限）、⑧食料（航行中期間中、余分に2日分携帯可能）規定の数を超過してはならず、特別な場合を除いては、各人で担いで運搬可能な量をその限りと定めている。なお、携帯品については、3月30日に出された修正文書（「臺灣省日僑管理委員会公告臺灣省日僑遣送應行注意事項第三、第五、第七、第十五條條分⁸⁷」）でさらに詳細な注意が加えられている。また、日本へ携帯できる現金については、1946年2月18日付けで接收委員会と

⁸² 上地晶子「戦後台湾における日本人の引揚げと「琉僑」の存在—『政府接收臺灣史料彙編』収録史料を中心に—」22頁を参照

⁸³ 前掲、何鳳嬌編輯『政府接收臺灣史料彙編』（上冊）343～361頁

⁸⁴ 前掲、何鳳嬌編輯『政府接收臺灣史料彙編』（下冊）873頁

⁸⁵ 前掲、何鳳嬌編輯『政府接收臺灣史料彙編』（下冊）882～884頁

⁸⁶ 前掲、何鳳嬌編輯『政府接收臺灣史料彙編』（上冊）343～361頁

⁸⁷ 前掲、何鳳嬌編輯『政府接收臺灣史料彙編』（上冊）362～365頁

日僑管理委員会共同で文書を発布し、各人日本円で1,000円までと規定された⁸⁸。また、居住地から集中・輸送を実施する際の給養の責任を日僑に負わせること、送還までに受ける検査の種類と回数、送還決定後各県市が日僑に行う措置、送還の際の組編成方法、組編成後の注意事項、基隆・高雄事務所、日僑輸送管理施設の設置など、「台湾省行政長官公署民政處函請速派員負責輸送日僑辦事處事務⁸⁹」で詳細に規定されている。さらに、文書内容に合わせて「〇〇県（市）政府送還日僑帰国通知表」や「台湾省帰国日僑証明書」「台湾省帰国日僑証明書控」、検品物品の「没収品領収書」などの文書が付されている。「〇〇県（市）政府送還日僑帰国通知表」は、日僑の送還が決定した際に、機関が日僑へ向けて送付する通知書である。組編成、健康調査、物品検査、集結のそれぞれの期日・地点、また運輸方法、到達時間などの通知項目が設けられていて、日僑は通知表を受け取った時点で、港湾到着までの送還関連事項のおおよその期日を知ることができたと考えられる。

こうして日僑の引揚げの準備が整っていく。集中・送還までの過程を史料から見てみよう。参照するのは主に1946年4月2日に公布された「臺灣省行政長官公署令公布臺灣省回国日僑管理規則⁹⁰」である。日僑の送還開始は軍人引揚げが終了した3月上旬ごろであり、開始より、いささか期日が経過しているが、送還を進める中で確定した規定だと考えることができる。他の文書も集中・送還の順序・過程は同一である。なお、1946年10月より開始される日僑・琉僑の第二次還送との比較としても、本文書の分析把握は重要であると言える。以下、内容を整理する。

- ① 日僑は「送還日僑帰国通知表」（以下、通知表と略記する）を受け取った場合に限り、集結を許される
- ② 通知表を受け取った後、その規定の期日に基づいて、当地の政府の指定した検査場で第一次健康検査と防疫予防接種を受ける
- ③ 健康検査合格後、所在地の組編成に参加する
- ④ 各集結場所に集結し、輸送を待つ
- ⑤ 輸送され基隆もしくは高雄港到着後、二次健康検査と防疫予防接種を受け、さらに乗船前に物品検査と現金検査を受ける
- ⑥ 帰国証明書、検疫証明書、財産名簿を携帯してはじめて、乗船が許可される

上記の内容から、日僑が居住地から移動し乗船するまでの過程が大まかに見て取れるだろう。準備の整った日僑は、組編成を行う。一家族を単位とし、3戸から5戸（15人～20人を基準とする）を1班として、班長・副班長を班内の各戸の代表者の推薦で

⁸⁸ 「台湾省接收委員會日産処理台湾省日僑管理委員会電知回國日僑携帶現鈔以一千日元為限」前掲、何鳳嬌編輯『政府接收臺灣史料彙編』（上冊）462頁

⁸⁹ 「台湾省接收委員會日産処理台湾省日僑管理委員会電知回國日僑携帶現鈔以一千日元為限」前掲、何鳳嬌編輯『政府接收臺灣史料彙編』（上冊）462～461頁

⁹⁰ 前掲、何鳳嬌編輯『政府接收臺灣史料彙編』（上冊）434～436頁

任命する。さらに3班から5班を1班として(60人から100人を標準とする)、組長、副組長を各班長の推薦によって任命し、3組から5組を1隊として隊長・副隊長を各組長の推薦で決定する。2隊を超える場合は大隊を編隊し、大隊長・副大隊長を各一人置き、2大隊を超える場合は総隊長と副総隊長を各1名、各隊の日僑全体の推挙によって任命された。つまり、1つの隊は300名から500名で構成され、600名から1,000名で大隊を編成していたことになる。班長、組長、隊長の職務内容は次の通りで、各段階の職責に応じてその責任を負った。

- ① 本省に関連のある日僑への一切の命令訓示の伝達に関する事項
- ② 帰国する日僑の配膳管理と監督指導に関する事項
- ③ 帰国する日僑の秩序の指導監督に関する事項
- ④ 帰国する日僑の衛生の指導監督に関する事項
- ⑤ 帰国する日僑の宿泊施設の分配に関する事項
- ⑥ 帰国する日僑の相互救済に関する事項
- ⑦ 帰国する日僑の疾病者と障害の残るものの医療・看護の按配に関する事項
- ⑧ 帰国する日僑の輸送の指導に関する事項
- ⑨ 帰国する日僑の紛糾の仲裁に関する事項
- ⑩ 日僑の各名簿の編集作成に関する事項
- ⑪ 日僑の移動の報告に関する事項
- ⑫ その他帰国する日僑の組織、互助および指導に関する事項

上記から、職務内容が多岐にわたっていることがわかる。日僑を編成し組織化することによって行政側の管理統制を行いやすくし、日僑の集団内部にも管理機能を備えさせていることもわかる。また各組織に責任者を設け責任を迫らせることで二重三重の管理機能を設けることにも成功している。なお、この日僑の組織内部に管理機能を備えさせ、各段階で各方面に自ら責任を迫らせるという行政長官公署の日僑の管理方式は、後述する沖縄僑民総隊にも応用されていたふしが見受けられる。

各地の日僑の集結地から港口までの輸送は、日僑管理委員会「輸送組」と「鉄道運輸司令部」が合同で行うことが規定されている。港口到着後、最終的な各種検査を待ち、検査合格後、輸送船へ乗船し出港、というのが帰国までの大まかな流れである。

なお、日僑の給養(食糧供給)を担当したのは旧日本軍人の送還の際にも給養を担当した一部の沖縄籍兵であった。彼等は沖縄への送還を望み、台湾に残留していたため日僑の送還時も引揚げ業務の一部を任されていた。旧日本軍人引揚げ終了後、人員を増加し、日僑送還業務に取り組んだことが証言されている⁹¹。沖縄籍兵の担当した送還補助業務は「在台日本人の還送用に必要な糧秣の確保と管理の業務とされ、輸送船の出帆時

⁹¹ 前掲、『琉球官兵顛末記』105頁

には船用として糧秣（米）を積み込みし、出庫員数の報告」をおこなうことであった。さらに 1 週間ごとの献立の作成および炊事も担当した⁹²。「台湾省行政長官公署令修正台湾省遣送回国日僑給養處理辦法第三、第七條條文⁹³」にも「港口事務所が監督指導し、日本側の港口連絡部が処理する」という一文もこの証言を裏付けている。

3 月上旬から 4 月末までに日僑引揚げに使用された船舶は、延べ 212 籍で、大部分がアメリカ側から貸与されたリバティー型輸送船（7000 トン）や LST 艦（3000 トン）で、一部旧日本軍輸送船や商船が投入された⁹⁴。各種検査を経て、アメリカ側の派遣した船舶に乗船した日僑は、日本へ向け基隆港・高雄港をあとにした。第一次還送で日本へ引揚げた日僑は「各縣市日僑集中時間及人数表⁹⁵」によれば 21 万 9,508 人で、『台湾引揚・留用記録⁹⁶』では 21 万 5,956 人である。

第 3 節 第二次還送（1946 年 10 月～12 月）

第 1 項 留台日僑世話役及び日僑互助会の設立—沖縄同郷会連合会の位置づけ

前節で見てきたとおり、在台日僑の大部分の引揚げが遂行されたが、日僑全員が台湾を離れたわけではない。台湾にはまだ戦後台湾の復興（主として技術継承）のために中華民国政府に留用された「留用日僑」7,174 人とその家族 20,438 人の合計 27,612 人が残っていた。留用者は、医療、教育、研究、専売、電力、糖業、各種産業、農林水産、鉄道、港湾、といった各分野にわたっていた。そうした多くの日本人がいたことから、戦後台湾の復興とは直接関係のない者、たとえば日本人子弟のための学校教員や、冠婚葬祭のための僧侶（法華寺と東本願寺）及び牧師も留用された⁹⁷。また、「留用日僑」に対して、「残余日僑」と呼称される日本人もまだ台湾に残っていた。その中には、留用されている者も少なからずいたが、すでに留用解除になってしまった者、帰国したところで生活の見通しが見つからないという理由で帰国を拒んだ潜伏者、戦後台湾の甘い汁を求めて渡ってきた密航者、台湾人と結婚したが離縁して帰国を求めている日本人、監獄に入れられたままの犯罪者、戦犯容疑者、施設に保護されている孤児、療養所に残された高齢者、結核・癩・精神病等の患者、などであった。家族や親類も残っていない中であって、どちらかと言えば弱い存在である彼らの面倒を誰がどうやって見ていくのか、日本人としては黙過するわけにいかない問題であった。

そうした「留用日僑」「残余日僑」のために、日僑世話役という存在が必要であった。「留用日僑」「残余日僑」もともに台湾行政長官公署日僑管理委員会の管理下にあり、

⁹² 前掲、『琉球官兵顛末記』52 頁

⁹³ 前掲、何鳳嬌編輯『政府接收臺灣史料彙編』（上冊）376 頁

⁹⁴ 前掲、河原功『台湾引揚・留用記録』第 1 卷、前書 4 頁

⁹⁵ 前掲、何鳳嬌編輯『政府接收臺灣史料彙編』（上冊）463～467 頁

⁹⁶ 前掲、河原功『台湾引揚・留用記録』第 10 卷、352 頁

⁹⁷ 前掲、河原功『台湾引揚・留用記録』第 1 卷、前書 5 頁

留台日本人と台湾行政長官公署との間に立って、その交渉役を務めたのが日僑管理委員会に留用された服務員速水国彦ら 11 名であった⁹⁸。また、速水ら日僑管理委員会服務員は、同じ日本人でありながら、日僑とは別に扱われた琉僑＝沖縄籍民の代表（特に沖縄同郷会連合会の幹部たち）とも各所で折衝している。序章で述べたとおり、敗戦後、荒廃した沖縄はアメリカの管理下となり、なかなか正式な引揚げが決定されなかったため、必然的に第二次還送の対象となり、速水ら日僑世話役の世話になっていた。以下、『留用日僑報告書⁹⁹』（第一報～第十四報、内第六報、第七報は欠）を概観しながら、留台日僑世話役とその下に設置された日僑互助組織について、さらに沖縄籍民との関わりより見ていく。

留台日僑世話役は、1946 年 4 月 12 日、台湾省日僑管理委員会の徴用員で留台日僑部部員の外事部理事官であった速水国彦ら 11 名が、台湾在留日本人約 2 万 80 名の「御世話」することを目的として設立された¹⁰⁰。設立過程については上述したとおりである。その第一報には次の事項も記載されている。（1）日本人互助機関の設置（①日僑互助会、②留台日僑調査の実施）、（2）子弟教育機関設置状況、（3）其他（①琉僑留台者救済、②留用日僑生命財産保護広告）

ここで着目すべきは、やはり「其他」の項目で触れられている琉僑についてだろう。その内容は、送還時期が未だ不明で一部は困窮しており、「沖縄県^(ママ) 氏 同郷会長より之が救済に関し依頼」をしており、国府側とも連絡をとり救済の方途を講じているが、「世話役」においても有志が寄付を募った事が報告されている。その後の「留台日第四報¹⁰¹」でも「沖縄本島民ノ還送用配船ニ関スル件」を提出し、「中国当局ニ於テモ之ガ救済策ヲ講ズルノ外還送用船舶ノ配船ニ関シ極力連合軍司令部ト折衝中ナルモ未ダ確定セザル模様ナルニ付テハ第一号ニ於テ依頼シタルト同様適宜配膳方配意願度」と再三、沖縄籍民の窮状を鑑み早期の送還実施を要請している。この報告内容からも、留台日僑世話役が「留用・残余日僑」のみを対象としておらず、沖縄籍民もまたその範疇に入っていたことが判明する。また、沖縄同郷会連合会とも引揚げまで相互に連絡をとりあっていたことがうかがえる。

第一報で、互助会の育成指導に努力するとあり、第三報では各地に互助団体が設立され、相互扶助及び日本人福利増進を図っている（表 1 を参照）。

表 1 留用日僑福利會地方組織現況

地	名称	役職員氏名	地	名称	役職員氏名
---	----	-------	---	----	-------

⁹⁸ 前掲、河原功『台湾引揚・留用記録』第 1 巻、前書 5～6 頁

⁹⁹ 同報告書は、留用された日本人の動静を日本に伝えるべく、留台日僑世話役の速水国彦（台湾商業成長官公署日僑管理委員会服務員）が東京の台湾総督府残務整理事務所（内務省内）に報告した、報告書である。（前掲、河原功『台湾引揚・留用記録』第 1 巻、前書 13 頁）

¹⁰⁰ 「留台日第一報 昭和 21 年 4 月 21 日（留台日僑世話役 速水国彦） 台湾総督府総務長官 成田一郎閣下宛」前掲、河原功『台湾引揚・留用記録』第 1 巻、11～30 頁。

¹⁰¹ 前掲、河原功『台湾引揚・留用記録』第 1 巻、137～139 頁

域			域		
基隆	基隆日日僑互助會	会長：吉村 副会長：當木	台南	台南日僑互助會	会長：羽鳥
蘭陽	蘭陽日僑互助會	会長：小野田	高雄	高雄日僑互助會	会長：岩佐
台北	台北日僑互助會	会長：堀内 副会長：松木 事務長：塩見	台東	台東日僑互助會	会長：林 副会長：中島
新竹	新竹日僑互助會	会長：桑山	花蓮港	花蓮港日僑互助會	会長：島田 副会長：大澤、齋藤
台中	台中日僑互助會	会長：坂元	澎湖	澎湖日僑互助會	会長：伊東

(前掲、河原功『台湾引揚・留用記録』第1巻、162～163頁をもとに筆者作成)

本表からうかがえることとして、①大都市圏には必ず互助会が置かれていること、②沖縄県出身者らしき名の役職員氏名が確認できないこと、以上の2点が挙げられよう。①に関しては、「日僑互助会は日僑還送に際し、御当局の為す還送業務に協力し併せて日僑の救済を為すを目的として、本省内日僑の多数居住する地方毎に成立¹⁰²」という目的を以て結成されていることがわかる。互助会の命名について規定された文書が見当たらないが、推測を許せば、まずこれら互助会の前身がおそらく日本人会であったこと(沖縄同郷会連合会の前身は各県に結成されていた県人会が元となっていた)が指摘できよう。留台日僑世話役はあくまでも、そうした相互扶助組織の設立と連絡調整、育成指導を担っていた。②に関しては、沖縄籍民が改姓名していないことが確認の条件となるが、名簿を見る限り沖縄籍を冠した名字は見られない。このことは、沖縄籍民が役職に就かなかつたと考える事もできようが、沖縄籍民が別組織の「沖縄同郷会連合会」に組み込まれていたからだと考えることのほうが妥当と思われる。

では、沖縄籍民を救済するために結成された沖縄同郷会連合会と各日僑互助会、そして留台日僑世話役の関係はどうであったのか。それは、琉僑として沖縄本島へ引揚げるまで日僑互助会で働いていたという川平朝清のインタビュー内容からもうかがえる。川平が回想するところによると、互助会での仕事内容も多岐にわたっていたようだが、互助会では、潜伏日僑のことを調べたり、日僑の葬式の工面をしたり、孤児の世話をする受け入れ先を手配するなどしていたという。種々の業務の中でも、川平は医者を目指していたこともあって病気のため引揚げられない日僑の往診に、留用された医師とともに一軒ずつ巡回する仕事内容が多かったようである。その場合、日僑も琉僑も区別なく往診

¹⁰² 前掲、河原功『台湾引揚・留用記録』第1巻、160頁

していたようだ。こうしたインタビュー内容からも、留台日僑世話役の設立方針のとおり、日僑・琉僑の区別なく、世話をしていた様子が確認できる。また、川平朝清の兄の川平朝申らが創設した沖縄同郷会連合会についても、下記のような証言を得ることができた。

兄らが中心となって、沖縄同郷会連合会を立ち上げて救済活動をしていましたね。私がいた日僑互助会とは別組織ですが、沖縄同郷会連合会も日僑管理委員会のもとにあるわけなので、日僑・琉僑を互助するという意味では一緒です。日僑互助会とは、沖縄同郷会連合会に匹敵するようなものだったと考えています。（両機関は）いわゆる滞留日本人、引揚げるにも引揚げられない人たちの面倒を一切みる機関でした¹⁰³。

上記の証言から、留台日僑世話役については日僑・琉僑を互助することが第一目的とされていたことが確認できる。沖縄籍民は、日僑管理委員会（この場合は、日僑管理委員会の下に設立された留台日僑世話役のことを指すほうが妥当だろう）の保護も受けるが、沖縄同郷会連合会の傘下に入っており、日僑互助会には組み込まれていない組織編成と考えることができよう。また「留台日報」及び川平の証言をまとめると、下記のような構図が浮かび上がる（図6参照）。

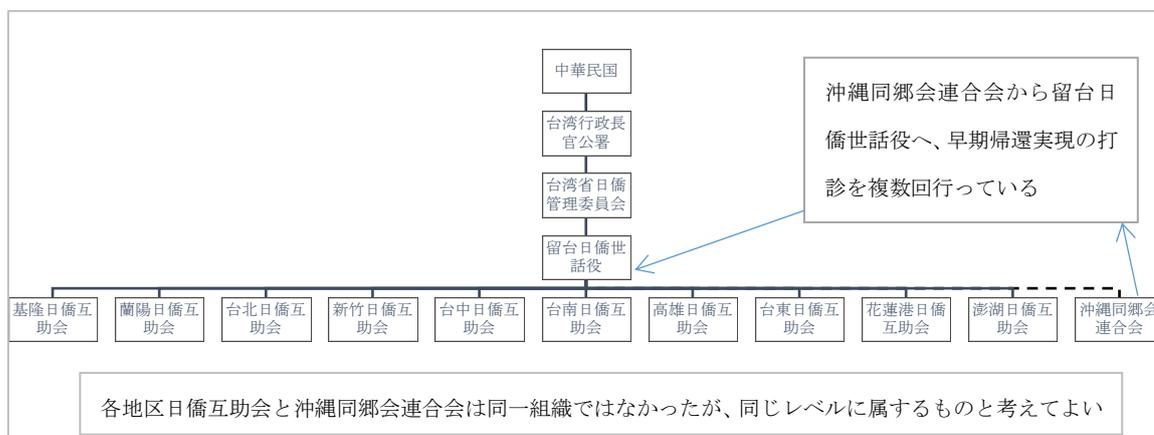


図 6 日僑互助会成立状況

（「留台日僑会報告書 第五報 日僑互助会現況調査 別表」『台湾引揚・留用記録』第一巻、160～187 頁及び川平朝清からの聞き取りにより筆者作成）

このように組織構成や、関連する文書等を見ていくと、日僑・琉僑と区別はされたも

¹⁰³ 川平朝清「日僑互助会で、残留日僑・琉僑の医療ケアに携わって」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』153 頁

の、引揚げるまでの日本人同士の相互扶助が機能していたことがわかる。

第2項 第一次還送との差異

第二次還送の特徴として、「留用日僑」「残余日僑」の送還がメインであったことが指摘できる。「日僑的徴用與管理」に分類された94件の文書は時間軸にそって編集され収録されているが、前半の文書に多く見られるのは留用に対する規定と各機関からの留用申請である。以下、申請の内容と種々規定についてみてみよう。

留用申請は主に①留用者の名簿だけのもの、②留用者名簿と留用の理由を述べたものに分かれるが、その理由も「現在欠くことのできな人材である」ということに終始している。留用申請が比較的多い前半に対して送還が差し迫った、あるいはすでに開始された後半は、各機関での変更事項の報告や確認の文書が見られるようになる。文書の中心は留用者の家族人数の増減と、留用者の雇用もしくは解除申請についてである。当初予定していたが引継ぎが可能であり、調査検討してほしいと述べた文書、留用中の日僑から老齢を理由に離職申請が行われたので処理してほしいなどと申請された文書などもある。また留用申請をしたものの行政長官公署から日僑管理委員会への通知が行われていないので委員会が過って留用者を送還者として処理しないように求めている文書¹⁰⁴など、多様な文書が各機関間で送付されている。

また、「日僑的遣送與徴用」は63件あり、前半は主に第一次還送の差異の送還と徴用についての文書となっている。文書の内容は主に①留用の取り消し・解除、②送還者の名簿、③送還時期の変更申請、④留用外での残留を申請するもの、⑤拘束の解除、に分類できる。①留用の取り消し・解除に関しては、審査の上留用の必要が認められないとした文書や、いったん申請をした後、行政長官公署から人数の削減命令を受け削減するものの名簿を送付した文書、引き継ぎが予想外に早期に終了し、留用の必要がなくなったとする文書などが見られる。②送還者の名簿については、留用者の名簿作成の命令と同時に作成が指示されており、それに基づいて作成され、各帰還から提出されたものである。③送還時期の変更は当初予定していた送還時期までに引き継ぎが終了しないため留用の延長を依頼するもの、送還取り消しを求めるものがその主な内容となっている。④留用以外での残留申請は、金銭の所在が不透明なため責任者の残留を申請するもの、民間の金銭的トラブル未解決、物品の盗み売り、職務上の違法行為などを理由に暫時残留が申請されたものなどがある。⑤拘束の解除に分類されるのは、金銭的な問題（精算・負債の処理未終了など）が解決し、拘束を解除し送還を許可した文書である。関連性のある文書も多数含まれており、引揚げ前の主なトラブルについても推測することが可能である。

¹⁰⁴ 「臺灣省日僑管理委員会通報日僑遣送應撤撤底辦理」前掲、何鳳嬌編輯『政府接收臺灣史料彙編』（上冊）523頁

このような文書の増加は、送還が差し迫り、あるいは開始され留用者の決定が最終段階を迎え、現場が多少の混乱を見せていることを示しているといえよう。また台中市だけでなく、台湾全島の各県市政府へ同様の文書が寄せられていたと考えることが自然であり、全島的に多少の混乱の中、引揚げ業務と留用者管理業務が並行して行われていたことがうかがえる¹⁰⁵。

先述のとおり、留用日僑の引揚げは琉僑の沖縄本島引揚げと同じく 1946 年 10 月より開始されている。第二次還送に関しては、1946 年 9 月 30 日の「第二期遣送日琉僑工作須知¹⁰⁶」において日僑・琉僑ともに同一の文書でその送還対象、機構、機関、地点、船舶、手順などが規定されている。もともと台湾側の日本人留用は長期的なものではなく、引き継ぎ可能となるまで、もしくは台湾側の人員が技術を習得するまでの暫定的な計画だった。そのため、第一次還送から 1 月半ほど経過した 6 月 18 日には、日僑管理委員会より行政長官公署民政処へ「台湾省日僑委員会函請編造分批解徵日及工作人員及家屬名冊」が寄せられている。文書は、①行政長官から 7 月から 12 月までに 4 回に分けて日僑送還を完了させるべきであると通達があったこと、②各回の送還予定人数を分配して各機関へ通知し、各機関の徵用解除日僑とその家族の名簿を日僑管理委員会へ送付させるように通知が届いたこと、を民政処へ通知するものである。これをうけて、7 月 4 日屏東市から予定表が送付されたのを皮切りに、各地の県市政府・機関から留用解除者及び家族予定表が民政処宛に寄せられている。第一次還送終了後、比較的早期に留用者の引揚げに向けて準備を開始していることがわかる。しかし、引揚げが実現するのはそれから 4 ヶ月経過した 10 月だった。

なお、第二次還送の対象となった留用者は、各県市の民政局（科）が総合管理を担当し、加えて各地日僑に推挙された 10 名の日僑世話役が協力することが決定された。各地域にそれぞれ一名が割り当てられ業務を担当するのだが、この地域分けは後述する琉僑送還を補助する沖縄同郷会連合会のそれと同一であった。また、この送還で使用される港口は基隆港のみと指定されている。沖縄籍民の送還で花蓮港が使用されていることは確認できるが、日僑の送還で他の港口が使用されたかは不明である。第一次還送終了前の 4 月 22 日、蒋介石から行政長官陳儀に当てられた「蔣中正委員長電復關於留用及遣送日僑一案¹⁰⁷」の中で、留用者とその家族については中国政府側で 12 月迄に終了させることが決定されていると通知している。送還までの手順は、送還準備と送還実施に項目を分けて記載されているのだが、送還準備の項目は①集中、②帰国証明書の発給、③身分証明書の回収、④名簿の審査、⑤財産接收、で構成されている。また、送還の実施の項目は、①人数報告と車両の手配、②検疫実施、③荷物の運搬と検査、④秩序維持、

¹⁰⁵ 上地晶子「戦後台湾における日本人の引揚げと「琉僑」の存在—『政府接收臺灣史料彙編』収録史料を中心に」37～38 頁を参照

¹⁰⁶ 「第二期遣送日琉僑工作須知」前掲、何鳳嬌編輯『政府接收臺灣史料彙編』（上冊）524～536 頁

¹⁰⁷ 前掲、何鳳嬌編輯『政府接收臺灣史料彙編』（上冊）634～635 頁

⑤乗車人数検査、⑥輸送表報告で構成されている。第一次還送においては、健康検査及び検疫合格後、組編成に参加することが許されていた。しかし、第二次還送では、検疫が「準備」ではなく、「実施」として扱われており、隊編成後、検疫を受けた可能性も否定できない。さらに集結に際して、日僑世話役もしくは隊長の力が及ばない者は、日僑管理処に輸送することが許可されているのは第一次還送との相違点だといえる。

第二次還送は本来 9 月末より毎月 5,000 名と定められているものの、実際の開始は 10 月 19 日であった¹⁰⁸。日僑の第二次還送で使用された船舶は述べ 9 隻で『台湾引揚・留用記録』によれば 18,585 名、『台湾新生報』によれば 17,635 名が引揚げたとされる¹⁰⁹。

なお、第一次送還後台湾に残留していた日本人は留用者とその家族併せて約 2 万 8,000 名とされていて、第二次還送の引揚げ者と約 10,000 名の差がある。1947 年 5 月以降の第 3 次送還の際、台湾を引揚げた留用者及びその家族は 3,203 名とされ、第 3 次送還者を差し引いても、やはり統計と大きな差が生じている。続けて、沖縄籍民の留用者及びその家族 1,791 名が日僑と区別されずに 2 万 8,000 名の中に含まれていたと仮定しても、やはり数が合わない。その後も「留用日僑」「残余日僑」が存在していたことを示す数値だと理解したほうがいだろう¹¹⁰。

以上、沖縄籍民の引揚げに先だって行われた旧日本軍人・軍属及びその遺家族の引揚げと一般日僑の引揚げ（第一次還送・第二次還送）について概観してきた。

琉僑と呼ばれた沖縄籍民よりも早く引揚げた日僑であるが、実は、その前に連合軍俘虜と朝鮮人兵士の送還が先立って行われている。戦時中、台湾軍参謀であった安藤正が 1983 年にまとめた『あゝ台湾軍』中にその記述がある。

我々の想像を遥かに越して米軍の俘虜への関心は極めて大で、終戦後痛感していた処、9 月中旬突如基隆入港の米軍艦隊で急遽帰国となり、目も留まらぬ有様であった。一午後 2 時同港の艦上に出頭を命ぜられた村沢高級参謀（中村参謀帯同）は面会冒頭「本日午後 5 時までには在台俘虜を重患者共全員当埠頭に輸送し來たるべし」と三時間しか余裕のない、実行不可能の厳命を問答無用と下命された。村沢高級参謀は 30 キロメートル離隔の台北へ電話普通で自動車併用、離散のトラック終結、各収容所への司令と準備、貨物列車の手配と回送と清掃、列車運行法指示（途中ノーストップ）等々必死の処置で、一分の遅滞もなく所命通りに見事之を果たし、米軍側を驚倒せしめて日本軍の真価特にその能率と誠意等を高く評価せしめた。この為一転して対外渉外を円滑ならしむる基礎を確立し得た。尚朝鮮人兵士らもこれと

¹⁰⁸ 前掲、河原功『台湾引揚・留用記録』第 10 巻、400 頁

¹⁰⁹ 前掲、河原功『台湾引揚・留用記録』第 1 巻、前書 11～12 頁、『台湾新生報』1946 年 10 月 2 日付

¹¹⁰ 上地晶子「戦後台湾における日本人の引揚げと「琉僑」の存在—『政府接收臺灣史料彙編』収録史料を中心に」39 頁を参照

前後し帰還した¹¹¹。

送還に当たっては詳細な規則が定められており、旧日本軍人・軍属及びその遺家族の引揚げには、一部の旧日本軍人が彼等の引揚げ業務にあたり、一般日僑の引揚げには日僑管理委員会と琉球官兵とよばれた沖縄籍兵が実務を担い、各方面の協力関係のもと引揚げ業務を遂行していた。一方、中華民国の完全接收以前の台湾において、GHQ側が規律の整っていた（しかも俘虜を管理していた）旧日本軍人に送還業務を担わせたことは興味深い。本章ではあくまでも沖縄籍民の引揚げを研究対象とし、第一次送還の引揚げ形態を比較検証しているため、本稿では旧日本軍の捕虜の実施した送還については分析対象としない。今後、一連の台湾における日本人の送還を研究とする際には、これら俘虜および朝鮮人兵士らの送還も視野に入れて分析することが肝要となるだろう。

¹¹¹ 安藤正『あゝ台湾軍』（台湾会、1983年5月、25頁）

第2章 在台沖繩籍民を導く3つのグループ

一 沖繩同郷会連合会・沖繩僑民総隊・琉球籍官兵集訓大隊

第1節 疎開者への補助打ち切りと集結命令の取り消しから始まる沖繩籍民の 結束

序章で見てきたように、終戦直後の台湾は、朝鮮、樺太、中国大陸、南方地域と比較すると安全だったといわれるが、在台日本人と台湾人との人的軋轢、警察力の弱体化、治安状況の悪化、集团的掠奪・窃盗・襲撃・脅迫・暴行等の被害、物流の停滞による品不足、諸物価の高等、貨幣価値の低下、流言蜚語による民心の動揺、職業不安、居住問題、子弟の教育、私有財産の行方、日本への引揚げ、引揚げ後の生活の見通し…など、様々な問題が一気に湧き起っていた¹¹²。着の身着のまま、強制疎開させられた者の一部は、敗戦と同時にいち早く郷里へヤミ船を傭船するなどして引揚げる者もいたが、手段を講じることのできない者や高額なヤミ船に対し用立てのできない者は、頼みの綱であった日本の疎開者補助も打ち切られる中、極貧生活へと転じることとなった。日僑の第一次還送が着々と進む中、いよいよ沖繩籍民に対しても引揚げに向け集結命令が下された。有職者は職をたたみ、家財道具は売り払ったり懇意にしていた台湾人に譲ったり、約1週間分の食料をまとめあげ、最小限の荷物を携帯して、各都市の集合場所（主に学校などの大収容人員可能な場所）に集結し引揚げに備えた。この時点で、一部の留用者を除いて、疎開者やもともと台湾に居留していた沖繩籍民はほとんど財がなく引揚げを待つのみという状態であった。

しかしながら、間もなくこの集結は取り消される。この「集結の取り消し」については、それを示唆する文書が残っている。1946年3月27日に日僑管理委員会より台中市日僑輸送管理施設へ送られた「琉僑の送還をしばらく見合わせる」という電報である¹¹³。この電報からは、結集命令後にその命令が取り消されたのか、結集以前に送還の見合わせ・延期を決定したのかは明白ではないが、時期的に判断してこの文書が結集命令取り消しに大きく関わるとみていいだろう。この琉僑の送還の見合わせを受けて、沖繩籍民は集団生活を送り、当座を凌ぐこととなった。この沖繩籍民の置かれた状況については、内務省側も把握することとなる。留台日僑世話役であった速水国彦が、1946年5月24日付で内務省内台湾総督府安井東京出張所長宛に送った「留台日第四報」内「沖繩本島民ノ還送用配船ニ関スル件」の報告書で報告しているからだ。当該報告書には「台湾に居留したる日本人中、沖繩県民に付いては計画還送より除外、別途考慮せられ、日本人

¹¹² 前掲、河原功『資料集 終戦直後の台湾』解題」1頁

¹¹³ 前掲、「臺灣省日僑管理委員會電琉僑應緩遣送」『政府接收臺灣史料彙編』、下冊、872頁

の一般還送終了後、先島列島民は一応還送終了したるも、沖縄本島民に付いては還送すべき方針示されたるも、その期日は未だ不明なり¹¹⁴とあり、沖縄本島への帰還の目処が立っていないことを内務省へも伝えている。なお、当該報告書には、沖縄本島民約9,000人が残留しているが、その大部分は戦争中日本政府により疎開避難させられた老幼婦女子のため、生活力が薄弱で中国当局としても取扱に困惑しているため、還送のため配船方支給取り計らってほしいとの要旨も記されており、中国側も沖縄籍民の扱いについて一ともすれば厄介事として一、早く還送したい様子が垣間見られる。最終的に、沖縄本島への引揚げ許可は同年10月に下され、同月より送還が開始、2ヶ月後の12月には9,928人の沖縄籍民が沖縄本島への引揚げを遂げた。

では不安定な情勢の台湾で取り残された状態の沖縄籍民は、引揚げるまでどのように生活していたのか。その疑問を解明する鍵となるのが、沖縄籍民による3つの組織結成である。すなわち「沖縄同郷会連合会」、「沖縄僑民総隊」、「琉球籍官兵集訓大隊（琉球官兵）」の各組織である。本章では、この3つの組織の成り立ちを把握し、それぞれの役割及び相互関係を明らかにする。

第2節では在台沖縄籍民を考察する上で重要な資料の1つ「沖縄籍民調査書」について検討し、在台沖縄籍民、つまり台湾で引揚げを待つ沖縄の人々の実態を描いていきたい。第3節では、戦後各地で逼迫した生活を送る沖縄籍民（特に疎開者）を救済するために組織された「沖縄同郷会連合会」について取り上げる。引揚げを待つ沖縄籍民のため、様々な救済や早期帰還を目指して精力的に展開した同連合会の引揚げ活動について言及する。次に第4節では、沖縄への帰還を目指し自活生活を送っていた沖縄籍民の共同体である「沖縄僑民総隊」について、彼らの作成した「沖縄籍民調査書」の記録から、その実態に迫りたい。さらに「沖縄僑民総隊」の組織構成や内部規定を検討することによって、組織の特徴を明らかにする。第5節では、戦後、国府により「琉球官兵集訓大隊（琉球官兵）」と名付けられた沖縄籍日本兵の戦後の活動について検討分析する。琉球官兵は日僑・琉僑の送還業務のみならず、戦后市街地の復興にも貢献していたが、引揚げ史料にその名が多く記されていない。本節では琉球官兵の設置経緯や引揚げに関わっていた組織としての実態の解明に迫る。資料的制約はあるものの、琉球官兵の手記やインタビューを通して、彼らの終戦直後の様相や引揚げの業務内容等について明らかにする。最後に、第6節ではこの三者の連携や交流について整理し、沖縄籍民にとっての相互扶助に試論を加えてみたい。

第2節 「沖縄籍民調査書」とジョージ・H・カー

「沖縄籍民調査書」の内容検討に入る前に、この調査書の来歴について少し触れておきたい。本調査書が、沖縄同郷会連合会の南風原朝保より作成を依頼されたことは上述

¹¹⁴ 「沖縄本島民ノ還送用配船ニ関スル件」『留台日僑会報告書 第四報』1946年5月24日、
『台湾引揚・留用記録 第一巻』（ゆまに書房、137頁、1997年）

したが、泉水の研究により「アメリカの高官」が、ジョージ・H・カーである可能性が高いことが判明している¹¹⁵。当時、ジョージ・H・カーは台北副領事であった。本調査書は、作成者の田里によれば、四部作成された。その一部を南風原朝保を通じてアメリカ領事館の高官に、一部を永山政三郎琉球集訓大隊長に預け、残りの二部を平川先次郎沖縄僑民総隊隊長と田里が所持していたようだが、田里は久場崎上陸後紛失しており、存在しないものと思われていた¹¹⁶。

それから 35 年後、琉球大学附属図書館職員であった伊佐眞一がアメリカ滞在中のスタンフォード大学フーヴァー研究所で本調査書を始め三点の資料を入手した。伊佐の回想録によると、「請求した資料は、Manuscript box number 7 と打たれたホルダーで、ジョージ・H・カー・コレクションの全体の一部だったかと思う¹¹⁷」とあり、このことからアメリカの高官はジョージ・H・カーで、確かに彼の手には沖縄籍民調査書が渡ったことが確信できる。なお、伊佐が手に入れた資料はまず一点目が「沖縄籍民調査書」（77 枚）である。これは、表紙は隸意をおびた楷書の毛筆で中央上から下に書かれており、大きさは縦 28 センチ、横 19.5 センチ、本文には罫紙が使われている¹¹⁸。二点目が、「沖縄僑民総隊々則」7 枚。縦長方形の罫で囲まれた表紙は、縦 25.5 センチ、横 27 センチで、2 枚目だけは欠となっている¹¹⁹。三点目が、「僑民総隊自活部規定」（11 枚）。表紙の大きさは縦 26 センチ、横 18.5 センチで、左下隅に「民国 35 年 6 月!!」と日付があり、「沖縄籍民調査書」の付録と同内容の統計が添付されている¹²⁰。この調査書が存在していたことで、在台沖縄籍民の全体像と扶助組織の一つである沖縄僑民総隊の実態を明らかにすることができる。

上述したように、この「沖縄籍民調査書」はジョージ・H・カーの手に渡り、台北米領事館は 1946 年 10 月 2 日、南京の米国大使館宛に「沖縄籍民 10,132 人がまもなく米軍管轄下に入る」との報告¹²¹を送っている。この人数は、「沖縄籍民調査書」中に記された「10,132 人の在台沖縄民」の数値と一致する。そして、この調査書の情報が琉球列島米軍政府に届けられたことは、ワトキンス文書に収められている”Report on Okinawans in Taiwan(September 15, 1946)¹²²”中の”Total number of individuals

¹¹⁵ 泉水英計「在台湾沖縄人引揚に関する覚書一日米同時代報告の結節点一」『Project paper』第 25 卷、神奈川大学 国際経営研究所、2012 年 3 月

¹¹⁶ 前掲、『琉球官兵顛末記』268 頁

¹¹⁷ 前掲、『琉球官兵顛末記』302 頁

¹¹⁸ 前掲、『琉球官兵顛末記』303 頁

¹¹⁹ 前掲、『琉球官兵顛末記』303 頁

¹²⁰ 前掲、『琉球官兵顛末記』303 頁

¹²¹ “10,132 Okinawans soon to enter the jurisdiction of United States forces”

Freimuth2466b”、ジョージ・H・カー文書、公文書館所蔵。なお、浅野豊美は、この報告書は在台沖縄人指導者たちが引揚げ後、戦後沖縄で影響力のある指導者となる可能性を秘めていると認識されていた、と分析している。（浅野豊美「米国施政権下の琉球地域への引揚—折りたたまれた帝国と重層的分離」『社会科学研究』第 26 卷 第 1 卷、2005 年 97～98 頁

¹²² ワトキンス文書刊行委員会編『沖縄戦後初期占領資料』巻 38、緑林堂書店、1994 年 5 月、148

10,132”も同じ数値を示していることから明白であろう。

カーは南風原の病院にもかねてより出入りし、金関丈夫¹²³らと一緒に骨董の自慢会をする仲だったようである¹²⁴。南風原からカーに手渡され、カーが沖縄送還計画に必要な情報のみを抽出して要約したものが台北米国領事館報告となったと理解している¹²⁵。最終的に、この調査書は琉球列島米国軍政府にとって、在台沖縄籍民の受入れ要請を整える一助となった。当時沖縄を占領していた琉球列島米国軍政府にとって、台湾からの引揚げ者の人数を確認し、引揚げ者がどういった人物で、さらに戦後沖縄の復興にどのように関わる人物であるのかという情報を把握することは重要な政治的な案件でもあった。現に、在台沖縄籍民は戦後沖縄で活躍した人も少なくなかった。

第3節 沖縄同郷会連合会

第1項 沖縄同郷会連合会の結成

松田良孝が「連合会の活動やその組織の実態について明らかにしていく作業は、台湾で終戦を迎えた沖縄出身者の引き揚げを詳しく把握することにもつながるもの¹²⁶」と課題の認識を明らかにしているとおり、沖縄籍民の引揚げはまず沖縄同郷会連合会の事業内容とその性格を把握しておかねばならないだろう。「沖縄同郷会連合会」（以下、「連合会」と略称する）とは、戦後各地で逼迫した生活を送る沖縄籍民（特に疎開者）を救済するために組織された組織である。発起人の一人である川平朝申の回顧録によれば、彼が台湾中南部の戦災状況を把握するために出向いた出張先で沖縄からの疎開者の調査をしたところ、相当数の疎開者が政府からの援助が打ち切られていることが分かり、早急にその救援策を考えなければならないと思ったことが連合会設立のきっかけとなったとしている¹²⁷。また、時を同じくして、日頃より川平と懇意にしていた當山堅一医師も政府からの生活援護が断ち切られた沖縄からの婦女子疎開者の惨状を目の当たりにし、なんとかしなければならぬ、と連合会の発足に協力することとなった。當山堅一・當山堅次医師、総督府職員川平朝申らを中心として創立された連合会は、会長に台湾総督

頁

¹²³ 戦前、台北医専教授を経て、台北帝国大学の教授に就いていた。

¹²⁴ 与那原恵『美麗島まで—沖縄・台湾家族をめぐる物語』筑摩書房、2010年2月、262頁

¹²⁵ 領事館報告の分析については、前掲、泉水英計「在台湾沖縄人引揚げに関する覚書—日米同時代報告の結節点」に詳しい。

¹²⁶ 松田良孝「台湾沖縄同郷会連合会の実態と今後の課題：「台湾疎開」に焦点を当てて（〈特集〉台湾をめぐる境域）」『白山人類学』14号、2011年、99頁

¹²⁷ 川平朝申「わが半生の記（6）」79～80頁

府水産試験場長を務めた與儀喜宣を選出し、副会長に台南市議を務めた安里積千代（後に安里は本業の弁護士業が多忙となったため沖縄僑民総隊隊長の平川先次郎が後任を務めた¹²⁸）、南風原朝保を選出した。副会長の南風原朝保医師の病院を事務所とし、設置当初から疎開者の救済と懇願活動に奔走している。

具体的な扶助を進める工作内容は救済策の打ち合わせ、国府・米国側への要請および協力関係維持、疎開民を含めた沖縄籍民の互助協力及び全台沖縄籍民の把握等にあった。早速、『台湾新生報』10月31日付の新聞公告に沖縄籍民の結集を呼びかける内容が南風原と安里の連名で載った。内容は次の通りである。

資料 1 『台湾新生報』1945年10月31日

在台沖縄県人に告ぐ

至急左記宛、本籍、現住所、氏名（家族共）、年齢、職業、渡台年月健康状態等ご通知あり度し。

疎開の為め来台の方は其旨附記のこと¹²⁹

この時期、台湾では結社の自由が制限されており、その制限を正式に盛り込んだ「人民団体組織暫定規定」が11月17日に交付されている。「在台沖縄県人に告ぐ」の呼び掛けが個人として行われたのは、同規定との関連を示唆しているものと考えられる¹³⁰。安里積千代も自伝『一粒の麦』で「新聞広告で県人はその居住地の県人会に漏れなく登録するよう¹³¹」呼びかけたと記しているが、実質的には同連合会による告知であったと考えてよい。さらに、「連合会」は「登録が終了した県人の家には「琉僑」の門札を掲げるように手配している¹³²。安里・南風原両氏は行政長官公署に陳情に行った際、救済のため全島の沖縄籍民をまとめることが必要であると強調し、県人会の存続と組織化、救済や引揚げのための活動を認めるよう嘆願している¹³³。連合会や次節で取り扱う沖縄僑民総隊の結成の背景には、そうした嘆願行動の実施がその背景にあった点に留意した

¹²⁸ 前掲、川平朝申「わが半生の記（7）」87頁

¹²⁹ 『台湾新生報』1945年10月31日

¹³⁰ 前掲、松田良孝『台湾疎開—「琉球難民」の1年11ヶ月』277頁。なお、外務省管理局総務部南方課の作成した『昭和二十一年二月十日 台湾の現況』には、日本側はもちろん在台援護会のいずれも所轄資金全部を接收されたため公的援護ができないので、日本人会または居留民会等の団体新設をし、援護を実施したいが、国府側が日本人による団体新設を認めず、更に「日本人の援護は中国側で実施する」と称しているといったことが記載されている。そのため、在台日本人は「民間相互扶助的団体ノ統合ニ努メツツアリト」との状況報告がなされている。

¹³¹ 安里積千代『一粒の麦 80年の回顧米軍施政下の四半世紀』民主党沖縄連合会、1983年、85～86頁

¹³² 前掲、安里積千代『一粒の麦 80年の回顧米軍施政下の四半世紀』86頁

¹³³ 前掲、安里積千代『一粒の麦 80年の回顧米軍施政下の四半世紀』85～86頁

い。

連合会の結成に関わる嘆願書が台湾の国史館台湾文献館に保管されている。この嘆願書は5ページにわたり、件名は「無縁故疎開せる沖縄島民の疎開に関し嘆願の件¹³⁴」、宛先は中華民國善後救済総署署長の錢宗起と米国第5軍情報官のジョンソン陸軍大尉である。本史料は、各地区に連合会を設立し沖縄籍民の救済する方針と、当時の沖縄籍民（特に疎開者）の惨状等が伺える貴重な史料である。少々長くなるが下記に引用したい。

資料 2 「無縁故疎開セル沖縄島民ノ疎開ニ関シ嘆願ノ件」

陳者、去る大戦當初に際し、沖縄島民の本省内に疎開せる者は沖縄島より直接渡来せる者 12,447 人、南洋群島より渡来せる者 1,597 人、計 14,044 人に達せるも、12 月 15 日の調査に依れば、その中、死亡、自力、帰還等により 3,297 人を減じ、現在総計 10,747 人、本省に在留致居候

而して、疎開者當初に於ける疎開者中、2,596 人は本島に縁故者あるもの 11,448 人は無縁故者に有之候、處是疎開者は主として老幼及婦人よりなり、自力を以て生計を営み難きを以て、僅に持参の小錢と月 15 圓の台湾総督府補助金により辛くも生活し來りたる者に有之候。然るに、疎開地の多くが邊鄙の境にあると地方の風土に慣れざる爲め、「マラリヤ」病に冒さるる者續出し、別して冬季を迎へて彼等の生活が最近頓に窮境に陥り、内死亡者 1,162 人に達し、悲惨見るに忍びざる実情に有之候。

而して、これ等の内健康なる者は便船を得んが爲め、基隆、蘇芳に來集せる者約二千五百人に達して、是等は軒下、空爆家屋等に雨露を凌ぎ中には懷中乏しき爲め、往々不良の行爲をなすとの噂高く、同郷人として洵に恐縮に勝へざる處に御座候。

本會は、以上の實状に鑑み、貴省秘書處係官の御涼解を得て各州廳同郷會として組織創立し、會員相互及各官廳との連絡に努め、以て是等窮民の救済指導を目的とするものに有之候。而して之が對策としては、

(甲) 彼等を至急故郷に送還すること

送還順位は船舶事情を考慮し宮古島及八重山島の無縁故者を優先せしむ

(乙) 故郷に於ける食料事情に鑑み之が補給を併せ考慮すること

(丙) 送還不能の残留者の生活救済

の三方途に依り実施することに致居候。

甲の送還問題に就て最も困難せるは、船舶に有之之に関しては、疎開者の地元たる宮古島、八重山島には地元漁船あるを以て、地元代表者と連絡の上、之を使用することし、既に約二千余名の送還を了したるも、其後御省の同方面航行禁止により停頓を來

¹³⁴ 国史館史料「琉僑遣送」収録 沖縄同郷会連合会「無縁故疎開セル沖縄島民ノ疎開ニ関シ嘆願ノ件」(1945年12月) 上地は「この一文からも、本来、同連合会が困窮者(特に疎開民)を救済するために設立された組織であったことが分かる」と的確に指摘している。(上地晶子「戦後台湾における日本人の引揚げと「琉僑」の存在—『政府接收臺灣史料彙編』収録史料を中心に) 修士論文、2008年3月、46頁

し、現に之を知らずして基隆、蘇芳等の港域に來集せる者約五百人に達し、且つ窮余の結果、不良行為をなす者ありとの噂高きを以て、これ等を至急送還の爲め、今後斯種漁船の航行を御認許相成る様願する次第に御座候。

次に沖縄本島より疎開せる者は合計1,507人にしてこれ等の送還用船舶は地元漁船の少きと距離の遠隔せるにより漁船を充當し難きを以^(ママ)以、沖縄在留台胞送還船の往航に同會の御諒解を得て之に便乗を願度候。條同會の諒解を條件として便乗方御認容賜り度奉願候。

乙の食料補給に関して現在最も困難せるは宮古島及八重山島の二ヶ所にして兩地に於ける飯米需要高は年約60,000袋(一袋は60匁入)なる處地元生産は僅にも37,800袋に過ぎずして年々約23,000袋を台湾より移入し以て需給の均衡を保ち來りたる處大戦に対し壯者は殆ど徴集せられ残余の勞力ある者は山地に疎開せしめられて「マラリヤ」に冒され農耕不能に陥り甘藷、米、麥の主要食料皆無の状態にして殊に本年に至りては例年の台湾移入米の輸入難の爲め、同地の食料は著しく急迫を告ぐるに至り、この実状を以てしてはこの上帰還者を收容し難しとの事に有之本會の主たる事等の送還問題よりするも本件の解決なくしては目的達成し難き次第に付き、是亦特別なる御配慮を冀ふものに御座候。

最後に丙の帰還不能残留者の生活救済に付ては、州廳同郷會に於て実状を詳細に調査し夫々その実状に応じ、授産並に食料、医療品、衣類の供與、及救恤をなす事とし、之が資を島内廣く志士仁人の御喜捨に仰居り内食料及医療品に付ては夫々手配中に御座候。

戦前に於ける本省在住沖縄縣人は大約壹萬五千人に達するも其大部分は資力乏しき労働者なるを以て略同数たる約壹萬余人の疎開者の送還救済を単に同郷者のみを以てすることは実状容易のことには無之候。得共本會は、是等疎開者が本省統治上面白からさる影響を招來するを虞れ可成急速に之を送還せし事を期し居る次第に付き、上記実状御高鑑の上、左記要領御認許被下度奉願候。

敬具

記

- 一、本會証明の疎開者送還の爲め、地元漁船の出入港を御認許相願度
- 二、在沖縄台胞引揚船の往航に同會の承諾ある場合、上記疎開者の便乗を許可せられ度く
- 三、疎開者地元代表が既に提出せる米及種籾の輸出に関する嘆願を御聴許相願度

以上

(台湾国史館文献館所蔵「無縁故疎開セル沖縄島民ノ疎開ニ関シ嘆願ノ件」)

この嘆願書で対象とする疎開者数は、沖縄からの疎開者12,447名と南洋群島からの疎開者1,597名の計1万4,044名である。この1万4,044名中、無縁故疎開者は1万

1,448名で、1,162名は既にマラリアや戦災で死亡したと窮状を訴えている。無縁故疎開者の死亡率は、約1割（10.2%）と高比率であった。それ故、「本會は異常の実情に鑑み貴省秘書處係官の御諒解を得て各州廳同郷会を会員として組織創立し会員相互及各廳との連絡に努め以て是等窮民の救済指導を目的とするものに有之候」と述べ、同連合会の組織化許可を申請している。こうして、行政長官公署の許可を得て台湾各地に点在していた沖縄県人会を組織化し「沖縄同郷会連合会¹³⁵」は結成され、沖縄籍民の沖縄籍民による引揚げ業務に正式に取り組みられることになる。

国府が連合会に頼るところの大きかったことがうかがえる資料に1946年9月30日付「第二期遣送日琉僑工作須知¹³⁶」がある。この資料の付属文書として「各縣沖縄同郷會會長名單」が収録されている。その後も、沖縄籍民の引揚げについては、要所要所で沖縄同郷会連合会の名前が出てくる。與儀喜宣を沖縄同郷会連合會會長とし、7名の地区會長と台北地区の支部2名支部會長、合計10名の地区代表が置かれていたことが分かる。地区と會長名は下記の表2の通りである。

表 2 沖縄同郷会連合會會長名簿

役職名	氏名	役職名	氏名
台湾沖縄同郷会連合會會長	與儀喜宣	高雄同郷會會長	神村孝太郎
台北同郷會會長	南風原朝保	花蓮同郷會會長	比嘉一正
新竹同郷會會長	宮城盛太郎	台東同郷會會長	渡嘉敷浩三
台中同郷會會長	野村朝吉	台北同郷會基隆支部長	大嶺朝武
台南同郷會會長	安里積千代	台北同郷會蘭陽支部長	名城先定

（「各縣沖縄同郷會會長名單」「第二期遣送日琉僑工作須知 附件2」より筆者作成）

表2の連合會會長の面々は、上述したとおり與儀は台湾總督府水産試験場長を務め、南風原は台北で医師として、安里は台南で弁護士として活躍しており、高雄同郷會會長の神村孝太郎も台湾總督府交通局技手として職を得ていた。その他の會長・支部長もおそらくその地域で有名で、リーダーシップのとれる人物だったと推測される。

第2項 沖縄同郷会連合会の活動

(1) 「沖縄籍民証明書」の発行及び名簿作成

沖縄同郷会連合会によって沖縄籍民の統率が始まり、その活動が当局によって認められるようになると、沖縄籍を有することを不利に感じ他府県へ転籍した者が、連合会へ

¹³⁵ なお、「沖縄同郷会連合会」と命名した理由について、川平は沖縄担当のジョンソン陸軍大尉と海軍のサリバン少尉が調整の為に來台した際にこう述べている。「従来は沖縄県と呼ぶべきだが米軍の占領により県がなくなったから、沖縄同郷会と呼んでいる。沖縄は大昔から自称の地名であり国名で、琉球は中国人が命名した名称だから、今はいろいろな意味で特に考えた」（前掲、「わが半生の記」（7）91頁）

¹³⁶ 「第二期遣送日琉僑工作須知」『政府接收臺灣史料彙編』（上冊）533頁

再転籍を求めることが間々あった。当初、日僑管理委員会は、琉球は日本であるため、日本本土に同じ船で引揚げるべきである¹³⁷と考えていたことは上述したとおりである。しかし川平は、全ての沖縄籍民を日本本土へ引揚げさせることは本土において迷惑がかかるだけでなく、沖縄籍民自身にとっても大変困るため、いくらか生活基盤のある台湾で当面の滞留を許可してもらいたい旨申し出ている¹³⁸。そこで、沖縄籍民の特別保護・残留許可の条件として、沖縄籍を有する者を「琉僑」と認定し、「日僑」と差別化をはかるための証明書を連合会の事務局が発行することとなった¹³⁹（図2参照）。この証明書の発行¹⁴⁰後、日僑管理委員会と連合会が案じたとおり、沖縄籍民が合法的に留台できることを知ったのち、沖縄籍民と偽る他府県人や、上述した他府県へ転籍した本来沖縄籍である少数の者らが、この沖縄籍民の証明書を受理しようと申請し始めた。しかしながら連合会は、他府県人はもちろんのこと、転籍した沖縄籍民に対しても厳しく申請を受け付けなかった¹⁴¹。それゆえ、第4章第5節で取り上げる「本土経由引揚げ」をせざるを得なくなる人々が出るようになる。こうして多数の沖縄籍民の本土引揚げを回避した¹⁴²連合会はその後、沖縄本島への早期帰還を目指し精力的に救済活動と引揚げ活動に乗り出す。

連合会としての初仕事は、証明書発行も兼ねた名簿作成であった。それは、日僑管理委員会の周夢麟委員長との約束を果たす¹⁴³という責務的意味もあったが、それ以上に在沖沖縄籍民の人数、居住地等を確認することは、その後の救済活動や引揚げ活動に大き

¹³⁷ 前掲、川平朝申「わが半生の記」(7)、85頁

¹³⁸ 前掲、川平朝申「わが半生の記」(7)、86頁

¹³⁹ 前掲、川平朝申「わが半生の記」(7)、86頁

¹⁴⁰ この証明書がいつから発行されるようになったのか正確な期日を知る史料は管見の限り見当たらない。しかし、松田良孝『台湾疎開—「琉球難民」の1年11ヶ月』270頁に掲載されている「証明書(証番号106号、発行日民国35(1946)年2月12日)から、遅くとも2月12日より以前に発行されていたことが分かる。また、沖縄籍民が日僑として本土へ引揚げなくてもよい旨を通知する新聞広告が『台湾新生報』3月8日付けに掲載されている。

¹⁴¹ 前掲、川平朝申「わが半生の記」(7)86頁。その理由として、川平は転籍した沖縄籍民に対し、「戦前沖縄籍であることを卑下し転籍したことで利益を受け、戦後は一転して沖縄籍に戻る」という利己的な行為が気に入らなかったようだ。また、「会長の与儀も転籍した沖縄人に証明書を出すことを」渋っていた。(又吉盛清『日本植民地化の台湾と沖縄』259～360頁)

¹⁴² 実際、フィリピンから日本本土へ強制送還された沖縄県人は悲惨な目に遭った。常夏のフィリピンから何の家財道具や冬支度もないまま戦後間もなく本土へ送還された沖縄籍民は、沖縄本島・宮古八重山への帰還は目処が立たず、また抛り所もないため、凍死した者も続出した。錦江や帖佐の国民学校等に一時収容されていたが、栄養失調、マラリア、疥癬等が原因で11月に264名、12月に鹿児島地区の4名を含め121名の死者を出した。これは、「加治木の悲劇」と言われている(沖縄県教育庁文化財課史料編集班(編)『沖縄県史 各論編6 沖縄戦』沖縄県教育委員会、2017年3月、430頁)。この点を勘案すると、沖縄同郷会連合会が沖縄籍民の本土送還を回避した功績は大きいと言えよう。

¹⁴³ 前掲、川平朝申「わが半生の記」(7)、86頁

く関わる重要な処理案件でもあった。各地区の沖縄同郷連合会で名簿作成を行い、それを取りまとめる役割を担っていたのが台湾沖縄同郷会連合会であった¹⁴⁴。なお、証明書の発行に使用したと思われる名簿は、管見の限り見つかっていない。証明書には、証書番号や台湾での現住所、本籍、氏名、そして発行日が確認されることから、それらの内容が名簿一覧にはあったと推測される。

この名簿こそ見つかってはいないものの、先述した「沖縄籍民調査書」（1946年6月作成）には、全台湾省における沖縄籍民の戸数と総人口が掲載されている。この調査書に記されている地区と前項で見た表2「沖縄同郷会連合会会長名簿」の地区は、台北同郷会蘭陽支部が『沖縄籍民調査書』では台北地区に合併されているものの、完全に一致する。このことから、台湾沖縄同郷会が各地区の同郷会長に命じた名簿作成がこの『沖縄籍民調査書』の発給作業にも生かされていたと考える。（表3参照）

表3 『沖縄籍民調査書』にみる在台沖縄籍民の人口及び戸数

地区別	男(留用者)	女(留用者)	合計(留用者)	戸数(留用戸数)	摘要
台北	1,957(198)	2,095(34)	1,168(232)	1,168(231)	台北市、基隆、宜蘭市、台北県
新竹	52(15)	46(1)	98(16)	21(16)	新竹市、新竹県
台中	99(35)	70(1)	169(36)	44(36)	台中市、彰化市、台中県
台南	215(41)	224(1)	439(42)	105(42)	台南市、嘉義、台南県
高雄	680(70)	830(1)	1,510(71)	443(66)	高雄市、屏東、高雄県
台東	63(26)	54(0)	117(26)	27(26)	台東県
花蓮	156(21)	158(0)	314(21)	82(21)	花蓮市、花蓮県
集中管理所	1,011(-)	1,413(-)	2,424(-)	680(-)	日僑管理委員
琉球官兵	821		821	821	陸軍、海軍
眷属	53	135	188	63	〃
合計	5,107(406)	5,025(38)	10,132(444)	1,564(438)	

（沖縄籍民調査書”,B6/F7,George H. Kerr Papers, Hoover Institute Archive, No1~No2 及び『琉球官兵顛末記』309、314頁を元に筆者作成）

¹⁴⁴この証明書発行後、どのような使われ方をしたのか（身分証明書としてパスポートのように携帯しなければならなかったのか、または必要に応じて国府側から求められたら差し出していたのか、引揚げ船に乗船する際にも差し出したのか等）現在のところ確認できる資料や手記は残っていない。

表 4 在台沖繩籍民の留用者数及びその家族

地区別	戸数	留用者人員			家族人員			計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
台北	231	198	34	232	258	436	694	456	470	926
新武	16	15	1	16	23	35	58	38	36	74
台中	36	35	1	36	48	49	97	83	50	133
台南	42	41	1	42	58	87	145	99	88	187
高雄	66	70	1	71	69	121	190	139	122	261
台東	26	26	0	26	32	50	82	58	50	108
花蓮	21	21	0	21	27	53	80	48	53	101
計	438	406	38	444	515	831	1,346	921	869	1,790

(“沖繩籍民調査書”,B6/F7,George H. Kerr Papers, Hoover Institute Archive, 19 頁及び『琉球官兵顛末記』314 頁を元に筆者作成)

上記の表 4 からは在台沖繩籍民の詳細な居住地別人口がわかる。表 4 で一見して目につくことが、まず「集中管理所」以外の地区では男女数の差が 30 名以下（高雄に関しては 150 名だが、その理由は不明）である。一方で、「集中管理所」はその差が 400 人余りと女性の占める割合が群を抜いて高い。この「集中管理所」とは第 4 節で詳述する「沖繩僑民総隊」のことである。各地区の男女比に大きな変化がないこと背景には、留用されておりその地区を離れることのできなかつた人々が数値に現れているものと考えられよう。

次に、戸数に着目してみよう。留用者の戸数は 438 戸で沖繩籍民の総戸数 1,564 戸の 28%を占めている。裏を返せば、残り 62%の戸数は留用者ではない。つまりこれは、敗戦前は官衛、学校、銀行、会社、工場などに勤務していたが敗戦により失職し「今では日稼（土方、荷物運搬等）委託販売、或いは行商、人力車夫、牛車夫等に依り不安定なる僅少なる収入を得つつあり¹⁴⁵⁾といった状況に置かれた人々の割合を示すものである。更にその生計状態は「栄養低下し、特に学校児童或いは小児等に栄養不良者多数有るは遺憾とする處なり¹⁴⁶⁾といった有様で、特に体力の無い子どもたちは生死をさまよっていた。一定の収入を得られた留用者でさえも「生活少々安定せるやに認めらるるも、多数の家族を擁せる者は棒給にては一家を支ふるに足らず、衣類其の家財を売却し生活費を補ふ者大部分¹⁴⁷⁾という状態であった。「表 4 在台沖繩籍民の留用者数及びその家族」によると、444 名の留用者に対し 1,791 名の家族人員がおり、単純計算で一留用者あたり 3 名強の家族を担っていることになる。

取り残された沖繩籍民の状況は何れも厳しいものがあつたことがわかるだろう。川平が出張先で見聞した沖繩籍民の置かれた惨状は、「沖繩籍民調査書」にもしっかりと反映・記録されていた。

¹⁴⁵⁾ 「沖繩籍民調査書」前掲、『琉球官兵顛末記』312 頁

¹⁴⁶⁾ 「沖繩籍民調査書」前掲、『琉球官兵顛末記』313 頁

¹⁴⁷⁾ 「沖繩籍民調査書」前掲、『琉球官兵顛末記』315 頁

(2) 「琉球舞踊音楽空手の会」の開催と資金集め

在台沖縄籍民の現状が浮き彫りになると、今度は救済活動の資金集めに奔走することとなる。まず、彼等は「台湾新生報」1945年11月16日付で「本省在住人士に□ふ」と題しカンパを求める告知文を掲載した。連絡先は、同連合会の事務所であった南風原朝保の所有する南風原病院である。その告知文は次の通りである。

資料 3 「本省在住人士に□ふ」『台湾新生報』1945年11月16日付

現下本省各地に散在窮食し在る一萬餘の沖縄縣無縁故疎開者（沖縄縣各地よりの集團疎開者）の惨状（生活苦と病魔とに戦ひ疲れ斃れ行く者日に日に激増するの一途に在り）を放置せんか。その及ぼす處、縣民の不幸に留まらず本省光復建設の第一途上に無用の混亂と御迷惑を及ぼし、延いては新世紀の人道的規範に反く事にならう。

これら本省各地に散在し病苦と飢ゑに苦しみつつある無縁故疎開者に封し温かい救ひの手を伸ばすは、現下の急務である、依って當聯合會は結成後第一事業として廣く心ある諸賢に訴へ左記に依り義捐金を募り保護せんとするものである。亜細亜の同胞よ、心からなる御援助とご協力を乞ふ¹⁴⁸

告知文でも「結成後第一事業」と位置づけているとおり、特に無縁故疎開者を救済する為の資金の確保は連合会にとって重要な事業であった。また、1946（昭和21）年2月25日、26日の2日間台北公会堂を借り切って資金集めのため「琉球舞踊音楽空手の会」と題した琉球芸能の慈善公演を実施した。それは盛況のうちに幕を閉じたという¹⁴⁹。のちに川平は『『沖縄の夕べ（筆者注：琉球舞踊音楽空手の会）』は、県民の気持ちを明るくし、沖縄に生還できるんだという希望を持たすのに役立つ、救済資金も出来て、事業の目処ができた¹⁵⁰』と述懐している。資金集めというチャリティーを目的として開催したようだが、川平の回顧録を読む限り、資金集め以上に帰還を待ちわびる沖縄籍民の気持ちに明るい光を灯したものとなっていたようである。公演でどのくらい資金を得たのか、それを記録する資料は確認できないが、ともかくそうした資金を基に救済に取り組み、特に生活が困窮している200名については毎週生活費の一部を補助し、家

¹⁴⁸ 『台湾新生報』1945年11月16日

¹⁴⁹ 『台湾新生報』1946年2月16日。記事の内容は次のとおり。「沖縄同郷会の音楽会好評 在台沖縄疎開者の救済義捐金を募集すべく在台沖縄同郷会では25日から島都中山堂で琉球舞踊、音楽および空手の会を開催好評を博したが、26日は特にソプラノ三浦とみ子、アルト白尾洋子、テノール柴田睦陸、バス竹尾誠喜の四歌手が特別賛助出演として歌劇リゴレットを抜粋して四重奏で上演する、因みに歌劇の四重奏上演は本省に取って最初でその成果が期待される」

¹⁵⁰ 那覇市企画部市史編集室『那覇市史 市民の戦時・戦後資料編』3巻8体験記2戦後海外篇、那覇市企画部市史編集室、1981年、581頁

賃の免除についても「其ノ筋」と交渉を行なっている¹⁵¹。さらに自活のできない各地の困窮者を集め、台湾総督府跡に收容する計画については「琉球官兵」が斡旋し、沖縄同郷会連合会が援助を行い、実現をみたとされている。こうして、資金集めと並行して、各地で逼迫する沖縄籍民を台北に集め、集団生活の面倒を見る手配を整えていった。

(3) 台北沖縄同郷会経営教育所の運営

なお、沖縄同郷会連合会は東門国民学校（西側旧校舎、東門町）に「台北沖縄同郷会経営教育所」を開設し、琉僑の児童生徒 277 名に対し授業を行なっている。川平が「沖縄へ帰還するまで、児童生徒の教育を中断することは少年たちの向学心を喪失させる心配があるのでぜひとも特別の処置」を依頼したところ、教育処長らしき人物が「よく理解できた。大事な授業だから早く開校するように」との快諾を得て、開設するに至ったようだ¹⁵²。台北市は校舎を無償で提供しその管理の責任は持つが、教員や教材、教育器具などその他運営の一切は沖縄同郷会連合会が責任をもつことになった。

対象児童は、台北在住の沖縄籍民の子弟を主体としているが、一部（軍人眷属の子弟・台中集中営僑民の子弟）僑民総隊の児童も受け入れて教育を施していた。彼等の設立した教育方針は次のとおりである。

資料 4 台北沖縄同郷会経営教育所

A. 教育方針

現下の過渡期に於て沖縄児童を如何に指導すべきかとの教育的根本理念に関しては、教育者間にも意見を異にするものあるべきは予想に難からず。然りと雖も斯かる教育の根本問題は早急に確立せらるゝものとも考へられず。依って一般的教育理念に基づき次の教育方針に依り指導したり。

a. 児童を快活に育て上ぐること

世界情勢の急変特に日本敗戦の結果、児童の感情にも著しき影響を及ぼせるは事実なり。此の際、僻見根性を除去して児童の前途に希望を持たせ快活に育て上ぐる事は、極めて緊要なり。但し自暴廢頹的気分に陥らしめぬ様特に注意すること。

b. 児童の体位向上を計ること

健全なる心身の鍛錬に意を用ひ、将来戦後復興途上に横はる難関突破に堪える素地を築くこと（国民学校時代に運動の趣味を植付けざれば中等学校に於ては手遅れの感あり）。

c. 科学知識の基礎を作ること

¹⁵¹ 前掲、『琉球官兵顛末記』312～313 頁

¹⁵² 前掲、川平朝申「わが半生の記」(8) 82～83 頁

多くの事実を知らせることよりも寧ろ少しの事実に基づいて心理探求の基礎たる観察力及思考力の養成を計り同時に科学趣味を培養することに務むる事。

d. 平和愛好心を養成すること

世界の総ての国家及民族は相提携して世界永遠の平和確立に努力せざるべからず。若し此れを怠るならば恐らくは世界人類は遂に幸福を失ふに至るやも知れず。児童教育上に於ても此の点に留意し幼年時代に於て平和愛好心を養成し、人類幸福増進に努むるとともに島国根性の芟除に力を悉すこと。

(“沖縄籍民調査書”,B6/F7,George H. Kerr Papers, Hoover Institute Archive、70～72
頁及び『琉球官兵顛末記』331～332頁より筆者作成)

通常、日本人子弟（琉僑を含む）は引揚げまで各地の「日僑指定教育所」に通い教育を受けていたことから、わざわざ独自に教育所を設置したことは沖縄同郷会連合会の活動の大きな特徴の一つといえる。その教育方針も次節で取り上げる沖縄僑民総隊が運営した「沖縄僑民総隊教育所」とも異なっている¹⁵³。次節で詳述するが、沖縄僑民総隊の部長以上に教員が約半数を占め、児童生徒の教育に力を入れていたが、その教育方針を見る限りは沖縄同郷会連合会の運営する教育所の方がより児童生徒の教育に熱心に取り組んでいた印象を受ける。沖縄僑民総隊の教育方針が一項目で完結にまとめられているのに対し、連合会の方は、a～dの四項目と教育方針をより詳細に打ち出している。dの項目では「平和愛好心を養成すること」を記し、連合会の中心メンバーとして沖縄籍民の児童生徒のための教育再開に奔走し、またキリスト教徒でもあった川平の影響を垣間見ることができよう。

教育所には10名の職員を組織しており、本訓7名、初訓2名、教諭1名と残り1人を除いては全員が学校関係者で、就学児童数は総勢277名（1年生63名、2年生46名、3年生39名、4年生41名、5年生46名、6年生42名）であった。児童の内訳は、台北に居留している子弟が160名、沖縄僑民総隊として共同生活を送っている児童が117名である。調査書は続けて「教科目並に教授時数（週単位）」「教育費（月謝）」「その他（8月度の出席状況と児童の栄養状態並に家庭状況）」と詳細に調べられている。以下、一項ずつ検討する。

まず、「教科目並に教授時数（週単位）」を見てみよう（資料5を参照）。読方、英語、華語、郷土史、算術、理科、体操、音楽、図画習字・工作の9科目が用意され、学年に応じて教科の時間が異なっている。読方と算術が1週間あたりどの学年も3時間（5・6年生は4時間）は取られており、基礎学力を身に付けさせたいとする教育所の方針が垣間見られる。用意されている科目はほとんど現在の小学校と同様の時間割となっている

¹⁵³ 前掲、上地晶子「戦後台湾における日本人の引揚げと「琉僑」の存在—『政府接收臺灣史料彙編』台湾資料彙編』収録史料を中心に」2008年度修士論文、48頁参照

が、やはり注目すべき科目は英語・華語・郷土史の3科目であろう。これらの3科目は低学年（1・2年生）のコマには入っていないものの、当時の情勢を鑑みて戦後の台湾で特別に設けられた科目であろう。子どもたちにも英語・華語を教授し環境に適応させようとしている姿勢は興味深い。なお、「郷土史」が中国史を指すのか琉球史を指すのか、あるいは中琉関係史を指すのか、本調査書からは判然としない。いずれにせよ、日本史ではなく郷土史という新たな科目が挿入されていることの意味を推し量ることも有益であろう。

資料 5 台北沖繩同郷会経営教育所の時間割

学年	科目	読方	英語・華語	郷土史	算術	理科	体操	音楽	図画習字 工作	計
1年生		3	—	—	3	1	2	2	1	12
2年生		3	—	—	3	1	2	2	1	12
3年生		3	2	1	3	1	2	2	1	15
4年生		3	2	1	3	2	2	1	1	15
5年生		3	3	1	4	2	2	1	1	17
6年生・高等科		3	3	1	4	2	2	1	1	17

※単位は時間

（『沖繩籍民調査書』B6/F7, George H. Kerr Papers, Hoover Institute Archive、75～76
頁及び『琉球官兵顛末記』334頁より筆者作成）

「教育費（月謝）」については、記述は多くなく「a. 内訳」と「b. 備考」が記されているのみで、内訳は人件費・備品費・消耗品費・其他からなっている。備考として「右諸費用の出所は台北同郷会並父母有志の寄付金なり」との記述が確認できる。つまり、教育所の運営に関する費用の捻出は、連合会の自腹と父母による寄付金であった。

「その他（8月度の出席状況と児童の栄養状態並に家庭状況）」では、8月分の出席状況が男子生徒が86.17%、女子生徒が82.93%、平均84.74%と高い出席率をマークしていた。他方で、やはり家庭環境も厳しいものがあり、調査書には最も苦しい家庭では1日に1、2回欠食という家庭もあり、こういった現状なので一般的に児童の栄養状態は悪く、中には家庭収入の関係上、就学を中止し出労する児童もいることが報告されている¹⁵⁴。事実、敗戦当時16才だった石嶺も、琉球官兵を相手に石鹼やたばこを売り歩き、生活費を稼いでいた¹⁵⁵。

¹⁵⁴ 前掲、『琉球官兵顛末記』334頁

¹⁵⁵ 石嶺真吉「新原から台湾に疎開した人々の方が、死亡率が高かったんですよ。栄養失調

以上、沖縄同郷会連合会が運営した教育所を概観した。時間割には、英語や華語、郷土史といった、戦後の新しい環境へ対応しようとする姿勢が見て取れる。

(4) 引揚げ前の沖縄本島視察

連合会の活動範囲は、台湾のみに留まらない。副会長の平川先次郎をはじめ、座喜味盛保医師、琉球官兵5人の代表が事務連絡を兼ねて、現状の见えない沖縄本島視察のため、6月末LST船に乗り込んでいる¹⁵⁶。帰台後、沖縄同郷会幹部に早速沖縄の現状報告を行い、それを基に翌日から各地で沖縄の現状が伝えられたという¹⁵⁷。この時期の沖縄の状況についての正確な情報はその良し悪しを問わず、引揚げ前の琉僑にとって相当貴重なものであったであろう。

(5) 引揚げ業務への従事

引揚げを待つ沖縄籍民の早期引揚げ実現のため東奔西走していた連合会については、『第二期遣送日琉僑工作須知¹⁵⁸』により、連合会が1次送還の際、「日僑輸送管理施設」の担っていた業務内容に協力することを行政側から命じられていたことが判明する。以下、関連資料を引用する。

資料 6 第二次日僑・琉僑送還業務注意事項

3. コレラ発生ノ兆候アリタル組ハ最後罹病ノ日ヨリニ週間ノ検査ヲナスモノトス (組ヲ單位トス)
4. コレラノ組ハ防止検査ヲナシ、病菌・傳播消滅ヲ期シタル後、始メテ検査ヲ解除ス
本防止検査ハ病ナキニ至ルマデ少クトモ三回大便ノ検査ヲナスベシ
万一附近ニ適當ナル軍用化学試験室ナキトキハ必要ナル場合特ニ最寄ノ普通
医院ニ於イテ大便ノ検査ヲ行フベシ
5. 第二條ノ補充スベキ点即チ凡ソ或組内ノ還送サルル者ニテ既ニ六日ノ觀察ヲ
経テ、コレラ発生ナキ者ハ、検査合格トシ輸送サル
還送シタル者ハ每人針金ヲ以テ結ビタル
小札一個ニ日文ヲ以テ左記各項ヲシルスベシ、出来得レバ英文ヲ附記スベシ

や、マラリア等で亡くなる人が多かったんだよ。」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』115頁

¹⁵⁶ 1946年6月25日付、文書課長名義で各部回覧の文書が残っている。内容は次の通り。「台湾沖縄同郷会連合会副会長平川先次郎氏今般台湾ニ於ケル沖縄人ノ近況御報告ノ為御帰郷被遊居候處不日御帰台ノ予定ニ付台湾ニ手紙差出度向有之候ハズ同氏ニ御依頼致候条六月二十八日迄ニ知事官房文書課へ御届相成度」『対米国民政府往復文書 1946年發送文書』沖縄県公文書館蔵 (資料画像: R00165445B)

¹⁵⁷ 川平朝申『戦後の沖縄文化行政史』27～29頁

¹⁵⁸ 前掲、『政府接收台湾史料彙編』「第二期遣送日琉僑工作須知」

(一) 姓名 (二) 年令 (三) 性別 (四) 家庭 (五) 現住所 (六) 村名
(七) 島名 (八) 家庭人数 (九) 職業 (十) 英語ニ通ズルヤ否ヤ

F 乗船ノ際出来得レバ毎船琉球島南部・北部ノ人ト南北ニ分チ乗船セシムベシ。琉球島ノ南北ハ北緯二十六度二十分ヲ以テ分界トス

G 還送人員ハ鳥獸ヲ携帯スル事ヲ禁ズ

H 船中ニ於テ其島行き人員数ニ付□□説明表八通ヲ供給ス

I 若シ還送人員中大衆健康ノ傳染病危害ノ発生シタル時ハ、盟軍總司令部ハ台湾ノ琉球人ヲ琉球ニ還送停止ノ権ヲ有ス

J 航海消息通知ハ駐琉球ノ司令官ノ審査ナラビニ盟軍駐日最高司令官及ビ駐琉球島海軍基地司令官ニ届ケ出スベシ。普通航海消息ノ外琉球島南部北部及ビ附近各島ニ行クベキ人数ヲ夫々報告スベシ

K 前記規定外還送人員一九四六年二月十一日中國戦区遣送計画ノ規定ニ據ルベシ

二 茲ニ重ネテ貴部ノ前記法辦法ニ基キ還送実施セラルコトヲ懇請ス本部ハ前記規則ノ如何ナル違反モ還送案ヲ否決セラレル事ヲ深く知ルヲ以テナリ

三 貴部ニシテ若シ前記ニ対シ意見アラバ直接本部ニ交付セラレ度シ

連絡官 トネル中尉

「駐華米國陸軍南京司令部覚書」「川平文書」那覇市歴史博物館所蔵

この資料は、東京に進軍していた連合軍最高司令官総司令部（通称 GHQ）が駐華米國陸軍南京司令部の中国国防第二廳襲副廳長に宛てた在台沖繩籍民引揚げに関する覚書で、GHQ 側が在台沖繩籍民の沖繩本島還送について、初めて具体的に引揚げ業務を提示した文書である。『政府接收臺灣史料彙編』には、連合会が日僑輸送管理委員会より依頼された琉僑の人数把握や、引揚げ名簿の作成という重要な業務の受託等、日僑管理委員会に積極的に協力し、引揚げ業務に深く関わっていたことが記されている。川平が個人的にこの資料を所有していたことから、連合会が直接沖繩籍民の引揚げに深く関わっていたことは明白であろう。この在台沖繩籍民引揚げに関する覚書には、以下の「送り状」が付されている。

資料 7 臺灣行政長官公署陳儀宛の送り状（那覇市歴史博物館所蔵）

代電 機軍處 三

特急 台湾行政長官公署陳長官殿

茲ニ駐華米國陸軍南京司令部ノ覚書一通ヲ添付スルニ付可能処理ノ上
台湾現在ノ琉球籍民人数及毎回ノ遣送数ヲ其都度報相成度

この送り状は、『政府接收臺灣史料彙編』に収録されていない。川平がなぜ送り状を個人的に所持し得たのか。「わが半生の記（9）」には、沖縄本島への引揚げを待ち望んでいたところ、日僑管理委員会の周夢麟委員長から引揚げの関連書類を受け取ったことが記されている。台湾総督府情報部に勤務し、連合会の主要メンバーでもあり、沖縄籍民の送還業務に終始熱心に携わった川平だからこそ、所有し得た重要な文書であろうことは想像に難くない。

また、『台湾引揚・留用記録』第3巻に収録された「留用日第十報」には、当局より留台日僑世話役が琉僑引揚げにおける検疫、輸送、給養、宿営等の一切を計画し、「実務を沖縄同郷会連合会をして担当せしむることと為し同会の為すべき送還業務の実施に付き之が指導、援助を為すべき旨指示せられたり」と記されている。連合会が日僑管理委員会の指導の下、引揚げ業務の実務に深く関わっていたことを示唆する内容となっている。そうした資料からも、連合会が沖縄籍民の引揚げに終始積極的に関わっていたことがうかがえよう。

第4節 沖縄僑民総隊

第1項 沖縄僑民総隊の結成過程

「沖縄僑民総隊」（以後、僑民総隊と略称）とは、引揚げに向けて台湾全島各地区の集結隊が台北集中營に結集したことにより、統制ある集団生活をするために編成された組織である。僑民総隊の結成に至った過程を、台中市に在住していた田里維成の「回想録」と「留台日僑会報告書 第5報¹⁵⁹」から見ていこう。田里は後述する『沖縄籍民調査書¹⁶⁰』の作成者でもある。荷物をまとめ集結後に命令が取り消されたため、仕方なくそのまま集結を続けたことは冒頭でも述べた。台中市では、帰還実現まで「自活隊」を編成したという。この「自活隊」は後に地名をとって台中隊となるが、その前身は台中沖縄県人会であり、もともと相互扶助の基盤があったため「自活隊」の結成が容易であったといえる。この県人会（のちの「自活隊」）会長らは前節で取り扱った「沖縄同郷会連合会」の「各縣市沖縄同郷会会長」となっており、前節で見たとおり、台湾沖縄同郷会連合会を中心として結束を固めつつあったことがうかがい知れる（表2を参照）。

¹⁵⁹ 河原功監修『台湾引揚・留用記録』第1巻、ゆまに書房、1997年、156～157頁

¹⁶⁰ 内容は、1 総括（台湾省全部）、2 残留者（一般残留者）、3 留用者、4 集中營 日僑集中管理・沖縄僑民総隊、5 官兵及眷属、6 教育、7 帰還に対する意向、帰還後における希望職業、統計表（附録）である。本文は79頁、統計表が9頁、計88頁。

引揚げを待つまで自活隊を編成し生活の方途を講じたが、大所帯のため食料に事欠くようになり、自活隊の田里と集結者の全てを管理する嵩原久男¹⁶¹、渉外の真壁朝徳ら 3 人は陳情のため台北の「沖縄同郷会連合会」と「琉球官兵善後連絡部」のもとへ向かった。逼迫する現状は台湾の他の州や県でも同様だったようで、台南隊、高雄隊の代表者も同様の件で代表者が台北に来ていたため、合流し陳情したようである¹⁶²。連合会、琉球官兵善後連絡部及び日僑管理委員会への自活隊の窮状を訴える陳情の甲斐があり、なんとか引揚げまでの待機所と食料の確保にこぎつけた。沖縄同郷会連合会の役員であった川平朝申も回想録で「…しばらくして台中隊 1,000 人近くが平川先次郎氏を隊長にして移動して来た。台湾総督府庁舎の一部を占拠し集中営とすることになった。真壁朝徳、奥武朝計、嵩原久男氏が世話役として活動していた¹⁶³」と記録している。

琉球官兵との調整の結果、台中の自活隊は設営隊員（17 名）を組織し 4 月末に生活拠点となる台湾総督府跡へ行き、設営準備を始める。この時、琉球官兵の幹部の永山政三郎と知花成昇に面会しており、全島に残された他の籍民の集結に備え、環境を充分整備してほしい旨が伝えられている¹⁶⁴。このことから、遅くともこの時点で沖縄籍民の集結は沖縄同郷会連合会と琉球官兵の間で取り決められていたことがわかる。

田里によると、5 月 16 日にはまず高雄集結隊の 900 人が旧台湾総督府に集結し、ついで台南 300 人、台中 600 人が集結し、新竹、台東、花蓮港の 400 人は基隆港岸壁倉庫に集中し¹⁶⁵、集結隊総数は約 2,200 名に達し、統計を取った 8 月の時点では 2,424 人が台北及び基隆に集結した。なお、「留台日僑会報告書 第 5 報」の報告人数は更に細かい。該報告書によると、台北集中営（旧総督府の建物）には、高雄 964 名、台中 657 名、台南 190 名、新営 53 名、彰化 29 名の計 1,893 名が、基隆集中営（田里の言う「基隆港岸壁倉庫」）には 614 名、そして、「沖縄僑民総隊表」には記載されていないが、嘉義集中営にも 53 名が集結したとされている¹⁶⁶。集団生活に入るとすぐに、僑民と琉球官兵の幹部が相談し沖縄僑民総隊（7 つの中隊編成）と呼称することになり、沖縄僑民総隊教育所（初等部、中等部）も設ける事となった。集団生活の運営は、7 つの中隊毎に自

¹⁶¹ 嵩原の名前は台湾教員名簿でも確認することができる。昭和 13 年から記録が残っている。昭和 19 年まで台中州で教職についていた。（前掲安村賢祐『日本統治下の台湾と沖縄出身教員』2012 年、358、397、420、444、468 頁）引揚げ後は教員、校長、立法議員、県議会議員、沖縄県更生保護会長を歴任し、1985（昭和 63）年には沖縄県功労賞を受賞している。

¹⁶² 前掲、『琉球官兵顛末記』264 頁

¹⁶³ 川平朝申「わが半生の記（7）」87 頁

¹⁶⁴ 前掲、『琉球官兵顛末記』295 頁

¹⁶⁵ 前掲、『琉球官兵顛末記』265 頁

¹⁶⁶ 河原功監修『台湾引揚・留用記録』第 1 巻（ゆまに書房、1997 年、156～157 頁）。嘉義集中営の沖縄籍民については関連資料が存在せず詳細はわからない。台北集中営もしくは基隆集中営に吸収合併された可能性もある。「沖縄籍民調査書」にも嘉義集中営のことは触れられていない。

主運営をすることになったようだ¹⁶⁷。ここに本節の冒頭で述べた「沖縄僑民総隊」が編成され、台湾総督府庁舎で琉球官兵と同居生活をスタートさせた。6月1日には日僑管理委員会に日僑集中管理所が開設され、同所の管理下となるが¹⁶⁸、実際には琉球官兵との同居生活に変更はなかった。

なお、南洋群島からの疎開者は台北市内の佐久間町の民間に集団疎開することになった。しかしその半数がマラリヤや栄養失調で生活は悲惨を極めている現状に対し、琉球官兵らも事態を憂慮し、部隊関係者による緊急協議を経て直ちに医療と給食を特別配慮をしたという証言もある¹⁶⁹。現時点では確証できないが、南洋群島からの疎開者同士で、上記の中隊を編成しており、特に琉球官兵らの助力を受けていた可能性も否定できない。

第2項 沖縄僑民総隊の編成及び掌握

本項では、『沖縄籍民調査書』中の「付録 六、沖縄僑民総隊編成表」から沖縄僑民総隊の編成及び各事務分掌を把握する。

(1) 組織の状況及び人口編成

約2,500名からなる沖縄僑民総隊は会則・規定を制定し、会長に台中沖縄県人会長で沖縄同郷会連合会副会長の職に就いていた平川先次郎¹⁷⁰を選出し、組織づくりに動き出した。副総隊長には学校長経験のある山田親法が選任されている。沖縄僑民総隊は総隊本部（総務部、渉外部、教育部、自活部、経理部、医務部の6部）と中隊（7つの中隊、1つの眷属による中隊、台北中隊の計9中隊）組織された。

表5 沖縄僑民総隊本部職員編成表

職名	総隊長—平川先次郎 副総隊長—山田親法	
	部長	係員
総務部	田里維成 (副) 嵩原久男	喜納政明、久場良亀、伊是名秀順
渉外部	真壁朝徳	—
自活部	安仁屋政守	宮里正秀、平安名常実、胡城恵孝、伊良波長正
経理部	与那原良輔	奥武朝景、鉢嶺清惇
医務部	小渡有静	真壁良子、稲嶺ハツ、大城トミ、仲宗根トミ子、上原ヨシ、島袋正子、與儀秋子、我部米子

¹⁶⁷ 前掲、『琉球官兵顛末記』261頁

¹⁶⁸ 前掲、『琉球官兵顛末記』316頁

¹⁶⁹ 前掲、『琉球官兵顛末記』54頁

¹⁷⁰ 帰郷後、平川氏は琉球政府郵政局長、琉球放送専務、沖縄更生保護会長等を歴任し、昭和53年に沖縄県功労賞を受賞している。

教育部	赤嶺康成 (兼教育所長)	(中等部) 比嘉政章、川平恵正、大城義光、源河史子 (初等部) 有銘興眞、花城清弘、上原精一、上洲盛隆、 山城トヨ子、安里盛吉、末吉英徳、池原元盛
監事	岸本憲一 島袋嘉民 大田直作	—

「六、沖縄僑民総隊編成表」(『琉球官兵顛末記』350～352頁より筆者作表)

各部の事務分掌についても細かく規定されている(資料8参照)。

資料8 沖縄僑民総隊の各部分掌

1. 総務部	1 総務部長 1.総隊全体の企画統合 2.購買部の業務一切 3.中隊の指導 2 副総務部長 1.総務部長の補佐(不在の場合代理) 2.人事(イ:人事相談、ロ:任免、ハ:其他) 3.職員勤怠並に俸給精算支給 4.出張並に旅費請給 5.両集中営の連絡(自活・庶務・命令・使役・其他一切の連絡事項) 6.諸行事並に諸会議の開催進行 7.謝礼、慶弔、救済に関する件 3 庶務 1.一般庶務(文書の集発) 2.保安関係(風紀、衛生、警戒) 3.其他 イ:内規、隊則の立案作製加除訂正 ロ:情報・会報 ハ:統計表貼付物の作成 ニ:諸記録 ホ:其他 4 連絡、設営・輸送・其他 1.設営に関する一切の事項 2.管理所並に外部との連絡 3.輸送関係 4.渉外部長への協力	4. 経理部 1 経理部長 1.部内係員の指導監督 2.総隊並に中隊経費出納交渉(外部)に関する事項 2 経理係 1.総隊経費の出納に関する事項 2.総隊経費の決算に関する事項 3.総隊所属物品の出納に関する事項 4.各中隊の経理指導に関する事項	
	2. 渉外部 1 渉外部長 1.僑民総隊と他との交衝連絡に関する事項 2.総務部と事務協力		5. 教育部 1 教育部長 1.教育所の経費に関する事項 2.教育に関係ある部内の指導 2 教育所長 1.教育所の経営に関する事項 3 学経担任 1.担任学経の経営に関する事項 2.教育所外に於ける生徒児童の指導
	3. 自活部 1 自活部長 1.自活部職員の指導監督 2.自活全般の企画及運営 2 庶務係 1.自活に関する文書の収発、其他庶務に関する事項 3 交渉係 1.外部との交渉、連絡及職場の指導に関する事項 4 中隊自活係 1.中隊内自活員の実践指導 2.作業手配連絡事項 3.中隊自活費の監察 4.総隊本部自活部との連絡 5.庶務並に集金に関する事項 6.其他中隊自活に関する事項		6. 医務部 1 医務部長 1.医務部長の経営に関する事項 2.医務に関する事項 2 看護婦長 1.医療に関する事項 2.看護婦の指導監督 3 看護婦長 1.医務部長、看護婦長の指導監督を受け医療に助手

「六、沖縄僑民総隊編成表」(『琉球官兵顛末記』350～352頁より筆者作表)

各部の事務分掌を概観すると、その業務内容は多岐にわたっており、現在の行政自治体と比して見ても遜色ないほど自治体のような組織であったことがわかる。ただ、この組織の成り立ち背景が自活隊であったことから、部の一つとして自活部を設置し、そ

の職務内容が中隊の実践指示など沖縄僑民総隊が独自の組織であったことがわかる。また、総務部の副総務部長の仕事の一つに「謝礼、慶弔、救済に関する件」という項目が設けられていることから、相互扶助を意識した組織としてなりたっていたことがうかがえる。

続いて、「沖縄籍民調査書」中の「四の一 集中者の運営（日僑集中管理所内沖縄僑民総隊）」から、集結者の構成を見てみよう。主な構成員として、まず疎開者（①戦争にかかる南洋群島からの疎開者、②戦争にかかる沖縄本島からの疎開者）、そして一般在留者の帰還希望者から成っていることが記されている。①南洋群島からの引揚げ者は「夫を或いは兄弟を現地防衛に残し防衛不適者たる妻女、姉妹は可弱き腕に愛児を引連れ本島に集団疎開¹⁷¹」で台湾に一時滞留するも、土地不慣れのためマラリアやその他風土病に斃れるなどして、統計を取った時点では 1,166 名から 780 名に減じていることが記されている。続けて②「沖縄本島よりの疎開者も男子を沖縄防衛に残し婦女子小児のみ疎開¹⁷²」に来ており、南洋群島からの疎開者同様風土病の為相当の犠牲者が出ているだけでなく、携行品（衣類等）は生活費に消え、見るに忍びない状況が記されている。さらに調査時点で、集中営には親兄弟を亡くして孤児が 80 名にも達しており、その凄惨さは想像に難くない。

沖縄僑民総隊の人口比は男性 1,012 名、女性 1,412 名となっており、10 才未満以外全ての年代で女性の数が男性を上回っている。このことは、上述したとおりの婦女子ばかりの苦しい生活を送っている沖縄僑民総隊の状況を如実に表している（表 6 及び図 6 参照のこと）。

表 6 沖縄僑民総隊の人口構成

年齢	男	女
81～90	2	2
71～80	3	14
61～70	14	32
51～60	39	45
41～50	71	133
31～40	81	251
21～30	99	241
11～20	287	303
1～10	416	391
計	1,012	1,412

¹⁷¹ 前掲、『琉球官兵顛末記』316 頁

¹⁷² 前掲、『琉球官兵顛末記』316 頁

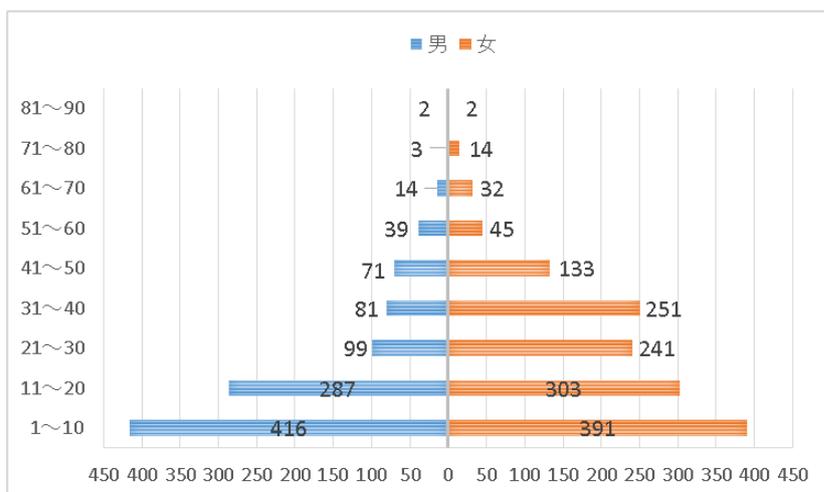


図 2 沖縄僑民総隊の人口構成ピラミッド

(表 6 及び図 10 : ”沖縄籍民調査書”,B6/F7,George H. Kerr Papers, Hoover Institute Archive、23～24 頁及び「四、日僑集中管理所沖縄僑民総隊 (集中営)」『琉球官兵顛末記』315 頁を元に筆者作成)

続いて、「沖縄籍民調査書」中の「付録 八、帰還先別人員調総括 (集中営)」から、僑民総隊の人員構成について次のような特徴を見出すことができる (表 7 を参照)。

表 7 帰還先別人員調総括 (基隆集中営・台北集中営)

市郡別	人員				総計 (名)
	男		女		
	子供	大人	子供	大人	
那覇市	27	167	63	177	434
首里市	37	80	50	98	265
国頭郡	173	126	125	280	704
中頭郡	60	105	67	156	388
島尻郡	111	130	120	258	619
宮古郡	0	1	0	0	1
八重山郡	2	6	1	4	13
総計	410	615	426	973	2,424

(「付録 八、帰還先別人員調総括 (集中営)」『琉球官兵顛末記』350～352 頁を元に筆者作成)

まず、相対的に①首里・那覇出身者には大人が多く、その他の郡は子どもが多い、②首里・那覇以外の郡は男性よりも女性の方が多い、③沖縄僑民総隊のほとんどが沖縄本

島出身者で構成されているといった点である。①については、おそらく首里・那覇出身者には生活基盤のある居留者が他郡に比べ多かったことが推測され、直接沖縄本島への帰還を望んでいる者が多かったこと、②については、台湾への疎開は他郡出身の女性や子供が多かったこと、③については、沖縄僑民総隊結成までに多くの宮古・八重山出身者らがヤミ船などで引揚げていたこと等が理由として挙げられるだろう。

(2) 罹病率

「コレラ菌がスモモに付いていたらしく、甥っ子がそれを食べて発熱して、そのまま亡くなった。自分も山中に疎開中、マラリヤに罹って発熱し生死をさまよった¹⁷³」、「母親を心臓の病気で亡くした¹⁷⁴」、「疎開先の山中で、たった一人の妹をマラリヤで亡くした¹⁷⁵」、「父親がマラリヤに罹っていて台湾で死んだら大変だから、高額だったけれど急いでヤミ船で引揚げたけど、結局宮古に着いてしばらくして死んでしまって、兄弟3人孤児になった¹⁷⁶」…筆者の聞き取った証言に現れる「罹病」と「死亡」の話である。自治体編纂の縣市町村市史に収められた台湾引揚げ者の証言を見てみても、病気にかかった者、特にマラリヤにかかった者が多いことに気づく。終戦後の台湾は衛生管理が悪く、基隆ではコレラ、天然痘等の伝染病が蔓延し、琉球官兵の医務室に努めるメンバーは、流行病が部隊内に持ち込まれないか戦々恐々の日々だったようだ¹⁷⁷。戦況の悪化に伴い薬は手に入りやすく、病院にかかることもままならなかった。平常であれば、栄養状態が良く、薬さえあれば治癒できた病気も、窮状に喘ぐ沖縄籍民にとっては「不治の病」そのものであった。

「沖縄籍民調査書」には、沖縄僑民総隊の「出生率」「罹病率」(罹患率—筆者注)そして「死亡率」が記されている。さらに別途、「附録九 罹病率」として罹った病名・人数の統計表も作成されている(表9参照)。それによると、沖縄僑民総隊の出生率は0.54%、罹病率53.14%、死亡率は1.16%である。いずれの比率も、総人員(2,424人)に対する比率である¹⁷⁸(表8を参照)。まず目につくのが、罹病率の53.14%である。つまり二人に一人以上が、何かしらの病に罹っていたこと示している。この罹患率は驚

¹⁷³ 下地啓義「あっちも死ぬ、こっちも死ぬ。遺言聞いても間に合わない。」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』55～60頁

¹⁷⁴ 船越弘子「集中營で亡くなった母。母の胸に手を突っ込んで、父に『(母は)まだ熱いよー!』って言ったんですけどね…」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』94～98頁

¹⁷⁵ 石嶺眞吉「新原から台湾に疎開した人たちの方が、死亡率が高かったんですよ。栄養失調や、マラリア等で亡くなる人が多かったんだよ。」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』113～

¹⁷⁶ 長濱勇「マラリアで死んだ父親のために、自分でお経をあげて見送った」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』40～44頁

¹⁷⁷ 前掲、『琉球官兵顛末記』130頁

¹⁷⁸ ” 沖縄籍民調査書”, B6/F7, George H. Kerr Papers, Hoover Institute Archive, 24～25頁及び「統計表9 罹病率」より。ただし、これらの割合は一桁ずつ違っていたため、数値は筆者が計算したものを採用している。なお、下3桁目は四捨五入し下2桁で割合を弾き出した。「表9 沖縄僑民総隊の罹患名とその比率一覧」も同様の方式で計算した。

異的で、連合会や琉球官兵らの手記や回想録、本稿資料2「無縁故疎開セル沖縄島民ノ疎開ニ関シ嘆願ノ件」等の陳情内容が大げさではなく事実惨状に於かれていた沖縄籍民の実態を如実に表している。死亡率は割合低く抑えられているように見えるが、本統計はあくまで沖縄僑民総隊として集結した後のデータであって、彼等が集結前に亡くした家族の数は入っておらず、また沖縄僑民総隊に入営していない者についても本調査に反映されていない。在台沖縄籍民全体では、実際の罹患者・死亡者はもっと多くなることを記しておく。

表 8 沖縄僑民総隊の出生率・罹病率・死亡率

出生者数及び出生率	男			女			合計	比率
	3			10				
罹患者数及び罹患者率	大人	小人	計	大人	小人	計	1,288	53.14%
	246	331	577	304	407	711		
死亡者数及び死亡率	7	3	10	8	10	18	28	1.16%

※比率は、沖縄僑民総隊の人員数（2,424人）に対する割合である
※オリジナルのデータと数値が微妙に異なるが、それはオリジナルが計算ミスをしたことによるものである

（『沖縄籍民調査書』,B6/F7,George H. Kerr Papers, Hoover Institute Archive、24～25 頁より筆者作成）

「統計書 9 罹病率」の内容は更に細かい（図9参照）。続いて、感冒、そしてマラリヤ罹患者の多さに気がつくだろう。感冒は風邪のことである。本統計が取られたのが8月初旬であるので、夏真っ盛りである。風邪は冬に蔓延しがちだが、栄養状態が悪く、居住環境も過酷で精神的にも参っていたであろう沖縄僑民総隊のメンバーが16パーセントも感冒を患っていたことは示唆的である。続いてのマラリヤ罹患者率は11%強と、10人に1人がマラリヤに罹患していた。マラリヤは栄養が充分で抵抗力さえあれば罹患を免れるという¹⁷⁹。感冒同様、過酷な状況に置かれていたことを如実に物語っている。

¹⁷⁹ 前掲、『沖縄県史 各論編6 沖縄戦』539頁

表 9 沖縄僑民総隊の罹患名とその比率一覧

病名	男		女		計	総人員(2,424人)に対する比率
	大人	小人	大人	小人		
感冒	82	88	92	120	382	16.04%
マラリヤ	37	60	77	93	267	11.21%
蛔虫症	16	48	37	44	145	6.09%
外傷	16	32	30	24	102	4.28%
胃腸炎	18	21	22	29	90	3.78%
気管支炎	17	17	2	18	54	2.27%
麻疹	0	28	0	25	53	2.23%
消化不良症	0	18	0	16	34	1.43%
脚気	7	0	0	18	25	1.05%
耳鼻科疾患	4	8	2	8	22	0.92%
肋膜炎	17	0	5	0	22	0.92%
喘息	5	3	7	2	17	0.71%
膀胱炎	0	0	13	0	13	0.55%
結膜炎	5	2	1	1	9	0.38%
腎臓炎	3	1	5	0	9	0.38%
肺浸潤結核	8	0	1	0	9	0.38%
栄養症	0	2	3	3	8	0.34%
関節炎	5	0	2	0	7	0.29%
歯痛	1	2	0	3	6	0.25%
カタル性黄疸	3	1	1	0	5	0.21%
十二指腸虫症	1	0	2	1	4	0.17%
ジフテリア	0	0	0	2	2	0.08%
急性大腸炎	0	0	1	0	1	0.04%
痔核	1	0	0	0	1	0.04%
ローマチス	0	0	1	0	1	0.04%
合計	246	331	304	407	1288	53.14%

※入営当時は、2,381名いたことが付記されている
 ※オリジナルのデータと数値が微妙に異なるが、それはオリジナルが計算ミスをしたことによるものである

(“沖縄籍民調査書”,B6/F7,George H. Kerr Papers, Hoover Institute Archive、「統計書 9 罹病率」及び「附録 九、罹病率」『琉球官兵顛末記』352～353頁を元に筆者作成)

「沖縄籍民調査書」中、沖縄僑民総隊のみを対象として出生率と罹病率、死亡率が記されている。「沖縄籍民調査書」作成にあたっては、台湾在住の全沖縄籍民が対象であったので、やはり沖縄僑民総隊に特化して記していた背景には、沖縄僑民総隊の罹病率の高さは常軌を逸しており、その内実をアメリカ側に知らせたいという気持ちの現れともとれよう。沖縄同郷会連合会の把握するその他沖縄籍民のグループや琉球官兵については、別途、罹病率等報告されていたかもしれないが、少なくとも「沖縄籍民調査書」中、出生率・罹病率・死亡率が記された対象が沖縄僑民総隊のみであったことに留意したい。

なお、病に罹っている彼らの状態をそのまま放置することはなかった。沖縄僑民総隊には、小渡有静医師と山田盛保（旧姓座間味）医師がおり、日夜沖縄僑民総隊のメンバーの診療に当たっていた。台北市内に在住していた當山堅一・堅次医師は、集中營に結集していない台北在住の沖縄籍民の診療に当たっていた。なお、この四名の医師は沖縄僑民総隊のみならず琉球官兵の診療にも当たっていたという。また、琉球官兵は総督府跡内に医務室を設けていたが、稲福全志医師がその診療に当たっていたが、稲福医師もまた琉球官兵だけでなく、門戸を広げ民間の沖縄籍民の診療をしていた¹⁸⁰。在台湾の沖縄籍医師や看護師、衛生兵らは組織を超えて医療に従事し、沖縄籍民の生命を根底から支えていたのである。

（3）食糧事情及宿舎関係

人間の生活において衣食住は欠かせない三要素となっているが、『沖縄籍民調査書』においても衣以外の食料と宿の事情が記されている。食費については、日僑管理委員会日僑集中管理所の管理に属しており、日僑管理委員会より一人につき白米 450 グラムと副食費として 5 円が支給されている。各中隊で共同炊事を実施しており、一日一人当たりの摂取量は野菜が約 300 グラム、魚肉 10 グラム、調味料 7 グラム、約 1,300 カロリーである。肉類は少量ながらも月 1 回供給された。総じて栄養不良であり、特に発育盛りの小児及び幼児は栄養不良が多いことが報告されている¹⁸¹。

宿舎は旧台湾総督府後庁舎内と台北市水道町の市営住宅に割当てられ共同生活を送っている。しかし、旧総督府庁舎は「爆撃の為破壊箇所多数にして降雨したれば各室共雨濡れ多く且つ火災の為舎内の建具全焼し風雨吹き流しの儘にして『コンクリー』へ直接筵を敷きあるは保健衛生上甚だ寒心に堪えず現在『感冒』『マラリヤ』『胃腸病』患者多し¹⁸²」といった住環境としては最悪の状況であった。なお、基隆の集中營については記述が無いので実態はよく分からないが、恐らく食費については同様の規定によって補助されていたのであろう。

（4）子弟への教育

前節で沖縄同郷会連合会が独自に教育所を設けていたのは先述したが、沖縄僑民総隊もまた彼等自身で経営する教育所を設けていた。同教育所は、初等部・中等部・基隆分教場に分かれており、幅広く子弟に教育を施そうとしていた姿勢がうかがえる。なお、台北市においては特別に台北沖縄同郷会連合会が経営する学校を設立したのは既述のとおりである。この「沖縄籍民調査書」を取りまとめるにあたって、全都市の日僑集中管理所内の在台沖縄籍民の子弟の出欠状況も調べていたようで、各県市中最も就学率の高かったのは基隆市で適齢児童 200 人中就学児童は 185 人と 90%の児童が出席している

¹⁸⁰ 前掲、『琉球官兵顛末記』131 頁

¹⁸¹ 前掲、『琉球官兵顛末記』318 頁

¹⁸² 前掲、『琉球官兵顛末記』318 頁

(中等部においても男女計 35 名が就学している)。この基隆市の高出席率については、「父兄は主として社寮町、浜町等にありて漁業を営み経済上割に余裕が有る為か、児童の栄養状況も頗る良好なり」と概要が記されている。この「沖縄籍民調査書」には基隆市と台北市の日僑管理委員会下の教育所以外は特記されていないため、他の県市の教育状況はよくわからない。このことから、「沖縄籍民調査書」が全台湾在住の沖縄籍民を対象とした調査書ではあるが、おそらく取りまとめから報告までに約 2 週間という時間的な制約もあり、主に集中營に集結した沖縄籍民の現状(窮状)を報告する為のものであった側面が強かったといえよう。また「沖縄籍民調査書」の記述の 3 割弱を占めた「第 6 節 教育」は多くの頁を割いており、彼等の学校教育への強い関心という側面も見て取れよう¹⁸³。

実際、沖縄僑民総隊の本部職員には台湾で教員をしていた者が多数を占めている¹⁸⁴。副総隊長の山田親法は高雄州で学校長、総務部副部長の嵩原久男は台中州で教員、自活部部長の安仁屋政守も同じく台中州で教員、経理部の与那原良輔は高雄州で校長の経験があり、その後街役場へ転職する¹⁸⁵。その経験も買われて僑民総隊で経理課を担当したと思われる)、教育部部長を担った赤嶺康成についても言及するまでもなく教員経験を有していた。医務部部長の小渡有静と監事の岸本憲一・太田直作らが教員であった記録は見当たらないが、島袋嘉民は台中州北斗郡沙山庄の庄長職を勤めていた。総隊本部職員の部長以上計 12 名のうち、判明している教員経験者は 5 人で、約半数を占めている。この割合の高さから見ても、沖縄僑民総隊が沖縄の復興を担うことになる子供たちの教育に力を入れていた理由がわかるだろう。以下、詳細に記されている「日僑管理委員会 日僑集中管理所 沖縄僑民総隊教育所(初等部・中等部)」と「教育所基隆分教場」から沖縄籍民の子弟がどのような教育を受けていたのか見てみよう。

i. 日僑管理委員会日僑集中管理所 沖縄僑民総隊教育所(初等部・中等部)

適齢児童 400 名中約 160 名は台北沖縄同郷会経営の教育所へ通い、その他は埔仁国民学校(日僑子弟教育所)に通学し、中等部は男女約 50 名が和平中学(日僑子弟教育所)で学んでおり、やはり他県市に比べ割に良好であったことは先に述べた。

「日僑管理委員会 日僑集中管理所 沖縄僑民総隊教育所」(以下、沖縄僑民総隊

¹⁸³ 前掲、泉水英計「在台湾沖縄人引揚に関する覚書一日米同時代報告の結節点一」13 頁。泉水は、「僑民総隊が運営する各学校のすべての教員の実名、教職資格、本籍に加え、担当学年や手当金額までも記載したからだが、難民たちの学校正常化への強い関心を読み取ることができよう」と指摘している。

¹⁸⁴ 安村賢祐『日本統治下の台湾と沖縄出身教員』より部長以上の名前を検索した結果による。

¹⁸⁵ 船越弘子「集中營で亡くなった母。母の胸に手を突っ込んで、父に『(母は) まだ熱いよー！』って言ったんですけどね…。」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』94～98 頁。教員名簿に父与那原良輔の名が確認できるのは昭和 11 年までである。そのため、街役場に勤め始めたのは早くとも昭和 12 年以降だと思われる。

教育所と略記する)と正式名称がうたれているとおり、基本的に教育所は日僑管理委員会の区処をうけて運営されていた。他府県の日僑子弟が出身地別で学校にかよっていたという記録は管見の限り見当たらない。他の日僑管理集中所との比較ができないので推測の域を出ないのだが、おそらく日僑管理委員会の運営下にあつて、沖縄籍民の子弟のみが通う学校として特別に設けられた教育所であつたと考えられる。

沖縄僑民総隊教育所の教育方針は、先述したが沖縄同郷会連合会のそれと比べるとシンプルで「集中營、琉僑の子弟に対し、初等並に中等普通教育を施し、以て人格の陶冶並に知能技能の啓培を図らんとす¹⁸⁶」と定められている。初等部は台北市の龍安街龍安国民学校に設置され、中等部は台北市東門国民学校に設置された。就学対象児童は、沖縄僑民総隊第1・2・3・4・5の子弟で、男児が152名、女児が152名、計304名である。沖縄僑民総隊教育所でも時間割が作成されている。(資料9参照)

資料9 沖縄僑民総隊教育所(初等部)の時間割

学年	科目	国語 (読方)	算数	英語	理科	体操	音楽	計
1年生		6	6	—	2	4		18
2年生		6	6	—	2	4		18
3年生		12	10	2	2	3	1	30
4年生		12	10	2	2	3	1	30
5年生		12	10	2	2	3	1	30
6年生		12	10	2	2	3	1	30

※単位は時間

(前掲、『琉球官兵顛末記』327頁より筆者作表)

台北沖縄同郷会連合会の時間割と比べると、各年次とも相対的に授業のコマ数が多いことに気がつく。また、「郷土史」と「華語」の科目はなく、やはりそれらの科目については沖縄同郷会連合会の教育に関する特徴の一つであつたと言えよう。

「教育費(月謝)」は、初等部と中等部合算で1ヶ月7,300円、その内訳として人件費が6,000円、備品費は無し、消耗品費が1,000円となっている。この費用の捻出についてはそれ以上の記載がなく、どのように資金繰りをしていたのか現段階では把握できない。しかし「家庭の状況」という項目に「学用品、衣服類については、父兄の教育に対する熱意旺盛なるも経済上意に任せず、不充分にして、廃物利用を為す等、節約に務めつゝあり¹⁸⁷」と記されており、人件費についての資金繰りは不明だが、備品費がゼロ

¹⁸⁶ 前掲、『琉球官兵顛末記』325頁

¹⁸⁷ 前掲、『琉球官兵顛末記』328頁

支給であっても父母の熱意と努力に支えられどうか子弟に対し教育を施していたという状況であったことがうかがえる。沖縄同郷会連合会の運営した教育所の運営費用は、連合会の自腹と父母による寄付金であったのに対し、沖縄僑民総隊教育所はその父母からの寄付金もままならなかった。沖縄僑民総隊の困窮さが、子弟への教育にも見え隠れする。また出席率は初等部で 99.17% と高い出席率をマークしているものの、「児童の栄養状態」は良好が約 5%、普通が約 25%、不良が約 70% と恵まれた環境ではなかった。中等部では、出席率が 85.0% で欠席事由は事故（自活、使役）病気で、ある程度働く事のできる者は生活費を得るため働きに出ていた。事実、敗戦当時 16 才だった石嶺も、琉球官兵を相手に石鹸やたばこを売り歩き、生活費を稼いでいた。また生徒の栄養状態は、一人一日主食米 450 瓦、副食費 5 円が集中管理所より支給されているが、其他の栄養食糧はまったく摂取不可能な状態で、成長期の青少年には充分とは言い難い旨が記されている¹⁸⁸。

ii. 日僑管理委員会 日僑集中管理所 沖縄僑民総隊教育所 基隆分教場（うるま学園）

沖縄僑民総隊は基隆にも支部があり、それに伴い基隆港新岸壁 16 号倉庫内に「基隆分教場（うるま学園）」を設立している。この基隆分教場は基隆集中管内学齢児童を対象としていたが、その実態は 9 割が疎開者の子弟であった¹⁸⁹。就学児童数は 148 名で、教員は 3 名（渡久地政一、赤嶺豊子、棚原憲善）で、沖縄僑民総隊教育所と比べると児童数も教員数も少ない。それもあってか、学年毎への教授ではなく、上中下と分離教室に分かれており、また中学年と上学年は交互に隔日授業を行っている。このことは、基隆分教場の大きな特徴といえるだろう（資料 10 参照）。

資料 10 基隆分教場（うるま学園）の時間割

科目 学年	国語	算数	英語	体操	音楽	計
下	3	4	3	3	2	15
中	3	3	3	2	2	13
上	3	3	3	2	2	13

※単位は時間

※中学年と上学年は交互に隔日授業のため、時間数は僅少である

（前掲、『琉球官兵顛末記』 330 頁より筆者作表）

出席率は 87.82% で、児童の栄養状況は「可と認めらるゝも、特に不良と認めらるゝ児童 8 名あり¹⁹⁰」というものであった。「教育費」は月額 1,220 円で、その内訳は人件

¹⁸⁸ 前掲、『琉球官兵顛末記』 328 頁

¹⁸⁹ 前掲、『琉球官兵顛末記』 329～331 頁

¹⁹⁰ 前掲、『琉球官兵顛末記』 331 頁

費 1,100 円、備品費無し、消耗品費 120 円であり、沖縄僑民総隊教育所の教育環境とほぼ同じである。

「基隆港の岸壁倉庫の収容所内で小学校に代わる塾のようなものが開設され、その恩恵に預かった一人」という人物の証言を紹介しよう。彼は音楽家の渡久地政一と画家の島田寛平から教育を受けたようで、「敗戦による精神的及び生活不安の中にありながらも子弟の教育に配位されたこの事は、教育者としてよほど強い信念をお持ちの方々だったと思います¹⁹¹」と述懐している。彼は台湾生まれでいわゆる湾生であり、引揚げるまで沖縄の地は一度も踏んだことがなかったが、音楽の授業で渡久地政一から沖縄民謡「だんじゅかりゆし」を習ったことから度々ロズさんでおり、現在でもこのメロディーが流れると当時のことを思い出すという。

一方で、渡久地政一の回顧録には、上記の証言のような子どもの「一種の郷愁観」とは真逆の心境が綴られている。ある日、中国の兵隊「学校の児童に中国の国家（三民主義の歌）を教えるから協力せよ」との高圧的な命令が音楽教師である彼に下ったという。三民主義の歌の教育は、後述する琉球官兵にも施されていた。音楽を以て三民主義教育の刷り込みを行おうとしていた意図がみてとれよう。渡久地は、敗戦や降伏などの活字を見るだけでも異常なショックを受けるような心理状態の時に、敵国の国家を教えるという屈辱的な命令が下ることに、涙をのんで引き受けたという。どのように中華民国側と共作したのか。渡久地の回顧録によれば、「歌詞の発音は中国の兵隊が、旋律は私が分担して 2、3 日かかりでどうやら教えるように指導することはできた」、しかし「ほんとうに敗戦のみじめさを覚えていて、当時を偲ぶよすがとしてロズさんでいる」と当時の心境を吐露している¹⁹²。教育の場面においても、「敗戦国民」として自覚させられる一面があった。

4) 自活部規定にみる沖縄僑民総隊の性格

「自活部規定」から引揚げを待つまでの間の僑民総隊の実態を垣間見ることができる。上述したように、この調査書を分析した泉水は、沖縄僑民総隊を「軍隊風に階層化された組織であり、自治体のような存在¹⁹³」であったと指摘している。その理由として「僑民総隊自活部規定」中に記されている一種の「税制」とも思われる運営費としての「自活収益金」の調達や、僑民総隊の構成員が運営する教育所・文教所の存在を事例に挙げている¹⁹⁴。

¹⁹¹ 赤嶺保則「幼き頃のほろ苦い思い出」豊見城市市史編集委員会移民編専門部会『豊見城市史第4巻 移民編（証言・資料）』豊見城市役所、2016年、384頁

¹⁹² 渡久地政一「スパイ容疑で逮捕される」『新沖縄文学 60号』（沖縄タイムス社、1984年、17頁）

¹⁹³ 泉水英計「在台湾沖縄人引揚に関する覚書—日米同時代報告の結節点—」『Project paper』第25巻、神奈川大学 国際経営研究所、2012年3月、11～12頁

¹⁹⁴ 前掲、泉水英計「在台湾沖縄人引揚に関する覚書—日米同時代報告の結節点—」11～13頁

「僑民総隊自活部規定（以下、「規定」と略称する）」をしてみることにしよう。この規定は沖縄僑民総隊の自活部によって規定された沖縄僑民総隊が順守すべき規則である。この規定は全6条からなり、以下のように必要に応じて項・号が設けられている（資料11を参照）。

資料 11 僑民総隊自活部規定

民国 35 年 6 月

総則

第一条 本規定は本総隊の自活に関する一切の事項を規定す

第二条 目的

総隊の全員が各部署に於て（役員、勤務者、自活員警務担当者、全員）至誠一貫事に当り協力一致、互助共済実を誉げ併せて台湾復興に貢献す

第三条 自活収益金の処理

自活収益金の納付比率は左記の通り定む

記

作業種別	納入額	個人支給額
------	-----	-------

団体作業	5割	5割
------	----	----

個人作業	5割	5割
------	----	----

住込就業	3割	7割
------	----	----

個人就業	6割	4割
------	----	----

家族残置住込	4割	6割
--------	----	----

第四条 自活収益金の運営

第五条 自活部運営機構

一、組織

1 自活部長一 係長一 係員若干名を置く

2 各中隊に自活係若干名を置く

係員は部長又は係長の指示を受け其の職務に従事す

二、職責

1 部長の職責

部長は総隊長の指揮下にありて自活全般の企画及び運営を掌る

2 係長の職責

部長を補佐し自活部役員並に一般自活負の指導に当り調査連絡、実施等に万全を期するものとす、

係員は部長又は係長の指示を受け其の職務に従事す

3 中隊自活係の職責

一般自活員の実践指示、監察、作業手配、連絡其の中隊間自活に関する一切の事務を掌る

総隊本部自活部との連絡を密にする為中隊自活係所在を明らかにするものとする

三、作業種類及び実施要領

1 団体作業

二名以上作業に出る場合は作業班長（責任者）を定め班員班長の指揮指導を受け秩序ある作業に従事し賃金納入に於ては作業班長之を取纏め中隊自活係に納入す

2 個人作業

各自が単独にて作業に従事せんとする者は中隊自活係に申し出をなし納金に当りては確実に中隊自活係に納入す

3 住込就職（一人者又は家族残置者）

（イ）中隊自活係は住込就業者に対して作業名、場所及報酬等を明記し之を総隊自活部へ届出をなし其の許可を得ざれば実施することを得ず
市外は集中営管理所の許可
市内は僑民総隊長の許可

（ロ）長期就業者の納金は月二回に分ち之を納付するものとする

4 個人就職

集中営間に居住する者にして一定の職に就きたる場とは経理規定に依り納金するものとする

四、実施細目は別に之を定む

第六条 賞罰

隊員表彰

自活運営上其の功績顕著なるを認めたる者を選定し更に役員の決議を経て之を賞す

罰

本規定に違反する者は別に定むる罰則を適用す

「沖縄籍民調査書」附「僑民総隊自活部規定」『琉球官兵顛末記』361～362 頁より作成

本規定で注目されるのは、外部で得た賃金の一部を「自活収益金」として納入する点である。上記の資料「僑民総隊自活部規定」中の「第三条 自活収益金」の項目では、作業種別を団体作業・個人作業・住込就業・個人就業・家族残置住込に区別し、従事者にはそれぞれの「自活収益金」の納付比率が決められていた。また作業に出て得た賃金は全てを個々の難民の収入として自己のために使うのではなく、労働できない仲間にも

公平に再分配されており、「一種の税制¹⁹⁵」としての規定のみならず、他に「僑民総隊自活部規定」は福利規定ともとれる性格をもっていた。「自活」という言葉が何度も繰り返し現れているところからも、この「自活収益金」の納付制度は、政府の補助を打ち切られた沖縄籍民らにとって、まさに生きる術であり知恵であったとも言えるであろう。

「第六条 賞罰」に注目してみる。「賞罰」という条をあえて制定しているところからも、沖縄僑民総隊が単なる扶助団体であったわけではなく、厳しい生活環境の中、厳格に人員管理を行うという統制のとれた（若しくは取ろうと試みた）団体であった様子が窺える。この条項を設けた理由は、僑民隊の秩序の維持が第一の目的であろうが、「賞罰の決議を経る」という時間を要する過程を取り入れたという点から、当時すでに滞留の長期化を予測したことも考えられる。事実、各集結隊が台北または基隆に集結し始めたのが5月、この規定が制定されたのが翌月の6月、沖縄本島への引揚げが始まったのが10月と、引揚げまでに長期にわたる集中営生活を沖縄籍民は強いられていた。また、「罰」の項の「本規定に違反する者は別に定むる罰則を適用す」との一文からは、一人ひとりに「僑民隊の一員」という自覚を促し、徹底した管理を敷いていた僑民総隊の実態が読み取れる。

組織は自活部長・係長以外に係員を若干名置き、また各中隊にも自活係を若干名置いていた。そうした係員は部長又は係長の指示を受けその職務に従事していた。中隊自活係の職責として「一般自活員の実践指示、監察、作業手配、連絡其の中隊間自活に関する一切の事務を掌る」「総隊本部自活部との連絡を密にする為中隊自活係所在を明らかにするものとす」といった規定が設けられ、その順守が厳しく求められていた。泉水が僑民総隊を「軍隊風に階層化された組織であり、自治体のような存在」とであると指摘したのは、以上のそうした項目規定の設定によるものであろう。なお、沖縄僑民総隊が組織される際に、琉球官兵の幹部と相談し沖縄僑民総隊と呼称することと中隊を設けることについては先述したとおりで、軍隊風に階層化された背景には、そういった経緯があったことを留意しておくべきだろう。

第5節 琉球官兵（沖縄籍兵）

「琉球官兵（沖縄籍兵）」とは、どういった組織なのか。聞きなれない言葉であるが、台湾引揚げを語る上で、引揚げ業務に携わった彼らを抜きにして沖縄籍民の引揚げは語れない。琉球官兵とは、戦時中には台湾各地の部隊に所属していた沖縄籍軍人・軍属のことで、日本の敗戦後には在台日本人の引揚げ業務に従事した旧日本兵である。本土籍の日本兵が日本へ送還された後も、琉球列島米軍政府から沖縄への帰還決定がなかなか下りないため台湾に滞留せざるを得ず、その間、自ら部隊を編成し台北市内の清掃活動

¹⁹⁵ 前掲、泉水英計「在台湾沖縄人引揚げに関する覚書一日米同時代報告の結節点一」13頁

に従事したり同郷の沖縄出身者等と交流を図ったり、そして日僑・琉僑の引揚げ業務に従事するなど活躍していた。琉球官兵による回顧録『琉球官兵顛末記¹⁹⁶』と『回想蓬莱記¹⁹⁷』、『沖縄県史ビジュアル版6 近代① 沖縄と台湾¹⁹⁸』などの刊行物、また拙論「戦後台湾における沖縄籍民の引揚げの様相―「琉球官兵」の形式過程とその役割―¹⁹⁹」等から、琉球官兵の役割が明らかとなっている。本節では、彼らの敗戦後に置かれた状況、そして引揚げ業務の内容、沖縄本島引揚げまでの自活生活、さらに復員問題について考察を行う。

第1項 在台沖縄籍「日本兵」について

まず、戦地に投入された沖縄出身兵の数を把握しておこう。「軍事扶助法」による生活等の扶助を受けた個数が目安となるが、それを分析した荒川章二によると、1939年（日中戦争開戦後）は2,198戸、1941年には5,821戸で、この数字がその時点で戦地に投入されていた兵員の最低限を示している。アジア太平洋戦争の開戦により1942年の生活扶助戸数は1万3,144戸に倍増しており、全県12万余の世帯数を考えると影響と負担は多大であった²⁰⁰。さらに、1943（昭和18）年以降、満19歳になる男子は全て徴兵検査の義務を負い、身体能力別に甲乙丙丁戊の五種類に分類され、甲乙丙は合格、丁は不合格、戊は病気療養のため翌年に再検査と定められていた。戦争末期の1945（昭和20）年には、徴兵率は9割を超えるほど、男子はほぼ皆戦場へと駆り出されることになる。戦争末期の頃になると学生も繰り上げ卒業させられ、すぐに現役兵として入隊させられることになった。また、徴兵年限も45歳に引き上げられ、応召入隊とされた。この繰り上げ卒業については、その背景に第9師団（通称号：武部隊）の台湾転進といった政策決定があったことを考慮しなければならないだろう。第32軍は第9師団を中心に本土決戦の「要石」であった沖縄防衛計画を固め、米軍の攻撃に備えていた。しかし、1944（昭和19）年10月のフィリピン・レイテ島の戦いで惨敗した日本軍の戦況を目の当たりにした大本営及び第十方面軍司令部は、10月13日、レイテに転用された台湾駐留部隊の穴埋めのため、同月17日、第32軍の反対を押し切り、台湾防衛のため沖縄から第9師団を移動させることを決定した。この第9師団は第32軍の中でも精鋭部隊とされており、12月中旬から翌年1月中旬にかけて台湾へ転属した。第9師団

¹⁹⁶ 台湾引揚記編集委員会（編）『琉球官兵顛末記―沖縄出身官兵等の台湾引揚げ記録』（台湾引揚期刊行期成会、1986年）

¹⁹⁷ 台湾友の会『回想蓬莱島』（株式会社沖縄建設新聞、1997年）

¹⁹⁸ 『沖縄県史ビジュアル版6 近代① 沖縄と台湾』（財団法人沖縄縣文化振興会公文書管理部史料編集室（編）、沖縄縣教育委員会発行、2000年、29頁）

¹⁹⁹ 「戦後台湾における沖縄籍民の引揚げの様相―「琉球官兵」の形式過程とその役割」『沖縄文化』（第49巻2号、2015年）

²⁰⁰ 荒川章二「第一部第二章 日中戦争から太平洋戦争へ」沖縄縣教育庁文化財課史料編集班（編）『沖縄県史 各論編6 沖縄戦』（沖縄縣教育委員会、2017年、19頁）

が台湾へ転属する際に、沖縄で補充されたのは一般徴兵者と卒業を繰り上げさせられた初年兵らであった²⁰¹。そして、徴兵制度は台湾でも同様に適用され、在台沖縄籍民もまた「日本兵」として入隊した人もいた。

「琉球官兵」が、その前提として「戦後在台の沖縄籍を持つ日本兵」であることは言うまでもないが、いつ・どのような方法で引揚げたのかによって「琉球官兵」という枠組みに入るかどうか分かれる。実際のところ、何名の沖縄籍兵が台湾で守備についていたのか判然としない²⁰²。『琉球官兵顛末記』に残された敗戦直後の人数について「約二千名²⁰³」から「四千余名²⁰⁴」と人数に大きく開きがある。この人数の差については次の理由から派生したものと推測できる。「約二千名」と記した知花によると、基隆集結時の人数を記したものであるが、①当時新竹州に駐屯し、後に基隆にて合流することになる約 600 名の「琉球官兵」は含んでいないこと、②海軍に所属する沖縄籍の日本兵は数に入っていないこと（基隆市社寮町の海軍防備隊に集結しており、その数は約 500 名）、③一旦基隆に集結したものの、蘇澳港より宮古・八重山地域へ「ヤミ船」に乗船し引揚げた者も含んでいないこと、④台湾在住の現地召集兵は敗戦直後に現地除隊をしており、基隆に一旦集結するも家族の元へと帰り一般琉僑もしくは一般日僑として引揚げた者もあり、そうした人数も含めず、「約二千名」と記したという²⁰⁵。つまり、以上のことから、敗戦直後の台湾において、沖縄籍を有する元日本兵は少なくとも 4 千余名いたものの、実際、第 1 次還送業務に携わったのは約 2 千余名だったということになるだろう。さらに、第 1 次還送終了間際の 4 月までに日本本土へ引揚げた沖縄籍兵もあり、最終的には、同年 5 月 1 日時点で中国台湾省警備総司令部の区処を受け「琉球籍官兵善後連絡部」（＝「琉球官兵」、同総司令部第二処の管理下に置かれた）に属していた者が「琉球官兵」と呼称されることとなった。つまり、「琉球官兵」とは、沖縄籍を有する旧日本軍人で、日僑の第二次還送および琉僑の引揚げに最後まで携わった「744²⁰⁶」名の者であると定義づけられる。

²⁰¹ 『琉球官兵顛末記』（44 頁）、『台一八戦友誌』（111 頁）

²⁰² 沖縄県公文書館蔵「沖縄軍人軍属帰還名簿綴 9」（シリーズ「旧軍人軍属の復員処理に関する文書」資料コード：0000121716）を閲覧し、終戦時の部隊名の欄から「在日日本軍隊名」及び「台湾」と記されている復員者をリストアップして数を積み上げる試みを行ったが、部隊名が略記されていたり、資料の欠損が激しく判読が困難な点、また送還元が九州のみであるなど、限定的な情報しか収集できなかったため、今回は在台沖縄籍兵の総数のカウントを断念した。

²⁰³ 前掲、『琉球官兵顛末記』 1 頁。知花成昇の証言（2014 年 9 月 16 日、筆者の聞き取りによる）

²⁰⁴ 前掲、『琉球官兵顛末記』 95 頁。比嘉厚夫の証言（2010 年 6 月 19 日、2011 年 3 月 14 日、赤嶺守及び筆者の聞き取りによる）

²⁰⁵ 知花成昇「沖縄の人を守ることができたのは、指導者たちのおかげ。兵隊は言われたことをしただけですよ。」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』 147～150 頁

²⁰⁶ 前掲、『琉球官兵顛末記』 388 頁

そして、在台沖繩籍日本兵は、次の 3 つのタイプに分けられることになる。①第 9 師団派遣以前から台湾で守備についていた通常の徴兵もしくは職業軍人であった沖繩籍兵、②在住中の台湾で徴兵された沖繩籍兵、③第 9 師団の補充兵として沖繩県内で徴兵された沖繩籍兵。

中華民国政府は治安面・食料面等の問題から、武装解除まもない 1945 年 12 月 25 日より旧日本軍人の引揚げを優先的に開始することを決定する²⁰⁷。一方、同じ旧日本軍人であったはずの「琉球官兵」は、沖繩籍ということで引揚げに待ったがかかっていた。ここにおいても、沖繩籍を持つ者の戦後の処遇が異なっていることがわかる。以下、時系列に見ていく。

第 2 項 降伏～各隊での自活生活から基隆集結命令まで

旧日本軍の引揚げ準備が着々と進む中、「沖繩籍兵」の処遇は定まっていなかった。彼らの処遇がひとまず決定するのは、旧日本軍の輸送船が出港した翌日の 12 月 26 日のことである。先述したとおり、安藤利吉は台湾省警備総司令部より命を受けて各部隊へ伝達通知を行っていたが、12 月 26 日、安藤利吉より各部隊に所属する「沖繩籍兵」も沖繩への送還を希望する者は基隆へ集結せよとの命令が下っていた。それまでは、「沖繩籍兵」に関する命令はなく、基隆集合の呼び掛けがあるまで、彼らは自らの身の処し方に困惑していたようである。その困惑ぶりは『琉球官兵顛末記』中の手記からも多数読み取れる。

以下、武装解除後、軍隊の風紀秩序の維持と在台日本人生命財産の保護、軍需物資の警備、接取引渡の円滑な実施などのため、高雄州の玉井地区で憲兵隊に転属した知花の手記とインタビュー内容を見ていこう。知花は後に、琉球籍官兵集訓大隊の総務科長として引揚げ作業をリードすることになる。

武装解除、物資接收の完了した日本軍隊は高雄と基隆の両港からつぎつぎ祖国に引揚げてしまった。玉井憲兵分遣隊も、地区内の軍需物資倉庫の接取引渡しを終え、その警備も中国軍隊に引継がれ、近隣の在台日本人も高雄に集結、分遣隊も任務完了で玉井を引揚げて高雄から祖国に引揚げていった。沖繩籍の私だけは、嘉義憲兵隊に転属を命ぜられ、しばらく航空隊司令部に籍をおいて、焼け残ったお寺で他部

²⁰⁷ 軍人・軍属の引揚げを急いだ理由として、河原は、①12 月頃からフィリピンや日本に在留する台湾人が日本人によって虐待されたという新聞報道があり、これが反日感情をそそったこと、②治安が乱れて強盗事件が頻発したこと、③食料品の価格が軒並みに急騰し、台湾での生活が厳しくなったこと、を挙げている。続けて、二か月間という短期間のうちに台湾に在留する軍人及び一般法人の日本への還送を完了する旨の新聞報道があり、群集心理により更なる帰国熱が煽られることになり、ほとんどの日本人は帰国を希望するに至ったとしている。(前掲、河原功『資料集 終戦直後の台湾』解題) 1 頁)。

隊から来た沖縄籍軍人たちと一緒に投宿した²⁰⁸。

上記の内容から、戦後しばらくは本土出身兵とともに過ごしていたが、沖縄籍の知花のみが嘉義憲兵隊へと転属を命じられ、後に他部隊出身の沖縄籍軍人たちと共に、数ヶ月先も見えない不安な状態に置かれていたことがわかる。

一方、同じく沖縄籍兵で、引揚げ業務を担う「基隆乗船地司令部兵站班露营地勤務隊」の隊長となった比嘉厚夫は、9月1日に所属隊が解散になったのち、「特に何もすることがなく」もらった退職金で台湾を旅行していたと証言している。「いつ来るとも分からない引揚げ船を待つよりは…」との思いで、人づてに聞いた「ヤミ船」で引揚げを試みるべく、台湾東海岸の蘇澳まで向かったという。しかし当時は、着の身着のままの疎開者たちがこぞって「ヤミ船」で次々と引揚げるという状態で、その様子を見て、比嘉は疎開者の窮状を鑑み、自分が引揚げるのは今ではないという気持ちになっている。さらに、その「ヤミ船」の船賃の異常な高さ、また沖縄本島までは「ヤミ船」は出ないといった理由から、結局、台東に暮らしていた姉夫婦の家に一カ月程度世話になったという²⁰⁹。

知花と比嘉の戦後の処遇および生活の様子は大きく異なる。これは当時、中華民国政府が「琉球官兵」と日本本土籍の旧日本軍を明確に区別していたものの、約22万人という規模の旧日本軍の送還業務²¹⁰に迫られ、「琉球官兵」の処遇決定については、暫時棚上げ状態にせざるを得なかった状況を如実に物語っている。

9月1日に所属隊が解散になったのち、「特に何もすることがなく」もらった退職金で台湾を旅行していたという比嘉の証言と、『琉球官兵顛末記』に手記を記した与那嶺の手記と証言から、所属隊から離隊後の様子をもう少し詳しく見てみよう（aは比嘉、bは与那嶺）。

a: (前略) …一人旅行気分で台湾を歩き回りましたよ。お金はね、3,000円くらい持っていた気がしますね。軍の1年分の退職金のようなものですかね。終戦直後は、物も安かったから、悠々旅行しておったんです。まあ、後からは物価が高騰して生活が苦しくなりましたが。銃などは携帯が許されていなかったんですが、帯刀は許されたんですよ。その旅行中にね、姉夫婦の近くに住んでいた蛮人と日本刀を交換しましたねえ。ああ、台東に暮らしていた姉夫婦の家に1ヶ月程度お世話になっていたんですよ²¹¹… (後略)

²⁰⁸ 前掲『琉球官兵顛末記』73頁、知花成昇の証言（2014年9月16日、筆者の聞き取りによる）

²⁰⁹ 比嘉厚夫「『基隆乗船地司令部兵站班露营地勤務隊』と命名して、そこから私が3ヶ月間隊長として指揮をとることに」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』124～132頁

²¹⁰ 日本官兵の送還時期は1945年12月25日から1946年4月30日であった。また同時に、1,322名の韓国人官兵も送還されている。

²¹¹ 比嘉厚夫「『基隆乗船地司令部兵站班露营地勤務隊』と命名して、そこから私が3ヶ月間隊長

b：(前略) …しばらくは、グループで町に出て作業を分担するもの、空き地を耕して野菜を作るもの等、自活に励んでいた²¹²… (後略)

b：(前略) …最初は沖縄に帰れると思って、帰る準備をしていた。でも帰れないでしょう。みんなで町に出て作業した。町はね、爆撃されて瓦なんか散らばっているでしょ。その瓦のセメントを落としてね、台湾人から金をもらうわけさ。自活のために。日本兵は捕虜みたいに集められているから²¹³…。

比嘉は後に基隆乗船地司令部兵站班露营地勤務隊」の隊長となる人物である。『琉球官兵顛末記』に収録された手記や二人のインタビュー内容からは、「のんびり²¹⁴」した沖縄籍兵の戦後の様子が読み取れるが、裏を返せば戦後の沖縄籍兵の待遇が定まっていなかったということを示している。比嘉は引揚げが叶わない理由として、「アメリカ側の受入れが進んでいなかったから、なかなか引揚げができなかった²¹⁵」と推測していた。彼らの「琉球官兵」としての処遇が定まるのは1945年12月26日、つまり旧日本軍人の引揚げ第一便が出港した翌日のことである。

第3項 第一次還送業務の従事—「基隆乗船地司令部兵站班露营地勤務隊」の事例をもとに

1945年12月26日、各部隊に所属する第9師団を除く沖縄籍兵の中で、沖縄への送還を希望するものは基隆へ集結せよとの命が下る²¹⁶。また、『台湾新生報』1946年1月4日には「台湾省在住日本人除隊者並に召集解除者に告ぐ」との以下の広告が掲載され、それを見た比嘉は6日の午後、基隆の双葉国民学校へ到着した。

資料 12 「台湾新生報」(1946年1月4日付)

近く在台武装を解除せられた日本官兵の帰還輸送開始せらる、終戦後除隊、召集解除せられたる日本人も現所属部隊に復帰せば右輸送に依り帰還せしめ得べき

として指揮をとることに」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』124～132頁

²¹² 前掲、『琉球官兵顛末記』258頁

²¹³ 与那嶺進「汽車に乗った時に、後ろから何かがサワサワーしている。見てみたら、中国の憲兵のような人が拳銃つきつけてきた。」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』86～89頁

²¹⁴ 前掲、『琉球官兵顛末記』152頁

²¹⁵ 比嘉厚夫「『基隆乗船地司令部兵站班露营地勤務隊』と命名して、そこから私が3ヶ月間隊長として指揮をとることに」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』124～132頁

²¹⁶ 前掲、『琉球官兵顛末記』437頁

以て取り敢ず民国 35 年 1 月 10 日迄に各原所属師（旅）団日本官兵善後連絡支部に
申出復帰せられ度、逃亡中の者も右趣旨に基き帰還せしめらるべきを以て自発的に
復帰せられ度

1 月 10 日以後特別事故者の外復帰を得ず

台湾地区日本官兵善後連絡部²¹⁷

この呼び掛けに応じて、基隆に集まった者はおおよそ 3,000 人～4,000 人だったという²¹⁸。連絡部長の安藤利吉より、基隆の沖縄籍兵は双葉国民学校へ集結するよう命ぜられ、集結後、混成第 112 旅団、混成第 32 連隊に転属し、第 4 大隊として編成され引揚げを待つことになった。なお、沖縄籍兵海軍は基隆市社寮町（現：和平島）に集結する。こうして編成された沖縄籍兵らに、1 月 23 日「沖縄へ帰還のため 3 日以内に基隆岸壁へ移動せよ」との命令が突然下り、比嘉氏は新竹州三洽水で自活生活を続けていた真喜志隊長以下 500～600 名の沖縄籍兵らを迎えに行き、引揚げに備えたという²¹⁹。ところが、引揚げ予定日の 23 日になると引揚げ命令は取り消され、基隆で引揚げを待っていた沖縄籍兵らは街の清掃美化活動や空爆で破壊された民家の片付け等の仕事を行う日々を強いられるようになる。

比嘉によると、その後 2 月 5 日に混成第 32 連隊長工藤俊二が比嘉を訪ね、基隆港での輸送業務の協力依頼があったようだ。依頼を受けた比嘉は、陸軍 800 名と海軍 200 名を率いて、以降 3 ヶ月間「基隆乗船地司令部兵站班露营地勤務隊」として引揚げ業務に携わることとなった。また、比嘉ら幹部クラスは、毎夕 5 時から 6 時まで会議に参加し、翌日の引揚げ業務の計画内容を綿密に確認していたという。

（業務の計画内容とは…）業務を滞りなく行うものですね。80 名から成る 1 つの指揮班と各 180 名からなる 4 つの中隊の全体の編成と、作業の割り当てをしてみました。前日には、翌日に基隆港に入ってくる船の数が分かっているので、それに応じた引揚げ者の準備をしていました。その作業の内容というのは、列車で運ばれてきた梱包を降ろしたり、その梱包を中国兵に検査させたり、また梱包し直したり、今度は、船に乗せるといったことです。また、引揚げる人を船に誘導もするのも仕事の一つでした。海軍の仕事は、岸壁に横付けをして、船の整備が済んだという伝令を私にすることです。その伝令を待ってはじめて、引揚げ者を船に乗せることができるんです。その指示もすべてやっておりました。業務はね、5 時までには終えないといけないから、時間との戦いでしたよ。ピーク時には、LSD が三隻と、駆

²¹⁷ 1946 年 1 月 4 日付「台湾新生報」

²¹⁸ 比嘉厚夫『『基隆乗船地司令部兵站班露营地勤務隊』と命名して、そこから私が 3 ヶ月間隊長として指揮をとることに』前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』124～132 頁

²¹⁹ 前掲、『琉球官兵顛末記』153～155 頁

逐艦と砲艦などが次々入港してきて、1万人を超える引揚げに携わったこともあります²²⁰。

上記の比嘉の証言から、業務内容は、①列車で運ばれてきた梱包の降ろし、②梱包の検査を中国兵に受けさせること、③梱包を船に積込むこと、また④引揚げ者を船に誘導すること等多岐に渡っていたことが分かる。また、海軍の引揚業務については、『琉球官兵顛末記』に収められている手記によると、①船舶の整備、②油脂燃料、③食料等の補給作業を独立して行うとあり、「基隆乗船地司令部兵站班露营地勤務隊」と海軍の引揚業務には、その管轄が明確に区別されていたことがわかる。

「基隆乗船地司令部兵站班露营地勤務隊」、その忙しさは「毎日毎日、大小の船が基隆岸壁に次々ときてね、そりゃもう…。船は、空いている場所にどんどん接岸してくるんでね、5時まではまったく息つく暇もなかったですよ²²¹…

この比嘉の証言からも、騒然とする引揚げの様相をうかがい知ることができる。4月20日頃、旧師団のトップが戦犯として収容されたのに伴い、沖縄籍兵らが引揚げ輸送業務を引き継ぐことになった。それと同時に、旧日本軍の残した食料、資金、医薬品等も引き継ぐことになる。具体的には、永山大尉、知花大尉、玉城准尉立ち会いの下、各業務担当の将校、下士官が同伴し、①軍物資（施設、倉庫、軍需品）糧秣（米、乾麵包、砂糖、炊事用器具、営繕類など）、②経理業務（金銭会計、炊事）、③還送業務（乗船）の三部門に大別して総合的会計制度を採用して引継ぎがなされた。現金に関しては「前渡資金」として台湾紙幣が渡されていた。沖縄籍兵らの自活資金は中国陸軍台湾省警備司令部の管理下に置かれることとなった²²²。

経理室は、部隊自活資金（予算）の確保と物品、調達、金銭会計を担当していた。資金は中国陸軍台湾省警備総司令部から受領し、その資金で物品の調達、営繕費等に使用し、収支精算報告をする義務が負わされていた。糧秣班は、在台日本人の還送用に必要な糧秣の確保と管理の業務とされ、輸送船の出帆時には船用として糧秣（米）を積み込みし、出庫員数の報告義務が為されていた。炊事班は一週間に一度献立表を作成しなければならず、その献立表の作成に当たっては、経理副科長を中心に経理室長、炊事班長が協議して作成していた。一万トン級の輸送船が入港する場合には、朝食は午前一時から起きて炊事しなければ間に合わせられないので、鍋30個に2回炊くという大変な仕

²²⁰比嘉厚夫『『基隆乗船地司令部兵站班露营地勤務隊』と命名して、そこから私が3ヶ月間隊長として指揮をとることに』前掲書『『沖縄籍民』の台湾引揚げ証言・資料集』124～132頁

²²¹比嘉厚夫『『基隆乗船地司令部兵站班露营地勤務隊』と命名して、そこから私が3ヶ月間隊長として指揮をとることに』前掲書『『沖縄籍民』の台湾引揚げ証言・資料集』124～132頁

²²² 前掲『琉球官兵顛末記』51頁

事であったようだ²²³。

なお、4月29日に出港した第1次日僑送還最後の日僑船では、引揚げ輸送業務に携わっていた300名ほどの沖縄籍兵が沖縄本島への帰還を諦め、本土へ引揚げて行った²²⁴。また、離島出身者は、中国軍の許可を得て、グループになって石垣・宮古へそれぞれ帰還した²²⁵。日僑の第一次送還が終了したのち、残った在台沖縄籍兵は821名であった²²⁶。「基隆乗船地司令部兵站班露营地勤務隊」は、第一次送還業務の終了に伴い4月30日に解散し、彼らは台北に戻り市街の清掃活動等を行うことになる。

引揚げ業務の最中、悲惨な出来事も起こっていた。宮里朝光は次のように証言している。

次々と本土へ日本兵を送っていく中で、我々沖縄出身兵はいつ沖縄に帰れるのかも分からないでしょう。しかも、風のうわさで「沖縄はみな玉砕した」という話も聞こえてくる。私の部隊ではなかったが、何名か、待機している引揚げ船の甲板上で、首をつって自害した者もいました。人がいないときに、やっているんですよ。いつ沖縄に帰れるのかもわからない、帰れたとしても家族はもうみな死んでしまっているかもしれないと悲観してしまっただけでしょうね²²⁷。

郷里へ帰りたくても帰れない状況は、沖縄籍兵の精神をも蝕んでいた。

²²³ 前掲『琉球官兵顛末記』51～52頁

²²⁴ 比嘉厚夫「『基隆乗船地司令部兵站班露营地勤務隊』と命名して、そこから私が3ヶ月間隊長として指揮をとることに」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』124～132頁

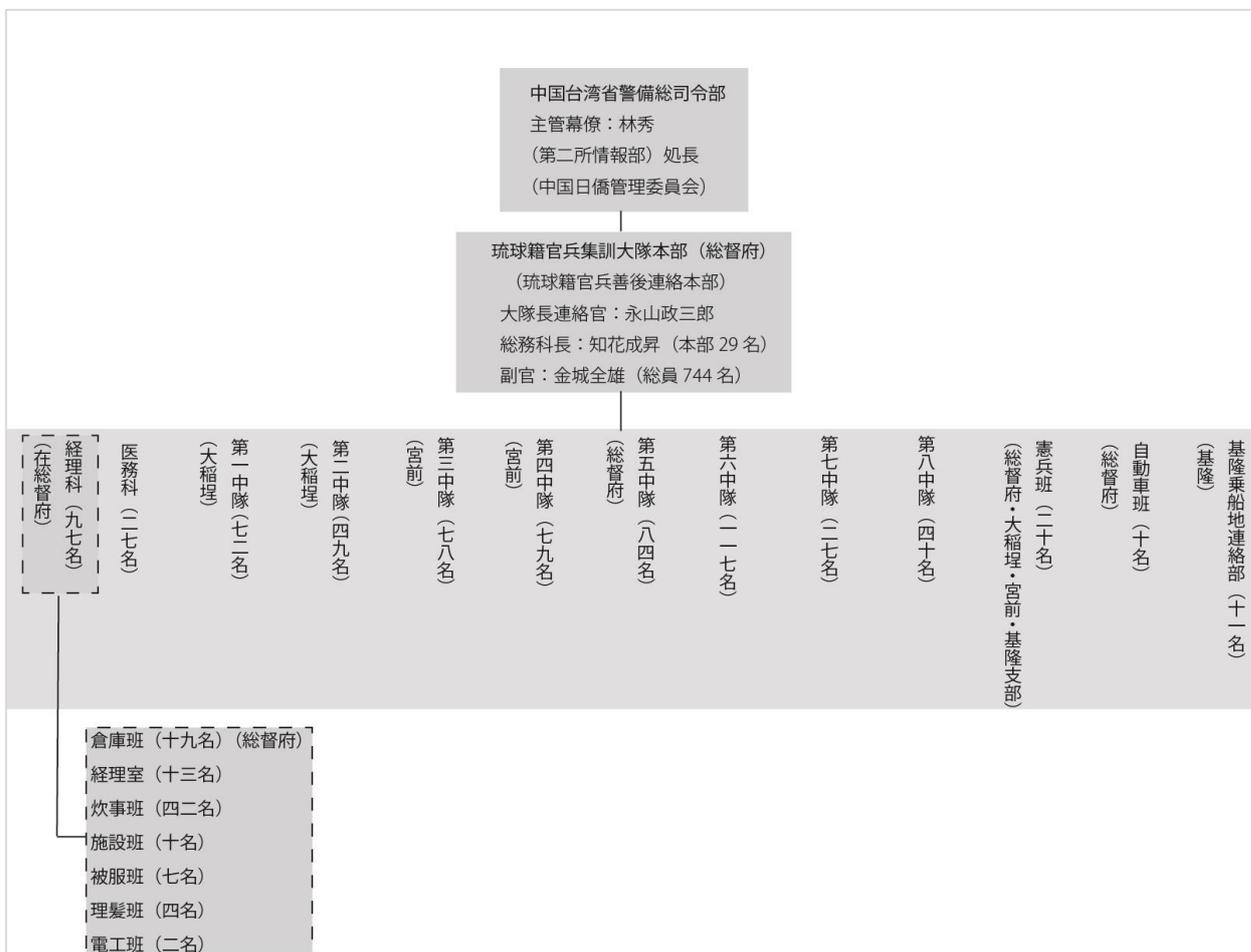
²²⁵ 前掲『琉球官兵顛末記』128頁

²²⁶ 前掲『琉球官兵顛末記』309頁

²²⁷ 宮里朝光「中華民国側への報酬の支払いを陳情するも、支払い名簿に押印できず、ガリ版刷りの原紙を利用して印鑑を作って押印しました。」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』133～138頁

第4項 自給自足生活と二次還送業務の従事—「琉球官兵」として

資料 13 琉球官兵の組織図



『琉球官兵顛末記』(台湾引揚記刊行期成会、1985年、6頁)を元に筆者作成

4月末に旧日本軍から一切の引揚げ業務を受け継いだ沖縄籍兵は、基隆港に乗船地連絡支部(支部長真喜志少尉外10名)を残して、約800名の沖縄籍兵が台北(旧台湾総督府庁舎)に移駐した。1946年5月1日、中国台湾省警備総司令部は沖縄籍兵の部隊長を琉球籍官兵善後連絡部長と称し、この時点において、沖縄籍兵は日本軍としては混成第32軍に属しながら、中国台湾省警備総司令部第二所情報部の指揮を受けるようになった。その後、部隊名が「琉球籍官兵集訓大隊」(以下、琉球官兵と略記する)と称され、引揚げ業務が終了するまで、その呼称で通されることになる²²⁸。ここに初めて、沖縄籍兵は「琉球官兵」として引揚げ業務に関わって行くことになる。琉球官兵の組織は、資料13のとおり2科8中隊2班1支部から構成され、うち経理科は7班が設けられた。総勢821名の琉球官兵の誕生であった。なお、資料13中の丸括弧は駐屯地を示しているが、総督府以外の地名が書かれている部隊もある。これは、5月下旬から続々

²²⁸ 前掲、『琉球官兵顛末記』11頁

と集ってきた沖縄僑民総隊に居住地を譲るため、部隊の一部は医務室員と炊事要員以外は大稲埕と宮前町の二箇所に分散移住したためであった²²⁹。

新生「琉球官兵」となった彼らは、引揚げ命令が出るまで、市街地の清掃活動以外に、沖縄僑民総隊のために空爆を受けて荒れ果てた旧台湾総督府の清掃を行ったり、野菜作り等に従事していたという。また、9月1日より、琉球官兵に対し、「琉球史」「三民主義思想」「中華民国国歌」「北京語」「学術講話」等の教育が毎日4時間実施された²³⁰。実際、中華民国陸軍参謀側は琉球官兵の存在に大きな期待を寄せ、日課の中に琉球・中国史の講義を行い、琉球中国の関係が深かったことを理解させるため、両軍の幹部講習を催すべきであると、李少将が提案したことがきっかけとなったようである²³¹。比嘉によると、屋良元知事、大田政作、沖縄同郷会連合会会長の與儀喜宣、川平朝申などが講話に来ていたようである。また、比嘉は警備総司令部が琉球官兵らに教育を行っていたことについて、「三民主義とはこういうものだ」と紹介程度のつもりだったのではないかと語っているが、同化教育、洗脳を試みる教育だったのではと見る見解も少なくない²³²。ある琉球官兵は、「もう沖縄は米軍に占領されているので、英語も学ばなければと、英語の勉強をしたりもした。アメリカの歴史を学ぶ学習会もあった²³³」とも回想している。結局、この琉球官兵に対する教育も、官兵らの「熱意の無いことに失望して」長くは続かなかったようである²³⁴。

警備総司令部との間で大なり小なりいざこざは発生²³⁵していたようだが、両者間で衝突するようなことはなかった。大隊長の永山によると、琉球官兵と直接連絡にあたったのは早稲田大学に学んだ鐘強将校で、彼はほとんど毎日のように集中営に来て、集中生活の改善に何くれと尽力してくれ、感謝の念をしたためている²³⁶。

第二次還送に伴い、10月9日付で留台日僑世話役と琉球官兵乗船地責任者の間で「基隆乗船地に於ける回国日琉僑遣送業務に関する留台日僑世話役と琉球官兵乗船地責任者との申し合わせ事項」が取り交わされ、琉球官兵が日僑管理委員会のもとで引揚げ業務を行うこととなる。業務内容は、以下の表の通りである。

²²⁹ 前掲、『琉球官兵顛末記』27頁

²³⁰ 前掲、『琉球官兵顛末記』92頁

²³¹ 前掲、川平朝申「わが半生の記録」(7)82頁

²³² 前掲、『琉球官兵顛末記』51頁

²³³ 前掲、『琉球官兵顛末記』66頁

²³⁴ 前掲、『琉球官兵顛末記』5頁

²³⁵ 実際、琉球官兵の炊事班が精米の為に倉庫から米を運び出す時には琉球官兵を警備している中国軍の点検を受けなければならなかった。ある番のこと、倉庫のシャッターに縦断が打ち込まれるという事件が起こり、中国軍の警備隊長と話をつけたこともあった。(前掲、『琉球官兵顛末記』144頁)他も、中国将校の指揮する一個小隊が戸を破り本部に乱入して自動車の貸し借りについて押し問答があったり(同書、166～267頁)問題は起こっていた。

²³⁶ 前掲、『琉球官兵顛末記』17頁

資料 14 回国日琉僑遣送業務内容

1. 乗船地集中営の設営
2. 日僑・琉僑に対しての給養
3. 乗船地の宿営
(①宿営所の割り当て、②宿営所の案内、③その他宿営に関する業務)
4. 検疫に関する業務
(衛生関係部員を検疫班員として派遣協力させること)
5. 携行品の処理に関する業務
(①列車から荷物下し、②宿営所への運搬、③検査所への運搬、④開梱・梱包の協力、⑤保管所への運搬、⑥輸送船への荷物の積込み、⑦その他荷物処理に関する業務)
6. 乗船地に関する業務
(①船室の割り当て、②乗船案内、③その他乗船に関する業務)
7. 日僑・琉僑の警護
8. 軍隊営内の売店経営
(本来は留台日僑世話役の業務であったが、琉球官兵に委託された)

(河原功『台湾引揚・留用記録』2巻、ゆまに書房、1995年、209～214頁をもとに筆者作表)

永山政三郎は、「前回の経験で、兵隊は乗船地の仕事には、ある程度信頼されてもよいほどに慣れていて、従って、再開された送還業務は難渋することなく無事進行した。私たちは残留の甲斐さえ感じた²³⁷」と第二次還送の業務の成果を評価している。10月19日には日僑の第二次還送が開始され、同月24日には沖縄本島へ向けた第一便も就航した。第二便では引揚げ業務に必要な人数のみを残し、約770名の琉球官兵と一般人を乗せ出港し、24日の最後の引揚げ船には247名の沖縄籍民と日僑を乗せ、琉僑の引揚げ業務に従事した最後の琉球官兵も久場崎に向けて出港した。沖縄に着いてからも、琉球官兵としての仕事は残っていたようである。比嘉氏によると、11月3日に沖縄に到着し、その足で沖縄民政府をたずね、台湾の現状報告、引揚げ業務について報告するとともに、引揚げ者らの持ち込んだ貨幣の交換を申し立てたとのことである。その他、先に帰還した琉球官兵らは、1船ごとに10俵ずつ送られてくる米を受け取る任務もあったという。琉球官兵の業務は、台湾のみに留まらなかった。

以上、琉球官兵の動向についてみてきた。まとめると、戦後の琉球官兵の処遇については、①終戦直後～基隆集結命令、②第一次還送業務の従事、③自活生活―沖縄僑民総隊との共同生活、④日僑の第二次還送業務の従事及び自らの引揚げ、以上の四つに時期区分することができよう。

²³⁷ 前掲、『琉球官兵顛末記』18頁

第5項 琉球官兵に発給された二通の復員証明書

第1章で見てきたとおり、中華民国側の施策もあって、引揚げの順序は①旧日本軍人・軍属及びその遺家族、②一般日僑、③留用日僑となっており、旧日本軍の引揚げが優先されていたが、上述したように沖縄籍兵の中で引揚げを希望した者は、一般日僑とともに引揚げた者もいる。旧軍人においては、日本への引揚げ＝復員というわけにはいかない。法律上、復員証明書²³⁸をもらって初めて民間人に戻れる。では、琉球官兵は一体、どのタイミングで復員できたのだろうか。

ここに、その疑問の解決の一つとなる証明書が2通ある。野原繁一が現在も保管しているものである。そのうちの一通は原隊であった「歩兵第十九聯隊」の復員証明書である（図7参照）。本籍地、住所、氏名の他に、「右ノ者部隊復員ニ伴ヒ昭和□年□月□日除隊（召集解除）セシモノナルコトヲ証明ス」と記されている。除隊の期日は、下にうっすらと文字が見えるが、上から修正液で塗りつぶされている。これはもともと、各自、原隊が解散する際に、復員証明書は日付が空けて手渡されており、日本に到着した後に、自ら日付を記入し、以て復員できるようにしていたという²³⁹。しかし、沖縄に帰還した琉球官兵と呼ばれた沖縄籍兵らは、その原隊復員証明書を使用することなく、復員している。

²³⁸ 復員したことを証明する書類。形式は発行した地域や時期、発行人等さまざまである。復員した年月日の他、復員前の部隊名や階級、現住所が記載されることが多い。復員地の支局長や町長等によって、発行されるのが通常。

²³⁹ 野原繁一「自活生活中は、台湾人と交渉して野菜類や肉類を購入しましたよ」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』143～146頁

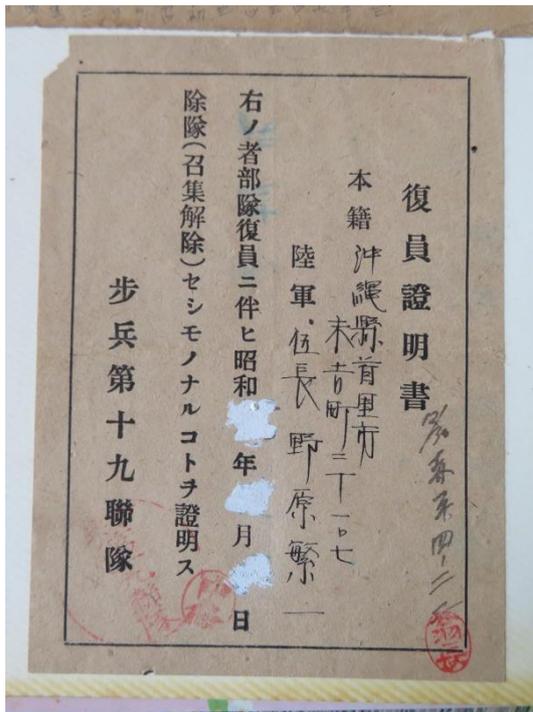


図 7 原隊の復員証明書

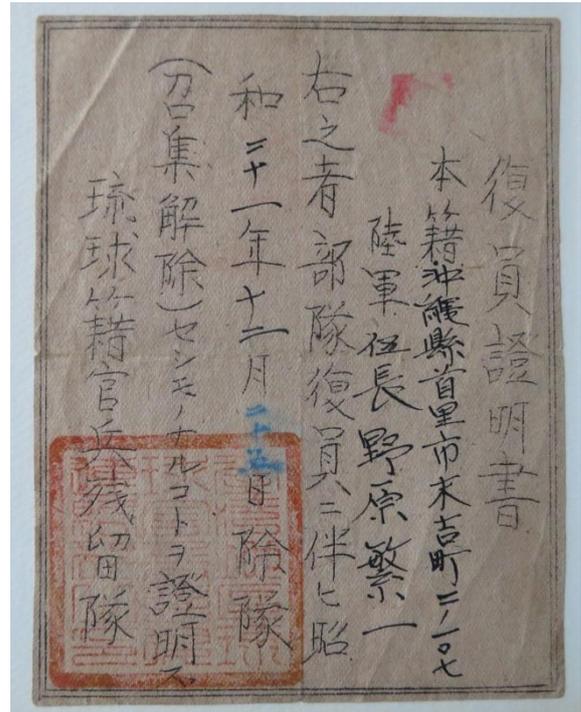


図 8 琉球籍官兵残留隊の復員証明書

その証拠となるのが、もう一通の復員証明書の存在である。形式は一通目の復員証明書とほとんど変わらないが、異なるのは用紙に万年筆のようなものですべて手書きされているという点である。本籍地、氏名の他「右之者部隊復員ニ伴ヒ昭和二十一年十二月二十五日除隊（召集解除）セシモノナルコトヲ証明ス」とあり、証明書を発行した所属元は「琉球籍官兵残留隊」となっている（図8参照）。その上に捺印されているのは、読み取りにくい「琉球」との赤印が認められる。琉球官兵として最後まで残った沖縄籍兵は、この琉球官兵残留隊の発給した復員証明書をもって、復員したとみていいだろう。

なお、台湾現地で徴兵された沖縄籍兵は早々に家族の元へ帰ったり、宮古・八重山等の離島出身者はヤミ船で引揚げたり、また民間に戻り別の仕事を心得て糊口を凌ぐ等、離隊者もいたようだ。上述したとおり、琉球官兵への復員証明書は沖縄本島に上陸した日に発給されているため、途中で離隊した者には、基本的には復員証明書を発給できなかったはずである。復員証明書の発給事務を担当していた宮里朝光は、次のように証言する。

戦争が終わっても隊で集団行動をすることが基本だったが、中には離隊して自活する人も出てきたんです。やっぱり、軍人として隊にずっといるのは苦しいものがあるので…。自分で人力車をひいたりして生活費を稼いだほうがまだいいと

ということで。離隊するのは、それだけではだめで、帰国するときには、復員証明書というものが必要になる。それで、私に証明書を出してくれと泣きついてきた人も数名いたので、私は彼らの復員後の生活を思って、証明書を発給していたんです。けれども、隊の責任者に「統制が取れないから証明書を発給するな」と言われて、やめました。「引揚げ直前に証明書を渡すから」ということで²⁴⁰。

宮里は、勝手に離隊した者には復員証明書は出さなかったようだが、旧日本兵であった者の帰郷後の暮らしを慮って、復員証明書を発給していたという。依頼された数人に発行したのみで、統制が取れないという部隊幹部の注意もあり最終的には乗船直前に発給することにした²⁴¹。

でもね、この離隊した人たちも、とても複雑な気持ちだったと思うんです。というのも、当時の台湾には、沖縄や南洋諸島から戦争のために疎開でやってきた人たちがたくさんいました。彼らはそれこそ着の身着のままの状態でしたから、みじめな生活を送っていて…。兵隊の中には、疎開者に親戚や知人もいる者もいたので、彼らの生活を少しでも援助しようと離隊する人も少なくなかったんです²⁴²。

当時の台湾には、主に老幼婦女子の構成員からなる 1 万名強の疎開者が困窮に喘ぎ、在台生活が長く生活基盤のあった者も夫を徴兵で取られて不在など、当時の在台沖縄籍民は極端に男手の少ない状況であった。ある程度食糧事情の良かった部隊を離れてまで、自ら働き手として助力するため離隊するという気持ちは、推して知るべしだろう。

沖縄籍兵は、本土籍出身兵と引揚げ時期が異なるばかりか、日僑・琉僑の引揚げ業務の従事、国府による中国語・三民主義教育の施行、同郷（沖縄僑民総隊）との共同生活、そして独自に作成した琉球官兵復員証明書の発行・受給、窮状に喘ぐ疎開者（家族・親族、同郷等）を助けるための離隊者の存在等、同じ日本兵として駐台していたものの、戦後の状況は日本籍出身兵らとは大分異なっていた。

²⁴⁰宮里朝光「中華民国側への報酬の支払いを陳情するも、支払い名簿に押印できず、ガリ版刷りの原紙を利用して印鑑を作って押印しました。」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』133～138頁

²⁴¹前掲、『琉球官兵顛末記』170頁。及び宮里朝光「中華民国側への報酬の支払いを陳情するも、支払い名簿に押印できず、ガリ版刷りの原紙を利用して印鑑を作って押印しました。」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』133～138頁

²⁴²宮里朝光「中華民国側への報酬の支払いを陳情するも、支払い名簿に押印できず、ガリ版刷りの原紙を利用して印鑑を作って押印しました。」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』133～138頁

第6節 組織を超えた沖縄籍民の交流と相互扶助的關係

上述してきたように、沖縄籍民はそれぞれの組織で役割を分担し、引揚げに備えていた。本節では、5月から12月の約半年間という期間に生じた沖縄同郷会連合会、沖縄僑民総隊、琉球官兵の三者の共同・交流について取り上げる。なお、管見の限り、公文書には彼等の交流等私的な部分を記しているものは見当たらないが、証言（口述資料）と彼等の手記を元に描くことが可能である。これらの相互交流を概観し、沖縄籍民の相互扶助組織の試論を展開していきたい。

（1）三者間の調整

沖縄同郷会連合会にとって沖縄僑民総隊を始め沖縄籍民の現状を把握することが第一優先であった。沖縄僑民総隊が総督府跡に集結するようになってからは、連合会の當山堅二や川平朝申、琉球官兵の幹部永山や知花、山入端が将校服を着け幾度となく台湾省行政長官公署日僑管理委員会留台日僑世話部に訪れていたようだ。それは、「集中營の沖縄引揚げ者に対する、援助關係の交渉ではなかったかと思えます²⁴³」との見解通り、彼らは沖縄籍民の現状改善と早期の沖縄本島への引揚げを陳情していた。知花は「(私達沖縄出身の)兵隊は、沖縄出身の指導者たちがうまいこと計画してくれてはじめて、中繩の人を守ることができたんですよ。兵隊は、もともと軍人でしょう。川平朝申さんとか富山堅一・堅次さん、南風原先生なんかの指導者たちが、「ああせい、こうせい(あのようにしろ、このようにしろ)」と言ったら聞いて、そのとおりにするだけです。それに、当時の沖縄の人は住む場所もなく大変だった人多いです。みんなで助け合えないとやっていけません。多くの日本軍人・軍属と、日僑と琉僑を無事に引揚げさせられた事自体は誇りに思っていますが、琉球官兵だけでできた仕事ではないですよ²⁴⁴」と回想するが、実際は連合会と協力し同等に交渉に臨んでいた様子がその他の証言から傍証できる。

なお、沖縄僑民総隊と沖縄同郷会連合会の密な關係については、僑民総隊の經理部部長を担っていた与那原良輔の子女である船越弘子が、引揚げの中核的存在の一人であった川平朝申らとの交流について語っている。沖縄僑民総隊の經理部部長として活躍していた父の仕事の内容については詳しくは把握していないようであるが²⁴⁵、父親が台北で

²⁴³ 前掲、『琉球官兵顛末記』242頁

²⁴⁴ 知花成昇「沖縄の人を守ることができたのは、指導者たちのおかげ。兵隊は言われたことをしただけですよ。」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』150頁

²⁴⁵ 「川平さんたちが引揚げのために事務的なことを色々やってくださったり、台湾と沖縄行ったり来たりしてくださったり。清（川平朝清さんのこと）さんは、うちの兄と同学年だから、仲良くなったりね。帰ってきたのも同じ首里だったから、私、朝申先生には可愛がってもらったの。沖縄に帰ってきてからは、朝申先生のラジオ会社でドラマ声優もしたことあるんですよ。まあ、その川平さんたちとの關係で父も引揚げについて色々していたんでしょうね。父の引揚げ關係の仕事内容については、ちょっと分からないですねえ。たぶん、街役場での經驗を買われて一緒にお仕事していたと思いますけれど。」船越弘子「集中營で亡くなった母。母の胸に手を突

川平らと一緒に仕事をしていたこと、帰島後も川平らとの交流が継続している様子からも、組織を超えて同じ沖縄籍民として引揚げという目標達成のために相互に協力しあっていたことがわかる。

(2) 同居生活

台湾総督府跡で沖縄僑民総隊の面々が琉球官兵らと同居生活を送っていたこともあって、この両者は特に共有する思い出が多い。集中営という大集団から発生する伝染病を予防する為に、沖縄同郷会連合会と琉球官兵は共同で衛生管理を徹底的に行い、集中営はもちろん、台北市内の衛生工作にも協力しあい成果をあげていたことを述懐している沖縄僑民総隊のメンバーもいる²⁴⁶。

ほかにも、琉球官兵の一人、中村浩はその時の沖縄僑民総隊の様子を次のように回顧している。

民間人に於いては引揚援護業務をスムーズに運ぶため、日僑管理委員会や琉球僑民隊と云った組織があり、琉僑は旧台湾総督府跡庁舎の一階を占め不完全ながらも社会機構の一部を構成していた。琉僑が集中して来てからは、荒みがちだった空気は漸次一新され、構内は人々の往来が頻繁となり、和やかな雰囲気へと緩和されつつあった僑民隊青年会の活動も活発であり、各地区の連合総会が開催された時、私は大隊本部へ席を占めていた関係で、指名により出席を求められた事があったが、彼等の主張は、実に建設的な意欲に燃えていた²⁴⁷。

沖縄僑民総隊は、決して沖縄同郷会連合会や琉球官兵らの「お荷物」ではなかった。むしろ、沖縄同郷会連合会はそもそも引揚げを待つ沖縄籍民を救済するために立ち上がった組織であるし、また、琉球官兵にしても、却って彼等との同居生活を歓迎している節さえ見受けられる。

(3) 教育

前節でも触れたが、在台していた沖縄籍民には帰沖後に有力者となる人物が多かった。沖縄同郷会連合会のメンバーであった與儀喜宣、川平朝申や、屋良朝苗、大田政作などの面々が琉球官兵に対し、琉球の歴史等講話をしている。

台湾総督府跡にやってきてから最初のころは、琉球集訓隊という名前で、教育を受けましたよ。沖縄の有名人の屋良元知事や大田政作さんなどが話しに来ていましたね。水産関係の與儀さんとかね、川平朝申さんとかがね、僕らに講演をしていま

っ込んで、父に『(母は) まだ熱いよー！』って言ったんですけどね…。』前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』97頁

²⁴⁶ 前掲、『琉球官兵顛末記』294頁

²⁴⁷ 前掲、『琉球官兵顛末記』86頁

したね、教育の一環ですよ。内容はよく覚えていないんですけど。それと中国側からも教育があって、三民主義の歌、国歌ですね、それを歌わされたりしましたよ²⁴⁸。

ときには、沖縄僑民総隊のメンバーもともに民主主義の講義や講演を聞き、討論会への参加もしている。それは、「引揚げ後、立派な郷土再建に邁進する心構えを培うため、共に切磋琢磨²⁴⁹」するという、帰沖後の活躍を目指しての心意気から実施に取り組みられたものであったと言えよう。先述してきたとおり、沖縄同郷会連合会も沖縄僑民総隊も子弟の教育に力を注いでいたことは先述したとおりだが、大人も自ら組織を超えて積極的に教育・啓蒙に励んでいた。

(4) スポーツ交流及び詩文の回覧

仕事の合間を利用して、総督府庁舎内の中庭で沖縄僑民総隊と琉球官兵らでチームを組み、野球やバレーボールに興じたりもしたようだ。いち早く精気を取り戻そうということで、沖縄僑民総隊の青年部の申し出でバレーボール大会が開催されたこともあった。また、近くの台北公園や円山公園などで、台湾人チームと沖縄混成チームとの野球やバレーボールの交換試合をしたこともあった²⁵⁰。また、詩文を作成して回覧するなど、文化交流も図っていた。

(5) 引揚げへの祈り—所属を超えた青年会—

管見の限り、2点の記述しか認められないが、僑民と琉球官兵らが一緒になって「兵、民の慰安の夕」を開催し、早期の沖縄引揚げ実現を祈念したこともあったようだ²⁵¹。開催場所は台湾総督府庁舎前広場で仮舞台を設けており、比嘉の述懐によると沖縄僑民総隊側が琉球官兵側を招待した形であったようだ。プログラムなど傍証資料はないが、比嘉はその手記で「なかでも、源河女史のタンバリン、宮平師匠のタップダンス、高安劇団の六郎兄弟による『ハイニセター節』等はとても印象深く、和洋琉混淆した華やかな部隊は、万余の観衆を魅了し、遅くまで賑わいをみせた」²⁵²と感想をしたため、集団生活に心のうるおいと希望を与えてくれたとも記しており、この「慰安の夕」は成功裏に終わったことがうかがえる。主催者は僑民と琉球官兵から成る「青年会」によるグルー

²⁴⁸ 比嘉厚夫『『基隆乗船地司令部兵站班露营地勤務隊』と命名して、そこから私が3ヶ月間隊長として指揮をとることに』前掲書『『沖縄籍民』の台湾引揚げ証言・資料集』131頁

²⁴⁹ 前掲、『琉球官兵顛末記』261頁

²⁵⁰ 前掲、『琉球官兵顛末記』42、110、261頁等。なお、この試合が題材となっているかどうかはわかりかねるが、台湾人と沖縄籍民の野球試合を題材にした小説「琉球的孩子們」『台湾新生報』(1948年5月7日付)が掲載されている。当該小説の分析については、星名宏修「第一章「植民地は天国だった」のか」『植民地を読む—『鷹』日本人たちの肖像』(法政大学出版会、2016年)に詳しい。

²⁵¹ 前掲、『琉球官兵顛末記』261頁

²⁵² 前掲、『琉球官兵顛末記』110頁

プで、幹事は伊江朝章と安仁屋雅一であった。伊江朝章は当初武部隊として台湾の守備についていたが、原部隊は金沢で身寄りもない金沢に引揚げるとの避け、敗戦1ヶ月後に自主除隊し、台中市の自活隊に入り他の僑民らと生活を共にしていた。伊江は後に琉球大学教授となる。一方の安仁屋雅一もまた伊江と同様武部隊として入隊していたが家族が台湾にいるということで、台湾の初年兵を引率して一足先に除隊し、集中営生活を送っていた。推測の域を出ないが、元軍人で除隊後に僑民として集中営生活を送るという境遇の似通った二人が、もしかしたら「兵と民」を活力みなぎる象徴である青年として結束を高める役目も担っていたとも考えられよう。

(6) その他在台沖繩籍民

沖繩僑民総隊以外の居住者の実態については、記録や資料が乏しいため、どの程度、これらの相互扶助組織と関わりがあったのか把握が困難であるが、いくつか証言が存在するため、みてみよう。

戦後、教員としての仕事を失った真栄城つね子は、引揚げのために台北へ集結するようとの情報を得て台北入りするものの、引揚げ船は一向に出港する様子になかった。その時、「引揚げ関係の仕事」をしていた従兄の新垣に接収にやってきた中国人の家での中中仕事を斡旋してもらい、本島への引揚げまで生活していく。しかし戦後の混乱の中で、生活のために「仕方なく」台湾人妻になる沖繩籍民女性をみている。

でもね、あの時はみんな生きていくのに大変でしたよ。台湾人の妻になる人も多かったですよ。やけ酒飲んで、気持ち紛らわして、という人も多かったです。そのまま台湾に残る人もいたみたい²⁵³

沖繩籍女性による「台湾人妻」の存在については、筆者がこれまで聞き取ってきた証言や市町村史等からは見られなかった証言である。当時の台湾では一夫多妻制は暗黙の了解として認められており、多くの妻を抱えることは一種のステータスともなっていた。「生活のため」「台湾人妻」となった沖繩籍女性の存在もまた無視できない、台湾に残留させられた沖繩籍民の実情の一端を表象しているように思える。

(7) 沖繩籍民を導く相互扶助組織としての存在

沖繩籍民の台湾引揚げは、これら扶助組織の存在を抜きには語れない。沖繩籍民の扶助組織は、着の身着のまま台湾疎開した（疎開させられた）約1万名の存在と、集結命令が取り消され露頭に迷う在台居住者の急速な貧困状況を救うべくして立ち上がったことを背景とする。同時期に台湾に在住していた沖繩籍民は、その渡台背景から大まかに①在台居住者、②沖繩籍兵、③疎開者（縁故疎開者を除く）と三者にカテゴライズできるが、記録を読む限りこの三者は戦前から戦時中にかけて頻りに交流をもったり連絡を

²⁵³ 真栄城つね子の証言（2010年10月20日、筆者の聞き取りによる）

取り合ったりしていた様子は見受けられない。つまり、彼らは引揚げるに引揚げられない戦後の混乱期においてこそ結束し、引揚げに備えたといえる。このことは、日本帝国が崩壊し引揚げ先の選択が迫られた時「沖縄（琉球）」というアイデンティティが極めて重要な意味を持っていたことを示している。また互助団体を作ることで生き延びる²⁵⁴という相互の関係性が重要となっていた。これらの相互扶助関係が、沖縄籍民を引揚げへと導く機能として働いていたのである。

しかしながら、この相互扶助組織から漏れ落ちた沖縄籍民もいたことを忘れてはならない。自己の都合とはいえ転籍をした者は、沖縄出身であっても「沖縄籍民」とは認められず、沖縄籍民の枠外に置かれた。先の証言の「台湾人妻」になる女性もまた、相互扶助組織に援助を求めなかった（求められなかった）事例の一つである。沖縄籍民による相互扶助組織は、あくまで限定された沖縄籍を有する者の相互扶助的組織として機能していたことも考慮して考察をしなければならない。

²⁵⁴ 前掲、松田ヒロ子「植民地台湾から米軍統治下沖縄への『帰還』」563頁

第3章 沖縄籍民の引揚げパターン

前章では在台沖縄籍民の引揚げまでの動向や引揚げの様相をみてきた。本章では、台湾における沖縄籍民の引揚げについて、その送還ルートや方法を時系列に見ていく。

第1節 沖縄籍民の引揚げ概要

終戦当時の台湾には、3万名近くの沖縄籍民がいたとされている²⁵⁵。1940年の時点で在台沖縄籍民が1万4,695名²⁵⁶に達していること、1945年9月末の時点で沖縄本島及び宮古・八重山からの疎開者1万2,939名（有縁故疎開者数：4,369名、無縁故疎開者数：8,570名²⁵⁷）が台湾に居住していること、また南洋群島から台湾に一時的に滞留させられている沖縄籍民が1,597名²⁵⁸いること、さらに転籍をしたことで沖縄籍民にカウントされなかった者の存在、終戦直後に「ヤミ船」で引揚げてきた人びとの存在、戦後少なくとも4,000名の沖縄籍兵²⁵⁹が在台していたことを考慮すると、概数とはいえ、3万名近くの沖縄籍民がいたという数字は妥当な数値であろう。

沖縄籍民の引揚げは、引揚げ先（沖縄本島、宮古・八重山）や渡台背景（大別して、疎開者、生活基盤のある者、沖縄籍兵）により、その引揚げ方法や時期、そして乗船する船の種類も異なる。

²⁵⁵ 沖縄外地引揚者協会の調査による「引揚者給付金請求処理表」（1957年制定の法律「引揚者給付金等支給法による」）によれば、台湾引揚げの人数は2万5,627名とされている。（読谷村史編集委員会『読谷村史』第5巻資料編4 戦時記録 上巻、読谷村役場、626～627頁）

²⁵⁶ 前掲、水野憲志「沖縄から台湾への移住」382頁

²⁵⁷ 台湾文献館所蔵国史館資料「沖縄県疎開者調」。一方、八重山からの台湾疎開について調査した松田良孝によると、さらに2つの疎開者の数が異なる史料が存在する。1945年11月4日に台湾軍管区参謀長（台北）が陸軍次官宛てに発した至急電報「台湾疎開沖縄県人帰還ノ件」には「沖縄県人にして台湾に強制疎開せしめられたる者約1万名（本島3,000、宮古5,000、石垣2,500）に上」と記している。国史館史料「琉僑遣送」収録の沖縄同郷会連合会による「無縁故疎開セル沖縄島民ノ送還ニ関シ嘆願ノ件」（1945年12月）では、1945年9月末の時点で、沖縄出身の疎開者は本島・八重山から来た者12,447名、南洋から来た者1,597名、計14,044名に達していたが、死亡や自力で引揚げた者等3,297名が減じ、12月15日の時点では10,747名と、その人数の数値を報告している。松田は「沖縄県疎開者調」、「台湾疎開沖縄県人帰還ノ件」の疎開者数は人数の数値が異なることを指摘した上で、どの史料が正確なデータであるかは判断が困難のため、八重山からの疎開者について2,500人～3,000人程度がであったという概数を導くにとどめている。（前掲、松田良孝『台湾疎開—「琉球難民」の1年11ヶ月—』、53頁）。推定数2,500名～3,000名の八重山からの疎開者と、約5,000名の宮古からの疎開者を合わせると、宮古・八重山からの疎開者数はおよそ7,500名～8,000名で、沖縄本島の疎開者数の約2.5倍になる。

²⁵⁸ 前掲、国史館史料「琉僑遣送」収録 沖縄同郷会連合会「無縁故疎開セル沖縄島民ノ送還ニ関シ嘆願ノ件」（1945年12月）

²⁵⁹ 前掲、『琉球官兵顛末記』309頁

まず沖縄本島への引揚げについて概観してみよう。第二章でも述べたが、沖縄本島は戦時中に琉球列島米軍政府が樹立され、沖縄本島への船舶の入港が厳しく取締まられていた²⁶⁰。そのため、個々人で沖縄本島へ引揚げるといった選択肢はなく、宮古・八重山地域と違って、台湾間を行き来する「民間船」で引揚げが行われることはなかった。沖縄本島出身者は第三章でも述べた「沖縄僑民総隊」、「沖縄同郷会連合会」、「琉球官兵」といった相互扶助組織のもと、GHQの派遣する沖縄本島への引揚げ船を待つこととなる。沖縄本島への送還許可が降りたのは1945（昭和20年）年10月19日²⁶¹で、民間の沖縄籍民は、10月24日から同年12月14日の間に9回にわたって、GHQの派遣したLST船と日本の駆逐艦に乗船して引揚げている。

一方、宮古・八重山地域への引揚げは終戦後いち早く行われた。宮古・八重山地域と台湾間では戦前より人の往来が頻繁で、また疎開で渡台した人数も沖縄本島出身疎開者と比べ多く、終戦直後、沖縄本島ほど船舶の移動の監視が厳しくなかったことから²⁶²、引揚げは「ヤミ船」引揚げと呼ばれる「民間船」による非合法的な形で行われていた。その後、自治体派遣による「民間船」の引揚げも並行して行われるようになる。合法・非合法的「民間船」引揚げが同時進行していたことが指摘できよう。また、疎開者の多かった宮古・八重山へは、中華民国政府が「遣回琉球難民辦法²⁶³」（琉球難民帰還規定）を設け、1月28日から2月18日の間に計4隻を使用し、総計525名の疎開者を送還している²⁶⁴。最終的には、1946年第8次還送船LST74号で310名の引揚者が帰島している。その結果、1946年内には、宮古・八重山地域の引揚げは、ほぼ終了していた²⁶⁵。

また、沖縄籍民の中でも、日本本土在住の親戚のツテを頼る者や、台湾で戸籍を本土に転籍したために琉僑の証明証を得られず仕方なく本土へ引揚げざる者等が、GHQ/SCAPの指定する船舶で「本土」へ引揚げていた²⁶⁶。1946年の年の暮れになると、「病院船」

²⁶⁰ 琉球列島米軍政府司令部は、海上からの敵の侵入を恐れて船の使用を禁じたという。1945年7月、軍政府は動物タンパク質の不足を補うため、櫂のみで操作する舟による漁労申請を、翌月に許可しているが、その範囲は島の北東沿岸5マイル（約8km）に限定されている。同年11月までエンジン付あるいは帆付の船の使用は許可されず、1946年4月まで沖縄の主要漁場での操業も許可されなかった。（沖縄県教育委員会『沖縄県史 資料編14 琉球列島の軍政1945—1950 現代2（和訳本）』、2002年2月、114頁）

²⁶¹ 前掲、稲福全志「郷土の陸軍部隊と行動をともにして」『琉球官兵顛末記』29頁

²⁶² 軍政下に入るのは、宮古諸島が12月8日、八重山諸島が12月28日のことであり、それまでは琉球列島米軍政府による直接の支配下には入っていなかったことが想定される。（「南部琉球米軍政府」『沖縄大百科事典』（下）、沖縄タイムス社、1983年5月、95頁）

²⁶³ 台湾国史館史料「琉球難民分批遣回原籍案」

²⁶⁴ 前掲、国史館史料「琉僑遣送」収録史料

²⁶⁵ 前掲、平良市史編さん委員会『平良市史』第2巻通史編Ⅱ、43～44頁

²⁶⁶ 復員兵・民間人の引揚げ港として設定されたのは次のとおり。呉、門司、別府、田辺、唐津、下関、戸畑、仙崎、名古屋、鹿児島、大竹、浦賀、博多、宇品、函館、佐世保、横浜、舞鶴（厚生省20年史編集委員会『厚生省20年史』（厚生省創立20周年記念事業実施委員会、1960年7

引揚げと称される、らハンセン病患者や病疾患者らを乗せた船が同年 12 月 20 日に台湾基隆を出港する。そして「琉球官兵」と呼ばれ引揚げ業務に携わった沖縄籍兵らも同年 12 月 23 日には日本の駆逐艦に乗船し、留用者以外の日本人・沖縄籍民は皆引揚げたとされている²⁶⁷。このように、沖縄籍民の引揚げは渡台背景・引揚げ先によって、その送還時期や乗り込む船に違いが現れてくることを指摘しておきたい。

以下、時系列に沿って、引揚げ方法やルートをみてみよう。

第 2 節 「民間船」引揚げ

第 1 項 「ヤミ船」と呼ばれた民間船引揚げ

疎開で渡台した宮古・八重山出身の沖縄籍民らは終戦直後、いち早く「民間船」に乗り込み引揚げを始める。ほとんどの民間船は「ポンポン船」と称される焼玉エンジンを用いた船のことであるが、その起動音が「ポンポン」と鳴ることから「ポンポン船」という俗称が使われるようになった。これらの民間船はほとんどが老朽化した小型の木造船で、もともとは沖縄本島、宮古・八重山、そして台湾近海で漁を行う際に一般的に使用された漁船であったが、台湾への疎開が叫ばれるようになってからは疎開船としても使用されていた²⁶⁸。また、疎開船となった「民間船」は、終戦と共に、今度はにわかに「引揚げ船」へと変貌していく。疎開は行政の判断で半ば強制的に実施され、終戦後、疎開者らは台湾に滞留する理由もなく、またそこに何の生活基盤も持ち得ていなかった。戦後、先んじて「民間船」に乗船し引揚げた宮古・八重山出身者の多くは、そうした台湾に生活基盤のない無縁故者であった。1945 年 9 月末の時点で、在台沖縄籍疎開者は、無縁故者 8,570 名、有縁故者が 4,369 名、計 1 万 2,939 名とされている²⁶⁹。また、特に無縁故者を見ると、宮古出身者が 4,892 名、八重山出身者が 2,171 名とその大多数を占

月、448 頁)

²⁶⁷ 実際には、引揚げを拒否し台湾に居残った者や、引揚げたくても引揚げられなかった人びともいる。下地啓義の姉がその一例である。

²⁶⁸ 「同じ集落の人と共に、民間の木造船を借り上げた疎開船に乗り、敵の潜水艦の様子を探りながら 4、5 日かかって基隆港へ着きました。疎開船はね…その疎開船というのは、木造だったんですよ。だから、見せ掛け「大砲」なんかを作っていましたね。もちろん、同じ木造ですよ。あたかも敵と張り合えるかのような木造船に乗って行ったのです。そう、そんな船で行ったんですよ(笑)。(下地啓義「あっちも死ぬ、こっちも死ぬ。遺言聞いても間に合わない。」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』56 頁)

²⁶⁹ 前掲、国史館史料「琉僑遣送」収録 沖縄同郷会連合会「無縁故疎開セル沖縄島民ノ送還ニ関シ嘆願ノ件」(1945 年 12 月)。沖縄出身の疎開者は本島・八重山から来た者 12,447 名、南洋から来た者 1,597 名、計 14,044 に達していたが、死亡したり自力で引揚げた者等 3,297 名を減じ、12 月 15 日の時点で 10,747 名と報告されている。

めている²⁷⁰。

1945年9月2日、ミズーリ号艦上で降伏調印式が執り行われた際、降伏文書と共に出された「連合国最高司令官（SCAP）一般命令第一号」（陸海軍武装解除降伏等に関する一般命令²⁷¹）により、日本の全ての船舶移動禁止と周辺海域の機雷除去が命じられた。この「連合国最高司令官（SCAP）一般命令第一号」により、民間の船舶も自由な航行が禁止され、違反者は取り締まりの対象となった。ところで、この終戦直後の宮古・八重山と台湾間を往復していた「民間船」による引揚げは、本来であれば行政機関から「船舶航行証明証」を発行してもらって初めて「正式に」航行することができたはずである。「正式に」と断り書きをしたのは、当時そうした民間船は全て許可を得ていない、不許可の船舶であったからである。筆者の聞き取りした宮古・八重山出身者の証言の中でも、多くの引揚げ者から「ヤミ船」という言葉が頻出する。ヤミ船という言葉が頻出するのは、そうした背景があったからである。本節では、「船舶航行証明証」を携帯せずに航行した民間船という事実をもとに、そうした引揚げの形態を「ヤミ船（民間船）引揚げ」と規定することにする（以下、ヤミ船と称する）²⁷²。沖縄本島でのヤミ船の摘発は厳しく、実際、沖縄本島へヤミ船入港した人の中には、軍警察（MP）に連行され、取り調べを受けていた者もいる。

糸満は大丈夫との事で入港したらさにあらず、接岸しない前にMPのお迎えを受ける。上陸したら荷物も持たされなくて、着たきり雀のまゝ警察に連行され、そこから米軍トラックに乗せられ…（中略）しばらくして降ろされたところが屋嘉の捕虜収容所であった。翌朝沖縄出身の二世らしい米人から取調べを受ける。台湾に送り返されはしないだろうか心配したが、翌々日にはインヌミヤードゥイの引揚げ者収容所に移された²⁷³。

²⁷⁰ 前掲、国史館史料「沖縄県疎開者調」

²⁷¹ 原文は次のとおり。「日本國ノ又ハ日本國ノ支配スル一切ノ型式ノ海軍艦艇及商船ハ聯合國最高司令官ノ指示アル迄之ヲ毀損スルコトナク保全シ且移動ヲ企図セサルモノトス 航海中ノ船舶ニ於テハ直ニ一切ノ種類ノ爆發物ヲ無害ト為シ海中ニ放棄スルモノトス 航海中ニ非サル船舶ニ於テハ直ニ一切ノ種類ノ爆發物ヲ沿岸ノ安全ナル貯蔵所ニ移転スルモノトス」（連合国最高司令官（SCAP）一般命令第一号）

²⁷² 船舶の移動禁止命令を「知りえなかった」人びとの操縦する又は乗船する船のことを「ヤミ船」と総称して良いのだろうか。国境線の引き直しによって、「辺境の地」となった宮古・八重山、与那国に中央の命令が伝わるまでには恐らく「タイムラグ」があり、布令日の9月2日時点で船舶の操縦者らが船舶移動禁止命令を知っていたかどうかは疑わしい。布令日前の航行もあったかもしれない。また「民間船」に乗船する引揚げ者にとっても戦後の混乱のさなか、船舶移動禁止命令を知る機会があったのだろうか。この「空白の期間」もまとめて「ヤミ船」と総称するにはいささか問題が生じるであろうという意見も一理ある。（本視点は、うるま市史編纂室の榮野川敦氏よりご教示いただいた。）

²⁷³ 前掲、『琉球官兵顛末記』215頁

ヤミ船での引揚げは、琉球列島米軍政府の指定する引揚げ船が出入りする基隆（少数ではあるが高雄からの引揚げも行われていた）よりも、より南方に位置する南方澳²⁷⁴からの出港が多かった。日本が台湾を植民地支配していた時期、南方澳は与那国島を始めとする八重山への出入り口として定着していたが、戦後その南方澳が疎開者たちの宮古・八重山への脱出口と化していた²⁷⁵。台湾省行政長官公署は、沖縄からの疎開者が引揚げの港として基隆港を指定していた。しかし、台湾から宮古・八重山へ引揚げるとして、南方澳が基隆以上に重要な引揚げ港であったこと²⁷⁶は、筆者の聞き取りした証言発言の中にも多く出ており、理解し得る。後述するが、後に台湾省行政長官公署も公式の疎開者帰還船をわざわざ南方澳に立ち寄らせており、基隆に準じる扱いをしていた²⁷⁷。

日本兵として渡台し、後に琉球官兵として引揚げ業務に従事した比嘉が、原隊解散後に南方澳を訪れ、余りにも疎開者の多さに驚き、引揚げるのは今ではないと判断したことは前述したが、それ以外にも、引揚げを諦めた理由を次のように語っている。

原隊も解散してからは、何もすることがなかった。帰る目処もなかった。だから、うわさで蘇澳からサバニが与那国まで出ているって聞いたのでね、行ってみたくんですよ。そしたらね、小さなサバニで、いくらモーターがついているといえども、危ないでしょう。わざわざ危険を冒してまで帰ることはないと思い、結局あきらめたんですよ。与那国に着いても、また船に乗って沖縄本島まで帰らなければならぬでしょう。だから、あきらめました²⁷⁸。

上記の比嘉の証言から、次の二点を明らかにすることができよう。まず一点が、「うわさで蘇澳からサバニが与那国まで出ている」という発言である。比嘉氏は9月中旬、遅くとも11月末には蘇澳を訪れていた²⁷⁹と考えられるが、その頃既に「ヤミ船」で引揚げることができるという話が元軍人にまで広まっていたことである。終戦直後より蘇

²⁷⁴ 南方澳、蘇澳とも呼ばれる宜蘭県にある港。

²⁷⁵ 前掲、松田良孝『台湾疎開』190頁

²⁷⁶ 前掲、松田良孝『台湾疎開』189頁。本文は更に続けて、台湾省行政長官公署も公式の疎開者帰還船をわざわざ南方澳に立ち寄らせており、基隆に準じる扱いをしていたことをうかがわせている。」とし、特に疎開者らにとっては南方澳が引揚げの際には重要な役割を果たしていたことを指摘している。

²⁷⁷ 前掲、松田良孝『台湾疎開』189頁

²⁷⁸ 比嘉厚夫『基隆乗船地司令部兵站班露营地勤務隊』と命名して、そこから私が3ヶ月間隊長として指揮をとることに」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』127～128頁

²⁷⁹ 比嘉の証言より、9月1日に部隊が解散し、それから2週間ほど原隊で世話になった後に蘇澳を訪れたこと、姉夫婦の家に1ヶ月ほど世話になったのちに1月初旬に基隆へ向かったことを考えると、早くも9月の中旬、遅くとも11月末頃までには蘇澳を訪れていたと考えられる。

澳で「ヤミ船」引揚げが行われていたことを示唆する重要な語りであると言えよう。第二点目は、「与那国に着いても、また船に乗って沖縄本島まで帰らなければならない」という語りの部分である。この語りにより、「ヤミ船」は主に宮古、八重山、与那国間を往復していたことが分かる。「ヤミ船」引揚げは、沖縄本島への引揚げ者に対しては対応していなかったというのである。対応できなかった理由として、沖縄本島への船舶の出入りの監視が非常に厳しかった点が挙げられるだろう。「ヤミ船」が沖縄本島へ引揚げ疎開者を対象にしていなかったことは、次に紹介する与那嶺進の証言からも確認できる。与那嶺は日本兵（武部隊）として台湾に駐屯し、しばらく原隊で自活生活を送りながら沖縄本島帰還の日を待っていたが、沖縄本島へは帰れないと見込んで 1946 年 4 月 6 日に親戚のいる本土へと引揚げている。

（前略）…沖縄に帰りたいんだが、船はない。沖縄に帰れる見通しもない。宮古の人なんかはね、後で聞いたらヤミ船が基隆に来たと、仲間君はこのヤミ船で帰ったと。僕らは、正式な手続きをするためにいるが、とにかく沖縄に帰れないわけよ。正式には。ヤミ船しかないから。ヤミ船乗ったら危ないし、小さい船だから危ないしね、（本土へ引揚げた理由の）一つは、部落（村）の人が大阪にたくさんいるということはわかっていたから。そしてもう一つは、沖縄はもう玉砕と思っているから、行ったらもうどうにもならんのだいたいと思っているわけさ。玉砕したんだから。それでヤマトゥーと一緒に大阪まで行ったらなんとかなると思ってた²⁸⁰…（後略）

一部「ヤミ船」は基隆からも出ていたようである。蘇澳にしろ、基隆にしろ、台湾と宮古・八重山との結びつきが強かったことを示唆している。戦後混乱とした台湾で、疎開者の乗船が多かったとされる「ヤミ船」引揚げは、基本的には沖縄本島からの疎開者には対応せず、故に、沖縄本島出身の多くは「沖縄僑民総隊」を結成し沖縄本島への引揚げ船を待つこととなったのである。

他方、ヤミ船で沖縄本島への引揚げを成功させた者もいた。古波蔵信平はヤミ船で引揚げの状況について、「沖縄の情報はほとんど入ってこず、しかもいつ引揚げられるのかも不明な状況で、焦りが募ってきた頃（昭和 21 年 6 月頃）、宜野湾出身者 2、3 名やってきてヤミ船で沖縄に帰れるから一緒に帰ろうと誘われた。しかし、中国軍にでも捉まったら大変だということで躊躇していたが、一人残されることが心細くなり、一緒にヤミ船に乗って引揚げをすることにした。港で二晩待ったが、船長はビクビクして船が出せず、「なんとかその筋の許可を得ようと相談し、幾らかの金を出し合って関係当局に納めようやく出向許可をしてもらった。終戦後間もない混乱した時代で役所も袖の下が

²⁸⁰ 与那嶺進「汽車に乗った時に、後ろから何かがサワサワしている。見てみたら、中国の憲兵のような人が拳銃つきつけてきた。」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』88 頁

通用していたのであろう²⁸¹」と綴っている。ヤミ船の存在はやはり中華民国当局も認識しており、金銭の授受で出入航できていることから、当局の黙認という形でもヤミ船は航行していたことがわかる。また『市民の戦時戦後引揚げ記録第2集—あの頃私は—』では、そうしたヤミ船の調達について以下のように記している。

ヤミ船引揚げを決めた人びとは、家族単位、または数世帯で船を貸し切るか、もしくは漁船に合い乗りをするといった方法で、引揚げ船をチャーターしていた。また、台湾における疎開者の悲惨な状況が伝わると、故郷の家族の中からは、土地や牛馬、家屋を売り、その金で船を雇う者、または台湾へ出向く知人に旅費を預けるなどの援助を行う者も出ていた²⁸²。

以下、筆者が聞き取った証言の中から、そうしたヤミ船で引揚げをした人びとの事例をみてみよう。まずは、石垣島に残っていた兄弟が、島の仲間と共にチャーターした船で迎えに来たという兼久ナへの証言であるが、兼久氏は在台歴が11年と長期にわたり、生活基盤も仕事もあったため、残留届を出すつもりでいたようである²⁸³。

長年住み慣れた台湾だからね、残留届を出すのはふつうというのかな、そんな感じだったさあね。でも、そうこうしているうちに、戦争終わって一年後くらいかな、体が弱くて兵隊にとられなかった兄が1人西表に残っていたんだけど、その兄がね、仲間と船を借り上げて基隆に迎えに来たの。それで、その船に乗って西表から帰ってこられたんだよね。(中略) 船を待っているときに、兄が仲間と借り上げてきた船をたまたま見つけたんだっか、人に聞いたんだか、覚えていないけれど、基隆から30人乗りくらいの小さな船に乗って、体一つで西表に帰ったんだよ²⁸⁴...

兼久の兄も妻子を台湾へ縁故疎開させていたようで、皆この船に乗り込み引揚げてきたとのことである。これは、家族が民間船をチャーターし迎えに来て、引揚げた事例であるが²⁸⁵、もう一例、たまたま親戚の乗り込んだ「ヤミ船」で引揚げが実現した事例を紹介しよう。仲里浩佑は11歳の時から台湾に住んでおり戦時中も仕事を持っていたが、

²⁸¹ 前掲、『琉球官兵顛末記』213～214頁

²⁸² 前掲、石垣市史編纂室編『市民の戦時戦後引揚げ記録第2集—あの頃私は—』93頁

²⁸³ 実際のところ、中華民国側の日本人に対して中華民国籍にさせるという議題は確認できないが、「最小限度の生存権認めらるる場合に於ても国籍の帰属を如何にするや 中華民国々籍を取得し中国人として皇国の復興に寄與し得るや」など、自らの国籍の処遇に当惑している人が多かったであろうことは、この流言からも明らかである。(前掲、『編集復刻版 資料集 終戦直後の台湾』50頁)

²⁸⁴ 兼久ナへ「まあ、長年住み慣れた台湾だからね、残留届を出すのはふつうというのかな、そんな感じだったさあね」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』47～48頁

²⁸⁵ 松田良孝『台湾疎開—「琉球難民」の1年11ヶ月』中でも、家族が疎開先に迎えに来たという話が紹介されている(145～149頁)。

「勝戦国の命令だから…」とのことで、家族との引揚げを決めている。

すぐに宮古に帰ってきたよ。「ポンポン船」でね。帰ろうとする時にね、ツテがないと帰りの船がいつ入ってくるのか分からないわけよ。いわゆるヤミ船さあね。僕らの場合、幸いにしてこのヤミ船に乗っている親戚がいて、帰ってこられたわけ。このヤミ船は元々ヤミ船であったわけではなくて、漁船を同郷の人だけでね、船団組んでいたわけ。その船に僕らの親戚が船員として乗っていて、あ、あと朝鮮人が1人乗っていたね。何でかね。まあ、もしもその親戚がいなかったら、僕らどうなっていたか分からん²⁸⁶…

この語りからは、來台した親戚のツテを頼り、急ぎ「ヤミ船」に乗り込んだ様子が見えがえる。また、仲里の親戚も疎開で渡台していたため、この「ヤミ船」に関しては、一様に親戚を引揚げさせるための船であったことも考えられる。こうした「親族の協力」による「ヤミ船」引揚げが行われ、特に台湾疎開民の凄惨な状況が、逐次宮古・八重山において伝わっていたことが推測できよう。それが次節の「自治体派遣船引揚げ」の原動力となったともいえよう。ちなみに、公学校の教員をしていた宮里久男に「ポンポン船（民間船）」で引揚げようと思わなかったのか尋ねたところ、「あれはね、疎開してきた人々でいっぱいだったからね。あの、ポンポン船はよ、自分のような疎開ではない者には対応できなかったわけよ²⁸⁷」との説明があった。生活基盤の無い疎開者が我先にと「ヤミ船」引揚げを行っていた様子が見えがえる²⁸⁸。以上、「ヤミ船」には親族引揚げを優先とした「救済目的」の引揚げといった側面も見いだせる。一部の事例では、台湾に有縁故者がいない宮古・八重山の疎開者にとって、離れていても故郷に家族が唯一の頼りで、故郷にいる家族が台湾へ疎開した家族・親戚を心配し、いち早く「ヤミ船」を走行させていたという点にも留意しておきたい。

次に、現地台湾では船賃を支払えず、帰国後支払った下地啓義の「ヤミ船」引揚げの事例を取り挙げてみよう。下地は、いつ入港するかも分からない引揚げ船を待つよりは、との覚悟で伊良部島出身の船長の操縦する「ヤミ船」で引揚げている。

日本の政府は何もやってくれないでしょう。まあ、当然ですよ、敗戦国なんだから。それで、お金のある人はさっさとヤミ船に乗って帰っていきましたが、私た

²⁸⁶ 仲里浩佑「ヤミ船は、人がいっぱい息苦しい。入り口は閉めずにみんな荷物の上に寝ていたよ」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』49～54頁

²⁸⁷ 宮里久男「内地人から荷物を預かって委託販売。台湾人相手に『これは、良い物だよ、買わないと損するよ』ってね。楽しかったなあ。」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』70～78頁

²⁸⁸ 台湾の治安悪化に伴い疎開者以外にも「ポンポン船」で引揚げた者はいた。例えば、台湾で復員した元沖縄籍兵の崎原富弘がその例である。（前掲、石垣市史編纂室編『市民の戦時戦後引揚げ記録第2集—あの頃私は』、116頁）

ちにはお金がない。だからと言って、いつになっても分からない引揚げ船を待つわけにはいかないでしょう。そこで、一計を案じてね、船長に「宮古に帰ったら父がお金を払うから。」と説得し乗船することができたんです。そして宮古に着いたら、しっかりと僕の後ろに着いてきて、親父から乗船代を取っていましたよ。親父は、種子用として残してあった大豆を全部売り払って船賃を払ってくれたんです²⁸⁹。

「種子用として残してあった大豆を全部売り払って船賃を払ってくれたんです」という語りがあるが、「ヤミ船」で問題になるのは、その「法外な値段設定」であろう。上述したように、「ヤミ船」は9月2日に発令された船舶移動の禁止命令後、その禁止命令に違反して航行していたが、白昼堂々と入港していた船も間々あったようである²⁹⁰。下地の「証言」からも法外な運賃であったであろうことが窺えるが、ここでもう一度比嘉の証言を見てみよう。比嘉も、「軍の1年分の退職金のようなもので3,000円ほど…」が支給され、「…乗船賃は2,000円でしたから²⁹¹。」と語っている。そうした証言からも乗船賃がいかにか高額であったかがわかる。また当時、そうした「ポンポン船」を所有する船長や漁民らにとっては「引揚げ」が、一種のビジネスチャンスとなっていた状況も指摘しておかなければならない。ちなみに、12月14日付けの「臺灣省行政長官公署新竹洲接管委員會電請設法派船運送疎散大溪郡琉民返籍²⁹²」という報告書に、「(前略) …蘇澳港から漁船に乗るというもので、その料金は大人子どもを問わず各自300元、貨物は1つ毎に100元という高額で、旅費が無いので船賃を工面できず、島に帰ることの出来ない者がなお50名近くいる…」と記されている。引揚げの際の乗船料は大人、子供を問わず1人300元²⁹³と非常に高額であったと、困窮した状況を本来救済業務担当ではない接收委員会が伝えている。

²⁸⁹ 下地啓義「あっちも死ぬ、こっちも死ぬ。遺言聞いても間に合わない。」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』59頁

²⁹⁰ 長濱勇の証言(2010年8月18日、2011年3月19日、筆者の聞き取りによる)。下地啓義の証言(2010年8月19日、2011年3月11日、筆者の聞き取りによる)

²⁹¹ 比嘉厚夫『基隆乗船地司令部兵站班露营地勤務隊』と命名して、そこから私が3ヶ月間隊長として指揮をとることに」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』124～132頁。なお、石原昌家『戦後沖縄の社会史—軍作業・戦果・大密貿易の時代—』(ひるぎ社、1995年8月、78頁)引用の証言でも「引揚げ船のチャーター料は2,000～3,000円か、それ以上だったかもしれない」とされている。

²⁹² 日本語訳「台湾省行政長官公署新竹州接管委員会より船舶を派遣し大溪郡に疎開している琉球僑民を送還する方法を設けるよう求める申請電報」前掲、『政府接收臺灣史料彙編』(下)、870頁

²⁹³ 『台湾新生報』1946年1月23日に、善後救済公署が緊急に琉球難民を輸送し送還させる旨の記事が掲載されている。内容は、琉球難民は生活困難者が多く、1月初旬の統計によればその数は401名である。既に善後救済公署は一人あたり一日2元を当面の生活費として支給しているとのこと。1日2元の生活費と、300円の乗船賃を比べても、いかに法外な値段であったかが分かるだろう。

なお、12月20日付の「中美聯合會議程序 譯文²⁹⁴」の中では、困窮する沖縄籍民の悲惨な状況を伝えると共に、漁船を使用した引揚げを禁止することを記録している。さらに「中美聯合會議程序 譯文」の中では、解決策として台湾の各港にある琉球船籍の現状を調査し、合法の機関によって航海禁止を解除し引揚げさせるといった提議をしている。次節で紹介する「自治体船引揚げ」は、正式に中華民国側の許可を得ていることから、その提議は実現されたものとみていいだろう。

「ヤミ船」引揚げは、これまで見てきたように、その形態については①兼久の体験した「救済のためのヤミ船引揚げ」と、②下地の体験した「営利目的のヤミ船引揚げ」とに大別できよう。「ヤミ船」が小型船であったことは上述したが、救済目的にしる、営利目的にしる、「ヤミ船」に縁故のない台湾社会で引揚げを急ぐ多くの疎開者を乗船させていたことは、これまで刊行された自治体史誌や筆者収録の証言からも確認できる。また、その小型さ故に沈没または遭難しかけるという事件も多く発生している²⁹⁵。疎開者が先をこぞって引揚げる時期は、ちょうど台風の季節でもあった。引揚げは、シケにより船が飲み込まれる海難事故を覚悟の上で強行されていたのである。その上に、戦争が終結したばかりの海上には魚雷も多く残っていた。「ヤミ船」引揚げはまさに「命がけの帰還」であったといってもいい²⁹⁶。次節で述べる「自治体派遣船」も同じく小型の「民間船」を傭船していたため、引揚げの危険性の実情は同じである。

救済、営利目的等、様々な思惑を含みながらの「民間船」引揚げはその後も続くが、特に「営利目的の民間船」引揚げについては、「密貿易」との繋がりをもちながら展開していったという点にも留意する必要があるだろう²⁹⁷。

²⁹⁴ 「中美聯合會議程序 譯文」『政府接收臺灣史料彙編』上冊、437～451頁。この会議で上がった議題は全部で7項目、その最終項目で「基隆に在留中の琉球人民の生活困難な状況」が取り上げられている。(訳文は、上地晶子による。)

建議(1) 迅速に、積極的に、方策を講じ琉球人民を自ら船舶で故郷に帰らせるようにする。さもなくばますますその健康問題および生活問題が深刻なものとなる。台湾の各港にある琉球船籍の現状とその積載トン数を調査し、並びに合法の機関をもって航海禁止を解除しこれを航海させる。

建議(2) 行政長官公署は迅速に貧困・病の救済の責任を負い、必要な薬物はこの問題を熟知する基隆市政府へ、これを分配する(琉球人民は中華民国人民にはあらず、ゆえに中国救済総署の援助を得られないことを懸念す)。

²⁹⁵ 1945年11月1日、「ヤミ船」栄丸が基隆沖で遭難し、100人余りが亡くなるという「栄丸遭難事件」が発生している。(前掲、平良市史編さん委員会『平良市史』第2巻・通史編2、平良市、1981年、45頁)

²⁹⁶ 川平朝申「異国化した沖縄へ」『台湾引揚史』財団法人台湾協会、1982年12月、69頁。および与那覇幹夫「引揚げ船、もうすぐで沈んでしまうという時に老女が『旅栄いのあやぐ』を歌った」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』65頁

²⁹⁷ 長濱勇は、高雄港から出港したヤミ船に乗って引揚げた。その行程は、鷲鑾鼻岬、蘇澳、与那国、石垣、宮古と次々と寄港し、結局出港から15日後に郷里の宮古島に着いたという。寄港した際に人が乗ってきたわけではなく、大量の食料の買い出しをしていたとの語りからも、食料

第2項 宮古・八重山「自治体派遣船」引揚げ

前節では「船舶航行証明証」を得ずに航行する「ヤミ船」と称された「民間船」引揚げについて言及したが、本節では「宮古・八重山〈自治体派遣船〉引揚げ」の実態について見ていきたい。1945（昭和20）年11月1日に行われた平良町会協議会において、行政として初めて台湾における引揚げ策が講じられた。この日の議会で、高原重夫議員が「①疎開民は一日も早く帰郷したい気持ちでいる、②台湾の交通事情及び各駅の現状は非常に悪化している、③基隆に於ける船待滞在の疎開民は過酷な状況に置かれている④日本人に対する台湾人及び支那人の対応が悪化している」といった報告をしている。その後、町議会は疎開者援護会の設置、予算の留用と、救済寄付募集による備船費用及び救済金の捻出、引揚げ船燃料の手当等の各案件を決議し引揚げを促進することになる²⁹⁸。こうして、官民一体となった「疎開者救護会」が結成され、引揚げに積極的に取り組んでいく。1月9日付の「みやこ新報」によれば、「疎開者救援会」の依頼を受けた最初の引揚げ船団6隻は1月8日に出航し、600名を輸送する見通しであると報じている²⁹⁹。

また、宮古では9月初旬に真栄城徳松を会長とした民間組織「疎開引揚げ組合」が結成され、民間での組織的な引揚げが具体的に検討されている³⁰⁰。この「疎開引揚げ組合」には、正式に「船舶航行証明証」が発給されており、前節で取り扱った「ヤミ船」引揚げとは性格を異にする。つまり、自治体によって正式に許可を得た民間引揚げ船であり、拿捕される危険性のない引揚げ船であった。しかしながら、「疎開引揚げ組合」が派遣した「第三幸福丸」が、1945年11月24日引揚げ業務中に、基隆港にて基隆市警察局長の巡查に証明書を持ち去られるという事態が発生している³⁰¹。そのため「疎開民輸送に一頓挫³⁰²」し、翌年2月21日には宮古支庁島袋慶輔が船舶航行証明書を再発行している。同証明書の航行目的には「疎開者並びに疎開者荷物運搬」と明記されている。松田良孝

の乏しい宮古・八重山への「食料調達船」という側面を担っていたとも考えられる。なお、引揚げ船と密貿易の関係については、石原昌家『空白の沖縄社会史—戦果と密貿易の時代—』（晩聲社、2000年1月）に詳しい。

²⁹⁸ 前掲、平良市史編さん委員会『平良市史』第2巻通史編Ⅱ43～44頁

²⁹⁹ 『みやこ新報』1945年12月23日『占領期・琉球諸島新聞集成』第2巻 みやこ新報①、27頁。なお、救護会による第一回疎開者引揚げ船団は瑞光丸（船主仲間勇栄）、照幸丸（与座金）、長勝丸（仲間盛光）、かもめ（漢那吉郎）、産組丸（多良間村）、晃生丸（奥平蒲三）の六艘である。

³⁰⁰ 1945年12月23日付「みやこ新報」によると、「疎開民引揚げ組合」（マ）の備船の一隻「産組丸」が19日、130名の引揚げ者を乗せて航海していたところ、難破しかけ荷物5分の4を捨て20日石垣に上陸、22日無事宮古に着くと報道している。

³⁰¹ 国史館台湾文獻館所蔵「第三幸福丸暫交美軍聯絡部監督運送琉球僑民案」

³⁰² 『みやこ新報』1945年12月1日

は、こうした状況に関して「基隆で突然留め置かれた第三幸福丸のケースは、当時の不安定な状況を示す事例ということができるだろう³⁰³。」と解釈しており、確かに、船舶移動禁止命令発令の最中、「船舶航行証明証」を持ち航行しても証明書が持ち去られ、引揚げ業務が滞ったという状況から見ても、当時の台湾社会の混沌とした様子がうかがえよう。

一方、八重山においても、台湾疎開民の引揚げは当面の重要課題として取り上げられ、12月21日には「疎開民引揚協議会」が開催された。その協議会には、八重山郡内の各関係団体（八重山支庁同郡自治協会同郡自治警察署、同自治青年団、在台疎開民引揚協議）そして宮古で民間組織「疎開引揚組合」を結成させた真栄城徳松等が参加している。協議会の後に、真栄城徳松氏は『みやこ新報』に「今後疎開民の事に付き八重山、宮古一体の方法を認めたり。是非宮古にても船着次第右の様な協議会開催の準備御手配乞ふ³⁰⁴」といった投稿を寄せている。この記事の内容からも、両郡協力のもとで官民一体となって台湾における疎開民の引揚げを行おうとしていたことがうかがえよう。

台湾への疎開者を多く出した宮古・八重山では、当時、石垣町長を務めていた翁長信全が1946年12月7日³⁰⁵に、平良町長を務めていた石原雅太郎が12月初旬³⁰⁶に、それぞれ疎開者救援のために渡台している。しかし、中華民国政府の関係機関に対して多数の「疎開者を石垣島へ引揚げさせようという取り組みは、石垣町（当時）ではうまくいかなかった³⁰⁷」ようである。この時期、平良町長石原雅太郎はGHQへも台湾へ疎開した宮古出身者の窮状を伝え、対策を講じるよう訴えている³⁰⁸。その後、石原は戦後に大きな課題を残した戦時中の疎開を推進した責任をとって町長職を辞しているが、その後も渡台し「県人会と協力し台湾省政府に対し、帰る旅費なき困窮者達に船賃の給与方を懇請」する等、疎開者らの保護と帰還に向けた積極的な活動を行なっている³⁰⁹。

ここで、自治体派遣船で引揚げてきた与那覇幹夫の事例を紹介しよう。

僕は、伊良部か久松の船で帰れることになったんです。宮古島の各町から、引揚げ船が出ていたんじゃないかな、ヤミ船ではなかった気がしますね。私の乗った船

³⁰³ 前掲、松田良孝『台湾疎開―「琉球難民」の1年11ヶ月』（180～181頁）

³⁰⁴ 『みやこ新報』1945年12月23日『占領期・琉球諸島新聞集成』第2巻 みやこ新報①

³⁰⁵ 大田静男『八重山の戦争』南山舎、1996年8月、213頁

³⁰⁶ 松下仁『石原雅太郎傳』石原雅太郎氏顕彰会、1963年、192頁

³⁰⁷ 前掲、『台湾疎開―「琉球難民」の1年11ヶ月』150頁。松田は、助役の石垣用允を台湾に派遣し疎開者の実情調査に当たらせたり、「疎開者救済専任事務員」と呼ばれる職員や囑託の職員に疎開者の帰還作業に当たらせたりしたが、資金調達がうまくいかなかったことを理由に挙げている。

³⁰⁸ 平良市史編さん委員会『平良市史』第6巻史料編4、平良市教育委員会、1985年、3頁

³⁰⁹ 平良市史編さん委員会『平良市史』第5巻、平良市1976年、585頁

は、伊良部に泊まりましたね、元はかつお漁船です。つぎに、ヤンバル船で、伊良部から宮古島に帰ってきました。引揚げも命がけでしたよ。海中、いたるところに魚雷があったし。昼間はいいけれど、夜はもう見えないんですよ。だから、見張りを立てて、ゆっくりと進んでいました。(中略) 戦争終わってすぐだから、9月か10月だったと思いますね、台風の時期だからね。私の乗った船は沈みそうでした。船べりから水が入るくらいまで、沈んでいて…。それで、船長が、「持っている荷物、全部捨てろー！」と言ったんでしょ。それで、もうみんな大慌てで、荷物を海に捨てて…だって、そのときには、手のひらから、水がすくえるくらい沈みかけていましたからね³¹⁰。

与那覇は、同乗していた老女が荒れる海を前に「旅栄えのあやぐ」・神歌「ニーリ」を一晩中歌っており、そのおかげで皆生き延びえただろうと述懐している。持ち込んだ荷物を捨てて浸水を止め無事に帰郷できたという話はままた目するが、生と死の間で歌の力で無事に引揚げられたという体験は、これまでの証言や新聞報道では見えてこない「死と隣り合わせの危険な引揚げ」の実態を示す体験の一端であろう。

上述したように、この時期の引揚げは「ヤミ船」、「自治体派遣船」を問わず小型船を用いており、引揚げはまさに命の危険が伴うものであった。実際のところ、現在に至るまで、遭難した引揚げ船の実数とその犠牲者数を正確に知る手立てがないのが現状である。危険を承知で引揚げが行われたのは、やはり疎開地の戦後の社会的混乱と無縁故疎開といった悲惨な生活状況に起因するものであったであろう。引揚げ時期初期のこの小型船を用いた引揚げは、多くの無縁故疎開者を輩出した宮古・八重山地域の台湾疎開者特有の引揚げ方法であったが、そもそもその根底には戦争により国の命令で強制疎開させられていた者たちの厳しい現実であり、この引揚げ方法はヤミ船以外の、後述するどの引揚げ方法よりも危険を伴うものであったことを指摘しておく。

第3節 琉球難民辦法に基づく疎開者帰還船（中華民国派遣船）引揚げ

台湾省国史館台湾文献館所蔵の「移轉臺灣省行政長官公署檔案の「琉僑遣送」中に、沖縄同郷会連合会の提出した「無縁故疎開セル沖縄島民ノ送還ニ関シ嘆願ノ件³¹¹」や、旧日本軍参謀長だった諫山春樹の提出した「沖縄県疎開民帰還輸送並救済ニ関スル件³¹²」が収録されている。「沖縄県疎開民」の引揚げは、中華民国政府（以下、国府と略記す

³¹⁰ 与那覇幹夫「引揚げ船、もうすぐで沈んでしまうという時に老女が『旅栄えのあやぐ』を歌った」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』65頁

³¹¹ 12月（日付は不明）、台湾省行政長官陳儀宛。

³¹² 12月7日付、台湾省行政長官陳儀宛。

る)側でも喫緊の課題であった。国府側でも疎開者帰還船(中華民国派遣船)を用意し、引揚げの対策が講じられていた。以下、資料を追いながら国府側の沖縄籍民引揚げ実施について検討していく。

まず、国府側はどのように(どの程度)沖縄籍民の在台の状況を把握していたのだろうか。民間レベルの沖縄同郷会連合会や政府機関の日僑管理委員会(留台日僑世話役や日僑互助会等も含め)も沖縄籍民の窮状を逐一報告していたことは上述したとおりである。その他にも、中止すべき電報がある。それが第10方面の参謀長諫山春樹が陸軍次官に送った11月4日付け電報「台湾疎開沖縄県人疎開ノ件」と、南京の中国陸軍総司令部の総司令官何応欽^{ハイインチン}が11月12日に台湾省行政長官公署が受け取った電文「琉僑接濟及遣送回籍案」の2件である。この2件に記されている在台沖縄籍民の人数が全く同数(沖縄県人で台湾に強制疎開させられた人数は約1万名で、その内訳が沖縄本島3千名、宮古5千、石垣2,500)である³¹³。さらに、疎開者の大多数が無縁故の老人婦女子で総督府の接収によって官費補助費が受けられなくなっていること、終戦後の物価が高騰して所持金品も消費し尽くしマラリア患者が続出し、悲惨な状況なので速やかに帰還させる必要があること、従って連合側と折衝の上早期帰還並びに食料対策の実現方配慮してほしいといった諫山の打った電報内容もまた、南京の電報と酷似している。南京の電報はさらに、旧日本軍の支那派遣軍総司令官の岡村寧次が中華民国軍側に疎開者の帰還や支援を求めたのを受けて、何が台湾省行政長官公署に対策を検討するように求める内容を伝えている³¹⁴。

実は、1945年9月9日、何応欽と岡村寧次は南京で降伏文書を取り交わしており、旧日本軍の第10方面軍(旧台湾軍)からは参謀長であった諫山春樹が同行していた。大陸の日中両軍が9月9日に南京で降伏文書を取り交わした時、その場に居合わせた3人の間で、沖縄からの疎開者の窮状を救助するやり取り文書がかわされていたことになる³¹⁵。

そして、諫山は12月7日に「沖縄県疎開民帰還輸送並救済ニ関スル件³¹⁶」を台湾省行政長官の陳儀に提出する。内容は、先の11月4日付の電報「台湾疎開沖縄県人帰還ノ件」とほとんど変わらないが、マラリアに関しては「患者続出」という表現が「死亡続出」に改められており、疎開者たちの状況が一層悪化していることをうかがわせる³¹⁷。また、戦後処理を担当していた中華民国前後救済総署台湾分署の署長、銭宗起も疎開者

³¹³ 前掲、松田良孝『台湾疎開―「琉球難民」の1年11ヶ月―』281～282頁

³¹⁴ 前掲、松田良孝『台湾疎開―「琉球難民」の1年11ヶ月―』282頁

³¹⁵ 前掲、松田良孝『台湾疎開―「琉球難民」の1年11ヶ月―』282頁

³¹⁶ 「沖縄縣疏散來臺人民請遣送救濟案」(所蔵番号:00306510094003)(国史館台湾文献館)の一部。なお、本件において、「沖縄県人会連合会に於いて之が対策として帰還輸送の促進及び食料の確保等に八方奔走しあるも」と記しており、諫山もまた沖縄同郷会連合会の救済活動も把握していた様子がうかがえる。

³¹⁷ 前掲、松田良孝『台湾疎開―「琉球難民」の1年11ヶ月―』283頁

帰還について陳儀に 1945 年 12 月 18 日付で報告書³¹⁸を出している。本報告書から 12 月中旬以降の疎開者送還に向けた動きがわかるため、以下、報告内容を日付順においていく。12 月 11 日、「琉球代表」が米軍将校のジョンソンとともに同分署を訪問し疎開者の窮状を訴えるとともに、10 隻の船に 1 隻あたり 100 人程度乗船させ帰還させたい旨申し立てている。翌 12 日、基隆で「琉球難民」を調査したところ、基隆にいる約 2,000 人のうち体力を保持し仕事のできそうな者は僅か 100 人程度しかいなかった。12 月 18 日、民政処に「医学博士南風某」と「其他代表四人」が来処し、再び救助を求める。

こうして、12 月 21 日、特に生活が困難な疎開民を対象とした「疎開沖繩県民遣送配船計画³¹⁹」が持ち上がる。この計画書には、基隆で帰還を待つ疎開者 1,965 人を翌年 1 月 15 日までに帰還させると記されており、さらに 4~6 隻を配船し、1 隻につき疎開者 300 名程度を乗船させるとしている。12 月 28 日には、台湾省行政長官公署民政処処長の周一鶚は、明年 1 月 15 日より還送を開始する旨を陳儀に伝える。なお、12 月 21 日、「租界沖繩県民遣送計画配船」も立案されており、同計画の付記として「福州船で配船や修理に遅れが生ずれば計画変更のおそれあり」とあり、台湾と福州を往来していた船舶を疎開者帰還用に当てようとしていた様子がみられる。

台湾省行政長官公署は、最終的に「遣回琉球難民辦法³²⁰」を作成し、具体的な送還方法について方針を示す。本辦法は全部で 13 条からなっており、以下、その資料を附す（資料 15 参照）。

資料 15 遣回琉球難民辦法

- 一、本署は、本省に居留する琉球難民を送還する為、本規則を特例的に制定する
- 二、本署は、航務委員会が優先的に船舶を提供し送還の責任を負う
- 三、本規則は、難民計 12,939 人（うち、無縁故者の者 8,570 人、縁故者 4,369 人）については適宜幾つかのグループに分け、無償でこれを送還する
- 四、本規則に該当する難民は、グループ毎に基隆港に集まり、出発するものとする
- 五、基隆港より琉球島までは 2 日間要するため、一人につき食費 5 元（小児は 3 元）とし、当地市政府が立替えておくものとする
- 六、基隆にいる琉球難民計 1,965 人を第一陣として送還する。35 年 1 月 15 日までは輸送が完了するものと見込まれる（添付の通り計画書を添付する）
- 七、基隆に琉球難民回島臨時登記処を設置し、当地市政府の派遣する職員がその職責を負うものとする
- 八、当該登記処は、難民等に関する全ての手続きの責任を負う（手続き内容とは、送還時期や集中場所の通知、出省手続きや船舶の手配・分配、食費の支給などのこと）

³¹⁸ 「報告」（所蔵番号：00306510044004）前掲「琉僑接濟及遣送回籍案」の一部

³¹⁹ 「琉球難民分批遣回原籍案」（所蔵番号：00306510044002）（国史館台湾文献館蔵）の一部

³²⁰ 前掲「琉球難民分批遣回原籍案」の一部

- 九、当該登記処は、難民を送還する毎に3日以内に難民の氏名や年齢、本籍、住所、職業等の簿冊を作成し、送還費用と併せて本署に報告すること
- 十、当該登記処は、適宜基隆港航務局と連絡を取り合うこと
- 十一、各地に散在している琉球難民のうち、未送還で就職ができず困窮している者については、明年1月1日より食費を支給する（旧総督府は本年12月末まで琉球難民へ毎日一人あたり50銭の食費を支給している）
- 十二、送還費用については、すべて本署が関係機関とともにこれを全て管理する
- 十三、本規則はすべて本署が許可したのちに施行するものとす

（「琉球難民分批遣回原籍案」（所蔵番号：00306510044002）（国史館台湾文献館蔵）の一部より拙訳。）

「遣回琉球難民辦法」では、行政長官の許可を得て疎開者を基隆に集中させ輸送すること、輸送間の給養を負担すること、特に生活困難な難民1,965名を優先して送還すること、困窮者には1946年1月1日より食費を支給するなどの措置をとることを決定している。また、琉球難民回島臨時登記処を設置するという条項からは、同時期に行われていた旧日本軍人・軍属及びその遺家族の送還方法や手続きとは異なり、沖縄の疎開者をやはり例外的に帰還対象としていたことがうかがえる。食費や引揚げに関わる諸費用は、台湾省行政長官公署が負担するという事になった。当該登記処の作成した簿冊資料や関係機関とのやり取り文書等も見つかれば、具体的な疎開者の引揚げ間際の様相はより明らかになるだろう。

こうして、1月28日から2月18日の間に525名の疎開者を乗せ宮古・八重山に2隻ずつ引揚船が派遣され、疎開者の大部分は帰還した³²¹。なお、宮古行きは2隻は基隆を出港したのち宮古へ直行しているが、石垣行きは2隻は南方澳に寄港している。第2節「民間船引揚げ」の項目で述べたが、南方澳が引揚げ者の港口として重要な役割を果たしていたことを、台湾省行政長官公署も了解していたのであろう。国府の派遣した引揚げ船については、沖縄側に多くの記録は残っていないが、『平良市史』には、引揚げに関して以下の一文が載っている。

1946年1月の下旬頃からは、援護会、民間による引揚げ船の回航も順調になり、また米軍による大型船の配給もあって引揚げは本格化し、疎開者は、5月18日の台湾第55号³²²による146名でほぼ完了³²³

³²¹ 「遣送琉球難民安全到達回報」（1946年2月21日付）（所蔵番号：00306510044009）（国史館台湾文献館蔵）の一部

³²² 平良市史編さん委員会『平良市史・第五巻・資料編3 戦後新聞集成』（平良市役所、1976年、600頁）によると「台「漁」第55号」と報じられている。

³²³ 平良市史編さん委員会『平良市史 第2巻通史編2 戦後編』平良市役所、1981年、44頁

「台湾第 55 号（若しくは台漁第 55 号）」とは、明らかに台湾籍の船で、この 5 月 18 日に宮古に入港した台湾第 55 号による引揚げは、国府による疎開者のための派遣船であった。

このように、「遣回琉球難民辦法」に基づく台湾側の疎開者を対象とした送還には少なくとも、次のような人物が関わっていたことがわかる。旧日本軍の支那派遣軍総司令官の岡村寧次と旧日本軍の第 10 方面軍の参謀長諫山春樹、南京の中国陸軍総司令部の総司令官である何応欽、そして戦後処理にあたっていた中華民国善後救済総処台湾分署署長の錢宗起、台湾省行政長官の陳儀、そして沖縄同郷会連合会の代表らである。多様な引揚げ方法があった沖縄籍民の中でも、疎開者を対象として行政長官公署が特例的に送還の方針を定め、その費用も負担しているのは、沖縄籍民のみで、他に例がない³²⁴。ここにも、沖縄籍民の引揚げの多様性が見られる。また、疎開者については、第 2 節でみたヤミ船引揚げによる自力の引揚げ方法と自治体派遣船引揚げ、本節で検討した「遣回琉球難民辦法」に基づく引揚げ、そして第 5 節の沖縄本島への引揚げといった幾つかの引揚げパターンが見られることを記しておく³²⁵。

沖縄同郷会連合会が、中華民国政府と米軍司令部に対し、沖縄籍民の救済についての援助と協力を要請したということは上述したが、この時期、沖縄本島への引揚げは認められていない状態であった。『台湾新生報』1946 年 3 月 3 日では、宮古・八重山の疎開者の引揚げがほぼ完了したと報じると共に、「(前略) …残る沖縄本島の者のみはアメリカ当局よりいまだ帰国の許可がないので、台南市内には約百余名の老幼婦女子が残留してをり… (後略)」と沖縄本島出身者の引揚げは未だ目処が立っていない状況を報じ、さらに台南市が「沖縄の疎開民に対し 1 人 1 日 2 円の生活補助金を贈り… (中略) …同郷会では□市長に対し大いに感謝している³²⁶」と報じている。

残された沖縄本島出身者は、本土（経由）引揚げを行う決意をする者もいれば、沖縄僑民総隊を編成し沖縄本島への引揚げを待つ者もいた。次節では「本土（経由）引揚げ」について検討する。

第 4 節 本土（経由）引揚げ

沖縄籍民の中には、沖縄本島もしくは宮古・八重山へ引揚げずに、3 月上旬から 4 月

³²⁴ 日僑と琉僑の引揚げにおいてはこのような特例的措置の送還方法が見られないという意味である。韓僑の送還については、資料を検討していないので言及できない。

³²⁵ おそらく、第 4 節本土（経由）引揚げというパターンもあったのだろうが、官見の限り、そういった例は見当たらない。沖縄同郷会連合会が、沖縄籍民の本土（経由）引揚げを阻止した事例から見て、生活基盤のあった沖縄籍民よりも脆弱な生活環境にあった疎開者が、本土（経由）を自ら選択する理由はなかなかないと思われる。

³²⁶ 『台湾新生報』1946 年 3 月 3 日

末にかけて行われた本土出身者の送還で日本本土へ引揚げる者がいた。本土へ引揚げる沖縄籍民については2種類のタイプに大別できる。すなわち、①自らの希望で本土（経由）引揚げを行うものと、②引揚げの対象となる「沖縄籍民の枠」に入れなかった者である。

まず1つ目のタイプは自らの希望により本土（経由）引揚げをした人びとである。民間船や中華民国政府派遣船等で宮古・八重山への引揚げが進む中、沖縄本島への引揚げ時期は一向に目処が立たず、沖縄本島への引揚げをあきらめ、この時期にこうした本土へ引揚げた者も少なくなかった³²⁷。また上述したように、沖縄本島への引揚げをあきらめた人の中には、「玉砕」した沖縄への引揚げを不安に思う者もいたようである。さらに、婚姻関係によって本土引揚げをする者³²⁸、本土在住の親戚を頼って本土へ揚げる者もあり、沖縄籍民であっても希望すれば本土へ引揚げすることは可能であった。それは、民間人だけではなく沖縄出身兵も同様であった。1945年12月下旬から1946年4月30日までに送還された沖縄籍兵は487名にのぼる³²⁹。以下、台湾で復員したという与那嶺進が本土（経由）引揚げを決心した証言をもう一度引用する。

（本土引揚げをした理由の）一つは部落（村）の人が大阪にたくさんいるということにはわかっている。そして沖縄はもう玉砕と思っているから、行ったらもうどうにもならんとだいたいと思っているわけさ。玉砕したんだから。それでヤマトウーと一緒に大阪まで行ったらなんとかなると思っていた。沖縄に行く船はないから。

与那嶺のこの証言から、①大阪には同郷の人が多数在住している（ツテがあること）、②沖縄が「玉砕」してしまっていること、③沖縄への帰還船の目処が立っていないこと等、当時の沖縄籍民が本土（経由）引揚げを決意した大方の理由を窺い知ることができる。

また、沖縄籍兵の中には直属の上司が中国戦犯容疑者として逮捕されたという情報を聞きつけて、身の危険を感じて、1946年4月末に日僑一般邦人と復員兵の混合引揚船に潜り込むように無断乗船をし広島県へ引揚げた者もいる³³⁰。

そして2つ目の「沖縄籍民の枠」の中に入れなかったタイプであるが、このタイプは本籍を他府県へ移した結果、「日僑」となり、本土へ引揚げざるを得なかった人びとである。台湾に一時的に留まるための「琉僑証明証」を沖縄同郷会連合会が発行していたことは上述したが、この「沖縄籍民証明証」を得られなかった「元」沖縄籍民は、日僑

³²⁷ 『琉球官兵顛末記』14頁／那覇市企画部市史編集室『那覇市史 市民の戦時・戦後体験記2（戦後・海外編）』資料編 第3巻8、1981年3月、470頁

³²⁸ 品川富子『辿り来し道のり』沖縄自分史センター、2009年7月、51～52頁

³²⁹ 前掲、劉鳳翰『日軍在臺灣——八九五年至一九四五年的軍事措置與主要活動一』（下）692～697頁

³³⁰ 前掲、『琉球官兵顛末記』207頁

として登録され本土引揚げを余儀なくされた。中華民国政府にとって「琉僑」か「日僑」かが重要視される引揚げにおいて、沖縄籍民が日僑とみなされることがあったという事実は、琉僑と日僑の区別の曖昧さを示す1つの事例といえるだろう³³¹。

なお、本土出身者と共に本土へ引揚げた沖縄籍民は、その多くが鹿児島、佐世保、大竹、宇品などに引揚げている。現地の引揚げ援護局で検疫を受け衣服、生活品の支給を受けた後、引揚げ施設を離れることになる。台湾からの引揚げ船を受け入れた援護局の一つである鹿児島引揚げ援護局の『局史』（以下、局史と略記する）には、本土を經由して沖縄本島への引揚げを待つ沖縄籍民の様子が記録されている³³²。『局史』の「はしがき」によると、鹿児島は元来沖縄・奄美と関係深いこともあり、沖縄への引揚げを希望するものが自然と集っていたようである。しかし、GHQの送還許可が下りる8月中旬までの間、引揚者は鹿児島引揚げ援護局の宿舎や鹿児島市の知人宅での居候、それが難しい人々は焼け跡又は防空壕に仮り宿を作り、送還が許されるのを待っていた³³³。『局史』には台湾から日本本土への引揚者数と沖縄への引揚者数が記録されている。それを見ると、台湾からは104,186名の「日僑」が引揚げてきており、46,063名が沖縄へ引揚げている³³⁴。『局史』の4万6,063名には台湾引揚者以外の数字が含まれていて、台湾引揚者の実数はわからないが、日本本土への日僑の引揚者の中には、そうした台湾から本土経由で沖縄へ引揚げた者が含まれていた³³⁵。本土から沖縄本島の久場崎港へ入港するのは、1946年8月17日のことである³³⁶。

ところで、なぜ沖縄籍民の一部は本土（経由）引揚げを決心したのであろうか。2つ目のタイプに関しては、残留資格証明証と言える「沖縄籍民証明書」が手に入らなかったため、本土（経由）引揚げざるを得なかったわけであるが、1つ目のタイプに関しては、状況を整理する必要があるだろう。当時の沖縄本島は米軍政府の施政下にあり、沖縄籍民らは故郷「沖縄」の情報に飢えていた。新聞報道もさることながら、そのような中で、唯一現地からの情報提供者となったのが「ヤミ船」や「自治体派遣船」の乗組員であったであろう。彼らの持ってくる情報は、内容の良し悪しを問わず、少なからず在台沖縄

³³¹ 前掲、上地晶子「戦後台湾における日本人の引揚げと「琉僑」の存在—『政府接收臺灣史料彙編』収録史料を中心に—」73～74頁参照。

³³² ただし、本土（経由）引揚げ後は、元の引揚げ地（台湾・南洋・満州等）は問われず「沖縄」「奄美」「宮古」とグループ分けして、その後の帰還が実施されていた。

³³³ 鹿児島引揚げ援護局『局史／鹿児島引揚げ援護局』、1947年3月、5頁

³³⁴ 前掲、鹿児島引揚げ援護局『局史／鹿児島引揚げ援護局』63～64頁

³³⁵ なお、東京では沖縄へ引揚げを希望する者の救済や援護等を行った「沖縄人連盟」が組織され、伊波普猷が初代会長となった。救済内容は、沖縄諸島への救援物資送付幹旋、避難民、海外引揚者帰島幹旋等で、本土在住者が救済に大きな役割を果たした。（「沖縄人連盟」『沖縄大百科』（上）539頁）

³³⁶ 前掲、琉球司令部軍政府AP0331「琉球人引揚げ計画の最終報告」（1947年1月9日）『インヌミから—50年目の証言』198頁

籍民に影響を与えたと思われる。「ヤミ船」や「自治体派遣船」の乗組員らの提供する沖縄の情報が、一部の沖縄籍民を本土（経由）引揚げさせるプッシュ要因の一つであったことにも留意する必要がある。それと同時に、沖縄籍民の「台湾に残留することが頭をよぎる」といったステイ要因ともなったと考えられる。また本土引揚げ者の中には、本土出身者との付き合いを通して「誘われて」本土（経由）引揚げをする者もいたようである³³⁷。実際、本土（経由）引揚げをした人数は、約 2,000 人であったと言われている³³⁸。

沖縄同郷会連合会は日僑引揚げで台湾中が沸き立つ最中の 1946 年 3 月 8 日、新聞広告で沖縄籍民へ呼び掛けを行なっている。

資料 16 『台湾新生報』1946 年 3 月 8 日

急告沖縄籍民諸君へ！
現に沖縄本島に籍を有し沖縄本島に帰還を希望する者は日僑遣送船にて離台するに及ばず、
右当局の御了解を得て急告ス
民国 35 年 2 月 8 日^(ママ)
台湾沖縄同郷会連合会会長 與儀喜宣³³⁹

上記の広告で、「台湾沖縄同郷会連合会」は、沖縄籍を有する者は本土へ引揚げる必要のないことを伝えている。換言すれば、沖縄籍を有する者は残留する資格があるということである。「沖縄籍を有するか否か」の問題は、本来中華民国政府側の引揚げ業務円滑化を図ることが当初の目的³⁴⁰であった。この時期、他府県籍の者が本籍を偽り沖縄籍民証明書を手に入しようとした者がいたことは上述したが、そうした人々の中には沖縄籍を獲得して居残りを企てた者も少なくなかったであろう。

その後、本土（経由）引揚げを行った者は、沖縄への帰還を行う者もいれば、そのまま本土に居残る者もいた。

澎湖庁長だった大田政作も本土引揚げをした一人であった。大田の回想録によると、総督府に報告のため一旦台北へ行き、高雄港で澎湖引揚者を迎えるなどした後、家族とともに基隆から呉港に上陸し、ひとまず八代市に引揚げたという。回想録には「何分にもまだ澎湖町長の現職にあり東京の総督府残務整理事務所内に澎湖班を設け部下職員

³³⁷ 前掲、那覇市企画部市史編集室『那覇市史 市民の戦時・戦後体験記 2（戦後・海外編）』、470～471 頁

³³⁸ 前掲、『琉球官兵顛末記』14 頁

³³⁹ 『台湾新生報』1946 年 3 月 8 日

³⁴⁰ 川平朝申「わが半生の記」(7) 86 頁

承認から各種の証明事務を管掌せねばならぬので郷里沖縄に引揚げざるわけにいかず、「旧知の多い米どころのまた気候にも恵まれた八代に一応引揚げ、残務整理事務所には土坂動員係長外一名を常駐させて私と連絡をとりながら事務をとらせ、かくて昭和 21 年 5 月 31 日を以って政令により総督府は廃止³⁴¹」と記されれている。大田のように、公務等で本土へ引揚げざるを得なかった者もいたことも、考慮しておきたい。

第5節 沖縄本島への引揚げ

沖縄本島への引揚げについては、まず戦後の沖縄本島の状況を把握する必要がある。地上戦で灰燼に帰した沖縄本島は、引揚げ者の受入れ体制が整っておらず、琉球列島米軍政府の施政下に置かれた沖縄では、沖縄本島への引揚げ者受入は遅々として進まなかった³⁴²。「琉球米海軍軍政府本部」の 1946 年 7 月 1 日付報告書によると、1 月末から 4 月 16 日にかけてマリアナ諸島や旧委任統治地から 29,809 人の民間人が沖縄に引揚げている一方³⁴³、引揚げ数の多い台湾と日本本土からの引揚げ者の受入れについては滞っている旨を報告している。なお、台湾に関しては、「アメリカの引揚げ担当チームが台北から撤退したので、今のところ再開の目処を立てるのは不可能である³⁴⁴」と 7 月 1 日付けの時点で沖縄本島への引揚げの見通しが全く通っていない。その理由を「引揚げ担当チームが台北から撤退した」ためだとしているが、実のところ、GHQ と琉球列島米軍政府の間で沖縄本島への引揚げをめぐる確執があったようである³⁴⁵。琉球官兵らもその手記で「アメリカ側の都合³⁴⁶」と推量しているとおり、日本本土への引揚げ同様、沖縄本島への沖縄人引揚げ者の受入れを要請するマッカーサーに対し、軍政府長官のニミッツは沖縄本島の食料と住居不足を理由に拒否し続けていた。しかし、1946 年 7 月 1 日に陸軍が沖縄の軍政を担当したことでそれ以降の引揚げと受入れが本格化することとなる³⁴⁷。

³⁴¹ 大田政作『思い出を随筆にのせて』（中央印刷株式会社、1970 年、59 頁）

³⁴² 恩河尚は、実際には、45 年 6 月から 8 月頃にかけて久場崎への引揚げが行われていたことが、資料で散見的に確認できるとしている。恩河尚「戦後沖縄における引き揚げの歴史的背景とその意義」『東アジア近代史』第 10 号、ゆまに書房、2007 年 3 月、13 頁

³⁴³ 財団法人沖縄県文化振興会 公文書管理部史料編集室『沖縄県史 資料編 20 軍政活動報告（和訳編）現代 4』、沖縄県教育委員会、2005 年 3 月、7 頁

³⁴⁴ 前掲、『沖縄県史 資料編 20 軍政活動報告（和訳編）現代 4』8 頁

³⁴⁵ 恩河尚「戦後沖縄における引き揚げの歴史的背景とその意義」『東アジア近代史』第 10 号（ゆまに書房、2007 年 3 月、13 頁）

³⁴⁶ 前掲、『琉球官兵顛末記』10 頁

³⁴⁷ 財団法人沖縄県文化振興会 公文書管理部史料編集室『沖縄県史 資料編 20 軍政活動報告

本土から沖縄への引揚げ船受入れが本格化するのに伴い、GHQは台湾から沖縄本島へ送還する初めての具体的な計画文書を7月29日付で打ち出す³⁴⁸。重要な内容を以下列挙する。

- ①琉球人民の送還は船舶を指定し基隆—沖縄間を航行させる。航海は8月15日から開始し、毎月2,000名の送還を上限とする。
- ②家族単位で引揚げを行い、家族に重病者・通院者がいる場合は最後の引揚げ船(病院船)で引揚げを行う。
- ③台湾側はGHQの定めた規則、医療法で健康検査を行うこと。
- ④健康検査に合格したものは、各自、氏名・性別など10項目の必要事項が書かれた名札を鉄線で体に巻き付け、可能であれば英訳を付すこと。
- ⑤沖縄の北と南に分けて乗船させること。
- ⑥戦場で伝染病が発生した場合、GHQは沖縄籍民の引揚げを暫定で停止することができる権限を持つ。
- ⑦これらの規定以外に1946年2月11日の中国先駆送還計画の規定に基づき処理される。
- ⑧上記の規則に違反した場合はこの送還案を取り消す。

第1章で検討した日僑の引揚げとの差異について、注目すべき項目として③、⑥、⑧が取り上げられる。③からは沖縄本島引揚げの際にはGHQの健康検査方式が採用されること、⑥からは暫定的航海禁止の権限がGHQ側にあること、⑧からは中華民国側が送還の規定に違反すると送還自体を取り消される可能性があり、「GHQ側のやや高圧的ともとれる決定を以て」沖縄籍民の送還が計画されている³⁴⁹。また、日僑の引揚げとの差異についてはGHQが介入してくることに留意したい。

実際に沖縄送還許可が降りたのは、『琉球官兵顛末記』によると10月19日³⁵⁰のことであり、翌日の10月20日に沖縄籍民引揚げ用船舶として、米軍のLST船「Q078」号が入港している。沖縄籍民の引揚げには「Q078」号以外にも「Q074」号、さらに日本側の病院船「橘丸」、事務処理員を乗せた「宵月」が使用されている。最後の引揚げ船「宵月」が12月24日に247名の沖縄籍民・沖縄籍兵らを乗せて、沖縄籍民らの引揚げは終了したとされている。また、一部台湾に残留していた宮古・八重山出身者や奄美

(和訳編) 現代4』、沖縄県教育委員会、2005年3月、83～84頁

³⁴⁸ 「駐華美国陸軍南京司令部備忘録」『政府接收臺灣史料彙編(下冊)』879～882頁

³⁴⁹ 前掲、上地晶子「戦後台湾における日本人の引揚げと「琉僑」の存在—『政府接收臺灣史料彙編』を中心に」62頁を参照。

³⁵⁰ 前掲、『琉球官兵顛末記』29頁

大島出身者も本島引揚げの第 7 船に乗船し、出身地へ引揚げた³⁵¹。

「日僑」の第一次帰還が 1946 年 4 月末で終了し、また宮古・八重山方面への引揚げもほぼ終了した段階で、留用者以外の在台沖縄籍民の大多数は沖縄本島への引揚げを待っていた。上述したように、沖縄の軍政府が陸軍に変わったことにより、沖縄本島引揚げは加速していく。以下、実際に送還業務を行った台湾省行政長官公署の公文書から、沖縄籍民の送還手順を整理する。

- ①沖縄同郷会連合会が、「台湾省行政長官公署令公布台湾省遣送回国日僑編組実施辦法³⁵²」に沿って隊長を抜粋し、引揚げのための組編成・隊編成を実施する。
- ②組編成後、各縣市が名簿との照合を行い、港口到着までの食糧を各自用意の上、規定を超えない荷物を携帯して集中し、人員の点呼を受けたのち、乗車する。
- ③基隆到着後、琉球官兵からの給養を受けながら検疫・荷物検査を受けることになる。なお、アメリカ側の指定した検疫方法は、送還予定者をグループ分けして隔離し、6 日間細かく観察を行い、コレラの保菌者が発見されない場合は送還しても良いとする。この 6 日間でコレラ菌保有者が発見された場合は、最後のコレラ菌保有者が出た日から数えて 2 週間後に再検査を行うことと規定し、その間に病原菌の伝染拡大阻止に努め 3 度の大便検査を経て以上がなければ帰還許可を出すと定められる。
- ④送還許可の下りた者は、名札を作成し鉄線で体に巻き付けるように規定される。
- ⑤その後、帰還許可の下りた者は乗船前に荷物検査・現金検査を受け乗船し沖縄へ向けて出港を待つ。

こうした送還手順は「台湾省行政長官公署令公布台湾省遣送回国日僑編組実施辦法」に準拠して作成されたようであるが、その内容は先の GHQ が沖縄籍民を沖縄本島へ送還するために作成した計画文書と、内容が多く の点で符合する。沖縄本島への沖縄籍民の送還は台湾省行政長官公署と GHQ の相互の協力そして合意に基づいて実施されていたことがわかるだろう。日本人が本土へ引揚げ、そして宮古・八重山島民の引揚げが大方完了した後、こうしてやっと沖縄籍民の沖縄本島引揚げが始まることになる。本島への引揚げがいよいよ目前と迫り、沖縄籍民らは続々と基隆港へ入っていく。ここでは、基隆港での乗船の様子を琉僑の衛生部員であった稲福医師の手記 (a) と糸数敦子 (b) と安里隆行 (c) の証言から見てみよう。

a: 昭和 21 年 10 月 19 日、千秋の思いで待っていた沖縄帰還の許可が出た。部隊も僑民隊も喜び勇んで基隆に移動した。それまでまだ集結していなかった台北在住の僑民隊も、いよいよ基隆に集結してきた。沖縄部隊と僑民隊は、基隆埠頭に並び建

³⁵¹ 「琉僑集結輸送計画表」「台湾省日僑管理委員会伝送琉僑集中計画表及琉僑還送配船表」に第 7 船目を予定している。(河原功編『台湾引揚・留用記録』3 巻、156～157 頁)

³⁵² 前掲、『政府接收臺灣史料彙編』377～387 頁

つ、巨大な倉庫のうちの一つに収容され、その二階と三階に居住することになった。コンクリートの床にゴザを敷き、携帯の柳行李とリュックサックを積んで、各世帯を仕切ったの仮住まいである。割り当てられた面積が狭くて、寝るにもロクに手足も伸ばせないほど窮屈であるが、間もなく帰れるという希望があるから不服をいうものもなく、みな明るい顔をしていた³⁵³。

b: 家族と一緒にたぶん、基隆から引揚げたと思います。日時は…ちょっと思い出せないですが。たくさんの方がくずれた倉庫みたいところで引揚げ船を待っていて、荷物もあまりなくて。みじめな感じだったね。身体検査もあったとは思いますが、あまり覚えていない³⁵⁴。

c: 一緒に帰ってきた人で覚えているのは、屋良朝苗さんくらいだなあ。屋良さんの息子さんがね、学校一緒だったの、だから屋良朝苗さんも同じ引揚げ船に乗って帰ってきた³⁵⁵と記憶している。人数はねえ、多かったと思うけど…引揚げの時、荷物の持ち込みは制限されていたんです。でもね、最後の引揚げ船だから、持っていたもの全部持って帰れたの。だからね、衝立から何から全部沖縄に持ってきた(笑)。そう、両手いっぱいの一冊な大きな衝立³⁵⁶。

沖縄本島への帰還命令は、10月19日にやっと下り、10月24日に第1回目の沖縄本島引揚げ船が基隆港をあとにした。

沖縄籍民の引揚げに際し、荷物の検査が行われることは上記②、⑤で規定されている。糸数は、規定に則って予め荷物をまとめていたのか、それとも最初から荷物が少なかったか、記憶は定かでないようだが、周りの人も皆荷物が少なく、崩れた倉庫みたいところで引揚げを待っていたと証言している。その一方で、安里のように、最後の引揚げ船に乗った人は、荷物の持ち帰りに関してあまり厳しくなかったようである。乗船する際には、DDT粉を振りかけられて初めて乗船することができる。その様子を、松島雅子は「(前略) …そう船での思い出はね、その外人さんが私たちみんなに白い粉 DDT を撒いたの。頭の前から真っ白け！それで、久場崎に着いてからもまた DDT を撒かれて。今考えると、あんなに撒かれて健康に悪いよね(笑)」と述懐している。また、引

³⁵³ 前掲、『琉球官兵顛末記』29～30頁

³⁵⁴ 糸数敦子の証言(2016年5月7日、筆者の聞き取りによる)

³⁵⁵ 後述の「日本の軍艦船」という証言からも、安里が最後の引揚げ船「宵月」に乗船し帰還してきたことが推測できる。屋良朝苗はその手記にて、正確な日付は記載していないが「(昭和)21年末に沖縄へ引揚げた」としている。続けて引揚げ直後の(昭和)22年2月より教師として職場復帰をしており、安里の証言どおり、最後の引揚げ船で屋良も沖縄本島へ引揚げてきた可能性が高い。屋良朝苗『屋良朝苗回顧録』(朝日新聞社、1977年6月)

³⁵⁶ 安里隆行「引揚げはスムーズだったよ。だから、楠木でできた大きな衝立なんかも持って帰ってこられたわけ。」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』85頁

揚げ船内の食事はアメリカ製の缶詰が支給されたようである³⁵⁷。久場崎に着いた引揚げ者は、証言どおり、再び DDT が散布され、それぞれキャンプ地に入り、数日で故郷（故郷とされる場所）へと帰っていった。

一方、琉球官兵としての仕事は沖縄到着後も多忙を極めたようである。沖縄籍兵の先発隊として沖縄籍民を率いた比嘉によると、まず、当時の志喜屋知事と面会し、台湾における沖縄籍兵が日僑 50 万人の引揚げ輸送業務を果たしたこと、3 万余の琉僑は沖縄籍兵の協力もあって無事平穏であることを告げ、在台沖縄籍民らは 12 月末までには台湾からの引揚げを終了させるため、その衣食住の臨時配給、特に行先未定家族の救済等について陳情した。それと同時に、陸軍輸送指揮官の辞令と第三次乗船の陸海軍並びに僑民隊の乗船名簿の副本一通を提示したという。更に、久場崎港においても、上述した 3、4 日毎に入港する輸送船からトラックで米俵を倉庫に運搬する作業も請け負っている³⁵⁸。こうして、やっと沖縄籍民の台湾における沖縄本島引揚げが終了したという。

ところで、台湾から引揚げた沖縄籍民の人数についてであるが、史料によって異なっていることは先にも述べたとおりである。『台湾引揚・留用記録』は送還人数を 9,928 名とし、「台湾省日僑管理委員会電送琉僑集中計画表及琉僑還送配船表」では 10,077 名と記している。さらに、実際に沖縄籍民を受け入れた米軍側の史料「Ryukyuan Repatriation」では 8,655 名、うち本島出身者は 7,627 名とし、水野が「昭和 32 年引揚者給付金支給等に基づく受給者数」から作成した表によれば沖縄本島引揚げ者は 7,780 名としている³⁵⁹。これらの数字の不一致により、引揚げ者数を正確に把握するのは困難であるが、これも戦後の混乱を象徴しているものだといえよう。

なお、沖縄では、1945 年 10 月から 52 年末までに、沖縄本島を中心に、およそ 17 万人の海外引揚げ者を受入れている。敗戦時の沖縄本島の人口が約 30 万人余であったことを考えると、この人口移動は想像を絶するものであったもいえる³⁶⁰。

第 6 節 病院船引揚げ

上述してきた通り、「日僑」とよばれた日本人と「琉僑」と呼ばれた沖縄籍民とは、

³⁵⁷ 松島雅子「台湾の廟で祀られている祖父のウンチケーをしに台湾へ」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』111 頁

³⁵⁸ 前掲、『琉球官兵顛末記』113～114 頁。及び比嘉厚夫「『基隆乗船地司令部兵站班露营地勤務隊』と命名して、そこから私が 3 ヶ月間隊長として指揮をとることに」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』132 頁

³⁵⁹ 河原巧『台湾引揚・留用記録』4 巻、204 頁／『政府接收臺灣史料彙編』、922～927 頁 / 『インヌミから 50 年目の証言』231 頁／水野憲志「沖縄県から台湾への移住」385 頁

³⁶⁰ 沖縄市企画部平和復興課『インヌミから 50 年目の証言 沖縄市史資料集 5』沖縄市役所、1995 年 9 月、12 頁

国府及びGHQによる送還方法／引揚げ方法に違いがみられたが、そのなかで差異のなかった送還の事例がある。それが「病院船引揚げ」である。上述したように、敗戦後日本人はすべて台湾から引揚げることとなったのだが、一時「癩患者は台湾より帰さない」というGHQの隔離政策により、彼らは台湾に取り残されていた。台湾には「樂生療養院」という台湾初、また唯一の公立ハンセン病治療院があり、台湾で生活していた内地人や台湾現地人のみならず、療養施設のない八重山のハンセン病患者も収容されていた。「病院船引揚げ」は、1946年12月20日、病院船橘丸でハンセン病患者と精神疾患患者、医師とその家族、看護長、看護婦長ら計46名の病僑³⁶¹が第二次引揚げ最終段階の台湾引揚げ者として台湾を後にした。

本節では、病院船「橘丸」にも18名の沖縄県人が乗船し引揚げていたことから、病院船引揚げもまた沖縄籍民の引揚げの一つの形態として位置づけ、「病院船引揚げ」の実態を解明することを目的とする³⁶²。そのために、まず、日本統治時代の台湾におけるハンセン病隔離政策をおさえ、次に隔離された樂生院での戦時中の様子を体験者の記憶・記録から構成していく。そして、「日僑」でもなく「琉僑」でもなく、「病僑」と中華民国政府に呼称された彼らの還送について一連の流れを資料と証言を基に構築する。最後に、沖縄の米軍政府がどのように彼らを「再収容」したのかなど、沖縄籍民の病院船引揚げの特徴を明らかにする。

(一) 台湾でのハンセン病政策

まず、日本統治時代の台湾におけるハンセン病政策はどのようなものであったのか。旧植民地・占領地域におけるハンセン病政策について考察した城本るみの論考をもとに概要をまとめた³⁶³。城氏によれば、台湾におけるハンセン病政策の特徴は5つあり、第一に旧植民地や占領地域でとられた政策が日本国内のハンセン病政策に呼应・同調する形で進行していること、第二に施設開設に至るまでの経緯については地域ごとの特徴はあるが、いずれの植民地・占領地域においても政策の基調が患者の絶対隔離におかれたこと、第三に旧植民地・占領地に設置された療養所が「官立」の扱いを受けていたこと、第四に当該植民地や占領地は元来さほどハンセン病問題が重視されていなかった地域であったこと、第五にいずれの旧植民地・占領地においても、終戦によって日本の統治を免れた後も日本統治時代の強制隔離の残滓がかなり強く認められる点³⁶⁴、があげら

³⁶¹ 中華民国政府は、疾病や傷病などが原因で暫定的に留台している者のことを、「病僑」と呼称していた。

³⁶² 「病院船橘丸」には、「養神院」に入院していた精神疾患患者も乗船していたことが記録として残っているが、沖縄籍の人が入院していたかどうかは不明である。病院船引揚げの実態を解明するためには、精神疾患患者をも研究対象に含め検討する必要があるだろう。

³⁶³ 城本るみ「台湾のハンセン病政策に関する覚書：樂生療養院設立の時代的背景」『人文社会論叢 社会科学篇』(26) 2011年 101～124頁

³⁶⁴ 前掲論文、城本るみ「台湾のハンセン病政策に関する覚書：樂生療養院設立の時代的背景」

れている。

台湾の場合は、領有当初の衛生行政の重点がペスト、コレラ、天然痘、マラリアなどの対策におかれたため、ハンセン病や結核などの慢性伝染病に対する予防施設は限られていた³⁶⁵。台湾で初めてハンセン病に関する調査が行われたのは、1910（明治43）年の台湾総督府警務局による全島癩患者一斉調査³⁶⁶である。1930（昭和5）年には、台湾で初の公立ハンセン病療養所が設立されたが、それまで「救癩」事業の中心を担っていたのは主に欧米のキリスト教団体や宣教師などの伝道活動と結びついたものであった³⁶⁷。その後、台湾総督府も衛生行政のなかでハンセン病問題に取り組んでいくが、その様子については、丸山芳富『日本両時代に遺した台湾の医療衛生業績』に詳しい。

昭和15年末の調査によると、全島に存する本病患者数は886人で人口^(マ)に付き1.48の比率となり、わが国及朝鮮などの調査に較べて少ないが、この調査は警官の行うたものであるから、専門医の検診が徹底すれば恐らく1,200人位存在するだろうといわれている。然るに療養施設としては外国人医師が布教の傍ら取り扱っていた一、二の小規模な診療所あるのみであったので、総督府は昭和2年より癩療養所設立の積極的計画を^(マ)樹て、昭和5年9月29日勅令第183号を以て台湾癩療養所官制を公布し、同年12月台北州新莊郡の丘上に療養所樂生院の竣成式を挙行した。本院第一期工事の病床数は100床に過ぎなかったが、その後漸次増築拡張して年々病床を増加し、昭和16年末の現在収容患者716人に達している³⁶⁸。

1934（昭和9）年6月には台湾でも「癩予防法」が公布されたこともあり、収容人数は増加の一途を辿っていった³⁶⁹。ハンセン病調査は警察官による全島一斉調査であるが、

102～104頁

³⁶⁵ 前掲、城本るみ「台湾のハンセン病政策に関する覚書：樂生療養院設立の時代的背景」107頁

³⁶⁶ 現在、「癩」は差別用語として用いられないが、本稿では必要に応じて「癩」を使用する。「らい予防法」は、1996年4月1日法律第28号をもって廃止された。併せて「らい」を「ハンセン病」に改めることも定められた。ハンセン病補償法が制定されるのは、さらに時代が下った2001年のことである。

³⁶⁷ 樂生院が設立される前の1925（大正14）年より馬借医院でグッシュティラー医師が一般診療のかたわら、ハンセン病患者の診察を開始している。1928（昭和3）年には淡水英国領事館のバトラーと台湾総督上山満之進を訪ね、宗教的ハンセン病救済事業への援助を請願し、上山も財政が許す限りの援助を承諾した。1934（昭和9）年に私立樂山園を開園した。

³⁶⁸ 丸山芳登『日本領時代に遺した台湾の医事衛生業績』（私家版、1957年、自序部分）

³⁶⁹ 台湾総督府はハンセン病について対策の基礎資料を得るために台湾全島の患者数調査を1910年から1939年まで8回にわたって実施しており、とくに樂生院が開設される1930年からは10年間で5回の調査を行い、それ以前の20年よりも頻度をあげて調査を実施している。（前掲、城本るみ「台湾のハンセン病政策に関する覚書：樂生療養院設立の時代的背景」109頁）この実施回数からも、台湾総督府が患者の発見に徹し、積極的に「絶対隔離」を推進していったことがうかがえる。

1930年代になると、療養所の医員たちが警察官による一斉調査の不備を補うことを目的として特定地域における検診活動を試みるようになった。彼らの警察行政と官立癩療養所が緊密に連携しながら、徹底した患者数調査にとりくむ姿勢は、日本国内における調査以上であったといわれる³⁷⁰。日本本土同様、警察が衛生行政の中心を担っていた事実は、台湾で発病した元ハンセン病患者の証言からも読み取れる。

10歳で発病したこの証言者は、病院で受診した際、癩病であることは医師が診断して分かっていたはずなのに、その時は病名を告げられず、後日警察が家にやってきて楽生院に入院するよう通告されたこと、また当時一番怖い存在であった警察が家に来たことで「これは大変な病気なんだ」と察したという³⁷¹。このように植民地の台湾において、台湾総督府がハンセン病を隔離すべき対象として、患者の「収容」に警察の威力を用いていたことは、特筆すべき事項であると考えられる。

(二) 楽生院での戦争

このようにして、台湾総督府による「絶対隔離」政策のもと、ハンセン病患者は外界とは隔離された楽生院の中で戦争体験をした。楽生院での戦時中の様子はどうかであったのだろうか。「収容」された患者らの戦争体験もまた看過することができない。

戦争が激しくなると米軍機の空襲を受けることもあり、院内に掘られた防空壕や裏山へと避難することもあったという³⁷²。楽生院でも治療薬の配給不足から治療の回数が減っていた。当時のハンセン病治療には、定期的な大風油子注射が必要とされていたが、治療薬は戦地の軍病院が優先されていた。医師や看護師もまた、従軍医師・従軍看護師として出征が決まると壮行会には、患者も職員も皆総出で「バンザイ」と声を挙げて

³⁷⁰ 前掲、城本るみ「台湾のハンセン病政策に関する覚書：楽生療養院設立の時代的背景」110頁

³⁷¹ 「ある日、母から「警察がやって来て、『台北にある病院に入院しなければならない。向こうの病院に入院したら治るから』と言われた。入院してくれ」と言われて。母親は、もうそれから何も言わないわけです。親父は、なんというか…残念そうな、なんだか悲しそうな顔はしていましたね。でも何も言わなかった。当時の警察が一番怖い存在でしたからね。入院しろと言われてたら、訳がわからなくても入院するしかない。不思議だったのは、なぜ病院の先生が入院を勧めるのではなく、警察なのかと。とても不思議に思いました。それから、「ああ、これはそんなに大変な病気なんだ」と感じたわけです。診断してから約半年後、警察から勧告が届いてから10日後に、一番上の姉に連れられて入院しました。」(豊見山一雄「父親が亡くなって、息子である自分が線香をあげたくてもあげられないという、こんな惨めなことはもうないですね。この病気になるということは…もう…」前掲書『「沖繩籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』165～166頁

³⁷² 糸数敦子の証言(2015年11月10日、2016年5月7日、筆者の聞き取りによる)

見送っていた³⁷³。豊見山一雄もまた、戦争の激化に伴い医師や看護師が戦地に取りられていったこと、その数の埋め合わせとして軽症者が看護助手として治療を手伝っていたことなどを、自身の戦争体験として記憶している³⁷⁴。

なお、同じく楽生院に入院していた小倉兼治氏は、戦争が益々苛烈になるにつれ沖縄からの疎開者について次のように回顧している。

校庭や廟の庭先などに藁を敷いてそこに起居するようになった為、集団伝染病が流行し、死亡者が続出した。一方、台北市民街も空襲を受けて死者が多く、どこの火葬場も満員であったので、癩病院の火葬場を用いることとなったため、毎日のように屍体の焼ける臭いが鼻をついた…³⁷⁵。

敗戦をむかえると、楽生院内でも「内地人」と「本島人」の立場が逆転し、騒然となる事態も勃発していたようだ³⁷⁶。八重山出身の平良トヨミの事例を紹介しよう³⁷⁷。院内での戦後の様子から引揚げまで、平良は次のように語っている。

台湾の療養所は、三度々々ご飯があったよ。空襲はあったけど療養所はやられない。台湾では、患者同士で看護することはなかった。働く意志のある人が働くことはできたよ。…（中略）…炊事するとき、（以前は）台湾人の所と日本人の所と分けてあったけど、それが戦争負けたとたんにつなになって。大変だったよ。早く取りに行かないと、掃除の水流されて、おひつに入ってしまうそうなくらいの勢いで、水を流すわけよ。いたずらしているのか知らないけど…³⁷⁸。

³⁷³ 「耳鼻科の先生、外科の先生、皮膚の先生、いろんな先生がいたんですけど、日に日に先生が少なくなっていきました。だから、残っている先生たちはとても忙しかったと思いますよ。それに、私たちも軽症の患者が看護助手のようなことをして、重症の方の治療を手伝ったりしていたんです」（糸数敦子の証言。2015年11月10日、筆者の聞き取りによる。）

³⁷⁴ 豊見山一雄「父親が亡くなって、息子である自分が線香をあげたくてもあげられないという、こんな惨めなことはもうないですね。この病気になるということは…もう…」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』164～172頁

³⁷⁵ 小倉兼治『瀬戸のあけぼの』（私家出版、1959年、181頁）

³⁷⁶ 「楽生院の某は本島人患者から憎まれて居たので、本島人、職員の煽動による暴徒に襲われて袋叩きにされ、台北病院に担ぎ込まれたが、数時間後、死んでしまった。そのことが院内にも伝わってくるとそれに刺激され患者たちが徒党を組んで院長官舎に殴り込みをかけようとしたり…（後略）」（前掲書『瀬戸のあけぼの』183頁）

³⁷⁷ 平良は10歳の頃に発病し、1944（昭和19）年12歳の時に家族と離れ他のハンセン病患者や、負傷した兵士らと共に楽生院へと連れて行かれた。なお森川恭剛は「琉球政府のハンセン病隔離政策」の論考内で「戦前の八重山の患者の中には植民地台湾の楽生院に入所した者がいるが、その入所の経緯等について明らかにされていないことが多い。」と指摘している。（森川恭剛「琉球政府のハンセン病隔離政策」『琉球法学』第72号、2004年、42頁）

³⁷⁸ 沖縄県ハンセン病証言集編集総務局『沖縄県ハンセン病証言集 宮古南静園編』宮古南静

炊事場が一緒になったことは、他の入院者にとっても日本の敗戦を意識させるのに十分な出来事だったようだ。豊見山は台湾人から悪さされた記憶はないとのことだが、「戦争に負けるとはこういうことなのか」と実感した出来事の一つとして、炊事場が一緒になったことを回想している³⁷⁹。

楽生院は1945年12月10日、台湾省衛生局管轄下におかれ「台湾省立楽生療養院」と改称された。戦争末期には楽生院は台湾総督府からの保護救済も薄らぎ、物資も不足し、逃亡や死亡などで収容患者数も減少していたという。しかし国民党政府接收前は依然、院長以下、医師5名、薬剤師1名、看護師12名、看護師長1名がおり、医療活動はまだ行われていたようである。国民党による接收後は医師1名、助手看護師をあわせて10数名となり、医療スタッフのみならず経費、医薬品にも事欠く事態に陥っている³⁸⁰。各々、楽生院で敗戦後の生活を送る中、日僑・沖縄籍民の引揚げ計画は進んでいたが、彼らの送還計画はなかなか進展しなかった。

(三) 「病院船橘丸」での引揚げ

日僑と呼ばれた日本人が陸続と引揚げていくなか、1946（昭和21）年4月3日、結核患者を含む疾患保持者の病人専用の病院船での引揚げが行われた。ところが、上述したように「癩患者は返さない」とGHQからの還送禁止命令が出ており、ハンセン病患者の引揚げは目処が立っていなかった³⁸¹。それどころか、「癩は伝染する病気だから、引揚船に一般人と共に乗せることはできない。癩患者は一生を楽生療養院において、日本時代と同様に療養救護を与えるから、安心してとどまるように³⁸²」と言われたとのことである。台湾省立楽生療養院服務員（前台湾総督府癩療養所院長）をしていた上川豊は1946年4月23日に「留台日僑癩患者の救済に関する請願³⁸³」（下記引用）を提出し

園自治会、2007年3月 210頁～211頁

³⁷⁹ 「戦争が終わるまでは日本人と台湾人の配膳場は分かれていたんです。それが終戦と同時に、日本人が使用していた配膳場に台湾人も来るようになりました。「ああ、戦争に負けるとはこういうことなのか」と思いましたよねえ。」豊見山一雄「父親が亡くなって、息子である自分が線香をあげたくてもあげられないという、こんな惨めなことはもうないですよ。この病気になるということは…もう…」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』168頁

³⁸⁰ 城本るみ「台湾の戦後混乱期と楽生療養院 —1950～1960年代を中心として」『人文社会論叢 社会科学篇』第30号 弘前大学人文学部 2013年 97頁

³⁸¹ 管見の限り、上川の言う「マッカーサー司令部からの還送禁止の指令」という文書の内容は確認できないが、他にSCAPIN-627「Repatriation of lepers」" Prohibits repatriation of lepers from Japan to Korea"（ハンセン病患者の日本から韓国への入国を禁ず）という文書が残されている。当時ハンセン病は伝染するとの認識から、ハンセン病患者の往来を禁止していたことをうかがわせる文書である。

³⁸² 上川豊「ハンゼン病者を守って」『台湾引揚史』財団法人台湾協会 1982年、65頁

³⁸³ 前掲『台湾引揚・留用記録』一卷 37～41頁

ている。

省立楽生療養院に於ける患者の生活状況は総ての治療費並に諸給與等は官給であつて、入院費は無料であります、其の給與されている糧食は必ずしも満足すべき現状ではありません。…今は早や島内に一人の身寄りもなく、金銭の仕送りは元より精神的慰問者もなく、…その精神上物質上の苦痛は真に同情すべきであります。…斯様な次第でありますから、何卒一日も速やかに彼等を還送して戴くように、当局の御盡力を御願ひすると同時に、其の還送実現の日まで、彼等に幾分の小遣錢を支給されます様切望する次第であります。…

上川はまた、この請願書の中で楽生院には当時、軍人 6 名、一般日本人 13 名、沖縄人 21 名及び朝鮮人 3 名、計 43 名が療養中であつたとも述べている³⁸⁴。彼らにとって、引揚げが遅れば遅れるほど、食事に事欠くようになり、また家族の引揚げによって精神的拠り所を失つたことで「物質上・精神上」の二重苦に喘ぐこととなる。上川は医師の立場からその状況を理解し、一日も早い引揚げと引揚げ実現までの間、費用を支給してもらいたい旨を訴えている。しかしながら、国府の方針が「癩患者は引揚船に乗せないと確定している³⁸⁵」というので、台湾現地との交渉は進展せず、当時の国立療養所・長島愛生園園長に事情を訴え、関係団体への交渉を陳情した³⁸⁶。

また、県出身の患者自身も周囲の日本人が日に日に引揚げていく様子に焦りと不安を感じていたようで、沖縄同郷会連合会の本部宛に手紙を送っている。この手紙を受けて、医師であり同連合会の中心メンバーであつた當山堅一が療養所を訪ね、そこにいる「沖縄出身者 30 人の前で『決して台湾に残して帰ることはない』と励まし、帰り際には当座の小遣いと各人に 20 円を手渡している³⁸⁷。

³⁸⁴ 糸数敦子は「沖縄の人多かったですよ、30 名以上はいたと思う」と証言していることから、この上川の数字は、戦後管理のゆるんだ院内で脱走者がいたであろうことを物語っている。事実、戦後直後に家族に会いに一度院を「脱走」した豊見山一雄は「脱走事態、そんなに大変なことではなかった」と証言している。院内の環境が日増しに悪化していたことから、脱走した沖縄籍民もそう少なくはなかったことがうかがえる。なお、楽生院収容患者数は 1945 年時点で 638 名、1946 年の時点で 468 名であつた。(范燕秋「臺灣的美援醫療、防癩政策變動與 患者人權問題、1945 至 1960 年代」『臺灣史研究』中央研究院臺灣史研究所 第十六卷第四期、2010 年 12 月、184 頁)

³⁸⁵ 1946 年 8 月 20 日付「臺灣省行政長官公署令公布臺灣省餘留日僑管理辦法」第 25 条「凡患癩瘋之日僑，得用專輪予以遣送。(ハンセン病の患者は専用船でもって還送する)」(前掲、『政府接收臺灣史料彙編』上冊、658 頁)の文書で、ハンセン病患者は専用船で送還すると規定されており、ハンセン病患者の台湾残留は GHQ 側の判断だとも言える。事実、SCAPIN 文書 (SCAPIN-627) を見る限り、GHQ 側がハンセン病患者の移動に難色を示していたことがうかがえる。

³⁸⁶ 前掲、上川豊「ハンセン病者を守って」『台湾引揚史』66 頁

³⁸⁷ 前掲、『琉球官兵顛末記』276 頁。なお、筆者が聞き取りした豊見山一雄は當山が来院したことは記憶にないようだが、院内自治会の先輩から、當山らが中心となって沖縄の人達の引

留台日僑世話役（速水国彦代表）もまた、ハンセン病患者の送還については懸案だったようで、第二次還送真つ只中の 12 月 3 日、日僑総世話役（中華民国政府の一機関）宛に「病患者の還送に関する件（留台日第 700 号）³⁸⁸」を電報し、病院船引揚げの計画を進めるよう訴えている。

翌 4 日には、病院船引揚げが決定した通知を受け、再び留台日僑世話役の速水国彦が日僑総世話役宛てに「病患者の還送に関する件（留台日第 707 号）³⁸⁹」を電報している。その内容は、引揚げ準備に関する次のような通知である。①病患者は病院船で還送すること、②12 月 15 日に基隆乗船地に集中すること（但し樂生院・養神院入院患者はそれぞれ各院にて 4 日間隔離検疫のあと乗船する。当日基隆岸壁に集結すること）、③病院船乗船の人数（病患者 150 名、付添人は病患者一人につき一人を原則とする）、④病院船に乗船させる医務関係者数（医師 6 名、看護婦もしくは看護人 9 名、これら医務関係者の家族）、⑤病患者の輸送編成、⑥病患者の検診、⑦病院船は 12 月 19 日基隆を出港予定。なかでも、⑤患者の輸送編成では、ハンセン病患者の引揚げ港までの「還送要綱」により引揚げまでの経緯が判明する。以下、その内容を引用する（資料 17 を参照）。

資料 17 病患者の還送に関する件（留台日大七〇七号³⁹⁰）

五、病患者の輸送編成

- (一) 病患者は 12 月 15 日一般回国者と同時に鉄道により輸送する（樂生院及養神院入院者を除く）も同日集結輸送すべき一般回国者の編隊とは別個に編隊し乗船名簿も別に作成すること
- (二) 病患者は乗車駅に自力を以て集結すること
- (三) 樂生院の患者は乗船当日同院よりトラック等にて病院船に直接輸送するものとし、台北日僑管理総世話役に於て同院上川原院長と連絡し別途輸送を計画実施せられ度し
- (四) 養神院の患者に付ては乗船当日同院よりトラック等にて病院船に直接輸送するものとし、台北日僑総世話役に於て別途輸送を計画実施せられ度し

※下線は執筆者による

揚げに尽力していると話していたことは鮮明に覚えているとのことである。（豊見山一雄の証言）隔離されていた樂生院にまでも、同連合会の活躍ぶりが広まっていたことは、同連合会が活動を活発に行っていたことを裏付けよう。

³⁸⁸ 前掲『台湾引揚・留用記録』四巻 32～33 頁

³⁸⁹ 前掲『台湾引揚・留用記録』四巻 34～37 頁

³⁹⁰ 前掲『台湾引揚・留用記録』四巻 36 頁

上記の患者の輸送編成からもわかるとおり、ハンセン病患者はその他残留していた病患者と共に引揚げることとなっていたが、下線で引いた箇所「樂生院の患者は乗船当日同院よりトラックで病院船に直接輸送するものとし」とあり、「輸送」においても徹底的な隔離政策がとられていた。それは、養神院（精神科病院）患者の引揚げも同様であった。

こうした陳情活動及び送還計画の緻密さを訴え続けた甲斐もあって、1946年12月6日付、台湾省日僑管理委員会公告にて、ハンセン病患者を含む病患者の送還が正式に決定された。

資料 18 台湾省日僑管理委員会公告僑官字第三九九四号³⁹¹（留台世話役 訳文）

因病日僑は本会の発給せる因病日僑暫留証明書及家属監護人証明書に由り当分留台を許可し乗りたる処、今般米国側より病院船を配船還送に協力する旨通知に接したるを以て茲に左の通り還送辦法を規定す。

- 一、凡そ病気の為本省に居留する日僑は重症軽症を論ぜず総て全部還送すべし。
- 二、病患日僑にして若し家属附添ひ看護を必要とするものは一人を選び病院船に同伴乗船看護の責に任ずることを得。其の他の家族は当該地市县政府及日僑世話役に届出て、一般日僑編隊に加入還送すべし。若し母親病気にして其の子女幼年なる為単独還送し能わざる時は孰れも母と共に病院船に乗船還送することを得。但し、前項子女は十歳以下に限る。
- 三、前記病僑は統べて本月十六日迄に汽車にて基隆港口に集中、十九日乗船出港するものとし、附添も家族の同伴を必要とせざる者は統べて本月十六日に集中、二十一日乗船出港するものとする。
- 四、各病僑は集中驛に曩に領得せる因病日僑暫留証明書及家族監護人証明書を当該地県市政府に返却取消すべし。

前四項夫々分電の外、公告するに付、期間通り遅滞なく集中し還送期を誤らざる様せられたし。

右公告す

民国三十五年十二月六日 主任委員 周一鶚

上記資料 18 からは、「病僑」と中華民国側に呼称されていた病患者及びその家族もまた、一般残留日僑や琉僑と同様に証明書である「因病日僑暫留証明書及家属監護人証明

³⁹¹ 前掲『台湾引揚・留用記録』四巻 29～31 頁

書」が発給され、中華民国政府の徹底的な日本人送還の管理の様子がうかがえよう。最終的には、この引揚げ決定からわずか二週間後の 12 月 20 日、病院船橘丸はハンセン病患者、上川氏をはじめとする医師とその家族、他の医師、看護長、看護婦長ら計 46 名を乗せて基隆港を後にした。

『琉球官兵顛末記』には、沖縄出身の山田（旧姓座間味）盛保医師がハンセン病患者と精神病患者とともに引揚げたことが記録されている³⁹²。管見の限り、乗船名簿や山田盛保医師の回顧録等の存在は確認されていないためその詳細は明らかではないが、沖縄籍の医師もまた最後まで引揚げ業務に携わっていたことが分かる。

病院船橘丸は、戦前は日本陸軍徴傭の病院船で、戦後はそのままの仕様で復員船として引揚げ者輸送に使われていた。そのため、治療道具が整い、食事も三度用意されていたという³⁹³。出港の日は、「昼頃から波が荒れ狂い、夜になると愈々大暴風が吹きまわって、船は木の葉のように荒海を漂うた」が、「沖縄出身者らは平気で歌を唄って、はしやいでいる者さえあった³⁹⁴」という。故郷に帰れる喜びは、一般日僑・沖縄籍民、そして病僑と呼ばれた彼等も変わらなかったのだ。

（四） 米軍による収容

12 月 20 日、基隆港を出港した病院船橘丸は 22 日未明、久場崎港へ寄港し、沖縄籍のハンセン病患者 18 名が下船した。日本人及び朝鮮人の計 23 名は博多に上陸後、菊池恵楓園に入所することとなった³⁹⁵。ハンセン病患者は、強制隔離のため、楽生院内で共同生活を送っていた。そのため、一種の家族のような存在を感じていた人もいたようで、豊見山氏は那覇港で別れるときの気持ちを、次のように表現している。「上川先生をはじめ本土の人達と別れるのはとても辛かったです。みんな、一緒に生活してきた仲間だから…。でも沖縄の人はここで必ず降りるように、と言われたので仕方ないですよね」³⁹⁶。

³⁹² 前掲『琉球官兵顛末記』33～34 頁

³⁹³ 豊見山一雄「父親が亡くなって、息子である自分が線香をあげたくてもあげられないという、こんな惨めなことはもうないですよ。この病気になるということは…もう…」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』170 頁

³⁹⁴ 前掲書、小倉兼治『瀬戸のあけぼの』188 頁

³⁹⁵ なお、小倉は病友と別れた後、久場崎港で見た光景を次のように記録している。「夜が明けると、湾内のここかしこに烈しかった沖縄戦の跡を偲ばせる戦艦の残骸が生々しく見かけられ、波止場には多くのアメリカ兵が原住民をクリーの様に使っているのが見えた。」（前掲書、小倉兼治『瀬戸のあけぼの』189 頁）

³⁹⁶ 豊見山一雄「父親が亡くなって、息子である自分が線香をあげたくてもあげられないという、こんな惨めなことはもうないですよ。この病気になるということは…もう…」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』170 頁

久場崎港では、一般引揚げ者同様、皆一様に「頭から爪の先、下着の中まで³⁹⁷」白い DDT の粉が撒かれた。その後、米軍のトラックに乗車し運天港へと移動し、そこからサバニに乗って屋我地島の愛樂園に入園した。12月22日、17名の台湾引揚げ者が愛樂園に入園した³⁹⁸。楽生院に収容されていた患者は、当然のように愛樂園へと再び収容されていたが、それは日本の隔離政策によるものではない。すでに行政権を得ていた米国海軍軍政府が、1946年2月8日に以下の「米国海軍軍政府本部司令第一一五号」の布告を出していたためである。同時に、米国海軍郡政府は一般人の屋我地島への立ち入りを禁止している。

資料 19 癩患者の隔離³⁹⁹

米国海軍軍政府本部司令第一一五号 (1946年2月8日)
癩病患者の隔離

1. 癩患者であることが判明した者全部を、現在復旧中の屋我地島癩療養所に隔離するよう指示する。軍政府医療施設に収容された癩病患者は、直ちに名護診療所に移し、同診療所を経て屋我地島に輸送する。
2. 軍政府軍医は、各自の監督下の沖縄人医師全員に本指令を伝達するとともに、その遂行を期すためにできる限りの準備をすること。

指示に依り
ロイヤル ファーマン

資料 20 屋我地癩療養所への立入り制限⁴⁰⁰

米国海軍軍政府本部司令第一一六号 (1946年2月8日)
屋我地癩療養所への立入り制限

1. 癩病患者の隔離は、沖縄人自身の保護はもちろん沖縄駐屯米軍将兵の保護のためにも必要であると考えられる。屋我地癩療養所は目下復旧中であるが、癩病患者であることが判明した者は全部同療養所に隔離されている。
2. 軍政府副長官の特別の許可なく何人も屋我地島に立入ってはならない。違反

³⁹⁷ 豊見山一雄「父親が亡くなって、息子である自分が線香をあげたくてもあげられないという、こんな惨めなことはもうないですよ。この病気になるということは…もう…」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』170頁

³⁹⁸ 「翼賛会日誌」という愛樂園入所者自治会「翼賛会」による記録がある。「翼賛会」が発足した1944年6月から1947年7月30日まで、翼賛会教育部部長新垣正治ら数名の関係者によって記録されている。その日誌の12月（日付は未記載）の項目に「晚台湾ヨリ縣人男女収容十七名」とある。那覇港で下船した「18名」と1名の差があるが、その理由は判然としない。（『沖縄県ハンセン病証言集 資料編』沖縄愛樂園自治会、2006年、481頁）

³⁹⁹ 『アメリカの沖縄統治関係法規総覧（IV）』（月刊沖縄社、1983年、93頁）

⁴⁰⁰ 前掲書『アメリカの沖縄統治関係法規総覧（IV）』93頁

者は、嚴重な懲戒処分に付せられる。

3. 屋我地島において臨時の公務に従事する将兵及び純然たる職業的立場から癩病に関心を持つ少数の医師その他の場合は、軍政府専任軍医を通して副長官に申請すれば正式の立入り許可を得ることができる。

指示に依り

ロイヤル ファーマン

台湾からの患者が沖縄に着いた頃には、すでに屋我地島の愛楽園はある程度復旧していたため、そのまま屋我地島の愛楽園に収容された⁴⁰¹。

米軍が必要以上にハンセン病患者の隔離に徹していたことは、上記二つの資料からも見てとれるが、琉球列島軍政府が命じたハンセン病患者の収容の経緯については、森川恭剛「琉球政府のハンセン病隔離政策」に詳しい。琉球列島軍政府は、公衆衛生部長の職務を軍政府特別布告 13 号（1947 年 2 月）4 条で次のように規定していた⁴⁰²。「感染し得る状態にある癩病に侵されたる者若くは其の疑のある者の診断、隔離、擁護及び治療の為施設をなす」こと。また、同 6 条で「癩病に罹り若くは其の疑のある者は、民公衆衛生部長若くは其の正式に機能を附与されたる代用者の意見にて、全治か若くは非感染性又は無病の証明を受くる迄は、癩療養所に収容され治療及び隔離を受ける」こととある。森川は「問題は、公衆衛生部長またはその代理人が『全治か若しくは非感染性又は無病』の判断をどのようにおこなっていたかであるが、この点は確認できていない⁴⁰³」と論述している。

収容については、沖縄民政府の定例部長会議で公衆衛生部長が「台湾からのレブラ 17 人を愛楽園に収容した」と報告していることから、軍政府から職責を与えられた公衆衛生部長が、17 名全員を愛楽園へと収容する判断を下したことが分かる⁴⁰⁴。

なお、この病院船橋丸によって、翌年（昭和 22 年）5 月 13 日、本土からの帰還ハン

⁴⁰¹ 台湾からの患者が愛楽園に着いた日には、入園者が「豪華な食事と飾りをつけて用意して待って」いて、台湾から来たばかりの患者の気持ちを明るくさせたという。また、「黒い飲み物も出されて、びっくりしましたが、飲んでみると苦味と甘みがあってとても美味しく、それがコーヒーだったんですね。その美味しさにびっくりしました。ポテトを焼いたものなどもあって、「ここはすごいなあ」と思いました。」しかしながら、厚待遇はその日だけで、翌日からは粗末な食事に狭い部屋という苦しい生活が強いられるようになったという。（豊見山一雄の証言。2015 年 11 月 2 日、筆者の聞き取りによる。／沖縄愛楽園入園者自治会『命ひたすら一療養 50 年史』沖縄愛楽園入園者自治会、1989 年、174 頁）

⁴⁰² 「八重山支庁、八重山民政府、八重山群島政府に関する書類」コード：R00003014B（沖縄県公文書館所蔵資料）

⁴⁰³ 森川恭剛「琉球政府のハンセン病隔離政策」『琉大法学』（第 72 号、2004 年、48 頁）

⁴⁰⁴ 前掲、森川恭剛「琉球政府のハンセン病隔離政策」48 頁

セン病患者 218 名も愛楽園へと直接輸送されている⁴⁰⁵。

…それからはもう家族と連絡がとれないまま終戦になってよ。昭和 21 年頃、日本人は引揚げているからね。僕の家族はもう宮古に引揚げているはずだし、また療養所の方も引揚げて、療養所の人だけ別の船で沖縄まで行ってるから、もう誰とも全く会えないさ⁴⁰⁶。

上記は豊見山の証言である。ハンセン病の強制隔離と引揚げ問題は、ハンセン病患者とその家族との間でも深刻な問題となっていた。豊見山は家族と連絡が取れないまま、引揚げ日も引揚げ船も異なり、家族の戦後の行方がわからなくなっていた⁴⁰⁷。豊見山が家族と再会できたのは昭和 25 年頃であった⁴⁰⁸。

以上、資料とハンセン病患者や関係者の手記、聞き取った証言等からハンセン病患者の病院船引揚げをみてきた。病院船引揚げについては、管見の限り先行研究が見当たら

⁴⁰⁵ 「名前はね、「橘丸」といって、今でもよく覚えています。というのも、僕らが愛楽園に入ってから、本土からも同じハンセン病患者が運ばれて来たんですが、同じ『橘丸』だったからね。だから、僕たちは「ハンセン病患者はみんな『橘丸』に乗せられるんだね」と話していましたから。」豊見山一雄「父親が亡くなって、息子である自分が線香をあげたくてもあげられないという、こんな惨めなことはもうないですよ。この病気になるということは…もう…」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』169 頁および、前掲書『沖縄県ハンセン病証言集 資料編』481 頁、483 頁

⁴⁰⁶ 前掲、豊見山一雄「台湾で発病、楽生院へ収容」『沖縄県ハンセン病証言集 宮古南静園編』204～209 頁

⁴⁰⁷ 終戦直後、豊見山が楽生院入院中に姉から父の訃報が届いた。居てもたってもいられなくなり、家族に会いに院を「脱走」するも、母親から「姉の縁談が破たんするから」と家には入れてもらえず、家の裏手の竹藪で母と小さかった弟と 3 人で話をするに留まった。父の位牌に手を合わせることも線香をあげることもできず悔しさを抱いて再び楽生院に戻った。その後、台湾から引揚げるまで一度も顔を合わせることはなかった（豊見山一雄「父親が亡くなって、息子である自分が線香をあげたくてもあげられないという、こんな惨めなことはもうないですよ。この病気になるということは…もう…」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』164～172 頁）。一方で、敗戦後に家族が楽生院まで迎えに来て一般琉僑の引揚げ船で帰国した者もいる。（糸数敦子の証言。2015 年 11 月 10 日、2016 年 5 月 7 日、筆者の聞き取りによる。）

⁴⁰⁸ その後、沖縄の愛楽園に入院している際、知人から家族が宮古に引揚げていることを知らされた。「人のつてがあつて、僕の家族が台湾から宮古に引揚げているということを知ったので、手紙をもう一度書いたんです。『会いに行つていいか?』と。そうすると、母から『子どもたちに聞いてから返事する』と。二回目ですからね、この病気になってから家族と会うのを試みるのは…（不安と緊張の入り混じった表情で）はあ～っと思って返事を待っていると、母から『子どもたちも甥・姪も、〔この病気は治るものだと今わかっているのに、一雄さんに宮古に来てもらったらいいさ!〕』と言われたから、宮古に帰つておいで』という返事をもらった。その時はとても嬉しく、再会を喜んだとのことであった。（豊見山一雄「父親が亡くなって、息子である自分が線香をあげたくてもあげられないという、こんな惨めなことはもうないですよ。この病気になるということは…もう…」前掲書『「沖縄籍民」の台湾引揚げ証言・資料集』171 頁）

ない。また、病院船引揚げを研究するにあたっての課題として、次のことが指摘できる。①病院船で引揚げて来た人数が絶対的に少数である、ゆえに②「体験記録」や「証言」が少ない(このことはハンセン病を取り巻く根深い偏見・差別の問題にかかわっている。家族のことを気かけ未だに社会に対する恐怖が拭えないなど様々な理由がある)、③「語るに語れない」という現実の厳しさがある⁴⁰⁹。特に②・③が、病院船引揚げの実態を明らかにすることの大きな障壁となっている。『台湾引揚・留用記録』や『SCAPIN』文書、種々の回顧録、また今なお証言できる人々の存在によって、本稿では病院船の特徴について、次の二点を指摘しておきたい。

まず一点目は、「日僑」でも「琉僑（沖縄籍民のこと）」でもない「病僑」という存在があったことである。国府が台湾からの引揚げにおいて、沖縄県出身者を「琉僑」と称して日本人（日僑）と区別した背景には、戦後の琉球帰属問題をめぐる日本の領有主権を認めない外交姿勢が表れていた。沖縄籍民の引揚げについて、琉球列島米軍政府の意向によって引揚げ時期が遅れていたことは上述した通りである⁴¹⁰。一方、中華民国政府は「琉僑」を合法的に留台させるために沖縄同郷会連合会に「沖縄籍民証明書」を発行させていた。しかしながら「病僑」の場合は、これまで見てきたように日僑・琉僑の区分なく、引揚げに際し同等に扱われている。そのため、唯一「琉僑」枠の引揚げ過程と「日僑」枠の引揚げ者が同じ措置で還送されていった特殊な引揚げ事例であったことが指摘できよう。

二点目として、引揚げにあたり、各政府のハンセン病患者の取り扱いがいずれも「強制隔離」に徹していた点である。これは、日本統治時代の強制隔離政策の延長路線をとった中華民国政府の意向とも捉えられるが、実際にはGHQ／琉球列島米軍政府の隔離政策とも相まったものであったことが指摘できる。特に病院船引揚げについては、送還方法やその決定過程の検討も重要であるが、国府がハンセン病患者の引揚げに対し、どのような隔離措置を講じ、また米軍がどのように患者を「再収容したのか」という点にも留意が必要であろう。病院船引揚げは、その他の引揚げと比べると人数も、実施回数も限られたものである。しかしながら、ハンセン病患者を取り巻く時代背景と沖縄出

⁴⁰⁹ 沖縄県ハンセン病証言集編集総務局『沖縄県ハンセン病証言集 沖縄愛楽園編』沖縄愛楽園自治会、2007年3月、編集後記

⁴¹⁰ 「琉球米海軍軍政府本部」の1946年7月1日付報告書によると、「1月末から4月16日にかけてマリアナ諸島や旧委任統治地から29,809人の民間人が沖縄に引揚げ」ている一方、引揚者数の多い台湾と日本本土からの引揚げ者の受入れについては滞っている旨を報告している。なお、台湾に関しては、「アメリカの引揚げ担当チームが台北から撤退したので、今のところ再開の目処を立てるのは不可能である⁴¹⁰」と7月1日付けの時点で沖縄本島への引揚げの見通しが全く通っていない。その理由を「引揚げ担当チームが台北から撤退した」ためだとしていたことについては上述した通りであるが、恩河尚氏は「戦後沖縄における引き揚げの歴史的背景とその意義」で、GHQと米軍政府の間で沖縄本島への引揚げをめぐる確執があったことを指摘している。(恩河尚「戦後沖縄における引き揚げの歴史的背景とその意義」『東アジア近代史』第10号、ゆまに書房、2007年、13頁)

身者の引揚げそして収容問題を詳細に捉える上で無視できない重要な引揚げ事例の一つである。

終章 まとめと今後の課題

本稿「戦後台湾における沖縄籍民の引揚げの諸相」では、編纂を経た資料や未刊行の一次史料等の文字資料と、各縣市町村誌史等に収録された台湾引揚げ証言、そして筆者自身による聞き取り証言を用いるというマルチ・アーカイバルの手法で、台湾における沖縄籍民の引揚げの様相を明らかにすることを目的として執筆した。以下、各章をまとめ終章としたい。

序章では、まず台湾と沖縄間の人々の移動に関する研究の中でも戦後台湾で引揚げに関連する先行研究を概観した。これまでの先行研究では移民研究の側面が強かった為か、定義なく「沖縄計移民」「沖縄県出身者」「沖縄県人」「沖縄人」等、「沖縄の人々」を指す呼称が使用されてきた。本稿では、引揚げを問題にする時、「沖縄籍を有するか否か」が問題であったことに留意し、「沖縄籍民」の範囲を検討した。沖縄籍を有する者が沖縄同郷会連合会に「沖縄籍民」として認定され、「沖縄籍」を有するか否かは、中華民国政府に留用された日僑・琉僑以外の人間が、正式な引揚げまで合法的に在台できるか否かに直結していた。そして、この「沖縄籍」を保有している者には「沖縄籍民証明書」が公布され、「内地人」として家族・知人のいない日本本土への強制退去を回避する手段＝身分保証ともなっていた。また、この「沖縄籍民」の認定は在台沖縄籍民の実態を把握し、早期の帰還を促す作用も持っていたが、琉球列島米軍政府にとっては、戦後の荒廃した沖縄で活躍するであろう人材の選定材料ともなっていたことが、これまでの研究で指摘されている。在台沖縄籍民とは、「沖縄」という土地で生まれ育ったかどうかは問題ではなく、あくまで本籍地を沖縄としていた者自身、または親によって本籍地を沖縄から変更することもなかった者が第一義的に沖縄籍民となっていた。その為、自己の都合で他府県に転籍した者には「沖縄籍民証明証」は交付されず、取捨選択的に「沖縄籍民」の枠外へと排除を行っていたことが明らかとなった。一つ重要な点は、日本でもなく米国でもなく、中華民国でもなく、いわゆる他者に規定されない沖縄籍民（沖縄同郷会連合会）による「琉僑」＝「沖縄籍を有する者（＝沖縄籍民）」の認定プロセスを以て、沖縄籍民と認定されていたことである。「沖縄籍を有するか否か」で送還の在り方に大きな影響がでていたことは、第3章の引揚げ方法でみたとおりである。

第1章「旧日本軍人・軍属とその家族と一般日僑の送還」では、主に『政府接收臺灣資料彙編』と『台湾引揚・留用記録』といった一次資料を用いて送還にあたった機関の関連と送還の手順をおさえた。本稿では沖縄籍民の引揚げを射程としているが、日僑の引揚げ過程も把握しておくことで、その特異性を描き出すことができる。まず、旧日本軍人・軍属の送還が先だて行われるが、約22万人という旧日本軍人がほぼ無傷のまま台湾に滞留していることは治安面からも食料面からも国府にとって頭の痛い事態であった。これだけの人数を捕虜として一箇所に収容することもままならず、まず先に捕虜

の送還を行わせていた。その後、昭和 20 年 12 月 16 日を皮切りに旧日本軍人・軍属の送還が行われた。日僑の引揚げ業務は主に警備総司令部が担っていたが、民政処が業務を円滑にすすめるために連絡事項の伝達等を行っていた。引揚げ終了間近には、日僑管理委員会と協力体制がとられていることも確認することができる。旧日本軍人は一部の者が一般日僑の引揚げ業務にも従事し、沖縄籍兵もこの時引揚げ業務に動員されていたことは特筆すべき事項である。この経験が、のちの第二次還送（残留日僑と沖縄籍民の引揚げを御許する）に活かされることとなったからだ。

続いて民間人（一般日僑）の引揚げ（第一次還送）が始まるが、民間人の引揚げを担当した日僑管理委員会は、上部機関の命令や決定を伝達・執行しながら、日僑引揚げを担当した機関と位置づけていだろう。この日僑管理委員会は日僑の日常生活にまで深いかわりを持つ機関であった。「日僑」と名が冠されるものの、実際には韓僑（在台韓国出身者）や琉僑も管理対象としており、日僑管理委員会は、敗戦以前「日本人」の枠内にいた台湾人を除く民間人の引揚げ管理組織であったということが指摘できる。そして日僑所在地の県市政府および各県市の日僑輸送管理施設が中心となり、実際の業務は基隆・高雄港口事務所で行われていた。第一次還送と第二次還送の進行過程は基本的に同一であるが、第二次還送時には各県市の日僑輸送管理施設はすでに廃止されており、代わりに各地におかれた日僑世話役と日僑互助会が、県市と協力して引揚げ業務に臨んでいる。これは、第一次還送と第二次還送の大きな違いの一つである。また、第二次還送では高雄港は使われていないことも特徴の一つとして指摘できる。なお、沖縄籍民をまとめていた沖縄同郷会連合会については、日僑世話役にも早期の引揚げ実現を訴えていたりするなど、日僑世話役の傘下には入っていないが、各地に設置された日僑互助会に匹敵するレベルの互助会組織であったことを確認した。

第 2 章「在台中沖籍民を導く 3 つのグループー『沖縄同郷会連合会』『沖縄僑民総隊』『琉球官兵』」では、日僑の引揚げが順調に進む中、帰還がなかなか叶わなかった沖縄籍民による沖縄籍民のための相互扶助組織について検討した。この 3 つのグループの検討に入る前に、在台中沖籍民の情報を把握するのに欠かせない資料『沖縄籍民調査書』の作成背景とその所在について整理した。その作成背景には当時駐台北領事館の副領事であったジョージ・H・カーと沖縄同郷会連合会のメンバーの私的交流もあり、カーの一次帰国に合わせて『沖縄籍民調査書』が作成されたことは、先行研究で明らかにされたとおりである。本章では、主にこの『沖縄籍民調査書』の詳細な分析と証言を多用して論を展開した。

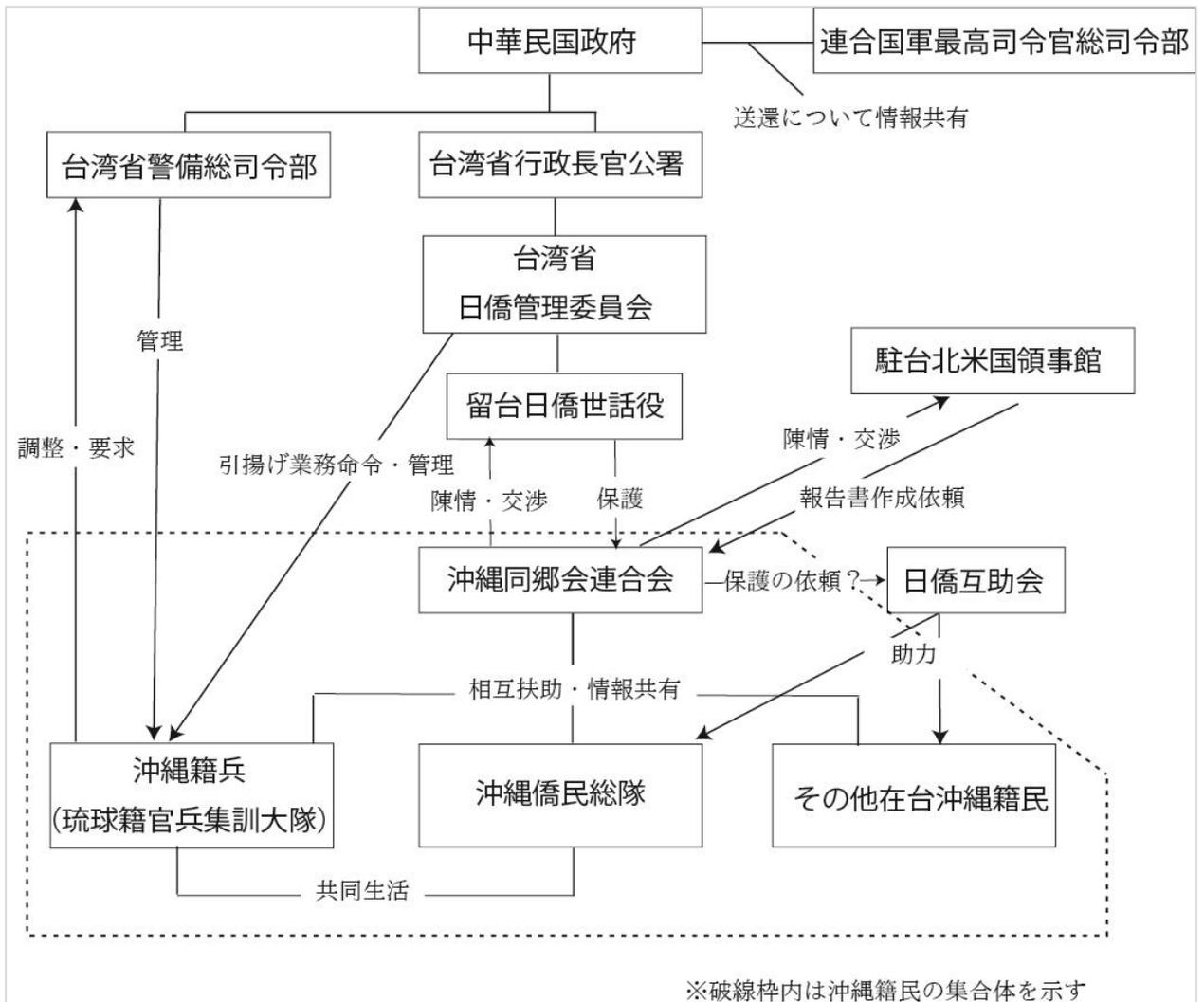
沖縄籍民による組織については先行研究では触れられてはいるものの、その実態の解明に踏み込んだ論はなく、松田ヒロコがいち早くエスニック・グループの「沖縄系移民」に着目し、「互助団体を結成することによって、中華民国が支配する台湾で生き延びた⁴¹¹」

⁴¹¹ 前掲、松田ヒロ子「植民地台湾から米軍統治下沖縄への『帰還』」『文化人類学』563 頁

ことを指摘し、「半ば強制的な「帰還移民」を検討する際には、帰還前と帰還後だけでなく、帰還の途上（プロセス）で形成される故郷的な「場」—あるいはエスニックな共同体—に注目することの重要性⁴¹²」を私的にしているものの、各組織の役割や繋がりなどに踏み込んでいない。この「扶助される対象」については、①沖縄や南洋群島から疎開に来ていたが日本の敗戦により補助を打ち切られた疎開者と、②敗戦後に引揚げのため集結したがその命令取り消され帰るべき家と職を失った居住者たちに区分できる。彼等は引揚げまで自ら模索し生活の糧を得なければならず、死活問題に直面していた（実際、死者もこの頃に多く出ていた）。これらの取り残された沖縄籍民を救助すべく立ち上がったのが「沖縄同郷会連合会」、「沖縄僑民総隊」、「琉球官兵」らの3つの団体である。この3つの団体の関係性を掌握することで、敗戦後の台湾で沖縄籍民がどのように生存していたのかがより具体的に明らかになる。文書や証言の検討の結果、沖縄籍民をとりまく機関の構図は1946年6月には下記の図7のようになっていたと考えられる。

図 3 在台沖縄籍民及び関係する各機関の関連図

⁴¹² 前掲、「植民地台湾から米軍統治下沖縄への『帰還』」563頁



(上地晶子「戦後台湾における日本人の引揚げと「琉僑」の存在—『政府接收臺灣史料彙編』収録史料を中心に」修士論文、2008年3月)を元に一部改変、筆者作成)

引揚げを待つ沖縄籍民を中心的にまとめたのは、図7中で破線枠内の上部に位置する「沖縄同郷会連合会」であった。同連合会は、在台沖縄籍民の名簿作成を行い、全沖縄籍民を把握することから始め、チャリティ・コンサートを開き救済活動資金を募ったり、居住地を無くした沖縄籍民らの仮宿の手配を行ったり、沖縄籍民子弟の為の教育所を独自に運営するなど精力的に活動を展開していた。また対外的にも、国府に対して当時日本人による組織形成が禁止されている中、疎開者救済を目的として組織化への申請・陳情を行い、沖縄から米軍関係者が来台した際には沖縄籍民の窮状を訴え一日も早い帰還許可を願い出ている。また、「沖縄籍民調査書」を作成させ、日頃から懇意にしていた駐台北アメリカ領事館の副領事であったジョージ・H・カーとを介して、調査書を踏まえたレポートをアメリカ本国へ送り実情を知らせることに成功している。このように

「沖縄同郷会連合会」は引揚げを待つ沖縄籍民の為に組織内外で折衝し引揚げまで彼等が自活できるよう積極的に活動をしていた。沖縄籍民の引揚げに関しては、こうした連合会の活動があり、引揚げが現実のものとなったという点に留意したい。

次に「沖縄僑民総隊」であるが、その人口比は男性 1,012 名、女性 1,412 名となっており、10 才未満以外全ての年代で女性の数が男性を上回っていた。多くは、疎開で来台した者や徴兵で男手のない婦女子らで占めていた。そもそも、沖縄同郷会連合会が立ち上がったのはこういった特に疎開者を中心とした窮状に陥っている沖縄の人々を救済するためであった。この沖縄僑民総隊は南洋群島からの引揚げ者も受け入れていることから、苦境にたたされた者たちの最後の受け入れ先であった側面もある。先行研究ではこの沖縄僑民総隊が「軍隊風に階層化された組織であり、自治体のような存在」であったことが指摘されているが、代表者と琉球官兵の幹部との話し合いで、「本部と 7 つの中隊」を編成することや規則を制定することなどについて話し合われている。2,424 名という少なくない人々が同居生活を送るのに一定の規律や内示を定めて統制を図ろうとしたことは、想像に難くない。そのため、「軍隊風に階層化された組織」という指摘がなされたのであろう。本部は総務部、渉外部、教育部、自活部、経理部、医務部の 6 部を設け、職務内容は縦割りで管理されており、「自治体」そのものであった。

「沖縄籍民調査書」の中には、教育と医療に関する記述が多く、実態がだいぶ把握できる。教育については、沖縄僑民総隊教育所も基隆分教場も出席率そのものは、85%以上と低くない数値をマークしているが、欠席事由は病気の他に自活のため就業であったり、備品費が無いため父兄によるリサイクル品等で授業を行うなど恵まれた環境下ではなかった。また、中国兵から三民主義を子どもたちに教えるために作曲の要請を受ける事例など、一部国府側の教育への介入も看守できる。医療について特記すべき事項としてやはり罹病率が 53.14%、つまり二人以上に一人の割合で何かしらの病気（主に感冒、マラリヤ等）を患っていたことである。この統計はあくまで沖縄僑民総隊の 2,424 名を対象としたものなので、集結していない在沖沖縄籍民全体では罹患率や死亡率はもっと高くなるものと思われる。いずれにせよ、沖縄僑民総隊のメンバーの罹患率を目の当たりにすると、困窮し行き場を失った弱い立場にあった者たちの集合体であったことが理解できる。

もう一つ、沖縄僑民総隊で注視すべきものに「僑民総隊自活部規定」がある。この自活部規定をわざわざ設けているところからも、厳格に統制された（或いは、それを理想としていた）沖縄僑民総隊の実態がかいまみられる。大きな特徴としては、作業に出て得た賃金は労働できない仲間にも公平に再分配されており「一種の税制」を敷いていたことである。このことは、沖縄籍民にとって、共同で生存していく術であり知恵であった。

最後に「琉球官兵」であるが、「琉球官兵」は日僑・琉僑の送還業務のみならず、戦後市街地の復興にも貢献している。しかし、引揚げ史料にその名が多く記されていない

ためか、これまでほとんど研究対象とはされてこなかった。本稿では琉球官兵の設置経緯や引揚げに関わっていた組織としての実態の解明に迫ってみた。台湾からの日本人の引揚げ順序で旧日本軍人・軍属が最優先であったことは第1章で既述したとおりだが、沖縄への直接帰還を希望する沖縄籍兵らは別措置がとられ、沖縄籍兵だけで部隊を編成し引揚げるまで自活生活を送るようになった。引揚げのため基隆への引揚げ命令が下ると、事情は一変し、旧日本軍人及び一般日僑の引揚げ業務に従事し、その後旧日本軍人の引揚げ業務を引き受けることとなった。しかしながら、彼等の沖縄への帰還は結局、沖縄側の受け入れ体制が整っていないこと等を理由に再び先延ばしされる。その後、台北の台湾総督府跡に移駐し、警備総司令部の区処を受けることになり、「琉球官兵集訓大隊」と命名され、ここに琉球官兵が誕生することとなった。琉球官兵は市内の復興作業（瓦礫の片付けや道路の修理等その業務内容は多岐にわたる）に取り組んだり、物資倉庫等の管理を担当制で行う等、引揚げまで自活生活を送ることになった。その一方で、一部の琉球官兵は先に述べた沖縄僑民総隊と同居生活をする事になり、琉球官兵が給食するなど扶助を施している。沖縄僑民総隊と同居することになってから、「一変して庁舎内は賑やか⁴¹³」となり、両者は度々共にバレーボールや野球などのスポーツ交流や自作の詩文の回覧といった芸術交流も図っていた。

琉球官兵で特筆すべき事項はやはり引揚げ業務に従事していたことだろう。琉球官兵の担った基隆乗船地での引揚げ業務は、①乗船地集中営の設営、②日僑・琉僑に対しての給養、③乗船地の宿営、④検疫に関する業務、⑤携行品の処理に関する業務、⑥乗船地に関する業務、⑦日僑・琉僑の警護、⑧軍隊営内の売店経営、など実に多岐にわたる。証言の内容から、引揚げ業務は滞りの無いよう、必ずその日に定められた便数を時間内に輸送しなければならず、乗船地はせわしかったという。また給食係も輸送船の出航が多い時には一度に多くの引揚げ者の食事を用意しなければならず、夜中から起きて炊き出しをおこなうなど、やはりどの部も多忙を極めていた。毎日、米・中・琉球官兵の代表との間でミーティングが持たれており、琉球官兵はやはり引揚げ業務において欠かせない存在であったことがわかる。本稿では、戦後台湾における琉球官兵の動向の時代区分を試みた。すなわち、①終戦直後～基隆集結命令、②第一次還送業務の従事、③自活生活—沖縄僑民総隊との共同生活—、④日僑の第二次還送業務の従事及び自らの引揚げである。

また、琉球官兵の復員についても若干試論を展開した。通常、軍人は復員証明書を以て民間人に戻れるのだが、琉球官兵には二通の復員証明書が発給されていた。現段階では、他地域でも二通（もしくはそれ以上の）復員証明書が発給されていた事例があったかどうかは定かではないが、少なくとも台湾において二通の復員証明書を有するのは琉球官兵のみである。すなわち、現所属部隊発給の復員証明書と、琉球籍官兵残留隊発給の復員証明書である。琉球官兵として最後まで残った沖縄籍兵は、この琉球官兵残留隊

⁴¹³ 前掲、『琉球官兵顛末記』42頁

の発給した復員証明書を以て、復員したとみていいだろう。琉球官兵が日本軍人でありながら、警備総司令部の区処を受け琉球官兵として活動していたことを勘案すると、やはりこの琉球籍官兵残留部隊の発給した復員証明書は沖縄籍兵の特異さを物語っているといえよう。

本稿では、これら3つの在台沖縄籍民のグループの実態の解明を通して、戦後台湾に取り残された沖縄籍民らがどのような組織を立ち上げ、それらが相互扶助組織として機能していたのか検討を試みた。その一方で、「沖縄籍民」から漏れ落ちた人々の存在にも留意する必要があることも指摘しておきたい。沖縄同郷会連合会は、元々沖縄籍でありながら自己の都合により転籍をした者に対しては沖縄籍民の証明書を発行しなかった。また沖縄僑民総隊に属せず、自ら別の生活の方途を模索していた「台湾人妻」の存在、そうした相互扶助組織の参加に入らなかった女性の存在もまた無視できない事例である。上述した3つの組織は引揚げの際において相互扶助組織として機能はしていたものの、排除した／排除された「沖縄籍」の人々がいたことも留意しなければならない。

なお、図7からも判明するとおり、これら3つの団体のみが沖縄籍民の窮状を鑑み互助していたわけではない。行政長官公署も宮古・八重山の地方自治体も、留台日僑世話役や日僑互助会も、各資料や証言から沖縄籍民を様々な形で支援していたことは、第1章及び3章で述べたとおりである。

日僑と琉僑の引揚げの差異が特に現れるのが、その引揚げ方法と時期であった。そこで、第3章「沖縄籍民の引揚げパターン」では、周辺史資料とインタビューの分析から、引揚げ先（沖縄本島、宮古・八重山）や在台状況（疎開者、生活基盤のある者、沖縄籍兵、ハンセン病患者）により、その引揚げ方法や時期、そして乗船する船の種類が異なることを明らかとした。まず、「ヤミ船」であるが、これは「船舶航行証明証」所持せずに航行していた民間船であると定義した上で、この「ヤミ船」引揚げを行った者のほとんどが日本政府によって強制疎開させられた宮古・八重山から疎開に来た人びとであったことを述べた。なお、一概に「ヤミ船」引揚げと言っても、いくつかの証言から、その実態は「救済」・「営利」といった目的が異なる。さらに「営利目的」の「ヤミ船」はその後「密貿易」へと展開していった可能性もあったことも指摘した。宮古・八重山の自治体によって「派遣船」された「船舶許可証明証」を所持していた引揚げ船のことを「自治体派遣船」と定義したが、自治体派遣船が拿捕されるという事例から、戦後の混沌とした情勢の一側面を見だし、また沖縄同郷会連合会により疎開者の貧窮の様子が伝えられた中華民国政府も、「琉球難民辦法」を制定し、沖縄籍民（特に疎開者）に対し「疎開者帰還船（中華民国派遣船）による引揚げ」を実施していた。疎開者は国の命令で渡台していたわけで、本来であれば日本政府が疎開者を郷里へ引き揚げさせるまで一貫して責務を負っているはずだが、彼等の引揚げは、ヤミ船・郷里の人々（家族や親戚、自治体）、沖縄同郷会連合会、国府によって実施されていた。

「沖縄籍」を有する／かつて有していながら、本土へ引揚げる人々もいた。このタイプは主に①自らの希望で本土（経由）引揚げを行う者、②引揚げの対象となる「沖縄籍民の枠」に入れなかった者である。①のタイプの背景には、民間船や国府派遣船等で宮古・八重山への引揚げが進む中、沖縄本島への引揚げ時期は一向に目処が立たず、沖縄本島への引揚げをあきらめ、この時期にこうした本土へ引揚げた者も少なくなかったことが挙げられる。また、「玉砕」した沖縄への引揚げを不安に思う者もいた。さらに、婚姻関係によって本土引揚げをする者、本土在住の親戚を頼って本土へ揚げる者もあり、沖縄籍民であっても希望すれば本土へ引揚げることが可能であった。ここに、日僑と琉僑を区別した国府のブレが生じるようにも見えるが、そもそも国府としては台湾接收及び復興や引継ぎ業務のため必要な人材のみを留用させる戦後の混沌とした状況の中で、沖縄籍民が自ら本土へ引揚げることを意に介さなかったのである。そして、②のタイプであるが、これは転籍したため合法的に在台できる資格であった沖縄籍民証明書を手に入れることができない、つまり「沖縄籍民の枠外」に置かれた者たちであった。沖縄籍民の引揚げの方法には様々あるが、基本的には自ら選択した方法で引揚げていたが、このタイプのみは、沖縄への引揚げを希望しているにもかかわらず本土へと送還されている。沖縄への引揚げについては、沖縄籍を有するか否かが重要視されていた。

沖縄籍民の沖縄本島への帰還については、中華民国政府主導の引揚げではなく、GHQの意向に沿った引揚げであったことが確認できる。そして沖縄本島引揚げについては、一貫して沖縄同郷会連合会と琉球官兵が協力体制を維持しながら実現していったことが各種手記や証言を通して把握できた。

最後に、注視しなければならない引揚げの一つとして病院船引揚げが挙げられる。これまで病院船について論究した論考はほとんどない。回数も1回のみで、沖縄籍の患者は19名と限定的であり、先行研究乏しいのもこれらの要因があるのだろう。そこで、本稿では、楽生院の院長であった上川豊のハンセン病患者の引揚げ実施への請願書と留台日僑世話役の行政文書、そして実際に病院船で引揚げてきた人物の証言を中心に論を展開した。日本を占拠していたGHQは外地からの引揚げ者により疫病が日本に広がることを恐れていた。その為、ハンセン病患者を含む病を患った者は国府の意向というよりは、GHQの指示により病僑と称された彼等の送還が滞っていた。しかしながら、結核などの病を患った患者は順次病院船で引揚げが実施されることとなった。ハンセン病患者に至っては、敗戦後の混沌とした中で政府による補助も打ち切れ、また精神的拠り所となっていた家族も引揚げ、物心両面において苦境にたたされることになった。沖縄籍の患者自身も沖縄同郷会連合会の本部宛に手紙を送り、助けを請うた。この要請を受けて、医師であり沖縄同郷会連合会の中心メンバーであった當山堅一が楽生院を訪ね、そこにいる「沖縄出身者30人の前で『決して台湾に残して帰ることはない』」と励ましており、院内にも沖縄同郷会連合会の活動が知れ渡っていたことがうかがい知れる。病院船引揚げは、第二次還送の一番最後に実施され、19名の沖縄籍のハンセン病患者が引

揚げた。ハンセン病患者の引揚げについては、引揚げ方法の問題もそうであるが、引揚げてきた患者らを、沖縄側（米軍政府側）が再びどのように「収容」したのかという点にも留意する必要があるだろう。しかし、同じく病院船で引揚げたはずの精神病患者については実態が未解明のままである。

本稿で、マルチ・アーカイバルの手法を用いたことは先に述べたとおりであるが、今一度、証言の有用性について言及してみたい。沖縄では、1970年代に沖縄史料編集室（現：沖縄県教育庁文化財課史料編集班）が、沖縄戦の実情を残しておこうとテープレコーダーを手に、沖縄戦体験者への聞き取り調査を始めた。その成果が『沖縄県史 第9巻（各論編8 沖縄戦記録1）⁴¹⁴』と『沖縄県史 第10巻（各論編9 沖縄戦記録2）⁴¹⁵』として刊行されている。この沖縄戦記録の発刊を皮切りに、各市町村誌史でも沖縄戦体験を始め、移民体験等、当事者への聞き取りと記録取りが始められた。その作業は、現在も続けられている。中には、台湾引揚者の証言を外地での戦争体験として収めている市町村誌史もある。

本稿は、証言を多用して、特に後半は論の展開を進めてきたが、筆者自身は本稿を執筆するに当たり、「人の証言や語りの証拠としての重要性」を強く実感している。体験者から得られた情報が、多くの文字資料を凌駕したり、確信の大きな証左になることがままある。ヒトの移動研究の一事象として位置づけられる台湾引揚げ研究については、史資料と証言を付き合わせる作業が（特に証言を取り入れることが）有用であったと考えられるのである。屋嘉比収は『沖縄戦、米軍占領史を学びなおす—記憶をいかに継承するか⁴¹⁶』で、「体験者との共同作業による『当事者性』をいかに獲得していくか」が大切であるとしている。本稿執筆において、その「当事者性」をどれほど獲得できたか、またはできなかったかは自身では判断はできない。しかしながら、これまでほとんど焦点の当てられてこなかった、沖縄籍民の台湾引揚げの様相が少しでも明らかにすることができたのなら、その「当事者性」が、少しは得られたのかもしれない。

残された課題を数点挙げたい。まず一点目は、本稿では沖縄籍民（特に沖縄本島への引揚げ）の受け入れ側となった米国軍政府の史料を多く扱うことができなかった点である。また、中華民国政府とGHQとの引揚げをめぐる、より具体的な史料を見出すこともできなかった。一部、米中の会議録でGHQの沖縄籍民の対応は確認できたが、より体系的な送還方法や受け入れ体制、またこれまでの研究で指摘された台湾帰りの沖縄籍民の「米軍にとっての有用性」なる人物であるかどうかを確認しうる文書も確認をすることができなかった。それは、今後の課題の一つとして、また継続する研究課題として

⁴¹⁴ 『沖縄県史 第9巻（各論編8 沖縄戦記録1）』（沖縄県教育委員会編集・発行、1971年）

⁴¹⁵ 『沖縄県史 第10巻（各論編9 沖縄戦記録2）』（沖縄県教育委員会編集・発行、1974年）

⁴¹⁶ 屋嘉比収『沖縄戦、米軍占領史を学びなおす—記憶をいかに継承するか—』2009年10月、iii

考えていきたい。二点目に、本文中でも触れたが、「琉球官兵の復員問題」についてである。これは先行研究を確認しなければならないだろうが、果たして、琉球官兵のみが二種類の復員証明書を持っていたのだろうか。旧日本軍人・軍属の引揚げに従事した一部の旧日本軍人にも別の形で復員証明書が発給される事例があったのだろうか。二通の復員証明書を持参する琉球官兵の特異性、これも今後の研究課題のひとつである。そして、三点目であるが、一点目とも共通するが、十分に中華民国側の史料を扱うことができなかつた点である。それは、序章でも述べたが、台湾にある档案管理局には目録上、本稿の検討において必至とみられる文献が幾つか保管されている。しかしながら、マスキング作業に時間がかかっているのかその理由は判然としないが、申請から実際に見られるまで非常に長い年月がかかっている⁴¹⁷。

本稿は、台湾引揚げという沖縄戦後史の空白の一端を埋めるべく、史資料には残ってこなかつた「声」を収集し、台湾における沖縄籍民の引揚げ史を構築する目的で執筆した。最後に、台湾における沖縄籍民の引揚げ体験が、どのように沖縄の戦後復興に貢献していったのかについても少し触れてみたい。南洋群島の引揚げについて研究している今泉裕美子は「南洋群島でくらしただけの人が育んだ技術、意識、人とのつながりが、引揚げ後どのように維持され、戦後日本や地域社会のありようにどのように関係したのか、否かを追求する必要性を指摘⁴¹⁸」しているが、これは台湾引揚げ者においても当てはまるだろう。「琉球処分」が強行され日本の領土の一部となった沖縄県では、本土同様に学歴・職歴の異なる沖縄籍民が「内地人」として新天地「台湾」に続々と入植していく。様々な学歴・職歴の沖縄籍民らが台湾植民地経営に関わり、こうした学歴・職歴の階層が何重にも交錯して台湾における沖縄人社会は形成されていった。台湾において沖縄籍民をまとめる役目を負った「沖縄同郷会連合会」や「沖縄僑民総隊」、「琉球官兵」らのメンバーの中には、帰沖後も各分野で活躍した人々が多い。例えば、沖縄同郷会連合会で理事を務めていた川平朝申は、帰沖後も精力的に活動し、結核予防会の会長等を務め、台湾で教員をしていた屋良朝苗は引揚げ後、復帰運動に携わり、初の公選主席に選出されている。その他にも八重山群島知事となった安里積千代や、琉球政府行政主席となった大田政作など多士済々である。筆者の収集した多くの聞き取り調査からも、台湾引揚げ体験者が、戦後どのような職につき、地域でどのように貢献してきたのか、その一端を垣間見ることができる。戦後、人口の約四分の一の人が外地から沖縄へ引揚げてきており、戦後の復興においては、彼等の貢献が頗る大きかつたことも留意しておきたい。

平成 27 年(2015)10 月 10 日、舞鶴引揚げ記念館収蔵資料のうち 570 点がユネスコ世界

⁴¹⁷例えば、筆者が 2016 年 8 月に閲覧申請した文書について、2017 年 9 月に閲覧許可が下りている。中には 2 カ年経過してやっと閲覧できたというパターンもあるようだ。今後、沖縄籍民の引揚げの実態をより綿密に研究するのであれば、台湾引揚げに関する全ての史料へアクセスする時間の猶予も必要となろう。

⁴¹⁸ 今泉裕美子「南洋群島引揚げ者の団体形成とその活動—日本の敗戦直後を中心として—」『史料編集室紀要』第 30 号、2005 年 3 月、3 頁

記憶遺産に登録された。このことで、民族の大移動とも言える日本の敗戦に伴う日本人の引揚げが世界的にも知られるようになった。沖縄籍民の台湾における引揚げを見てみると、舞鶴の引揚げ記念館とは異なる、引揚げの記憶があることがわかるだろう。そして、この集団の引揚げの「体験」と「記憶」は、戦前と戦後をつなぐ極めて重要な事象であることも忘れてはならない。

参考文献一覧

- 河原功（監修）『台湾引揚者関係資料集』（編集復刻版 全7巻・付録2）不二出版、2011年11月（第1回配本 第1～4巻）・2012年4月（第2回配本 第5～7巻+付録2冊）
- 河原功（監修）『資料集 終戦直後の台湾』（編集復刻版 全3巻）不二出版、2015年5月
- 沖縄県教育委員会「琉球列島の軍政 1945-1950」（Military Government in the Ryukyu Islands, 1945-50）『沖縄県史資料編14、現代2【和訳編】』、2002年2月
- 沖縄県ハンセン病証言集編集総務局『沖縄県ハンセン病証言集 沖縄愛楽園編』沖縄愛楽園自治会、2007年3月
- 沖縄県ハンセン病証言集編集総務局『沖縄県ハンセン病証言集 宮古南静園編』宮古南静園自治会、2007年3月
- 沖縄市企画部平和復興課『インヌミから50年目の証言 沖縄市史資料集5』沖縄市役所、1995年9月
- 沖縄平和祈念資料館『沖縄戦と疎開—引き裂かれた戦時下の家族』2005年10月
- 沖縄平和祈念資料館『平和への証言—体験者が語る戦争』2006年3月
- 奥村芳太郎（編）『在外邦人引揚の記録』毎日新聞社、1971年4月
- 何鳳嬌編輯『政府接收臺灣史料彙編』上・下、國史館、1993年9月
- 河原功監修『台湾引揚・留用記録』（編集復刻版）1～10巻、ゆまに書房、1997年
- 鹿児島引揚援護局『局史／鹿児島引揚援護局』、1947年3月
- 越来小学校創立百周年記念事業期成会『越来小学校創立百周年記念誌 白椿』沖縄市立越来小学校、昭和62年12月
- 具志川市史編さん委員会『具志川市史』第4巻、2002年3月
- 坂田新『台湾軍教育隊』私家版、1985年5月
- 城辺町史編纂委員会『城辺町史』第2巻 戦争体験編 城辺町役場、1996年3月
- 厚生省引揚援護局
 - ・『旧舞鶴地方引揚援護局』厚生省、1961年3月
 - ・『博多引揚援護局』厚生省、1947年9月
- 財団法人沖縄県文化振興会 公文書管理部史料編集室『沖縄県史 資料編20 軍政活動報告（和訳編）現代4』、沖縄県教育委員会、2005年3月
- 佐世保引揚援護局『佐世保引揚援護局史』上・下巻、佐世保引揚援護局情報係、1951年3月
- 台湾引揚研究会（編）『歴史としての台湾引揚』台北州立樺山小学校33期同期会、2008年10月
- 竹前栄治監修『GHQ指令総集成』巻1～巻15、エムティ出版、1993年12月～1994年1月
- 那覇市企画部市史編集室『那覇市史 市民の戦時・戦後体験記2（戦後・海外編）』資料編 第3巻8、1981年3月
- 平良市編さん委員会『平良市史・第二巻・通史編Ⅱ（戦後編）』平良市役所、1981

年 3 月

○平良市編さん委員会『平良市史・第四巻・資料編近代資料編』平良市役所、1978 年 7 月

○平良市史編さん委員会『平良市史・第五巻・資料編 3 戦後新聞集成』平良市役所、1976 年

○読谷村史編集委員会『読谷村史』第 5 巻資料編 4 戦時記録 上巻、読谷村役場、2002 年 3 月

○琉球官兵善後連絡部「民国 35 年 6 月 14 日現在人員名簿」1946 年『琉球官兵顛末記』収録

○琉球司令部一軍政府「RYUKYUAN REPATRIATION」1947 年 1 月『インヌミから 50 年目の証言 沖縄市史資料集 5』沖縄市役所、1995 年 9 月収録

○ワトキンス文書刊行委員会『沖縄戦後初期占領資料』巻 1～100、解題・総目次、緑林堂書店、1994 年 5 月

論文

○浅野豊美

・「折りたたまれた帝国—戦後日本における『引揚』の記憶と戦後的価値」、細谷千博・入江昭・大芝亮（編）『記憶としてのパールハーバー』ミネルヴァ書房、2004 年

・「米国施政権下の琉球地域への引揚—折りたたまれた帝国と重層的分離」『社会科学研究』第 26 巻 第 1 巻、2005 年

・「南洋群島からの沖縄人引揚と再移住をめぐる戦前と戦後」『南洋群島と帝国・国際秩序』慈学社、2007 年

○赤嶺守

・「戦後中華民国における対琉球政策：1945 年～1972 年の琉球帰属問題を中心に」『東亜海域與臺灣：慶祝曹永和院士九十壽誕國際學術研討會』中央研究院台灣史研究所、中央研究院人文社會科學研究中心、國立臺灣大學歷史系、國立臺灣大學圖書館、2010 年 10 月

・「戦後中華民国における対琉球政策 —1945 年～1972 年の琉球帰属問題を中心に」『日本東洋文化論集』（琉球大学法文学部紀要 第 19 号、2013 年

○阿部安成／加藤聖文

・「『引揚げ』という歴史の問い方（上）」『彦根論叢』第 348 号、滋賀大学経済学会、2004 年 5 月

・「『引揚げ』という歴史の問い方（下）」『彦根論叢』第 349 号、滋賀大学経済学会、2004 年 7 月

○伊佐眞一

・「戦後台湾における『沖縄籍民』資料について」『琉球官兵顛末記—沖縄出身官兵等の台湾引揚げ記録』、台湾引揚げ記刊行期成会、1986 年 12 月

○石川誠人

・「マルチ・アーカイブと東アジアの冷戦—「大陸反攻」から台湾を見つめる」『明日の東洋学 東京大学東洋文化研究所附属東洋学研究情報センター報』第23号、東京大学東洋文化研究所附属東洋学研究情報センター、2010年、3月

○伊敷勝美

・「引揚げと収容所からの出発」『浦添市立図書館紀要』No.12、浦添市教育委員会、2001年3月

○今泉裕美子

・「南洋群島引揚げ者の団体形成とその活動—日本の敗戦直後を中心として」『史料編集室紀要』第27号、2002年3月

・「南洋群島引揚げ者の団体形成とその活動—日本の敗戦直後を中心として」『史料編集室紀要』第30号、2005年3月

○上地晶子

・「戦後台湾における日本人の引揚げと「琉僑」の存在—『政府接收臺灣史料彙編』収録史料を中心に」琉球大学人文社会科学研究所、修士論文、2009年3月

○浦崎成子

・「「日本植民地化における女子労働」—台湾出稼ぎ女中をめぐる」『沖縄・八重山研究会会報』37、1994年6月

○大城貞俊

・「機関誌『愛楽』に登場する表現者たち—「沖縄ハンセン病文学」研究」『琉球大学言語文化論叢』第8号、琉球大学言語文化研究会、2011年3月

○恩河尚

・「戦後沖縄における引き揚げの歴史的背景とその意義」『東アジア近代史』第10号、ゆまに書房、2007年3月

○何義麟

・「戦後在台琉球人之居留與認同」『国史館學術集刊』第18期、2008年

○加藤陽子

・「敗者の帰還—中国からの復員・引揚げ問題の展開」『終戦外交と終戦構想 国際政治109号』日本国際政治学会、有斐閣、1995年5月

○金戸幸子

・「1930年前後の八重山女性の植民地台湾への移動を促したプル要因—台湾における植民地的近代と女性の職業の拡大をめぐる」(琉球大学移民センター『移民研究』第3号、2007年3月)

○許育銘「戦後留台日僑的歴史軌跡—關於—渋谷事件及二二八事件中日僑的際遇」『東華人文學報』第7期、東華大学人文社会科学学院、2005年7月

○城本るみ

- ・「台湾のハンセン病政策に関する覚書：楽生療養院設立の時代的背景」『人文社会論叢 社会科学篇』(26)、2011年8月、101～124頁
- ・「台湾の戦後混乱期と楽生療養院：1950～1960年代を中心として」『人文社会論叢 社会科学篇』(30)、2013年8月、93～125頁
- 芹澤良子
 - ・「日本統治記台湾におけるハンセン病対策—台湾総督府と私立ハンセン病療養所の関係から」『「対話と深化」の次世代女性リーダーの育成：「魅力ある大学院教育」イニシアティブ Vol. 平成18年度活動報告書：シンポジウム編』2007年3月、169～173頁
- 富山一郎
 - ・「同郷人団体の政治行動—沖縄人連盟の分析」、『社会科学』同志社大学人文科学研究所、1989年3月
- 陳幼鮭
 - ・「戦後日軍日僑在台行蹤的考察（上）」『臺灣史料研究』第14号、呉三連臺灣史料基金會、1999年12月
 - ・「戦後日軍日僑在台行蹤的考察（下）」『臺灣史料研究』第15号、呉三連臺灣史料基金會、2000年6月
 - ・「戦後日軍日僑在台行蹤的考察 附録：戦後初期日軍日僑在臺記事年表」『臺灣史料研究』第16号、呉三連臺灣史料基金會、2000年12月
- 朱徳蘭「基隆社寮島の沖縄人集落（1895—1945）」上里賢一ほか編『東アジアの文化と琉球・沖縄』（彩流社、2010年4月）
- 泉水英計「在台湾沖縄人引揚に関する覚書—日米同時代報告の結節点」『Project paper』第25巻、神奈川大学 国際経営研究所、2012年3月
- 成田龍一『「引揚げ」と「拘留」』『岩波講座 アジア・太平洋戦争 4 帝国の戦争経験』岩波書店、2006年2月
- 西村一之「台湾東部における漁撈技術と「日本」—近海カジキ突棒漁の盛衰のなかで（特集=台湾における日本認識）」『アジア・アフリカ言語文化研究』71号（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、2006年3月）
- 野入直美
 - ・「植民地台湾における沖縄出身者—引揚者在外事実調査票から見えてくるもの」蘭信三（編）『アジア遊学』（勉誠出版、2011年8月）
 - ・「沖縄における台湾引揚者の特徴—引揚者在外事実調査表と県・市町村史の体験記録を中心に」蘭信三（編）『帝国以後の人の移動—ポストコロニアリズムとグローバルリズムの交錯点』（勉誠出版、2013年12月）
 - ・「沖縄引揚者の「外地」経験：市町村氏の体験記録を中心に」『移民研究』9号（沖縄移民研究センター、2013年9月）

- 范燕秋「臺灣的美援醫療、防癩政策變動與 患者人權問題，1945 至 1960 年代」『臺灣史研究』中央研究院臺灣史研究所 第十六卷第四期、2010 年、115～160 頁
- 松田ヒロ子
 - ・「植民地台湾における沖縄系移民のエスニシティ：「沖縄人」をめぐる葛藤と実践（〈特集〉台湾をめぐる境域）」『白山人類学』第 14 号（白山人類学研究会、2011 年 3 月）
 - ・「近代沖縄の医療と台湾：沖縄県出身者の植民地医学校への進学（特集 沖縄における引揚体験の記憶と意味の構築：台湾、満洲、フィリピンを中心に）」『移民研究』（琉球大学移民研究センター、2013 年 9 月）
 - ・「植民地台湾から米軍統治下沖縄への「帰還」」『文化人類学』第 80 号 4 卷（特集 帰還現象から移民研究の諸概念を問い直す）（日本文化人類学会、2016 年 3 月）
- 松田良孝「台湾沖縄同郷会連合会の実態と今後の課題：「台湾疎開」に焦点を当てて（〈特集〉台湾をめぐる境域）」『白山人類学』14 号、2011 年
- 水田憲志
 - ・「日本植民地化の台北における沖縄出身『女中』」『史泉』関西大学史学・地理学会 第 98 号、2003 年
 - ・「沖縄県からの台湾への移住—第 2 次世界大戦前における八重山郡出身者を中心として」『地理学の諸相—実証の地平』関西大学文学部地理学教室、1998 年 3 月
- 森川恭剛「琉球政府のハンセン病隔離政策」『琉大法学』第 72 号、200 年 9 月
- 楊子震「帝国日本の崩壊と国民政府の台湾接收：戦後初期日台関係における脱植民地化の「代行」」（筑波大学博士学位論文、平成 24 年 3 月 23 日授与）
- 琉球大学法文学部社会学研究室『沖縄における台湾引揚者の生活史』1999 年社会学実習 I・II 報告書 琉球大学法文学部社会学専攻、2000 年 2 月

書籍等

- 安里積千代『一粒の麦 80 年の回顧米軍施政下の四半世紀』民主党沖縄連合会、1983 年
- 蘭信三『帝国崩壊とひとの再移動—引揚げ、送還、そして残留—』、【アジア遊学】2011 年 9 月
- 安藤正『あゝ台湾軍』（台湾会、1983 年 5 月）
- 石垣市史編纂室『市民の戦後体験記録第 1 集—あのころわたしは』石垣市役所、1983 年 1 月
- 石垣市史編纂室『市民の戦後体験記録第 2 集—あのころわたしは』石垣市役所、1984 年 4 月
- 石原昌家『戦後沖縄の社会史—軍作業・戦果・大密貿易の時代』ひるぎ社、1995 年 8 月
- 田畑光永・原田克子（編）『記録・引揚 70 周年 記念の集い—満州、樺太、朝鮮、台湾から』（一般社団法人国際善隣協会、2017 年 5 月）
- 今泉裕美子・柳沢遊・木村健二『日本帝国崩壊期「引き揚げ」の比較研究—国際関係と地域の視点から—』日本経済評論社、2016 年 6 月

- 浦崎康華『沖縄戦とその前後』共栄印刷株式会社、1977年2月
- 大田静男
 - ・『八重山の戦争』南山舎、1996年8月
 - ・『八重山戦後史』ひるぎ社、1985年1月
- 大田政作
 - ・『思い出を随筆にのせて』（中央印刷株式会社、1970年3月）
- 奥野修司
 - ・『ナツコ：沖縄密貿易の女王』文藝春秋、2005年4月
- 小倉兼治『瀬戸のあけぼの』私家出版、1959年
- 川満信一（編）『新沖縄文学』60号、沖縄タイムス社、1984年
- 川平朝申
 - ・「わが半生の記」6『沖縄春秋』11号沖縄春秋社、1974年6月
 - ・「わが半生の記」7『沖縄春秋』12号沖縄春秋社、1974年8月
 - ・「わが半生の記」8『沖縄春秋』13号沖縄春秋社、1974年10月
 - ・「わが半生の記」9『沖縄春秋』14号沖縄春秋社、1975年1月
 - ・「わが半生の記」10『沖縄春秋』15号沖縄春秋社、1975年3月
 - ・「わが半生の記」11『沖縄春秋』16号沖縄春秋社、1975年月
 - ・「わが半生の記」12『沖縄春秋』17号沖縄春秋社、1975年月
- 川平成雄『沖縄 空白の一年 1945-1946』吉川弘文館、2011年2月
- カール・ソルバーク著／高城肇訳『決断と異議—レイテ沖のアメリカ艦隊勝利の真相—』1999年8月
- 丘宏立『關於中國領土的國際法問題論集』臺灣商務印書館、1975年4月
- 厚生省援護局『引揚げと援護の歩み』（株）ぎょうせい、1978年
- 厚生省20年史編集委員会『厚生省20年史』厚生省創立20周年記念事業実施委員会、1960年7月
- 財団法人台湾協会『台湾引揚史—昭和20年終戦記録—』財団法人台湾協会、1982年12月
- ジョージ・H・カー著・蕭成美訳『裏切られた台湾 Formosa Betrayed』前衛出版社、1991年
- 朱徳蘭『台湾史與海洋史14 台湾沖縄交流史論集』曹永和文教基金会、2016年4月
- 台湾引揚記編集委員会『琉球官兵顛末記』台湾引揚記刊行期成会、1986年12月
- 潘佩君「楽生療養院入所者の転居問題—ハンセン病患者の人生経験から語る」『国立ハンセン病資料館研究紀要』第1号、国立ハンセン病資料館、2010年3月、44～65頁
- 星名宏修「第一章「植民地は天国だった」のか」『植民地を読む—『鷹』日本人たちの肖像』法政大学出版会、2016年
- ポール・トンプソン著・酒井順子訳『記憶から歴史へ：オーラル・ヒストリーの世界』青木書店、2002年
- 又吉盛清『日本植民地下の台湾と沖縄』沖縄あき書房、1990年10月
- 松下仁『石原雅太郎傳』石原雅太郎氏顕彰会、1963年8月
- 松田良孝『台湾疎開—「琉球難民」の1年11ヶ月—』南山舎、2010年6月
- 丸山芳登『日本領時代に遺した台湾の医事衛生業績』私家出版、1957年

- 三木健『「八重山合衆国」の系譜』南山舎、2010年6月
- 屋良朝苗『屋良朝苗回顧録』朝日新聞社、1977年6月
- 與儀清『台湾の寶庫と沖縄縣』著者発行、1932年12月
- 与那原恵『美麗島まで—沖縄・台湾家族をめぐる物語—』筑摩書房、2010年2月
- 歴史学研究会『オーラル・ヒストリーと体験史—本多勝一の仕事をめぐる—』青木書店、1989年6月
- 林天祐『雙冬疏散學園繪卷』（台北市立教育大学、2009年2月）
- 若槻泰雄『戦後引揚げの記録』時事通信社、1991年12月

新聞・雑誌・図録等

- 「南航紀程（2）臺北の饗宴」『大阪朝日新聞』1896（明治29）年7月2日
- 「みやこ新報」『占領期・琉球諸島新聞集成』第2巻 みやこ新報①
- 「台湾新生報」
- 『舞鶴引揚記念館図録』舞鶴引揚記念館、2009年5月